大牟田市の保健福祉

平成２０年版

大 牟 田 市 保 健 福 祉 部

はじめに

近年の急速な少子高齢化や、核家族化等に伴う家族の機能の変化、地域の連帯感の希薄化など、私たちをとりまく環境が大きく変容する中、誰もが住み慣れた地域の中で、生き生きと安心して生活することができるような基盤を整備していくことが求められています。

そのため、本市では市民の健康と福祉の向上のために、予防対策や自立支援などの保健福祉施策を展開するとともに、地域を主体とする支え合いや助け合いといった地域福祉の推進に努めています。

本市では平成 20 年 4 月 1 日現在、65 歳以上の人が全人口に占める割合である高齢化率が 28.7%に達し、全国を 10 年先行した高齢社会を迎えています。

このような中、高齢者福祉においては、高齢になってもできる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、小規模かつ多様な「地域密着型サービス」を推進しており、その中で地域に暮らす高齢者が気軽に集まることのできる居場所として平成 19 年度末までに市内 27 ヶ所の介護予防拠点・地域交流施設を整備しました。

児童福祉においては、地域における子育て支援のため、子育て中の親子が交流したり子育てに関する悩みなどを相談したりできる「つどいの広場」を常設で開設し、1 周年を迎えた平成 19 年度は利用者が延べ 1 万人を超えました。また、赤ちゃんが生まれた家庭を民生委員・児童委員や主任児童委員が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を平成 19 年度に開始し、地域の中で子どもたちを見守り子育て家庭を応援する取り組みを始めています。

一方、一人暮らし高齢者や障害者、妊産婦など大規模災害が発生した際に支援を必要とする人々が、誰も孤立することなく地域の中で支援を受けられるよう、現在「大牟田市災害時等要援護者支援制度」の構築に取り組んでおり、その制度において日頃から近隣で見守り助け合うといった「住民同士の支え合い」のある地域社会づくりを目指しています。

このような地域で支え合う関係づくりを支援するとともに、市民の皆様にきめ細かな保健・福祉サービスを提供できるよう、今後も関係機関・団体と連携しながら保健・福祉分野の各施策に全力で取り組んで参る所存です。

最後になりましたが、本書は平成 19 年度の本市の保健福祉施策の概要と統計、その他の参考資料をまとめたものです。本書がより多くの方々に活用され、市民の皆様の健康と福祉の向上に寄与することができれば幸いに存じます。

平成 20 年 12 月

保健福祉部長　平塚　充昭

大牟田市の保健福祉

平成２０年版

目　　次

第1章　大牟田市の保健福祉行政の現状

1　大牟田市の地形と環境　1
2　大牟田市保健福祉部組織機構図　2
3　職種別職員数　3
4　大牟田市事務分掌規則（抄）　4
5　平成19年度一般会計決算額（歳出）　6
6　平成 19年度保健福祉部決算額（歳出）　7
7　協議会等の設置状況　9

第2章　大牟田市の保健福祉事業の概要

第1節　地域福祉　11
1　地域福祉活動の推進　11
（1）　地域福祉計画の推進　11
2　社会福祉協議会　11
（1）　社会福祉協議会への支援　11
3　民生委員・児童委員　12
（1）　民生委員・児童委員の活動　12
（2）　民生委員推薦会　13
4　大牟田市福祉振興基金　14

第2節　高齢者福祉　15
1　長寿社会対策　15
（1）　老人保健福祉計画・介護保険事業計画の推進　15
（2）　高齢者意識実態調査の実施　15
（3）　地域密着型サービス拠点等の整備　16
（4）　長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）の開催　17
（5）　いきいき大牟田長寿のまち憲章啓発　17
（6）　人生トライアスロン金メダル事業　17
2　高齢者福祉施策　18
（1）　養護老人ホーム入所措置　18
（2）　介護予防住宅リフォーム事業　18
（3）　日常生活用具給付等事業　19
（4）　老人福祉電話貸与事業　19
（5）　緊急通報システム事業　19
（6）　在日外国人高齢者福祉手当　20
（7）　老人クラブへの助成　20
（8）　老人クラブ生きがいと健康づくり事業　20
（9）　マネジメント支援事業　21
（10）　老人福祉センター　21

第3節　介護保険　23
1　介護保険　23
（1）　介護保険法　23
（2）　介護保険円滑化特別対策事業　26
①　障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業　26
②　社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業　26
（3）　地域包括支援センターの運営　27
①　地域とのネットワークづくり　27
②　総合相談支援・権利擁護事業　28
③　ケアマネジャー支援事業　28
④　介護予防ケアマネジメント　29
⑤　大牟田市地域包括支援センター運営協議会　30
（4）　介護予防・相談センターの運営　30
（5）　介護予防事業及び任意事業の推進　31
①　介護予防事業（特定高齢者向け事業）　31
②　介護予防事業（一般高齢者向け事業）　33
③　任意事業　34
（6）　介護用品給付サービス事業（紙おむつ給付）　34
（7）　介護費用適正化事業　34
（8）　制度の適正運営等の取組み（あんしん介護創造事業）　35
（9）　地域認知症ケアコミュニティ推進事業　35
①　認知症コーディネーターの育成　35
②　地域交流拠点等における早期発見・相談事業の拡充と効果検証　35
③　地域密着型サービスにおける市独自基準の研究　36
④　世代間交流・多分野交流による「認知症の人とともに暮らす地域づくり」のニーズ研究　36
（10）　大牟田市介護給付費準備基金　36

（11） 制度の周知 37
①“人・心・まちづくり”大牟田＆
＆アジアフォーラムの開催 37
②その他 37
（12） 相談・苦情への対応 37
（13） 情報開示の状況 37

第4節　児童福祉・母子保健 38
1 次世代育成支援行動計画推進 38
（1） 次世代育成支援行動計画推進事業 38
2 子育て支援事業 38
（1） 乳幼児医療費助成 38
（2） 児童手当給付 39
（3） 児童扶養手当給付 39
（4） 母子生活支援施設運営事業 40
（5） 助産施設 41
（6） 児童家庭相談室の設置 41
（7） 子ども支援ネットワーク事業 41
3 母子及び寡婦福祉 42
（1） 母子及び寡婦福祉資金の貸付 42
（2） 福岡県母子福祉協力員 43
（3） 母子家庭等医療費助成事業 43
（4） 母子家庭等日常生活支援事業 44
（5） 高等職業訓練促進給付事業 44
4 保育事業 45
（1） 公立保育所管理運営・私立保育所運営
支援事業 45
（2） 養護児（障害児）保育事業 45
（3） 一時保育事業 46
（4） 延長保育事業 46
（5） つどいの広場・子育て支援センター事業 46
（6） 子育て短期支援事業 47
（7） 乳幼児健康支援一時預かり事業 48
（8） ファミリー・サポート・センター事業 48
（9） 放課後児童健全育成事業（学童保育） 48
5 母子医療事業 50
（1） 未熟児養育医療 50
（2） 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等
療養援護 50
（3） 育成医療 50
（4） 小児慢性特定疾患医療 51
（5） 不妊治療費助成事業 51
6 母子健康診査事業 52
（1） 妊婦健康診査 52
（2） 乳幼児健康診査 52
（3） 乳幼児経過観察健診 53
7 母子保健指導事業 53
（1） 母子保健指導（健康相談） 53
（2） 母子保健健康教育 54
（3） 訪問指導 55
8 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業 55
（1） 歯科健康診査 55
（2） 歯科保健指導・相談事業 56

第5節　障害者（児）保健・福祉 57
1 障害者手帳 57
（1） 身体障害者手帳交付 57
（2） 療育手帳交付 58
（3） 精神障害者保健福祉手帳交付 58
（4） 福祉制度一覧表 59
2 障害者福祉施策 61
（1） 障害者自立支援法に基づく障害程度
区分認定 61
（2） 障害者自立支援法に基づく介護給付 61
（3） 障害者自立支援法に基づく訓練等給付 62
（4） 障害者入所系支援施設の決定状況 63
（5） 補装具の交付及び修理状況 63
（6） 更生医療の給付 64
（7） 相談支援事業 64
（8） 移動支援事業 65
① 移動支援事業 65
② 身体障害者外出援助サービス事業 65
（9） コミュニケーション支援事業 65
（10） 地域活動支援センター事業 66
（11） 日常生活用具給付事業 66
（12） 日中一時支援事業 67
（13） 福祉ホーム事業 67
（14） 社会参加促進事業 68
（15） 訪問入浴サービス事業 68
（16） 更生訓練費支給事業 68
（17） 巡回相談の状況 69
（18） 配食サービス事業 69
（19） 福祉タクシー料金助成事業 69
（20） 身体障害者相談員・知的障害者相談員 70

（21） 在日外国人障害者福祉手当 71
（22） 大牟田市障害者等文化体育施設（サン・アビリティーズおおむた）の利用状況 71
（23） 心身障害者（児）扶養共済制度掛金扶助 71
（24） 心身障害者共同作業所運営費補助 72
（25） 小規模通所授産施設運営費補助 72
（26） 重度心身障害者医療 73
（27） 特別障害者手当等 73
（28） 特別児童扶養手当 74
3 精神保健福祉 74
（1） 精神保健福祉相談・訪問事業 74
（2） 精神障害者社会復帰事業（デイケア） 75
（3） 精神障害の広報啓発事業 75

第6節 社会・勤労者福祉 77
1 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護 77
（1） 戦傷病者、戦没者の遺族等の援護 77
（2） 戦没者、戦災死没者追悼式 77
（3） 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護 77
2 災害弔慰金 78
（1） 災害弔慰金支給等 78
（2） 災害見舞金等 79
3 日本赤十字社事業 79
（1） 日本赤十字社社資募集 79
（2） 各種講習会の普及 80
（3） 災害救護活動 80
（4） 血液事業の推進 80
4 勤労者福祉 81
（1） 勤労者福祉対策 81
① 労働相談 81
② 労働事情調査と情報提供 81
③ 育児等退職者就業相談（県との共催） 81
④ 労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業 81
（2） 勤労者融資機関に対する措置 81
（3） 雇用対策 82
① 大牟田市雇用問題協議会 82
② 広域的雇用対策 83
③ 雇用促進等のための助成 83
④ 勤労者福祉施設の管理及び連絡調整 83
（4） 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業 83
（5） 大牟田市労働福祉会館運営 84

第7節 生活保護 85
1 生活保護 85
（1） 生活保護事業 85
① 生活保護の概要 85
② 生活保護の動向 85
（2） 自立支援プログラムに基づく就労支援事業 87
① 大牟田市被保護者就労支援事業 87
② 生活保護受給者等就労支援事業 87

第8節 健康増進と疾病対策 88
1 健康づくり啓発事業 88
（1） 健康づくり啓発事業 88
（2） 大牟田地域健康推進協議会委託事業 89
2 生活習慣病対策（栄養改善対策事業） 89
（1） 栄養教育・栄養改善指導（施設指導含む） 89
3 生活習慣病対策（成人保健事業） 90
（1） 健康相談事業 90
（2） 健康教育事業 90
（3） 訪問指導事業 91
（4） 各種健康診査事業 91
4 歯科保健推進事業（母性及び乳幼児に係るものを除く） 92
（1） 成人歯科保健事業 92
（2） 歯の衛生週間関連事業 92
5 難病対策（特定疾患医療受給申請業務） 93
6 結核対策事業 94
（1） 結核健康診断事業 94
（2） 健康相談事業 94
（3） 医療費の状況 95
（4） 新登録結核患者数の状況 95
7 感染症対策事業 96
（1） 感染症の届出状況 96
（2） HIV抗体検査・エイズ相談 96
（3） 性感染症予防（梅毒血清反応検査） 97

８　予防接種事業　97
９　公害補償　98
（１）　公害健康被害認定状況　98
（２）　補償給付等の支給状況（療養の給付を除く）　99
（３）　療養の給付・療養費の支給状況　100
（４）　保健福祉事業　100
（５）　健康被害予防事業　101

第9節　生活衛生　103
１　食品・生活衛生　103
（１）　食品取扱施設の衛生対策　103
（２）　食品の衛生対策　103
（３）　衛生講習会　103
（４）　生活衛生関連施設の衛生対策　104
（５）　プールの衛生対策　104
（６）　衛生害虫相談　104
２　医事・薬事関係事業　105
（１）　医療施設等監視・指導　105
①　医療施設等監視・指導　105
②　医療従事者の免許申請受付　106
（２）　休日急患対策事業　106
（３）　薬事施設監視・指導　107
（４）　薬物乱用防止　108
（５）　不正大麻・けし撲滅運動　108
３　動物管理センター　109
（１）　狂犬病予防法及び野犬対策　109
（２）　動物愛護法関係　110
（３）　動物愛護事業　110
４　葬斎場　111
（１）　大牟田市葬斎場管理運営事業　111
５　試験検査　112
（１）　微生物・臨床検査　112
（２）　食品衛生検査　112
（３）　環境衛生検査　113
（４）　環境保全・廃棄物関連検査　113

第10節　人権の尊重　114
（１）　啓発活動の推進　114
（２）　啓発組織と連携した啓発活動　114
（３）　人権の法制度確立に向けた取り組み　115
（４）　人権擁護に関する業務　115
（５）　関係団体等への補助金の支出　115

第11節　関連団体　116
１　財団法人大牟田市雇用開発センター　116
２　社団法人大牟田市シルバー人材センター　121
３　社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会　124

第3章　統　計　資　料

１　大牟田市の人口　138
（１）　大牟田市の人口の推移　138
（２）　校区別人口（住民基本台帳人口）　139
（３）　年齢（5歳階級）男女別人口　140
（４）　大牟田市の人口ピラミッド　140
２　人口動態統計　141
（１）　本統計で用いている率の算出方式　141
（２）　平成19年の大牟田市の人口動態概要　142
（３）　平成19年人口動態総覧　143
（４）　人口動態の推移　144
（５）　出生統計　146
（６）　グラフでみる死亡統計　150
（７）　死亡統計　152
（８）　死産統計　159
３　保健統計　161
（１）　人工妊娠中絶者患者年齢別状況　161
（２）　医療施設関係資料　162
（３）　医療施設数と従事者　163
（４）　病院における入院及び外来患者数　166
４　生活保護統計　167
（１）　被保護世帯・人員及び保護率の推移　167
（２）　労働力類型及び世帯類型　168
（３）　保護決定状況　169
（４）　保護の開始及び廃止の理由　170
（５）　被保護者人員・年齢別構成　171
（６）　家賃・間代等の状況　171
（７）　生活扶助基準の年次推移　172
（８）　扶助別生活保護費支給状況　173

第4章　参　考　資　料

1　大牟田市保健所の沿革　174
2　関係団体名簿　186
3　社会福祉施設等一覧　188
（1）　児童福祉施設　188
①　助産施設　188
②　乳児院　188
③　母子生活支援施設　188
④　養護施設　188
⑤　保育所　188
⑥　学童保育所　189
⑦　知的障害児施設　189
⑧　知的障害児通園施設　190
⑨　重症心身障害児施設　190
⑩　児童遊園　190
（2）　老人福祉施設　190
①　養護老人ホーム　190
②　軽費老人ホーム　191
③　ケアハウス　191
④　老人福祉センター　191
（3）　障害者福祉施設　191
①　障害者支援施設　191
②　療養介護施設　191
③　身体障害者授産施設（旧法指定施設）　191
④　知的障害者更生施設（旧法指定施設）　192
⑤　知的障害者授産施設（旧法指定施設）　192
⑥　知的障害者通勤寮（旧法指定施設）　192
⑦　共同生活援助（グループホーム）　192
⑧　共同生活介護（ケアホーム）　192
⑨　福祉ホーム　192
（4）　精神障害者社会復帰施設　193
①　生活訓練施設（援護寮）　193
②　精神障害者授産施設　193
③　精神障害者福祉ホーム　193
4　介護保険施設一覧　194
（1）　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　194
（2）　介護老人保健施設　194
（3）　介護療養型医療施設　195
5　地域密着型サービス事業所一覧　195
（1）　夜間対応型訪問介護　195
（2）　認知症対応型通所介護　196
（3）　小規模多機能型居宅介護　196
（4）　認知症対応型共同生活介護　197
（5）　地域密着型特定施設　198
（6）　地域密着型介護老人福祉施設　198
6　介護予防拠点・地域交流施設一覧　199
7　救急医療関係施設一覧　201
8　相談機関・窓口一覧　201
（1）　保健所で行っている相談　201
（2）　障害福祉や悩み事などの相談　202
（3）　高齢者の保健福祉サービスや家庭介護に関する相談　202
（4）　子どもの相談　203
（5）　健康・医療の相談　203
（6）　仕事・就労の相談　203

第1章　大牟田市の保健福祉行政の現状

１　大牟田市の地形と環境

（１）大牟田市の位置（平成19年4月1日現在）

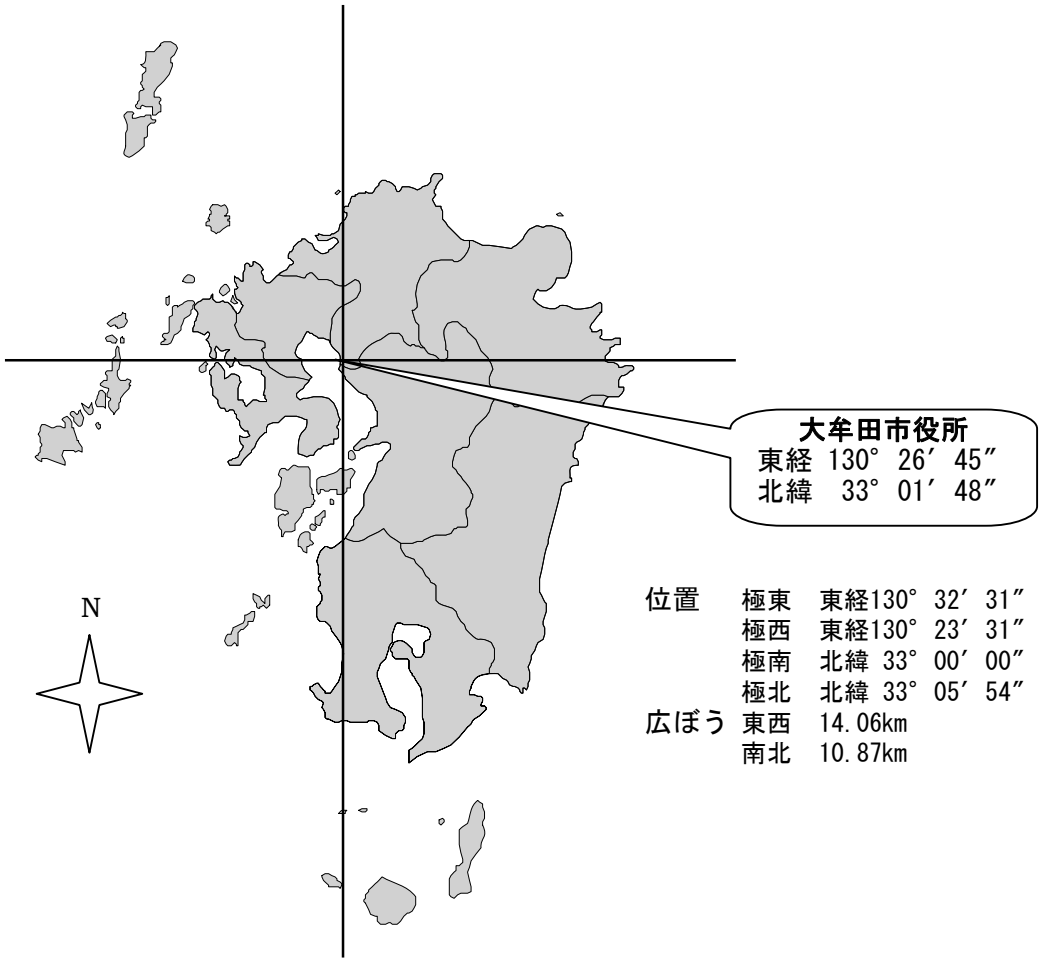

位置	極東	東経130° 32′ 31″	（大字四ケ湯谷）
	極西	東経130° 23′ 31″	（三池港灯台）
	極南	北緯 33° 00′ 00″	（四山町）
	極北	北緯 33° 05′ 54″	（大字上内）
広ぼう	東西	14.06km	
	南北	10.87km	

（２）気温及び降水量（平成19年）

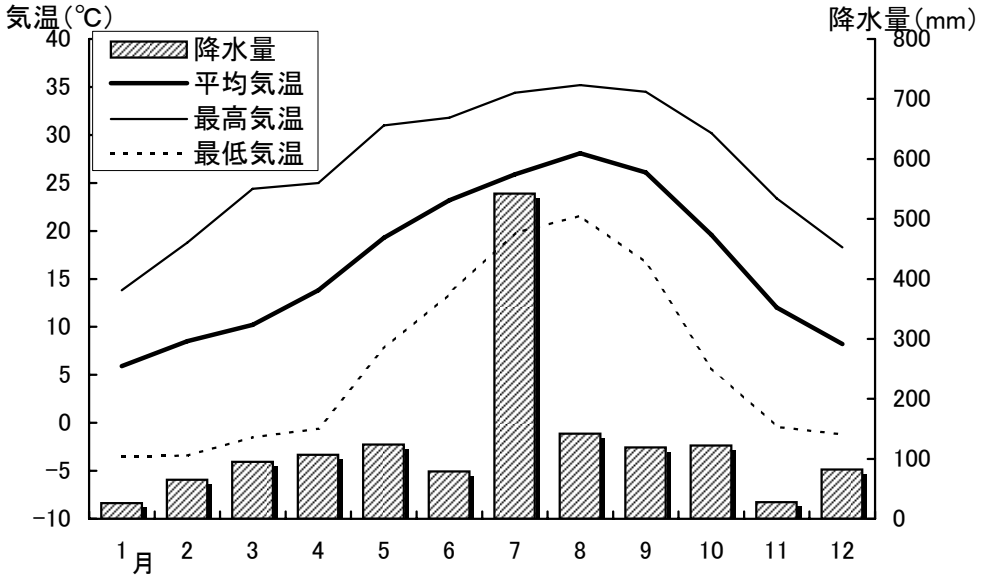

2　大牟田市保健福祉部組織機構図

平成20年5月12日現在（配置人員197人）
雇用開発センター及び社会福祉協議会除く

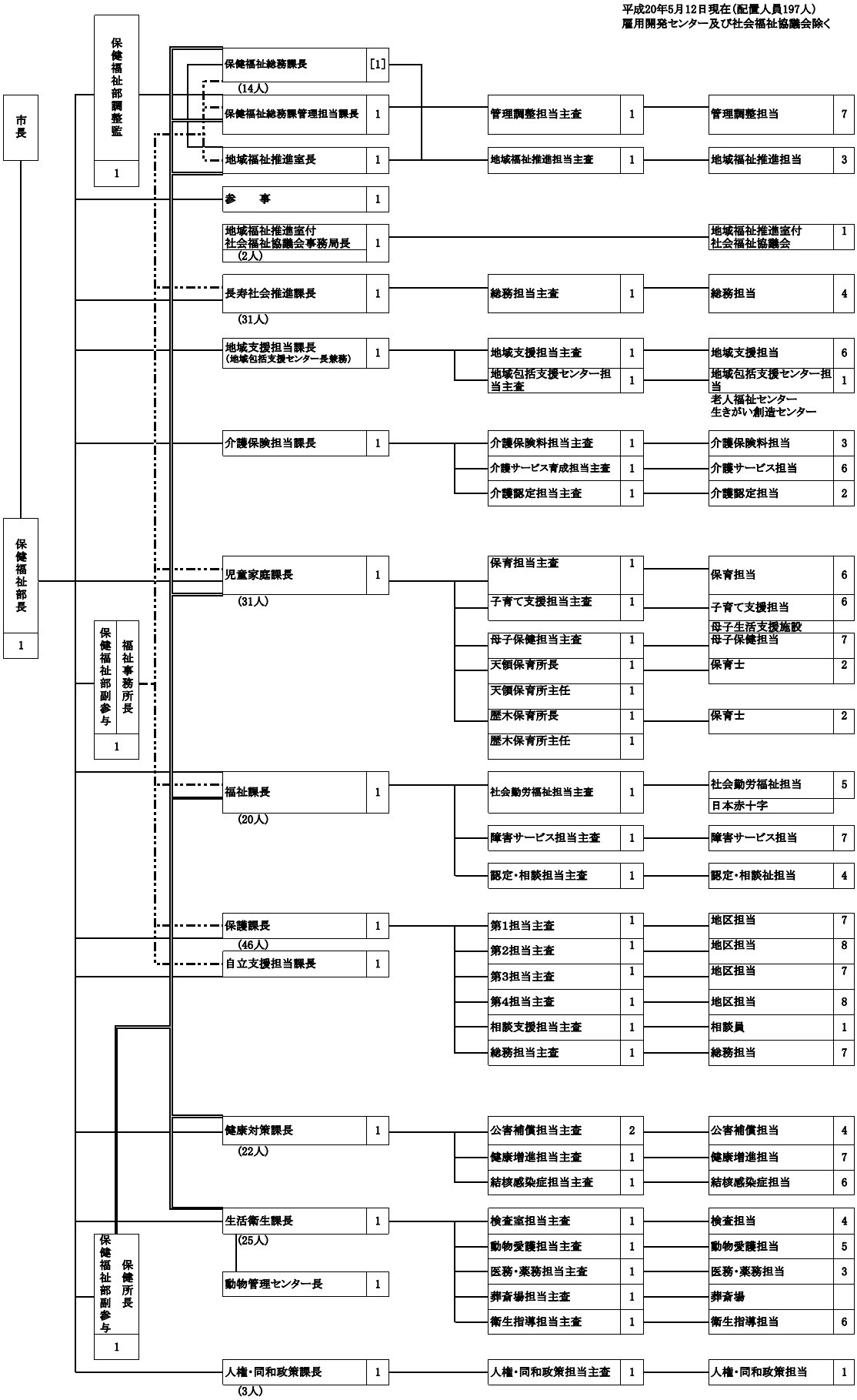

※ ‐・‐・‐ は、福祉事務所の機構を表す。
※ ═══ は、保健所の機構を表す。

職員数については配置人員で記載。
［　］は兼務を示す。

3 職種別職員数

平成20年5月12日現在

職種 / 所属課	医師	薬剤師	獣医師	診療放射線技師	化学検査技師	臨床検査技師	管理栄養士	歯科衛生士	保健師	建築士	事務職員	技術職員	計
保健福祉部長											1		1
保健福祉部調整監											1		1
保健福祉部副参与兼 大牟田市保健所長	1												1
保健福祉部副参与兼 大牟田市福祉事務所長											1		1
保健福祉部参事											1		1
保健福祉総務課											9		9
地域福祉推進室											5		5
長寿社会推進課									3	1	27		31
児童家庭課								1	5		25		31
福祉課									3		17		20
保護課											46		46
健康対策課				3			2	(1)	4		13		22 (1)
生活衛生課		5	2		3	2	1				7	5	25
人権・同和政策課											3		3
計	1	5	2	3	3	2	3	1 (1)	15	1	156	5	197

※職員数については、配置人員で記載

※（　）は兼任で内数

４ 大牟田市事務分掌規則（抄）

平成10年10月1日規則第21号
改正平成19年4月1日規則第2号

保健福祉部
保健福祉総務課
（1） 部内事務の企画管理調整に関すること。
地域福祉推進室
（1） 地域福祉計画の推進に関すること。
（2） 保健、医療及び福祉行政の総合的な企画及び調整に関すること。
（3） 社会福祉審議会に関すること。
（4） 民生委員及び児童委員に関すること。
（5） 社会福祉協議会に関すること。
（6） 保健所運営協議会に関すること。
（7） 人口動態及び国民生活基礎調査に関すること。

長寿社会推進課
（1） 長寿社会対策に関すること。
（2） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に関すること。
（3） 高齢者福祉施設に関すること。
（4） 老人福祉センターに関すること。
（5） 高齢者生きがい創造センターの管理運営に関すること。
（6） 地域包括支援センターに関すること。
（7） 地域支援事業に関すること。
（8） 介護保険市町村特別給付事業に関すること。

地域包括支援センター
（1） 地域包括支援センターの運営に関すること。
（2） 高齢者の保健福祉の相談に関すること。
（3） 介護予防に関すること。

介護保険課
（1） 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
（2） 要介護認定及び要支援認定に関すること。
（3） 介護保険の被保険者の資格及び給付に関すること。

児童家庭課
（1） 児童の福祉及び手当に関すること。
（2） 母子及び寡婦の福祉に関すること。
（3） 乳幼児医療、重度心身障害者医療及び母子家庭等医療に関すること。
（4） 保育所、母子生活支援施設及び助産施設の管理運営に関すること。
（5） 学童保育に関すること。
（6） 母子保健に関すること。
（7） 母性及び乳幼児に係る歯科保健に関すること。
（8） 次世代育成支援行動計画の推進に関すること。
（9） 児童家庭相談室に関すること。

福祉課
（1） 身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）の福祉及び手当に関すること。
（2） 災害弔慰金等の支給に関すること。
（3） 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関すること。

（4） 障害者等文化体育施設に関すること。
（5） 精神保健に関すること。
（6） 日本赤十字社地区業務に関すること。
（7） 勤労者福祉に関すること。
（8） 労働福祉会館の管理運営に関すること。
（9） 雇用開発センターに関すること。
(10) シルバー人材センターに関すること。

保護課
（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）に関すること。
（2） 生活保護証明に関すること。
（3） 生活保護相談に関すること。
（4） 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

健康対策課
（1） 健康づくりの推進に関すること。
（2） 健康相談及び栄養改善に関すること。
（3） 歯科保健（母性及び乳幼児に係るものを除く。）に関すること。
（4） 予防接種に関すること。
（5） 感染症に関すること。
（6） 老人保健事業に関すること。
（7） 原子爆弾被爆者に関すること。
（8） 特定疾患等難病に関すること。
（9） 公害疾病に関すること。
(10) 公共医療事業に関すること。
(11) 公害健康被害認定審査会に関すること。
(12) 感染症診査協議会に関すること。

生活衛生課
（1） 食品衛生及び環境衛生に関すること。
（2） 簡易専用水道に関すること。
（3） 家庭用品の安全に関すること。
（4） 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
（5） 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可に関すること。
（6） 生活害虫等の相談に関すること。
（7） 地域衛生活動の推進に関すること。
（8） 医務及び薬務に関すること。
（9） 死体解剖保存に関すること。
(10) 毒物及び劇物販売に係る取締りに関すること。
(11) 保健衛生統計に関すること。
(12) 狂犬病予防並びに飼い犬の管理及び野犬の取締りに関すること。
(13) 動物愛護の啓発に関すること。
(14) 災害又は感染症発生時の消毒に関すること。
(15) 細菌、化学等の試験検査に関すること。
(16) 葬斎場の管理運営に関すること。

人権・同和政策課
（1） 人権・同和政策の総合窓口に関すること。
（2） 人権・同和政策の連絡調整及び市民啓発に関すること。
（3） 住宅新築資金等貸付事業に関すること。
（4） 人権擁護に関すること。

５ 平成19年度一般会計決算額（歳出）

費　　目	決算額（円）	構成比（%）
１　議　会　費	312,254,652	0.60%
２　総　務　費	4,704,612,781	9.07%
３　民　生　費	15,185,894,197	29.29%
４　衛　生　費	7,338,625,019	14.15%
５　労　働　費	3,208,637	0.01%
６　農 林 水 産 業 費	341,660,823	0.66%
７　商　工　費	2,413,780,354	4.66%
８　土　木　費	2,914,536,386	5.62%
９　消　防　費	1,334,481,259	2.57%
１０　教　育　費	3,297,417,245	6.36%
１１　災　害　復　旧　費	10,359,771	0.02%
１２　公　債　費	6,514,380,090	12.56%
１３　諸　支　出　金	6,856,254,059	13.22%
１４　予　備　費	0	0.00%
１５　前年度繰上充用金	621,461,199	1.20%
合　　計	51,848,926,472	100.00%

６ 平成19年度保健福祉部決算額（歳出）

（単位：円）

費目	１８年度	１９年度	前年度対比 増減	前年度対比 %	本年度構成比%
総務費	**732,483**	**743,396**	**10,913**	**1.49%**	**100.00%**
総務管理費	249,000	172,667	76,333	△30.66%	
諸費	249,000	172,667	76,333	△30.66%	
統計調査費	483,483	570,729	87,246	18.05%	76.77%
衛生統計費	429,383	469,649	40,266	9.38%	63.18%
社会福祉統計費	54,100	101,080	46,980	86.84%	13.60%
民生費	**14,827,962,407**	**15,157,349,310**	**329,386,903**	**2.22%**	**100.00%**
社会福祉費	3,175,455,888	3,557,550,850	382,094,962	12.03%	23.47%
社会福祉総務費	913,615,121	1,018,544,498	104,929,377	11.49%	6.72%
人権・同和対策費	31,515,306	12,120,976	△ 19,394,330	△61.54%	0.08%
障害者福祉費	1,286,636,421	1,617,571,308	330,934,887	25.72%	10.67%
○身体障害者福祉費	808,976,367	障害者福祉費に統合			0.00%
○知的障害者福祉費	390,763,875				0.00%
○心身障害者福祉費	61,400,282				0.00%
○精神障害者福祉費	6,680,897				0.00%
○障害者等文化体育施設費	18,815,000				0.00%
特別障害者手当等給付費	56,954,370	53,681,125	△ 3,273,245	△5.75%	0.35%
重度心身障害者医療費	639,359,793	594,863,228	△ 44,496,565	△6.96%	3.92%
老人福祉費	228,420,652	241,078,394	12,657,742	5.54%	1.59%
○老人福祉センター費	18,657,034	老人福祉費に統合			0.00%
労働福祉会館費	13,848,772	14,540,867	692,095	5.00%	0.10%
高齢者生きがい創造センター費	5,105,453	5,150,454	45,001	0.88%	0.03%
児童福祉費	4,127,693,732	4,250,480,034	122,786,302	2.97%	28.04%
児童福祉総務費	157,760,112	231,438,111	73,677,999	46.70%	1.53%
乳幼児医療費	117,147,234	133,110,679	15,963,445	13.63%	0.88%
児童保育費	1,889,739,148	1,868,616,156	△ 21,122,992	△1.12%	12.33%
保育所費	139,018,570	66,542,013	△ 72,476,557	△52.13%	0.44%
母子生活支援施設費	14,448,764	15,365,744	916,980	6.35%	0.10%
児童手当給付費	756,577,089	868,526,328	111,949,239	14.80%	5.73%
学童保育所費	55,380,696	60,427,396	5,046,700	9.11%	0.40%
母子家庭医療費	230,569,031	229,107,544	△ 1,461,487	△0.63%	1.51%
児童扶養手当給付費	767,053,088	777,346,063	10,292,975	1.34%	5.13%
生活保護費	7,523,812,387	7,348,555,026	△ 175,257,361	△2.33%	48.48%
生活保護総務費	432,867,262	395,532,194	△ 37,335,068	△8.63%	2.61%
扶助費	7,090,945,125	6,953,022,832	△ 137,922,293	△1.95%	45.87%
災害救助費	1,000,400	763,400	△ 237,000	△23.69%	0.01%
災害救助費	1,000,400	763,400	△ 237,000	△23.69%	0.01%
衛生費	**2,929,361,355**	**2,685,941,194**	**△ 243,420,161**	**△8.31%**	**100.00%**
保健衛生費	702,459,272	630,759,523	△ 71,699,749	△10.21%	23.48%
保健衛生総務費	130,042,339	340,267,801	210,225,462	161.66%	12.67%
保健所費	201,340,280	26,552,432	△ 174,787,848	△86.81%	0.99%
母子保健対策費	39,730,336	34,176,179	△ 5,554,157	△13.98%	1.27%
結核予防費	12,648,291	24,144,137	11,495,846	90.89%	0.90%
成人保健費	104,486,965	64,197,098	△ 40,289,867	△38.56%	2.39%
感染症予防費	100,369,215	97,904,058	△ 2,465,157	△2.46%	3.65%
狂犬病予防費	66,971,943	7,832,654	△ 59,139,289	△88.30%	0.29%
環境衛生費	4,485,169	4,039,381	△ 445,788	△9.94%	0.15%
葬斎場費	42,384,734	31,645,783	△ 10,738,951	△25.34%	1.18%
環境費	2,226,902,083	2,055,181,671	△ 171,720,412	△7.71%	100.00%
健康被害補償事業費	2,115,361,884	1,951,118,649	△ 164,243,235	△7.76%	72.64%
特定呼吸器疾病患者救済事業費	111,540,199	104,063,022	△ 7,477,177	△6.70%	3.87%

費目	１８年度	１９年度	前年度対比		本年度構成比％
			増減	％	
労働費	**5,686,261**	**0**	△ 5,686,261	△100.00%	**0.00%**
失業対策費	5,686,261	0	△ 5,686,261	△100.00%	0.00%
○改善特定地域開発就労事業費	5,686,261	0	△ 5,686,261	△100.00%	0.00%
諸支出金	**1,411,258,397**	**1,431,264,827**	**20,006,430**	**1.42%**	**100.00%**
特別会計繰出金	1,408,781,432	1,431,009,156	22,227,724	1.58%	99.98%
福祉振興基金費	2,341,216	215,782	△ 2,125,434	△90.78%	0.02%
人生ﾄﾗｲｱｽﾛﾝ金ﾒﾀﾞﾙ基金費	135,749	39,889	△ 95,860	△70.62%	0.00%

介護保険特別会計	**9,758,331,911**	**10,154,935,650**	**396,603,739**	**4.06%**	**100.00%**
住宅新築資金等貸付事業会計	**1,143,918**	**822,094**	**△ 321,824**	**△28.13%**	**100.00%**

7　協議会等の設置状況

平成20年4月1日現在

名称	設置年月日	設置目的	委員数	任期	設置根拠等	所管課
大牟田市社会福祉審議会	S53.7.12	大牟田市の社会福祉に関する調査審議をし、もってその円滑な推進を図ることを目的とする	15人	2年	大牟田市社会福祉審議会条例	保健福祉総務課
大牟田市民生委員推薦会	S23.10.1	民生委員を推薦することを目的とする	14人	3年	民生委員法	
社会福祉施設等評定委員会	H15.4.1	社会福祉施設等の整備事業計画について評価及び選定を行うことを目的とする	5人	2年	社会福祉施設等評定委員会設置要綱	
大牟田市地域福祉計画推進委員会	H19.3.19	市民、事業者、行政の連携を図り大牟田市地域福祉計画を総合的に推進することを目的とする	１３人	2年	大牟田市地域福祉計画推進委員会設置要綱	
大牟田市次世代育成支援市民協議会	H17.12.26	次世代育成支援行動計画の進捗状況及び事業内容について協議・検討を行い、次世代育成支援施策の総合的・効果的な推進を図る	15人	委嘱した日の属する年度の翌年度末日まで	次世代育成支援対策推進法	児童家庭課
大牟田市子ども支援ネットワーク	H17.2.28	児童虐待など要保護児童の問題に関して、関係機関の連携によって、問題発生の予防や早期発見・早期対応を図る	14人	2年	児童福祉法	
大牟田市養護児保育審査会	H18.3.20	特別児童扶養手当対象とならない知的障害・発達障害等を有する者の保育所又は学童保育所の入所の適否及び保育士等の配置等について審査する	5人	2年	大牟田市養護児保育実施要綱	
大牟田市障害程度区分認定審査会	H18.4.1	障害者自立支援法に基づく介護給付等支給のための障害程度区分等の審査及び判定を行う	10人	2年	大牟田市障害程度区分認定審査会運営要綱	福祉課
大牟田市感染症診査協議会	H11.4.1	法第24条第6項の規定に基づき、感染症の診査に関する協議会に関し必要な事項を定めることを目的とする。 また、H19.4.1感染症法改正に伴い協議会内に「結核の診査に関する専門部会」を設置し結核に関する診査を行う。	9人	2年	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	健康対策課
大牟田市予防接種健康被害調査委員会	S59.6.1	法第11条第１項の規定に基づき、予防接種により発生したと思われる事故の適正かつ円滑な処理に資する	6人	2年	大牟田市予防接種健康被害調査委員会設置要綱	
大牟田市公害健康被害認定審査会	S49.8.31	法及び条例によりその権限に属させられた事項（公害健康被害者の障害の程度等）に関する審査を行うこと	13人	2年	大牟田市公害健康被害認定審査会条例	
大牟田市公害健康被害補償診療報酬審査委員会	S49.11.8	法及び条例の規定による療養の給付に係る公害診療報酬請求書に関する審査を行うこと	3人	2年	大牟田市公害健康被害補償診療報酬審査委員会規則	
大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護不服審査会	S53.2.10	条例に基づき、公害健康被害者の認定又は保護給付の支給に関する処分に対する不服申立てを審査すること	4人	2年	大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	

名称	設置年月日	設置目的	委員数	任期	設置根拠等	所管課
大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会	S52.8.1	大牟田市と高田町の休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱に基づき、大牟田市と高田町が相互に連絡調整を図り、その実施運営についての調査検討を行う	7人	なし	大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会規約	生活衛生課
大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会専門委員会	S52.8.1	会長の諮問を受け休日急患診療業務・平日時間外小児急患診療業務・その他業務運営上必要な業務達成のための専門的技術的な調査検討を行う	20人	2年	大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会規約	
大牟田市介護認定審査会	H11.8.6	被保険者が要介護状態等に該当すること、該当する要介護状態区分等の審査及び判定を行う	40人	2年	・大牟田市介護保険の実施に関する規則 ・大牟田市介護認定審査会運営要綱	長寿社会推進課
大牟田市老人ホーム入所判定委員会	H6.4.1	養護老人ホーム等への入所措置の適性を期するため設置し、入所措置の要否について判定を行う。	6人	2年	・大牟田市老人福祉法施行細則 ・大牟田市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	
大牟田市保健福祉ネットワーク協議会	H5.1.6	高齢者が生きがいを持ち、健康で安らかな生活を営むことができるまちづくりをめざし、保健・医療・福祉を連携することにより高齢者福祉の充実を図る	17人	2年	大牟田市保健福祉ネットワーク協議会設置要綱	
大牟田市地域包括支援センター運営協議会	H17.9.9	地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図る	13人	3年	大牟田市地域包括支援センター運営協議会要綱	
大牟田市高齢者サービス推進委員会	H13.8.1	庁内における高齢者施策にかかわる関係部局が相互に連携を密にすることにより、本市における高齢者保健福祉水準の向上を図るとともに、高齢者施策を総合的に推進する	18人	(充職)	大牟田市高齢者サービス推進委員会設置要綱	
大牟田市人権・同和問題審議会	H2.4.1	本市の人権及び同和問題に関する総合的な施策の推進を図る	18人	2年	大牟田市人権・同和問題審議会設置要綱	人権・同和政策課

第１節　地域福祉

１　地域福祉活動の推進

(1)地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第４条、第107条）	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

「大牟田市地域福祉計画」は、新たな福祉ニーズに対応する仕組みを構築するとともに、保健福祉関連の個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たし、地域福祉の推進を図るための保健福祉の総合的かつ包括的な計画として平成１７年３月に策定した。地域福祉計画の基本理念は、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり（人が真ん中のまちづくり）」であり、計画期間は平成１７年度から２１年度までである。

Ｈ１９年度は、昨年度に引き続き校区の地域福祉を推進するため、市民協働推進室及び安心安全課、大牟田市社会福祉協議会と連携し、特定の小学校区におけるモデル事業として、地域住民とともに地域福祉活動の促進に取り組んだ。

駛馬南校区においては「安心安全のまちづくり学習会」及び「防災訓練」の実施支援、羽山台校区においては、「まちづくり学習会」及びＨ２０年４月の報告会の実施支援を行った。さらに、吉野校区においては、災害時要援護者支援の取り組みの先進地である愛知県安城市より活動の実践者を招き、「吉野校区支え合い助け合いのまちづくり講演会＆交流会～防災対策からお互いに助け合えるご近所づくりを目指して～」を開催した。

また、Ｈ１８年度から市社会福祉協議会及び校区社会福祉協議会が主催し、毎月１校区の割合で開催している「住民こんだん会」において、住民と地域の福祉課題などについて意見交換を行っている。

さらに、次期地域福祉計画に要援護者支援方策を盛り込むため、災害時要援護者の避難支援に関する情報を収集している。

２　社会福祉協議会

(1)社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会補助金交付要綱	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、社会福祉事業に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

＜実　績＞

項目	金額（円）
大牟田市社会福祉協議会補助	71,784,743
大牟田市総合福祉センター施設整備費補助	2,400,000

３　民生委員・児童委員

(1)民生委員･児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法（第１２条～第１４条）	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市1/2　県1/2程度

＜目的･事業内容＞

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第１６条第２項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の定数　　２９８人〔＜内＞ 主任児童委員 ４６人〕
（※平成１９年度は３年毎に行われる一斉改選の年であり、定数が３００人から２９８人へと見直された。）
民生委員・児童委員の任期　　平成１９年１２月１日～平成２２年１１月３０日（３年間）

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている、大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

＜実　績＞

民生委員・児童委員の活動状況

区　　分		民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	1,598	6
	介護保険	704	1
	健康・保健医療	1,040	36
	子育て・母子保健	845	368
	子どもの地域生活	2,151	492
	子どもの教育・学校生活	1,300	649
	生活費	801	29
	年金・保険	267	0
	仕事	184	14
	家族関係	845	97
	住居	464	8
	生活環境	1,262	35
	日常的な支援	3,261	81
	その他	3,039	115
	計	17,761	1,931

分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	8,480	105
	障害者に関すること	1,067	39
	子どもに関すること	4,522	1,538
	その他	3,692	249
	計	17,761	1,931
その他の活動件数	調査・実態把握	9,251	462
	行事・事業・会議への参加・協力	12,520	1,672
	地域福祉活動・自主活動	19,109	2,372
	民児協運営・研修	10,207	1,822
	証明事務	516	8
	要保護児童の発見の通告・仲介	253	29
訪問回数	訪問・連絡活動	78,509	1,579
	その他	38,852	645
連絡調整回数	委員相互	21,908	5,114
	その他の関係機関	11,248	1,620
活動日数		56,438	7,172

民生委員・児童委員全体及び主任児童委員の活動について、前年と比較すると、「相談・支援件数」、「訪問回数」、及び「連絡調整回数」が増加している。

また、民生委員・児童委員全体の内容別件数では「日常的な支援」、「その他」、「子どもの地域生活」の順に件数が多く、それぞれ前年度より増加しており、特に子どもに関する相談・支援が増加している。

(2)民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第８条に基づき、本市の実情に通じるものの内から市長が委嘱する。

民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

なお、推薦を円滑にするため、各校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数　　１４人

民生委員推薦会委員の任期　　平成１９年７月１日～平成２２年６月３０日（３年間）

＜実　績＞

会議回数	６回（うち３回は一斉改選に伴い開催したもの）	候補者推薦数	５人（内、主任児童委員１人） ※一斉改選に伴うものは除く。	退任者数	４人

４　大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	所 管 課	保健福祉総務課

＜目的･事業内容＞

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成２年３月９日に設置された。

＜実　績＞

運営状況　　（単位：千円）

１８年度末現在高	１９　年　度　中　増　減　額		１９年度末現在高
	積　立　金	取り崩し額	
３９９，６７８	２１６	４４２	３９９，４５２

※　福祉振興基金への寄付金５件分１９４千円及び運用利子２２千円の積立てを行い、社会福祉施設整備費補助及びソフト事業の財源として、４４２千円の取り崩しを行った。

第２節　高齢者福祉

１　長寿社会対策

平成１９年度は、平成１７年度に策定した老人保健福祉計画・介護保険事業計画（平成18～20年度）に基づき、各種施策事業の推進や目標値の達成に努めた。

また、１７年度に策定した「地域介護・福祉空間整備計画」（平成17～19年度）を基本としながらも、高齢者人口や既存の介護サービス基盤の整備状況を勘案し、整備数や圏域設定等の見直しを行い、市内全域を対象とした整備を行うための計画を再構築した。

(1)老人保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

根拠法令等	老人保健法第４６条の１８ 老人福祉法第２０条の８ 介護保険法第１１７条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

介護保険制度改正により新たに創設された制度やサービス内容の周知を図るとともに、今後必要になるサービス内容やサービス量の予測に基づき、計画的なサービス供給体制の整備に努めた。

計画の推進にあたっては、高齢者施策に関係する庁内７部１２課で組織した「大牟田市高齢者サービス推進委員会」において進捗状況の管理を行った。また、より広く関係者の意見を取り入れるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表等で構成された「保健福祉ネットワーク協議会」において進捗状況の報告、施策事業に関する協議・検討を行いながら計画の推進に努めた。

(2)高齢者意識実態調査の実施

根拠法令等	老人保健法第４６条の１８ 老人福祉法第２０条の８ 介護保険法第１１７条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国10/10

＜目的・事業内容＞

平成２１年度から平成２３年度までの３年間を期間とする「高齢者保健福祉計画・第４期介護保険事業計画」の策定のあたっては、市民の高齢期に対する意識や望ましい超高齢社会のあり方を明らかにすることにより、今後の大牟田市における高齢者施策の方向性を定めることを主眼に高齢者実態調査を実施した。

①　超高齢社会に関する市民意識調査

ア．調査対象

市内全世帯悉皆調査（53,000世帯）

イ．目的

市民の世代別に見た高齢期のイメージを明らかにし「明るく活力ある超高齢社会」の実現のために必要な施策を導くために実施した。

ウ．調査構成

・住み慣れた地域で自立した生活を送るための方策（地域、健康、生きがい、高齢者のイメージ）

・支援が必要な高齢者に十分届けられる介護保険制度について（介護保険制度の検証）

エ．調査方法

広報おおむた３月１日号に折込配布、専用の返信用封筒にて回収した。

オ．調査実施期間

平成２０年３月１日～３月２０日

カ．回収（率）

６，９４２件（回収率13.1%）

② 大牟田市療養病床入院患者実態調査

ア．調査対象

市内の療養病床全入院患者（1,104人）

イ．目的

平成２３年度末に介護療養病床が廃止されることから、療養病床に入院している患者の在宅復帰の可能性や生活環境、家族の介護力等について広汎な情報収集を行うことで、より適切な療養環境のあり方を明らかにするために実施した。

ウ．調査構成

医療区分・ＡＤＬ区分、患者の自宅の状況、生活環境、家族関係、収入の状況等、本人の意向、在宅復帰の可能性について

エ．調査方法

市内の療養病床を有する医療機関へ調査票を配布、医療機関職員による聞き取り。

オ．調査実施期間

平成２０年２月１日～３月３日

カ．回収（率）

９００件（回収率81.5%）

(3)地域密着型サービス拠点等の整備

根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第４条 大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

① 地域介護・福祉空間整備計画

地域における住民生活を支える基盤整備について､地域住民が様々なサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たなサービス基盤の形成が図られることで、住み慣れた地域での生活が継続できるような環境を整備することを目的として、平成17年度に「地域介護・福祉空間整備計画」（１０計画）（平成１７年度～１９年度）を策定した。平成18年度には、当初計画を基本としながらも高齢者人口や既存の介護サービス基盤の整備状況等を勘案し、整備数や圏域設定等見直しを行い、市内全域を対象とした整備を行うための計画に再構築し、現在に至っている。

② 地域密着型サービス拠点等の選定及び指定等

ア．選定

地域密着型サービス事業所、施設については、地域介護・福祉空間整備計画に基づき事業者募集を行い、大牟田市社会福祉施設等評定委員会での協議を経て、小規模多機能型居宅介護事業所５か所、認知症対応型通所介護事業所１か所、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）１か所、地域密着型介護老人福祉施設１か所（１ユニット)、を選定し、整備することとした

また、介護予防拠点・地域交流施設についても事業者募集を行い、４か所を整備することとした

イ．指定・廃止・開設

平成１９年度は、小規模多機能型居宅介護事業所７か所、認知症対応型通所介護事業所３か所の指定を行った。一方、認知症対応型通所介護事業所２か所の事業廃止を行った。これで、３月末現在の地域密着型サービス事業所数は、夜間対応型訪問介護事業所が３か所、認知症対応型通所介護事業所が７か所、小規模多機能型居宅介護事業所が１３か所、認知症対応型共同生活介護事業所が１２か所、地域密着型特定施設が３か所となっている。

また、介護予防拠点・地域交流施設については、平成１９年度中に１３か所が開設し、３月末現在で２７か所となった。

(4)長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)の開催

根拠法令等	老人福祉法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	―

＜目的･事業内容＞

高齢者が健康で生きがいのある人生を送るとともに、市民一人ひとりが高齢社会における諸問題について理解と関心を深めることを目的として、大牟田市老人クラブ連合会主催、大牟田市共催により長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）を開催した。

テーマ	豊かで明るい長寿社会をめざして
と　き	１０月１８日（木）
ところ	大牟田文化会館　小ホール
内　容	・「いきいき大牟田長寿のまち憲章」唱和 ・大牟田警察署交通いきいき教育隊の寸劇、よかば～い体操「大蛇山バージョン」 ・老人クラブ会員芸能競演大会

(5)いきいき大牟田長寿のまち憲章啓発

根拠法令等	老人福祉法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

長寿社会に対する市民の意識啓発を図るため、長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）の中で、平成６年９月１２日に制定した「いきいき大牟田長寿のまち憲章」の唱和を行ったほか、各種冊子の中で掲載するなど憲章の周知を図った。

(6)人生トライアスロン金メダル事業

根拠法令等	大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例	所管課	長寿社会推進課

＜目的･事業内容＞

平成４年６月の市議会において「大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例」が議決され、市制７５周年記念事業として制定し、同年７月から実施している。人生をトライアスロンにたとえ、１００歳に達したときにそのレースの勝利者として金メダルを贈り、市民へ希望と生きがいを与え、より豊かな長寿社会の実現に資する。

・平成１９年度贈呈者数　　２２人

２　高齢者福祉施策

高齢化率が年々伸び続けているのに比例して、支援を必要とする高齢者の数も年々増えてきている。特に後期高齢者（７５歳以上）の増加が目立ち、後期高齢者が前期高齢者（６５歳～７４歳）を上回っている状況である。

そのような中、平成１９年度は、介護保険制度の改正に基づき設置した地域包括支援センター等による実態把握を通じて、必要とされている高齢者福祉サービスの提供に努めた。

(1)養護老人ホーム入所措置

根拠法令等	老人福祉法第１１条 大牟田市老人福祉法施行細則	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

＜実　績＞

①措置施設　　（平成２０年４月１日現在）

種　別	設置主体	施設名		定 員	措置数（人）
養護老人ホーム	社福法	吉　野　園	大牟田市大字吉野	90	75
	〃	(盲)寿光園	筑紫野市大字西小田	80	8
	〃	田　尻　園	福岡市西区大字田尻　他４ヵ所		6
	公立	楠　寿　園	みやま市瀬高町長田	85	1
	〃	延　寿　荘	玉名郡南関町大字上長田　他4ヵ所		5

②措置状況

区分		年度	14	15	16	17	18	19
養護老人ホーム	市内	人 員(延 数)	796	679	675	688	782	881
		措置費(千 円)	117,566	100,079	100,001	101,864	121,057	139,775
	市外	人 員(延 数)	286	237	216	231	231	225
		措置費(千 円)	57,316	47,723	43,166	46,332	46,363	45,414
	合計	人 員(延 数)	1,082	916	891	919	1,013	1,106
		措置費(千 円)	174,882	147,802	143,166	148,195	167,420	185,159

(2)介護予防住宅リフォーム事業

根拠法令等	大牟田市高齢者介護予防住宅リフォーム事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	国45/100 市55/100

＜目的･事業内容＞

加齢や傷病に伴い不自由な在宅生活を送られている高齢者の転倒防止を図る等、介護状態への進行を予防する対策として手摺り設置、段差解消等の改修を行う場合、費用の一部を助成するもの。平成１２年度から実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	14	15	16	17	18	19
助成件数	47	31	51	15	9	7
助成金額（千円）	3,151	2,056	2,865	440	233	184

(3)日常生活用具給付等事業

根拠法令等	大牟田市老人日常生活用具給付等事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより、当該高齢者の日常生活の便宜を図り、安心安全の増進に資することを目的とする。

自動消火器、火災警報器、電磁調理器の3品目を給付している。

＜実　績＞

区分＼年度	14	15	16	17	18	19
給付件数	43	45	23	32	8	26
事業費(千円)	943	863	468	598	119	293

(4)老人福祉電話貸与事業

根拠法令等	大牟田市老人福祉電話貸与事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

老人の孤独感を和らげるとともに関係機関及び地域住民の協力を得て、安否の確認等を図り、健全でやすらかな日常生活ができることを目的とする。

＜実　績＞

区分＼年度	14	15	16	17	18	19
設置台数	70	65	65	65	58	56
運営費(千円)	2,078	2,104	1,788	1,724	1,613	1,572

※平成１８年度以降は、年度末の稼働台数

(5)緊急通報システム事業

根拠法令等	大牟田市緊急通報システム事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

ひとり暮らしで健康に不安があり、常時注意を要する高齢者に緊急通報機器を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。緊急通報受信センターを消防本部に設置し、平成６年１月より事業を開始し、平成１２年度から民間の受信センター対応によるレンタル分を増設した。

平成１８年８月からは、消防本部に設置していた受信センターを廃止し、全ての緊急通報を民間の受信センターにて受信している。

＜実　績＞

区分＼年度	14	15	16	17	18	19
設置台数	(延557)87	(延607)50	(延622)15	(延702)80	562	554
事業費(千円)	16,525	19,401	19,815	18,461	17,354	14,262

※平成１８年度以降は、年度末の稼働台数

(6)在日外国人高齢者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人高齢者福祉手当支給要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

本市に１年以上居住している大正１５年４月１日以前生まれの在日外国人で、年金制度上の理由により国民年金を受けられない高齢者の福祉増進を図るため、平成９年度から実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	14	15	16	17	18	19
給付人員	11	11	11	10	10	10
事業費（千円）	924	924	889	840	840	840

(7)老人クラブへの助成

根拠法令等	老人福祉法第１３条第２項 大牟田市老人クラブ活動費補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

施設の清掃、花壇除草等の社会奉仕活動や健康づくり講座等を実施している老人クラブの活動に対する助成を行っている。

＜実　績＞

区分＼年度	14	15	16	17	18	19
クラブ数	101	95	84	81	80	76
会員数	4,975	4,589	4,019	3,771	3,704	3,486
助成費（千円）	5,853	5,329	4,631	4,490	4,240	4,034

(8)老人クラブ生きがいと健康づくり事業

根拠法令等	老人福祉法第１３条第２項 大牟田市老人クラブ生きがいと健康づくり事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

高齢者が生きがいと健康づくりに取り組むことにより、老人クラブの活動を活性化させ、加入促進を図るとともに、老人クラブ及び老人クラブ連合会の支援策として、連合会に平成１２年度から委託実施している。

平成１８年度より介護予防事業に係る分として、別途に老人クラブ介護予防活動支援事業として実施している。

＜実　績＞

年度 / 区分	14	15	16	17	18	19
事業費（千円）	4,000	4,000	3,800	4,000	2,000	1,600

(9)マネジメント支援事業

根拠法令等	大牟田市マネジメント支援事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
申請窓口	長寿社会推進課地域支援担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

要介護認定者に対する福祉事業を支援するため、ケアマネジャー等からの代理申請及びマネジメントに手数料を支払うもの。Ｈ１９年度から実施している。

＜実　　績＞

年度 / 区分	19
作成件数	139
支給額（千円）	139

(10)老人福祉センター

根拠法令等	老人福祉法第２０条の７ 大牟田市老人福祉センター条例	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

老人福祉法の趣旨に基づき、おおむね６０歳以上の市民等を対象として、各種の相談に応じるとともに、心身の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者が健康で明るい生活を営むことを目的として設置している。

平成１９年度からは、施設の経費管理の削減や市民サービスの向上を目指すことを目的として、指定管理者制度を導入している。

＜施設の概要＞

所在地		大牟田市若宮町２番地１
敷地面積		1,147.0 ㎡
建物面積	延	817.6　㎡
	１階	477.63　㎡
	２階	329.14　㎡
	PH	10.83　㎡
駐車場面積		601.83　㎡
構造		鉄筋コンクリート　２階建
開設		昭和 47 年 6 月
定員		160 人

設備	談話室、大集会室１、小集会室２、 レクリエーション室２、機能回復訓練室１、 生活相談室、浴場、ヘルストロン、 マッサージ機、レーザーカラオケ

＜実　績＞

区分 年度	市内利用者		市外利用者		計	
	個人(人)	団体(人)	個人(人)	団体(人)	利用者(人)	使用料収入(円)
14	36,061	－	261	－	36,322	3,658,300
15	36,257	－	260	－	36,517	3,677,700
16	33,832	－	375	－	34,207	3,458,200
17	21,696	－	343	－	22,039	4,442,100
18	20,981	－	304	－	21,285	4,287,400
19	20,160	－	279	－	20,439	4,115,700

第３節　介護保険

１　介護保険

平成１２年４月の介護保険制度施行から７年を経過し、平成１９年度は大きな制度改正を受けて作成された第３期介護保険事業計画の２年目に当たる。制度の基本理念である高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本としつつ、制度を持続可能なものとするための見直しがなされた。また介護保険料の段階についても、平成１８～２０年度は所得の低い人によりきめ細かく配慮した新しい段階が導入された。

(1)介護保険法

＜目的･事業内容＞

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスを保険給付等として行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

＜対象者＞

	第１号被保険者	第２号被保険者
対象者	65 歳以上の人	40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

＜第1号被保険者数の推移＞

第１号被保険者数は年々増加の傾向にあり、平成１５年度以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っている。

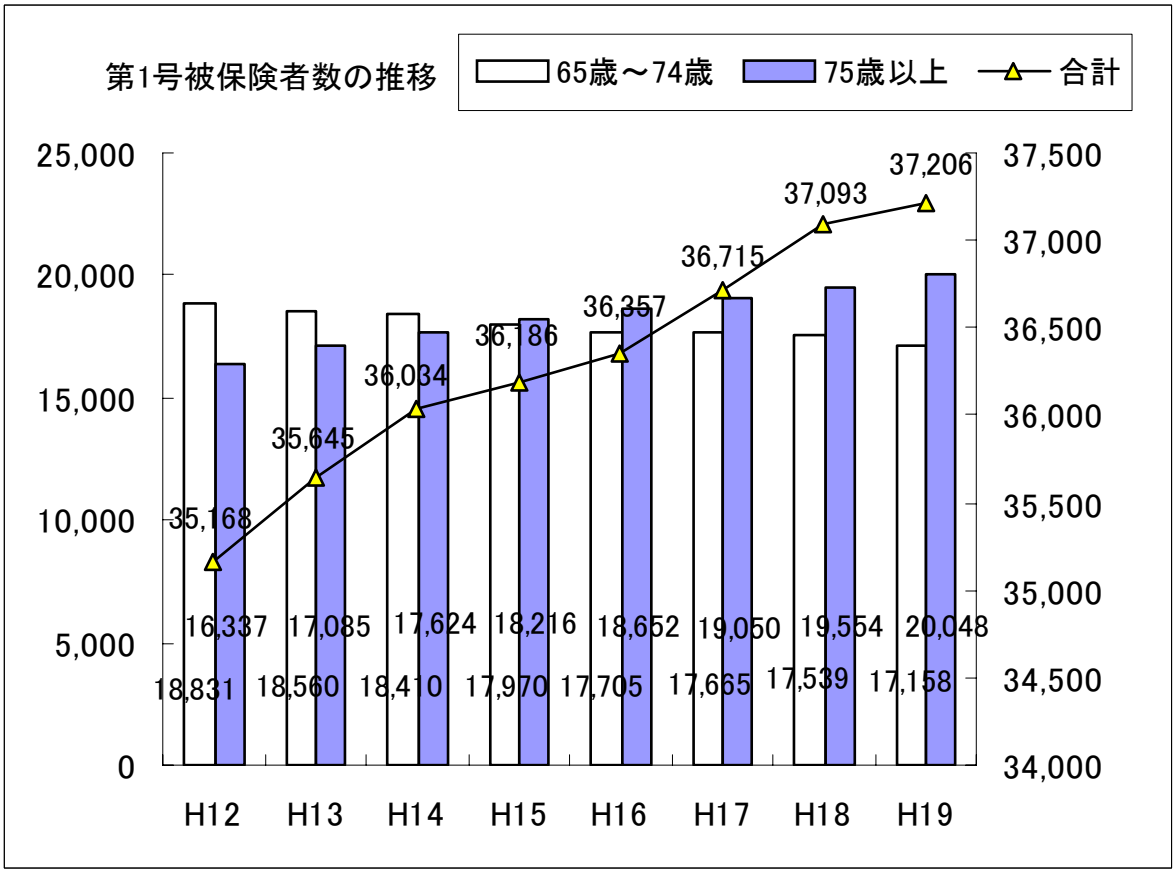

（各年度３月末現在）

<実　績>

①介護保険料の収入状況（平成１９年度賦課分）

保険料を納める方法には、年金保険者（社会保険庁、共済組合等）が公的年金を支払う際に保険料を天引きし、一括して市に納める方法（特別徴収）と、市から送付される納付通知書で納める方法や口座振替等の方法（普通徴収）がある。

（単位：円）

	調定額	収入済額	還付未済額	収入率（%）
特別徴収	1,416,826,170	1,416,826,170	1,144,040	100.00
普通徴収	204,748,970	178,421,510	91,620	87.14
合計	1,621,575,140	1,595,247,680	1,235,660	98.37

②要介護認定実施状況

年　　度	15	16	17	18	19
申 請 数	8,425	8,521	6,823	6,369	6,809
審査会開催回数	238/年	231/年	184/年	180/年	185/年

※　平成１９年度の認定申請件数は、新規１，６４７件、更新４，５８３件、区分変更５３４件、転入４５件を合わせて６，８０９件あり、月平均約５６７件の申請があった。

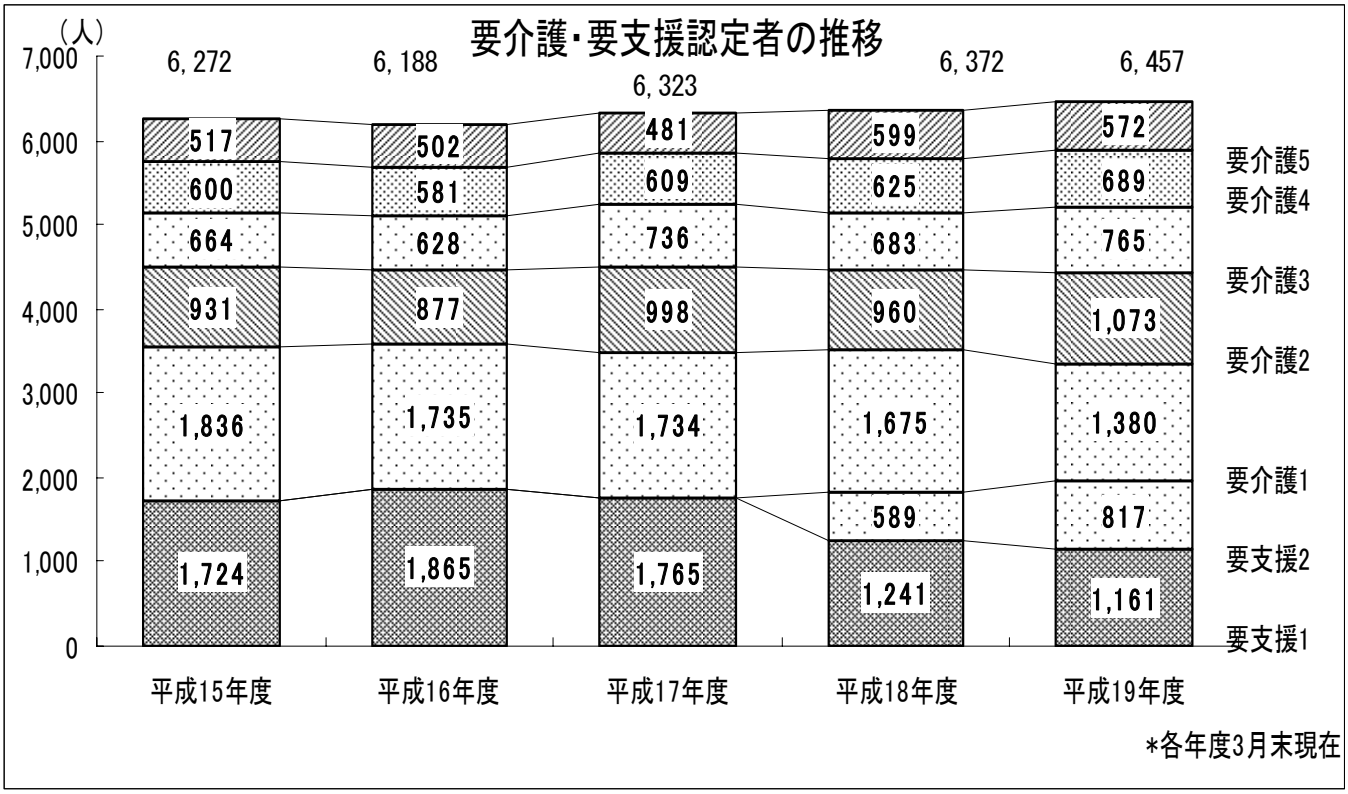

平成１８年度の介護保険制度改正により、「要支援１」「要支援２」という新たな区分が設けられ、これまでの６段階の区分から７段階となった。これまでの「要介護１相当」に該当した人については、状態の維持改善の可能性が高いかどうかの審査を行い、「要介護１」か「要支援２」の判定を行った。

平成１５年度～平成１９年度の認定者数（第２号被保険者を含む。）の推移をみると、要支援１・２、要介護１の認定者が過半数を占めている。

③介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	(施設サービス) 国 20/100　県 17.5/100 市 12.5/100　保険料 50/100 (施設以外のサービス) 国 25/100　県 12.5/100 市 12.5/100　保険料 50/100

平成１８年４月の介護保険制度の改正に伴いサービスの内容が見直され、軽度者を対象として介護状態の軽減・悪化防止のため「介護予防サービス」が新たに創設されるとともに、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、「地域密着型サービス」の展開を図っている。

(平成１９年４月審査～平成２０年３月審査分　計)

	件数		給付費（千円）
訪問介護	回/年	180,671	659,778
訪問入浴介護	回/年	1,838	20,604
訪問看護	回/年	17,576	117,297
訪問リハビリテーション	回/年	4,788	22,571
通所介護	回/年	97,425	670,828
通所リハビリテーション	回/年	102,054	760,139
福祉用具貸与	人	8,643	106,976
短期入所生活介護	日/年	18,955	149,348
短期入所療養介護	日/年	6,937	66,312
居宅療養管理指導	件	4,301	38,528
特定施設入居者生活介護	人	1,713	291,766
居宅介護支援	件	25,199	265,423
福祉用具購入	人	324	10,656
住宅改修	人	275	26,039
居宅サービス計	－	－	**3,206,265**
介護予防訪問介護	回/年	71,237	206,667
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0
介護予防訪問看護	回/年	3,379	18,298
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	818	3,744
介護予防通所介護	回/年	29,380	150,807
介護予防通所リハビリテーション	回/年	23,448	137,272
介護予防福祉用具貸与	人	1,577	13,090
介護予防短期入所生活介護	日/年	467	2,185
介護予防短期入所療養介護	日/年	237	1,491
介護予防居宅療養管理指導	件	650	5,699
介護予防特定施設入居者生活介護	人	304	31,019
介護予防支援	件	17,202	70,450
介護予防福祉用具購入	人	239	5,295
介護予防住宅改修	人	247	24,009
介護予防サービス計	－	－	**670,026**
夜間対応型訪問介護	回/年	0	0
認知症対応型通所介護	人	235	24,316
小規模多機能型居宅介護	人	949	145,922

認知症対応型共同生活介護	人	2,429	570,242
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	583	93,870
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	人	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	日/年	92	5,471
介護予防認知症対応型共同生活介護	日/年	2	456
地域密着型サービス計	**件**	**－**	**840, 277**
介護老人福祉施設	人	5,588	1,254,019
介護老人保健施設	件	6,118	1,540,179
介護療養型医療施設	人	3,672	1,322,494
施設サービス計	**人**	**－**	**4, 116, 692**
特定入所者介護サービス費	－	－	367,612
高額介護サービス費	回/年	－	193,750
審査支払手数料	人	138,839	11,108
総計	**人**	**－**	**9, 405, 730**

（2）介護保険円滑化特別対策事業

①障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

根拠法令等	大牟田市訪問介護等利用者負担額減額給付費支給事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	県3/4　市1/4

＜目的･事業概要＞

平成１２年４月の介護保険制度施行前から障害者施策事業による訪問介護サービスを利用していた人のうち、法の施行に伴い利用者負担が激変する低所得者に対し利用者負担額の軽減を図るため、１０％の利用者負担割合を３％へ減額した。

平成１８年度から障害者サービスも原則１０％の利用者負担となったが、平成１９年度は経過措置として６％の利用者負担となっている。（平成２０年度からは１０％）

＜実　績＞

区 分 ＼ 年 度	14	15	16	17	18	19
事業対象者数　（人）	102	82	63	53	44	37
減　免　額　（千円）	4, 443	4, 335	4, 002	4, 145	2, 980	1, 765
事　業　費　（千円）	4, 549	4, 424	4, 082	4, 210	3, 031	1, 805

②社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	県3/4　市1/4

＜目的･事業概要＞

特に生計が困難な低所得者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用料を軽減し、かつ一定の要件を満たす場合、助成を行うもの。

＜実　績＞

区分／年度	実施法人数	事業対象者数（人）	補助額（千円）				事務費	事業費合計
			訪問介護	通所介護	短期入所	特別養護老人ホーム入所		
14	3	16	13	7	5	179	2	206
15	2	13	10	0	0	7	7	24
16	2	12	4	0	0	42	7	53
17	2	12	1	0	0	91	6	98
18	1	12	1	0	0	51	7	58
19	0	11	0	0	0	0	3	3

（3）地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第１１５条の３９	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100　県 20.25/100 市 20.25/100 保険料 19/100

＜目的･事業概要＞

介護保険制度の改正により地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、Ｈ１８年４月に４ヵ所の地域包括支援センターを設置した。地域包括支援センターの主な業務は、地域で暮らす高齢者を支援するための地域やさまざまな機関とのネットワークづくり、総合相談・権利擁護事業、ケアマネジャー支援事業、介護予防ケアマネジメント事業などである。

・地域包括支援センター設置状況

包括センター名	事業所住所	担当校区
中央地域包括支援センター	有明町２丁目３番地 長寿社会推進課内	大牟田、大正、上官、平原、白川、中友
北部地域包括支援センター	大字手鎌 1300 番地 42 手鎌地区公民館内	手鎌、明治、吉野、上内、倉永
東部地域包括支援センター	大字三池 629 番地２ 三池地区公民館内	三池、銀水、羽山台、高取
南部地域包括支援センター	馬込町１丁目 20 番地１ 駛馬地区公民館内	みなと、諏訪、駛馬北、駛馬南、笹原、川尻、天道、玉川

①地域とのネットワークづくり

地域資源やニーズを把握するため、民生委員・児童委員協議会や校区公民館連絡協議会などの会議や地域の行事などに積極的に参加した。特に民生委員・児童委員協議会へは、役員会・校区会長会ばかりでなく、各校区の会議へ出向き、連携強化をはたらきかけた。３月に行われた「地域ふれあいフォーラム」に参加し、認知症や高齢者の見守り等について、取り組みを継続している。また、民間事業所の配食事業を調査したり、「地域包括だより」を発行し、市民啓発を行った。

②総合相談支援･権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療、高齢者虐待などさまざまな相談に下記のとおり応じた。そのほか、認知症などで判断力が不十分な人の権利と財産を守るために成年後見制度に関する相談に応じるとともに、申立てる人がいない場合の市長申立てなどを行った。

＜実　績＞

・相談件数〈4 月～3 月）

	中央地域包括支援センター	北部地域包括支援センター	東部地域包括支援センター	南部地域包括支援センター	総計
介護保険	168	228	207	147	750
虐待	24	17	24	4	69
成年後見	39	4	2	10	55
予防プラン	10	90	82	58	240
地域支援	168	21	37	18	244
福祉事業	10	35	21	19	85
ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰ支援	12	38	29	19	98
認知症	34	68	40	18	160
施設入所	26	17	11	11	65
医療・疾病	22	23	33	35	113
地域の困り事	15	22	32	36	105
その他	156	159	100	225	640
計	684	722	618	600	2,624

・虐待に対する対応

虐待の通報〈届出〉件数	69 件
うち虐待として対応した件数	16 件
うちやむを得ない措置	2 件
緊急保護	0 件

・虐待の内容（重複あり）

身体的虐待	8 件
介護・世話の放棄・放任	4 件
心理的虐待	4 件
性的虐待	0 件
経済的虐待	7 件

・成年後見制度市長申立て

申立て済	7 件
審判済	7 件
調査、手続き中	3 件

③ケアマネジャー支援事業

ケアマネジメントの質の向上とケアマネジャーの資質・専門性の向上のため、Ｈ１９年度は、地域単位（地域包括支援センターごと）で大牟田市介護支援専門員連絡協議会と主任ケアマネジャーとの協働で以下の研修を行った。研修は、研鑽の場にとどまらず、ケアマネジャー同士が気軽にコミュニケーションをとり、お互いが抱えている悩みや処遇困難事例を相談できるような「場」としても活用した。

▽中央地域包括支援センター

	期　　日	内　　容
第１回	H19 年　8 月 23 日	高齢者虐待について
第２回	H20 年　2 月 21 日	高齢者虐待（法律の理解）について

▽北部地域包括支援センター

	期　　日	内　　容
第１回	H19 年　9 月 20 日	国際生活機能分類（ICF）について～基本を理解
第２回	H20 年　3 月 18 日	国際生活機能分類（ICF）について～ICF モデルの見方

▽東部地域包括支援センター

	期　　日	内　　容
第１回	H19 年　 8 月 2 日	高血圧と薬の管理
第２回	H19 年　11 月 15 日	訪問介護のＱ＆Ａ

▽南部地域包括支援センター

	期　　日	内　　容
第１回	H19 年　10 月 12 日	わかりやすい成年後見制度
第２回	H20 年　 1 月 18 日	精神障害・疾患をもつ高齢者

④介護予防ケアマネジメント

ア．予防給付（要支援１・２プラン作成状況）

介護予防サービスにかかる要支援１・２と認定された人に対しての介護予防プランを地域包括支援センターにおいて作成した。また、地域包括支援センターの出先機関（サブセンター）として位置づけた介護・予防相談センターと連携し、増加する作成件数に対応することにより効果的な事業の推進を図った。

＜実　績＞

要支援１・２プラン作成件数　　（平成２０年３月分　国保連請求実績から）

			中央地域包括支援センター	北部地域包括支援センター	東部地域包括支援センター	南部地域包括支援センター	合計件数
委託	居宅	新規	4	3	4	4	15
		継続	167	117	135	130	549
直営	包括	新規	4	13	5	5	27
		継続	117	92	92	47	348
	サブセンター	新規	4	4	7	8	23
		継続	108	112	114	198	532
合計			404	341	357	392	1,494

イ．特定高齢者把握事業

認定審査会において非該当と判定された人や基本健康診査の結果及び民生委員や保健師からの情報、さらには、平成１７年度の介護予防・地域支えあい事業の参加者に対して、訪問調査を行い特定高齢者の候補者を把握した。また、候補者に基本チェックリストを行うことで特定高齢者を把握した。

調査件数（チェックリスト取得者数）	953 人（3,687 人）
特定高齢者候補者数	1,437 人
特定高齢者数	447 人

⑤大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成１７年９月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、地域包括支援センターの創設に向けて議論を行った。

平成１８年度以降は、センターから事業計画書や事業報告書、収支予算・決算書等の提出を求め、適正に運営がなされているかについて確認を行っている。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19
開催回数	4	5

・平成１９年度開催状況

	期　　日	内　　容
第１回	H19 年 6 月 6 日	○平成 18 年度地域包括支援センター事業実績報告について ○平成 18 年度地域包括支援センター決算報告について、ほか
第２回	H19 年 8 月 2 日	○平成 19 年度地域包括支援センター事業実施状況について（4～6 月）、ほか
第３回	H19 年 10 月 31 日	○平成 19 年度地域包括支援センター事業実施状況について（7～9 月）、ほか
第４回	H20 年 2 月 1 日	○平成 19 年度地域包括支援センター事業実施状況について（10～12 月）、ほか
第５回	H20 年 3 月 26 日	○平成 20 年度地域包括支援センター事業計画について ○平成 20 年度地域包括支援センター事業予算について、ほか

（4）介護予防・相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第１１５条の３９	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100　県 20.25/10 市 20.25/100 保険料 19/100

＜目的・事業概要＞

地域包括支援センターと連携し、地域において各種相談の受付を行うとともに、介護予防事業、高齢者福祉事業の適用にあたり、相談者、事業利用希望者等へ訪問し実態調査も行った。

また、介護予防事業のうち筋力アップ教室等の開催も行った。

・設置状況

介護予防・相談センター名	事業所住所	担当校区
大牟田市社会福祉協議会	瓦町 9 番地 3	上官・平原
天光園	宮崎 1695 番地 2	吉野・上内・倉永
延寿苑	歴木 1807 番地 1291	三池・高取
サン久福木	久福木 894 番地	銀水・羽山台
サンフレンズ	沖田町 510 番地	駛馬南・笹原・川尻
やぶつばき	青葉町 130 番地 2	駛馬北・天道・玉川
大牟田医師会	不知火町 2 丁目 144 番地	大牟田・大正

こもれび	中町１丁目４番地１	手鎌・明治
済生会大牟田	田隈810番地	白川・中友
美さと	南船津町１丁目10番地	みなと・諏訪

・活動状況

区　分 ＼ 年　度	18	19
訪 問 調 査 件 数（延件数）	1116	2081
事　業　費　（千円）	12,529	18,259

（５）介護予防事業及び任意事業の推進

根拠法令等	介護保険法第１１５条の３８	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	（介護予防事業） 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 （任意事業） 国 40.5/100 県 20.25/100 市 20.25/100 保険料 19/100

＜目的･事業概要＞

平成１８年４月より施行された改正介護保険法に基づき地域支援事業が創設され、介護予防事業（特定高齢者向け、一般高齢者向け）及び任意事業に取り組んだ。

①介護予防事業（特定高齢者向け事業）

要支援、要介護等の要介護認定を受けていないが、現状が継続すると要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア．筋力アップ教室事業

マシントレーニングを３ヵ月間（25回シリーズ）にわたり実施した。

区　分 ＼ 年　度	18	19
延　利　用　者　数	78	118
事業費（千円）	7,413	8,348

イ．筋力アップフォロー教室事業

筋力アップ教室事業を修了した方等に、引続き３ヵ月間（25回シリーズ×12教室）にわたり実施した。

区　分 ＼ 年　度	18	19
延　利　用　者　数	52	81
事業費（千円）	2,357	4,063

ウ．介護予防教室事業（よかば～い体操教室事業）

トレーニングマシンを使わない家庭でできる筋力トレーニング（よかば～い体操）を４ヵ月間（15回シリーズ×３教室）にわたり実施した。

区　分＼年　度	18	19
延　利　用　者　数	9	30
事業費（千円）	614	873

エ．栄養改善教室事業

管理栄養士が中心となり低栄養状態の評価を行い、個別プログラムを作成し、個別および集団指導のための教室を６ヵ月間（８回シリーズ）で予定していたが、H19年度は対象者が少なかったため開催していない。

区　分＼年　度	18
延　利　用　者　数	10
事業費（千円）	218

オ．口腔ケア（口腔機能向上）教室事業

参加者の口腔状態を把握し、個別プログラムにより口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練などを４ヵ月間（8回シリーズ×6教室）にわたり実施した。

区　分＼年　度	18	19
延　利　用　者　数	19	51
事業費（千円）	478	1,612

カ．介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、介護予防を目的としたアクティビティ（運動、教養、趣味等の作業活動）を実施した。

区　分＼年　度	18	19
延　利　用　者　数	158	180
事業費（千円）	14,152	10,603

キ．生活管理指導員派遣事業

在宅生活の継続を図るため、日常生活で障害になる事柄について、生活管理員（ヘルパー等）が自宅に訪問し指導助言を行った。

区　分＼年　度	19
延　利　用　者　数	62
事業費（千円）	2,470

ク．介護予防配食サービス事業

栄養改善の必要があると判断された特定高齢者を対象に、栄養改善と併せて閉じこもり、認知症、うつ等を予防し、在宅で自立した日常生活を送れるよう実施した。

区　分＼年　度	18	19
延　利　用　者　数	56	11
総　配　食　数	4,313	1,184
事業費（千円）	949	261

②介護予防事業（一般高齢者向け事業）

特定高齢者に該当しない高齢者に対し、在宅生活等の継続や地域の交流を目的として、事業を実施した。

ア．健康づくり市民サポーター養成研修事業

介護予防事業（運動機能向上・低栄養改善・口腔機能向上等）や救急法、筋力トレーニングやストレッチの方法の研修を３ヵ月間にわたり実施し、研修修了後、筋力アップ教室や口腔ケア教室等において、指導者の補助や記録等を行うボランティアを養成した。Ｈ１６年度より養成している。

区　分＼年　度	H18	H19
養　成　者　数	16	11
事業費（千円）	156	126

イ．いつまでも現役体操クラブ事業

運動器機能向上による生活機能の改善を図り、要介護状態になることを防ぐため、一般高齢者等を対象に、マシントレーニングの指導やストレッチを実施し、トレーニング効果の維持・向上を図った。Ｈ１９年度からは、よかば～い体操普及事業として実施するため、事業を廃止した。

区　分＼年　度	H18
延　利　用　者　数	223
事業費（千円）	90

ウ．よかば～い体操フォロー教室事業

介護予防教室（よかば～い体操教室）の終了者または、新たに参加希望する方に、よかば～い体操教室の終盤期と同内容を、運動指導士を講師として実施した。Ｈ１９年度からは、よかば～い体操普及事業として実施するため、事業を廃止した。

区　分＼年　度	H18
延　利　用　者　数	75
事業費（千円）	168

エ．よかば～い体操普及事業

家庭でできる運動器の機能低下防止の体操を地域において行い、予防に対する意識付けと機能の維持・向上を図った。

区　分＼年　度	H19	
	巡回教室	体験教室
延　実　施　回　数	140	39
延　利　用　者　数	2,337	431
事業費（千円）	787	273

オ．介護予防地域活動組織支援事業（いきいきクラブ・ふれあい教室事業）

ボランティア主導型の健康づくりやレクリエーション等を地域及び保健所において実施した。

区　分＼年　度	H18	H19
延　利　用　者　数	274	327
事業費（千円）	80	120

カ．老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防に資する運動に係る大会や教養講座等を開催した。

区　分 ＼ 年　度	H18	H19
事業費（千円）	2,000	2,000

③任意事業

特定高齢者に該当しない高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア．自立支援配食サービス事業

在宅ひとり暮らしで心身の状況により食事の用意が困難な高齢者を対象に、生活の自立と質を確保するとともに、安否確認も合せて実施した。

区　分 ＼ 年　度	H18	H19
延　利　用　者　数	454	389
総　配　食　数	59,184	52,376
事業費（千円）	8,897	7,857

イ．家族介護慰労金支給事業

１年間介護保険のサービスを受けずに重度の要介護高齢者を介護している家族に対し、慰労金を支給するもの。Ｈ１８年度から、介護保険法に基づく地域支援事業の任意事業として実施しているが、ともに実績なし。

区　分 ＼ 年　度	H18	H19
件　　数	0	0
事業費（千円）	0	0

ウ．成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、認知症等により判段能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。

区　分 ＼ 年　度	H19
市　長　申　立　件　数	7
事業費（千円）	268

（6）介護用品給付サービス事業（紙おむつ給付）

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担及び費用負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。Ｈ７年２月から実施している。
Ｈ１８年度からは、介護保険市町村特別給付として実施している。

区　分 ＼ 年　度	H18	H19
利　用　実　人　員	321	480
事業費（千円）	8,742	8,682

（7）介護費用適正化事業

根拠法令等	介護保険事業関係業務実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

＜目的･事業概要＞

適切なケアプランの確保のため、適正化システムを活用し、ケアプランの作成件数、サービスの給付実績等のデータに基づきサービスの提供実績の確認、過剰なサービスの提供や過度の利用者掘り起こしが行われていないか確認を行った。

（8）制度の適正運営等の取組み（あんしん介護創造事業）

介護保険制度の導入に伴い、利用者の権利擁護を促進し安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40.5/100　県 20.25/100 市 20.25/100 保険料19/100

＜目的･事業概要＞

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設及びグループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所を訪問し、サービス利用者の話を聞き、相談活動により疑問や不満・不安の解消を図るとともに、施設等との意見交換や電話相談などに取り組んでいる。

（9）地域認知症ケアコミュニティ推進事業

根拠法令等	老人保健健康増進等事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	国10/10

＜目的･事業内容＞

高齢化の進展に伴い認知症高齢者が今後さらに増加する状況の中で、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成１４年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んできた。既に後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている本市において、高齢になるほど発症率が高まる認知症の対策を講じることは喫緊の課題となっている。

このため、認知症の発症前から終末期まで、地域、専門職等の関係機関が、認知症の進行に応じた本人とその家族に対する連続的・包括的な支援体制の整備を目指して、大牟田市介護サービス事業者協議会の認知症ケア研究会と密接な連携を図りながら、早期発見・診断、早期支援・予防、ケアマネジメントの質の向上、医療連携、地域啓発等に取り組んできた。

①認知症コーディネーターの育成

介護現場の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど認知症ケア専門のコーディネーターとなる人材の育成を目指し､｢認知症コーディネーター養成研修」を実施している。また、平成１８年度からは小規模多機能型居宅介護施設の管理者または管理者に準ずるものの受講を義務付け、事業所指定の基準とした。

平成１９年度は４期生１２名に５期生１２名を加え研修を実施し、４期生１１名が研修を修了した。

②地域交流拠点等における早期発見･相談事業の拡充と効果検証

もの忘れ相談医（かかりつけ医）や認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見､予防教室やケースカンファレンスに取り組むことで地域包括ケア・サポート体制の推進を図った。また、より地域に密着した支援体制構築のため、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設を活用した予防教室やケースカンファレンスを開催した。

ア．地域認知症ケアサポートチーム等によるもの忘れ検診・予防教室の開催

タッチパネルやカードを用いた認知症スクリーニングを行い、同時に認知症について学べるような時間を設けるとともに、必要に応じてもの忘れ相談医のアドバイスや介護相談などを行った。

また、スクリーニングにおいて軽度認知障害の状態あるいは認知症の疑いのある地域住民を対象に、延６ヵ所の介護予防拠点・地域交流施設において、３ヵ月間、週１回、13 回の認知症予防教室を開催し、認知症予防効果が期待できるアクティビティや日常生活指導や参加者との交流、病気や介護に関する相談、情報提供などを実施した。

③地域密着型サービスにおける市独自基準の研究

認知症の人のステージに応じた適切な支援やケアマネジメントの共通理解を図るため地域密着型サービス従事者等の経営セミナー集中講座を６回、認知症ケア実践塾を６回開催した。さらに、地域密着型サービス事業所の開設にあたっては認知症コーディネーター養成研修への参加を義務づけ、認知症ケアに対する理解促進と地域づくりの一端を担っているという意識の向上を図るとともに、センター方式の実践研修会を４回開催し、今後の大牟田市における地域密着型サービスの指定基準に関する検討材料とした。

④世代間交流・多分野交流による「認知症の人とともに暮らす地域づくり」のニーズ研究

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

ア．子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子供の時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いつだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使っての絵本教室を開催している。平成１９年度は、小学校６校と中学校９校で開催した。

イ．認知症サポーター“こころみまもり隊”養成講座

平成１７年度から「認知症を知る１年」キャンペーンの一環として、絵本教室等を通して認知症の理解を図ることにより、認知症市民サポーター“こころみまもり隊”の養成に取り組んでいる。平成１９年度は、市民向け養成講座を６回、職域別養成講座を１回開催した。

ウ．認知症ケア実践塾ｉｎ２００７

認知症介護に関わる職員などの専門性を高めることを目的に、単なる学習会ではなく、学んだことが介護現場での実践につながるような内容で、平成１９年度は６回開催した。

エ．高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク模擬訓練 in ふくおか県南

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指して発足した駅馬南小学校区の「はやめ南人情ネットワーク」における徘徊模擬訓練を、第４回目となる平成１９年度は市内全域に拡大して実施した。今後は、模擬訓練を通して小学校区単位の地域のまちづくりネットワークの構築に向けて、他の校区においても、このような地域のまちづくりネットワークの構築を目指していく。

(10)大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料（第１号被保険者）

＜目的･事業内容＞

大牟田市では、平成１２年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険会計においては、保険料を３年ごとに見直すことにより、事業運営期間（３年間）の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い適正に管理を行っている。また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

平成１９年度においては剰余金が生じたため、運用により生じた利子収入とともに積立てを行い、基金現在高は下表のとおりとなっている。

＜実　績＞

平成１９年度の基金異動予定額　（単位：円）

年度当初額	積立額	処分額	19 年度決算に伴う基金高
643, 777, 972	91, 290, 155	0	735, 068, 127

（11）制度の周知

①“人・心・まちづくり”大牟田＆アジアフォーラムの開催

平成１９年４月２８日に、認知症の真の理解、地域で支えていくために必要な早期発見や予防の重要性をより多くの市民に広め、認知症の本人・家族の思いが地域で理解されるために、もの忘れ予防教室参加者や絵本教室参加者である小中学生が発表するという市民参加型のフォーラムを開催した。

②その他

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『かいごほけん白書』を作成したり、『広報おおむた』や市公式ホームページに掲載する等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い制度の説明や相談に応じている。

（12）相談・苦情への対応

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

（13）情報開示の状況

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、平成１８年度より介護予防プラン（要支援１・2）作成のための情報開示は、中央地域包括支援センターで対応することになった。

＜実　績＞

年　度	対　象	内　　訳		
		認定調査表	主治医意見書	審査判定の経過等
18	個　人	24	4	3
	事業者	1, 896	1, 737	469
19	個　人	9	6	2
	事業者	2, 155	2, 052	638

※平成19年度は、実際に情報開示した件数を記載。

第４節　児童福祉・母子保健

１　次世代育成支援行動計画推進

(1)次世代育成支援行動計画推進事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプランⅡ」を効果的に推進するため、協議会の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

＜計画の期間＞

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間（平成 21 年度見直し）

＜実　績＞

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基き、学識経験者、関係団体からの推薦者及び住民代表で構成される大牟田市次世代育成支援市民協議会を設置。

２　子育て支援事業

(1)乳幼児医療費助成

根拠法令等	大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

乳幼児の医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

- 市内に住所を有する者
- ３歳未満、但し入院については就学前まで
- 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- 生活保護法による保護を受けていないこと

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
国 保	対象者	1,382	1,340	1,252	1,221	1,167
	件数	9,768	10,142	10,317	9,528	9,914
	金額（千円）	23,689	25,229	24,967	23,249	26,839
社 保	対象者	4,912	5,007	4,930	4,929	4,732
	件数	35,222	36,577	36,730	37,269	39,117
	金額（千円）	83,640	91,408	87,023	90,247	102,393
計	対象者	6,294	6,347	6,182	6,150	5,899
	件数	44,990	46,719	47,047	46,797	39,117
	金額（千円）	107,329	116,637	111,990	113,496	129,232

※ 平成１４年度１０月から３歳未満の乳幼児の一部負担金が３割から２割に変更
※ 平成１６年度１月から入院については、対象者を就学前まで拡大
※ 平成１９年１月から３歳未満の初診・往診料が乳幼児医療の助成対象となる。

(2)児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	被用者　国8/10,県1/10,市1/10 非被用者　国1/3 県 1/3,市 1/3 特例給付　国 10/10 小学校修了前特例給付 国1/3 県 1/3,市 1/3

＜目的･事業内容＞

手当を支給することにより、家庭における児童の生活の安定を図り、そして児童の健全育成及び資質の向上を目的とする。

＜支給対象者＞

- 市内に住所を有する者
- 小学校修了前児童（平成１８年４月から）を養育している父母等
- その者の前年の所得額が制限額未満であること

＜支 給 額＞

区分		月額
３歳未満		10,000 円
３歳以上	第１子分	5,000 円
	第２子分	5,000 円
	第３子以降分	10,000 円

※１９年４月から、３歳未満児童は一律１０，０００円支給。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
被 用 者	受給人員(延数)	19,818	19,465	19,151	21,177	21,652
	支 給 額(千円)	114,940	112,845	110,035	121,710	201,140
非被用者	受給人員(延数)	8,592	8,632	8,373	7,671	7,705
	支 給 額(千円)	51,805	52,180	50,490	45,735	71,990
特例給付	受給人員(延数)	2,630	2,842	2,641	716	324
	支 給 額(千円)	14,860	16,210	14,970	4,065	2,975
被用者小学校修了前特例給付	受給延人員(人)	26,546	45,543	48,685	69,358	73,495
	支 給 額(千円)	154,270	262,640	280,155	395,715	418,355
非被用者小学校修了前特例給付	受給延人員(人)	11,949	20,006	20,899	29,515	29,842
	支 給 額(千円)	69,705	116,250	122,045	171,135	173,105
計	受給人員(延数)	69,535	96,488	99,749	128,437	133,018
	支 給 額(千円)	405,580	560,125	577,695	738,360	867,565

※ １８年４月から、小学校第３学年修了前から小学校修了前までに改正

(3)児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/3 市2/3

＜目的･事業内容＞

手当を支給することにより、父と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

- 父と生計を同じくしていない、１８歳未満の児童、又は２０歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること
- 公的年金を受けていないこと

＜支　給　額＞

区　　分	全額支給	一部支給
１人目	41,720 円	41,710 円～9,850 円
２人目	5,000 円加算	
３人目以降	3,000 円加算	

＜実　　績＞

年度		15	16	17	18	19	原因別			
新法	件　数	1,471	1,530	1,613	1,619	1,644	離婚	遺棄	死亡	その他
	支 給 額（千円）	730,473	741,589	761,119	766,447	775,408	1,474	8	14	123
旧法	件　数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4)母子生活支援施設運営事業

根拠法令等	児童福祉法第23条･第38条	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	国 1/2　県1/4 市1/4

＜目的･事業内容＞

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

＜施設の概要＞

名　　称	大牟田市母子生活支援施設		
所 在 地	大牟田市小浜町 44-5		
敷地面積	2,080.96　㎡	建築延面積	1,147,92　㎡
構　　造	鉄筋コンクリート３階建　　（昭和５３年度全面改築）		
定　　員	20 世帯		

＜実　　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
措 置	世 帯 数	(11) 137	(7) 92	(7) 95	(7) 85	(6) 71
	人　　員	(30) 365	(19) 229	(19) 229	(18) 220	(14) 166
措 置 費（千円）		21,638	14,944	13,600	12,340	11,377

※　(　)は月平均

※　市が措置したもの

（大牟田市母子生活支援施設への他市からの入所は含まない。市から他市の母子生活支援施設への入所は含む）

(5)助産施設

根拠法令等	児童福祉法第35条第3項	所 管 課	児童家庭課

＜目的･事業内容＞

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

＜施設の概要＞　　平成９年４月１日設置

名　　称	大牟田市立総合病院助産施設
所 在 地	大牟田市宝坂町２丁目 19-１
定　　員	１　名

(6)児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所 管 課	児童家庭課

＜目的･事業内容＞

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

＜実　績＞

①内容別相談受付人数

相談内容＼年度		17	18	19
養護相談	児童虐待	40	61	64
	その他	18	37	51
保健相談		0	2	0
障害相談		2	6	4
非行相談		0	1	0
育成相談		7	7	11
その他の相談		4	3	4
合　計		71	117	134

②年齢別相談受付人数

年齢区分	17	18	19
未就学児（0～ ３歳）	19	35	41
（４～６歳）	19	28	19
小学校低学年（１～３年生）	7	19	28
高学年（４～６年生）	11	20	21
中学生　(12～15 歳)	10	8	20
～18 歳	5	7	5
合　計	71	117	134

(7)子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所 管 課	児童家庭課

＜目的･事業内容＞

保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不適当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行うため、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、大牟田市子ども支援ネットワークを設置する。構成

機関を見直して、「大牟田市子育て支援センター」を１８年度限りで削除し、１９年度から「学識経験者」を新たに加える。20 年度より、福岡法務局柳川支局と柳川人権擁護委員協議会が構成団体に加わることになった。

＜構成機関＞

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校校長会
大牟田市中・養護学校校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
子ども家庭支援センターあまぎやま
福岡県弁護士会
大牟田児童相談所
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

３　母子及び寡婦福祉

(1)母子及び寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第13条･第14条･第32条	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

＜母子及び寡婦福祉資金の貸付状況（決定分）＞

資金名		貸付限度額	利息	種類		17 年度貸付状況		18 年度貸付状況		19 年度貸付状況	
				寡婦	母子	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金		2,830,000	3 %	○							
					○						
事業継続資金		1,420,000		○							
					○						
修学資金	高校	公立 18,000	無利子		○	2	1,296,000	2	1,296,000	1	648,000
		私立 30,000	無利子		○	3	3,240,000	1	1,080,000		
	高等学校	公立 21,000	無利子		○						
		私立 32,000	無利子		○						
	大学	公立 45,000	無利子		○						
		私立 54,000	無利子		○	5	13,680,000			1	3,072,000
	専修短大	公立 45,000	無利子		○						
		私立 53,000	無利子		○	4	6,000,000	3	3,432,000		
	専修（一般課程）	29,000	無利子		○						
修業資金		50,000 (460,000)	無利子	○							
					○	2	2,280,000	4	3,660,000	1	600,000

就学支援資金	高校等　75,000	無利子		○	2	485,000	4	525,000	1	300,000
	大学等 370,000			○	8	3,850,000	5	1,920,000	4	1,526,000
住宅資金	1,500,000	3 %	○				2	528,000		
	(特別 2,000,000)			○						
就職支度資金	100,000	無利子	○							
	(220,000)			○						
技能取得資金	50,000	無利子	○							
	(460,000)			○			1	1,080,000	2	2,064,000
生 活 資 金	103,000	3 %	○							
				○			3	909,000	1	309,000
結 婚 資 金	300,000	3 %	○							
				○						
転 宅 資 金	260,000	3 %	○							
				○						
合　計					26	30,831,000	25	14,430,500	11	8,519,000

※　貸付限度額は、平成１８年４月１日現在
※　修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合
※　技能習得資金の（　）金額は、自動車運転免許の場合
※　就職支度資金の（　）金額は、自動車購入の場合

(2)福岡県母子福祉協力員

＜目的･事業内容＞

母子福祉資金の円滑適正な運用を図るため、担当地区内の母子家庭を訪問し、貸付および償還等の指導、督励を行うとともに母子福祉の増進に努める。

(3)母子家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市母子家庭等医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母及び児童、父母のない児童、ならびに一人暮らしの寡婦に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

＜支給対象者＞

- 市内に住所を有する者
- 母子家庭の母及び児童、父母のない児童、ならびに一人暮らしの寡婦
- 国民健康保険又は社会保険に加入している者
- 生活保護法による保護を受けていないこと
- 本人又は被扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当施行令に定める額を超えていない者

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
国保	対象者	2,499	2,550	2,497	2,453	2,377
	件数	35,639	38,246	40,664	42,311	42,873
	金額(千円)	164,980	167,124	160,386	157,587	146,778
社保	対象者	1,735	1,951	2,128	2,120	2,167
	件数	18,128	18,190	21,277	21,598	24,601
	金額(千円)	55,281	55,759	65,330	68,185	77,310

計	対象者	4,234	4,501	4,625	4,573	4,544
	件数	53,767	56,436	61,941	63,909	67,474
	金額(千円)	220,261	222,883	225,716	225,772	224,088

(4)母子家庭等日常生活支援事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第17条･33条	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県3/4 市1/4

＜目的･事業内容＞

母子家庭等の生活を支援しその生活の安定を図るため、支援員を派遣する事業であり、平成１６年度から実施したもの。

＜実　績＞

区分＼年度	16	17	18	19
派遣希望登録世帯数（世帯）	32	26	23	22
支援員登録数　（人）	14	10	6	9
利用世帯数　（件）	1	0	1	1
事業費　（千円）	45	0	21	31

(5)高等職業訓練促進給付事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第30条 大牟田市高等職業訓練促進給付金支給要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国3/4 市1/4

＜目的･事業内容＞

母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業であり、平成１７年度から実施したもの。

＜対象資格＞

- 看護師（准看護師を含む）
- 介護福祉士
- 保育士
- 理学療法士
- 作業療法士

＜実　績＞

区分＼年度	17	18	19
12か月給付者　（人）	3	1	3
8か月給付者　（人）	6	1	1
給付者のうち資格取得者　（人）	9	2	4
給付者のうち就職者　（人）	9	2	4
事業費　（千円）	8,652	2,060	4,532

４　保育事業

(1)公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市保育の実施に関する条例 大牟田市保育の実施に関する条例施行規則	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

＜目的・事業内容＞

保護者の労働等の理由により保育に欠ける児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

＜実　績＞

	年度	15	16	17	18	19
区 分	保育所数	22	22	22	22	22
	定員	2,140	2,140	2,210	2,240	2,240
	公立	170	170	170	170	170
	私立	1,970	1,970	2,040	2,070	2,070
公 立	人　　員	(183) 2,193	(179) 2,147	(187) 2,239	(178) 2,130	(159) 1,909
	委託費（千円）	143,466	132,993	137,179	129,090	122,227
私 立	人　　員	(2,086) 25,026	(2,073) 24,870	(2,148) 25,773	(2,191) 26,294	(2,151) 25,811
	委託費（千円）	1,696,392	1,723,777	1,758,339	1,768,476	1,767,147
管 外	人　員	(50) 601	(47) 569	(51) 613	(52) 623	(60) 714
	委託費（千円）	45,651	46,599	47,061	43,561	52,413
合 計	人　　員	(2,319) 27,820	(2,299) 27,586	(2,385) 28,625	(2,421) 29,047	(2,370) 28,434
	委託費（千円）	1,885,509	1,903,369	1,942,579	1,941,127	1,941,787

※　（　）は月平均

(2) 養護児(障害児)保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児保育実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

＜目的・事業内容＞

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、民間保育所に補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により援護を必要とする者を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児（障害児）の福祉の推進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
養護児（障害児）保育	実施施設数	6	4	4	10	13
	児童数（延数）	156	133	191	215	233
	事業費（千円）	20,024	9,207	14,108	20,659	13,234

※　養護児（障害児）保育事業は、平成１５年４月から一般財源化。実施施設数・児童数（延数）については、公立・私立保育所合算して計上。事業費については平成１６年度から私立保育所分

のみ計上。

(3)一時保育事業

根拠法令等	大牟田市一時保育促進事業実施要綱 大牟田市一時保育促進事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当(登録時) 各実施保育所(利用時)	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不定期な就労や病気、育児に伴う心理的･肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
一時保育	実施施設数	4	4	4	7	9
	児童数	(141) 6,790	(124) 5,935	(104) 5,009	(50) 4,196	(45) 4,828
	事業費（千円）	12,222	10,683	6,462	4,872	8,370

※　(　)は、１か所当たり月平均。

(4)延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

※　平成１７年度より交付金化のため、国１／２、市１／２相当

＜目的･事業内容＞

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
延長保育促進	実施施設数	6	6	6	6	6
	児童数(月平均)	62	62	154	172	174
	事業費（千円）	28,101	27,830	27,755	27,635	8,200

※　児童数(月平均）は、平成１７年度より実利用児童数の平均。
　　１６年度までは、月のうち利用が一番多い週を児童数月平均として計上。

(5)つどいの広場･子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	つどいの広場(フレンズピアおおむた２階)	負担割合	国1/3　県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

おおむね３歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設（フレンズピアおおむた）の２階にお

いて平成１８年１０月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

Ｈ１９年４月からは子育て支援センターを同施設に移設･統合し､事業を一体化に推進している。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19
登録組数（組）	(68) 408	(53) 641
利用組数（組）	(289) 1,731	(392) 4,698
利用人数（人）	(639) 3,834	(893) 10,716
講座開催回数（回）	5	12
講座参加人数（人）	83	317
子育て相談数（件）	30	97
リズム遊び開催数（回）	11	35
リズム遊び参加数（組）	195	721
事業費（千円）	2,600	3,592

※　(　)は、月平均。

(6)子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当･子育て支援担当	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

※　平成１７年度より交付金化のため、国１／２、市１／２相当。

＜目的･事業内容＞

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
ショートステイ事業	利用者数	10	3	14	5	6
	延 日 数	50	8	109	16	25
	事業費　(千円)	232	40	458	148	121
トワイライトステイ事業	利用者数	47	15	11	10	4
	延 日 数	73	28	49	17	6
	事業費　(千円)	104	38	86	31	13

※　平成１５年度より事業名を「子育て支援短期利用事業」から「子育て短期支援事業」へ変更

(7)乳幼児健康支援一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

※　平成１７年度より交付金化のため、国１／２、市１／２相当。

＜目的･事業内容＞

保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に施設が預かることにより子育てと仕事の両立を支援するものである。

＜対 象 者＞

生後２ヵ月から小学３年生まで

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
利用児童数（月平均・人）	240(20)	336(28)	243(20)	377(31)	277(23)
事業費（千円）	4,060	4,403	4,279	4,563	4,234

(8)ファミリー･サポート･センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー･サポート･センター事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	おおむたファミリー･サポート･センター	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

※　平成１７年度より交付金化のため、国１／２、市１／２相当。

＜目的･事業内容＞

地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

＜会　員＞

次の各号のすべてに該当する者

- 市内に居住する者
- 援助会員は２０才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- 依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- 援助会員は講習会等を受講した者

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
会員数	332	526	702	825	837
活動数（月平均）件	590(49)	1,075(90)	1,313 (109)	1,234(103)	1,132(94)

※　平成１３年４月から、大牟田市社会福祉協議会に委託し、７月から活動開始

(9)放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	各学童保育所	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

＜目的･事業内容＞

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児

童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所を設置運営するものである。
管理・運営については、平成１８年度より指定管理者制度を導入。

＜対象児童＞

小学校１年からおおむね３年までの児童、又は小学校４年生から６年生までの障害を有する児童

＜実　績＞

区分 ＼ 年度		Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９
三池学童保育所	月平均	40	39	41	41	41
	延人員	481	474	497	486	496
高取学童保育所	月平均	32	28	29	33	29
	延人員	395	345	348	392	345
中友学童保育所	月平均	34	34	36	49	40
	延人員	415	416	436	586	472
三川学童保育所	月平均	36	33	36	38	36
	延人員	441	399	437	460	434
白川学童保育所	月平均	39	39	42	41	41
	延人員	477	477	509	496	494
銀水学童保育所	月平均	40	42	39	44	43
	延人員	480	510	478	532	511
吉野学童保育所	月平均	37	39	38	41	43
	延人員	454	473	464	501	510
笹原学童保育所	月平均	30	37	32	32	29
	延人員	365	445	395	385	352
大牟田学童保育所	月平均	10	30	29	36	42
	延人員	123	370	353	435	509
手鎌学童保育所	月平均	-	33	40	46	53
	延人員	-	399	489	547	630
駛馬北学童保育所	月平均	-	-	13	26	28
	延人員	-	-	166	311	340
羽山台学童保育所	月平均	-	-	-	27	38
	延人員	-	-	-	326	459
明治学童保育所	月平均	-	-	-	-	21
	延人員	-	-	-	-	254
計	月平均	298	354	375	455	484
	延人員	3,631	4,308	4,572	5,457	5806
定員		360	400	440	480	520
事業費（千円）		65,168	75,141	83,560	51,013	53,205

※　平成 10 年 7 月 1 日　白川学童保育所開所
平成 12 年 4 月 1 日　銀水、吉野学童保育所開所
平成 14 年 4 月 1 日　笹原学童保育所開所
平成 15 年 7 月 10 日　大牟田学童保育所開所
平成 16 年 4 月 1 日　手鎌学童保育所開所
平成 17 年 4 月 1 日　駛馬北学童保育所開所
平成 18 年 4 月 1 日　羽山台学童保育所開所
平成 19 年 4 月 1 日　明治学童保育所開所

５　母子医療事業

(1)未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法　第17条	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国 1/2　市 1/2

＜目的・事業内容＞

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする１歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
新規申請者数		26	19	19	27	13
出生時体重	1,000ｇ以下	3	3	1	4	1
	1,001～1,500ｇ	12	4	1	5	4
	1,501～1,800ｇ	6	1	6	4	5
	1,801～2,000ｇ	3	8	7	9	3
	2,000ｇ以上	2	3	4	5	0

(2)妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）等療養援護

根拠法令等	母子保健法　第１７条 大牟田市妊娠中毒症等援護費支給要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市 10/10

＜目的・事業内容＞

妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）および糖尿病等の妊産婦の経済的負担を軽減し早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

７日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が３万円以内の世帯に属するものが対象となる。

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
申請者数	1	0	0	2	0

(3)育成医療

根拠法令等	児童福祉法　第20条（H18．3．31まで） 障害者自立支援法　第58条（H18．4．1から） 福岡県育成医療給付実施要領	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

＜目的・事業内容＞

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる１８歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
申　請　件　数		32	30	30	39	35
給付内訳	肢体不自由	7	2	4	11	2
	視覚障害	0	0	0	1	0
	聴覚・平衡機能障害	1	0	2	1	3
	音声・言語・そしゃく機能障害	8	10	4	4	15
	心臓機能障害	8	7	8	9	9
	腎臓機能障害	0	1	3	0	0
	その他	8	10	9	13	6

(4)小児慢性特定疾患医療

根拠法令等	福岡県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

＜目的･事業内容＞

小児慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。

対象者は１８歳未満の児、ただし、１８歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、２０歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

＜実　績＞

区分＼年度		15		16		17		18		19	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申　請　件　数		23	53	20	65	29	58	20	63	19	77
給付内訳	悪性新生物	7	18	3	24	9	16	9	21	3	21
	慢性腎疾患	1	0	3	1	5	1	3	2	0	3
	慢性呼吸器疾患	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	慢性心疾患	0	0	1	0	0	1	0	1	3	2
	内分泌疾患	8	16	7	18	2	18	6	19	8	23
	膠原病	1	2	2	4	1	4	0	3	0	4
	糖尿病	2	5	2	6	3	8	1	6	3	10
	先天性代謝異常	0	5	1	3	3	1	1	4	0	4
	血友病等血液疾患	3	6	1	9	1	6	0	4	1	6
	神経・筋疾患	0	0	0	0	5	1	0	1	1	2
	慢性消化器疾患	－	－	0	0	0	2	0	2	0	2

(5)不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊治療費助成事業実施要綱	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

＜目的･事業内容＞

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、不妊の悩みの軽減を図るため、平成１６年４月より開始された。１９年４月より、助成期間が２年から５年に延長され、また、年度中の申請が１回から２回へと拡充された。

治療方法、夫婦の合計所得に制限あり。
実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

＜実　績＞

区分＼年度	16	17	18	19
申請者数	8	10	24	40

６　母子健康診査事業

(1)妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法　第13条 医療機関に委託して行う妊婦健康診査及び乳児健康診査実施要領 B型肝炎母子感染防止事業実施要領	所 管 課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

妊婦健康診査（一般２回、精密、ＨＢｓ抗原検査、３５歳以上の妊婦に超音波検査）を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
妊婦一般健康診査	合計	1,899	1,730	1,704	1,849	1,735
	内１回目	953	885	872	952	886
	内２回目	946	845	832	897	849
精密検査		0	0	0	0	0
HBs 抗原検査		953	884	869	952	886
超音波検査		123	111	101	131	157
委託料(千円)		12,564	11,245	11,126	12,193	11,590

(2)乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法　第12･13条 大牟田市乳幼児健康診査実施要領	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10 平成16年度までは1歳6か月児と3歳児は国からの補助あり
実施場所	委託医療機関		

＜目的･事業内容＞

乳幼児健康診査（４か月児健診、１０か月児健診、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査）を実施し、乳幼児の健康増進を図る。

４か月児健診は平成１６年４月から、１０か月児健診は平成１０年１月から、１歳６か月児健診は平成１３年４月から、３歳児健診は平成１６年４月から医療機関に委託している。

＜実　績＞

区分 ＼ 年度			15	16	17	18	19
乳児	４か月児健康診査	対象人員	1,014	977	862	933	954
		受診実人員	1,012	914	851	905	939
	１０か月児健康診査	対象人員	968	1,032	899	889	964
		受診実人員	891	958	854	812	919
	精密検査数		34	31	36	29	22
	委託料(千円)		※ 4,965	10,081	9,193	9,155	6,913
幼児	1歳6か月児健康診査	対象人員	988	988	979	873	892
		受診実人員	900	898	913	831	851
		精密検査数	18	10	11	7	10
		委託料（千円)	4,870	4,825	4,914	4,455	4,192
	３歳児健康診査	対象人員	1,077	1,022	988	1,031	928
		受診実人員	1,010	876	864	974	854
		精密検査数	79	32	35	32	16
		委託料（千円)	－	4,732	4,679	5,273	3,646

Ｈ１５年度中※１０か月児健診と精密検査のみの金額。４か月児健診は委託せず保健所で実施していた。

(3)乳幼児経過観察健診

根拠法令等	母子保健法　第10条、第13条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発育遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する健康相談。月１回、予約制。

・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する健康相談。月５回、予約制。

＜実　績＞　　受診者数（延）

区分 ＼ 年度	15	16	17	18	19
発達クリニック	127	120	113	118	125
ことばとこころの相談	210	196	200	180	161

7　母子保健指導事業

(1)母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法　第10条･15条･16条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所、その他	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
妊　婦	妊娠届出数	997	898	888	972	895
	実人数	358	908	819	964	997
	延人数	422	936	989	977	998
産　婦	実人数	1,165	906	717	662	667
	延人数	1,173	1,013	744	689	733
乳　児	実人数	272	949	973	1523	1,274
	健診の事後指導（再掲）	143	261	259	254	226
	延人数	288	1,874	1,712	2433	1,984
幼　児	実人数	234	418	400	673	556
	健診の事後指導（再掲）	115	165	163	244	248
	延人数	673	606	534	1039	691
電話相談	延人数	715	926	875	834	1,071

(2)母子保健健康教育

根拠法令等	母子保健法　第9条･10条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所ほか	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

妊婦体験等を通じて親としての自覚を促す。また、子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。随時育児相談にも応じる。

・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体操やリラクゼーションなどを行う。

・ママのほっとスペース：生後５か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。平成１５年度から実施。

・赤ちゃん広場：生後５か月以上１歳未満の児と母親が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。

・親と子のきずな講座「おっぱい教室」：妊婦、授乳中・乳幼児期の両親が対象。母乳育児の大切さや楽しい育児についての話を行う。

・ベビーマッサージ教室：生後５か月までの乳児と母親が対象。マッサージを通じて、免疫力の向上・触れ合いによる母子の心の安らぎを図る。平成１７年度から実施。

・出前講座：子育て応援隊～お子様のすこやかな成長のためのワンポイントアドバイス～というタイトルで子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話を行う。また、要望があれば、その他、出向いて健康教育を実施している。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
パパママ専科	回　数	3	3	3	3	3
	参加人数	108	118	70	77	94
ママのほっとスペース	回　数	12	12	12	12	12
	参加人数	184	276	320	294	252
赤ちゃん広場	回　数	12	12	12	12	12
	参加人数	509	810	735	764	662

親と子のきずな講座「おっぱい教室」	回　数	6	6	6	6	6
	参加人数	116 組	101 組	126	101	245
ベビーマッサージ教室	回　数			4	4	4
	参加人数			146	209	218
出前講座	回　数					5
	参加人数					100

(3)訪問指導

根拠法令等	母子保健法　第11･17･19条	所 管 課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

家庭訪問を行い、共に考え支援することにより、育児不安の解消や家族の子への関わり方の改善を目的とする

妊婦、新生児、未熟児、乳幼児に対し、本人または家族・各種健診・相談事業・関連機関、団体などから要請があったものや、必要と思われる場合に家庭訪問を行う。

新生児の訪問は、平成１５年４月より福岡県助産師会筑後地区に委託して実施している。

乳幼児健診の未受診者は嘱託職員が訪問している。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
妊　婦	実人員	2	3	2	31	8
	延人員	5	3	3	36	9
産　婦	実人員	212	224	277	399	553
	延人員	250	252	325	469	609
新生児（未熟児を除く）	実人員	207	212	221	334	542
	延人員	235	223	237	370	578
未熟児	実人員	19	15	11	15	7
	延人員	20	27	17	21	7
乳児（新生児・未熟児を除く）	実人員	25	158	92	73	81
	延人員	54	197	128	130	116
幼　児	実人員	275	201	291	285	295
	延人員	411	295	480	409	383
その他	実人員				21	23
	延人員				42	45

８　母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1)歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法第10･12･13条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10 H15 年度まで 国 1/3　市 2/3

＜目的･事業内容＞

胎児期からの歯の健康づくりとして、妊婦・１歳児・１歳６か月児・３歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導を実施し、健全な乳歯の育成を図る。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
妊　婦	対象人数	997	898	888	972	
	実人数	917	828	818	862	
１歳児	対象人数	974	1,026	913	862	967
	実人数	614	725	715	654	504
	延人数	632	740	726	682	
１歳６か月児	対象人数	988	974	981	890	880
	実人数	846	836	857	777	749
	延人数	946	954	993	878	842
３歳児	対象人数	1,077	985	968	1041	936
	実人数	1,010	753	775	832	762

※　「１歳６か月児歯科健康診査」は、平成１２年度までは、１歳６か月児健康診査（身体）と同時に実施。平成１３年度からは１歳６か月児健康診査（身体）が医療機関委託になったため、歯科健康診査のみ単独で行っている。
同じく「３歳児歯科健康診査」は、平成１６年度より３歳児健康診査（身体）とは別に単独で行っている。

※　「１歳児歯科健康診査」（平成 18 年度まで）「１歳６か月児歯科健康診査」では、要経過観察者の健康診査をしている。

※　「妊婦歯科健康診査」は平成 18 年度まで実施。平成 19 年度から「妊婦歯科健康相談」として健康教育・個別相談のみ実施している。

(2)歯科保健指導･相談事業

根拠法令等	母子保健法第13条　健康増進法第4･7条 地域保健法第6条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

＜事業内容＞

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育・相談や、歯質の改善のためにフッ化物塗布を実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
妊婦歯科健康相談					811
個別相談	335	550	671	723	97
歯科健康教育				42	49
フッ化物塗布	2,802	3,195	1,822	1,809	1,676
その他	1,457	1,434	1,303	1,435	1,489

※　フッ化物塗布は１歳児・１歳６か月児歯科健康診査、みんなの健康展、むし歯予防教室（Ｈ１６年度で終了）にて行っている。

※　その他は「みんなの健康展」における歯磨き指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。

第５節　障害者（児）保健・福祉

１　障害者手帳

(1)身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

＜対象者＞

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

＜実　績＞

①　身体障害者手帳交付の状況　（平成 20 年 3 月 31 日現在）

区分＼等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害		307	340	68	86	96	117	1,014
聴覚平衡機能障害		49	162	93	122	5	241	672
音声･言語･そしゃく機能障害		4	12	60	45	-	－	121
肢体不自由		797	682	636	347	385	151	3,998
内部障害	心臓	650	12	387	315	－	－	1,364
	じん臓	356	－	16	5	－	－	379
	呼吸器	46	5	70	40	－	－	161
	ぼうこう・直腸	－	1	6	209	－	－	216
	小腸	1	－	2	2	－	－	5
	免疫	2	1	－	－	－	－	3
	小　計	1,057	19	481	571	－	－	2,128
合　計		3,214	1,215	1,338	1,171	486	509	7,933

※　等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

②　身体障害者手帳登録者の推移　（各年度末現在）

区分＼年度		15	16	17	18	19
視覚障害		1,067	1,061	1,058	1,029	1,014
聴覚平衡機能障害		609	622	640	657	672
音声･言語･そしゃく機能障害		105	111	116	120	121
肢体不自由		3,582	3,661	3,810	3,950	3,998
内部障害	心臓	1,024	1,096	1,169	1,256	1,364
	じん臓	312	324	346	360	379
	呼吸器	151	155	154	153	161
	ぼうこう・直腸	168	182	188	198	216
	小腸	3	4	4	5	5
	免疫	1	2	2	3	3
	小　計	1,659	1,763	1,863	1,975	2,128
合　計		7,022	7,218	7,487	7,731	7,933

(2)療育手帳交付

根拠法令等	福岡県療育手帳交付要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

知的機能の障害が発達期（概ね１８歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、もって必要な援護を行うもの。

＜実　績＞　（各年度末現在）

区分＼年度	15	16	17	18	19
A（最重度・重度）	463	475	493	515	520
B（中度・軽度）	340	363	387	410	423
計	803	838	880	925	943

(3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　認定・相談担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

＜実　績＞

①　精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度＼区分		男　性	女　性	合　計
17	1　級	43	42	85
	2　級	212	189	401
	3　級	85	41	126
	計	340	272	612
18	1　級	47	43	90
	2　級	215	190	405
	3　級	72	54	126
	計	334	287	621
19	1　級	39	45	84
	2　級	211	183	394
	3　級	69	64	133
	計	319	292	611

②　精神障害者在院患者数　（各年度末現在）

年　度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
15	1,194	18	295	881	1,538
16	1,180	14	307	859	1,866
17	1,186	14	340	832	1,792
18	1,183	8	366	808	1,834
19	1,136	5	358	773	2,142

(4)福祉制度一覧表(1)

障害の種別 ＼ 制度		公共料金等の割引											日常生活の援助						
		タクシー料金		鉄道運賃割引		バス運賃	国内航空	NHK受信料		電話番号無料案内	有料道路	携帯電話基本使用料等の割引	車いす貸出し	補装具	日常生活用具	障害福祉サービス	地域生活支援事業	郵便不在者投票	住宅改造費助成
		福祉タクシー利用券	一割引	第一種	第二種			全額免除	半額免除										
視覚	1	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	3		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△		
聴覚・平衡	2		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	3		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△	△		△	○	○	△	△	△	△		
音声言語	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
肢体不自由	1	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△
	2	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		△
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	5		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
	6		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
内部	1	△	○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△	△	
	3		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△	△	
	4		○	○	○	○	△	△			△	○	○	△	△	△	△		
知的障害	A	△	○	○	○	○	△	△		○	△	○	○		△	△	△		
	B		○	○	○	○	△			○		○	○			△	△		
精神	1		△									○	○			△	△		
	2		△									○	○			△	△		
	3		△									○	○			△	△		

○……　対象　　△……　状況により対象

福祉制度一覧表(2)

障害の種別 ＼ 制度		社会参加		税金			手当等							医療				
		自動車改造助成費	自動車運転免許	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除 自動車税免除	障害基礎年金	扶養共済	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	じん臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療 更生医療	自立支援医療 精神通院医療	自立支援医療 育成医療	重度障害者医療	後期高齢者医療制度
視覚	1			○		△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田社会保険事務所へ。	△	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課へ。	△		△		△	○	○
	2			○		△		△	△	△		△		△		△	○	○
	3				○	△		△				△		△		△	△	○
	4				○	△						△		△		△		
	5				○							△		△		△		
	6				○							△		△		△		
聴覚・平衡	2		△	○		△		△	△	△		△		△		△	○	○
	3		△		○	△		△		△		△		△		△	△	○
	4		△		○							△		△		△		
	5				○							△		△		△		
	6				○							△		△		△		
音声言語	3		△		○	△		△		△		△		△		△	△	○
	4		△		○							△		△		△		○
肢体不自由	1	△	△	○		△		△	△	△		△		△		△	○	○
	2	△	△	○		△		△	△	△		△		△		△	○	○
	3	△	△		○	△		△		△		△		△		△	△	○
	4	△	△		○	△						△		△		△		△
	5	△			○	△						△		△		△		
	6	△			○	△						△		△		△		
内部	1		△	○		△		△	△	△		△	△	△		△	○	○
	3		△		○	△		△		△		△	△	△		△	△	○
	4		△		○							△	△	△		△		
知的障害	A		△	○		△		△	△	△		△					○	○
	B		△		○	△		△				△					△	
精神	1			○		△		△	△	△		△			△			○
	2				○			△				△			△			○
	3				○			△				△			△			

○……　対象　　△……　状況により対象

2　障害者福祉施策

(1) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　　認定・相談担当	負担割合	国 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付等の受給を希望する障害者は障害程度区分の認定を受けることが必要となったため、障害程度の調査及び審査を行っている。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19
認定件数	339	101
審査会開催回数	26/年	14/年

(2)障害者自立支援法に基づく介護給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

＜実　績＞

区分		年度	15	16	17	18	19
ホームヘルプ	身体	利用回数（延）	17,359	25,082	31,144		
		事業費（千円）	91,447	120,690	125,340		
	知的	利用回数（延）	883	1,945	3,109		
		事業費（千円）	3,740	7,372	11,193		
	児童	利用回数（延）	159	1,924	2,973		
		事業費（千円）	1,289	13,819	16,407		
	精神	利用回数（延）	995	997	1,170		
		事業費（千円）	3,884	3,965	3,229		
	計	利用回数（延）	19,396	29,948	38,396	(延時間) 45,441	(延時間) 37,421
		事業費（千円）	100,360	145,846	156,169	119,156	114,717
短期入所	身体	利用日数（延）	9	24	41		
		事業費（千円）	75	222	354		
	知的	利用日数（延）	276	759	1,125		
		事業費（千円）	1,835	4,877	7,774		
	児童	利用日数（延）	285	256	221		
		事業費（千円）	1,531	1,953	2,082		

	計	利用日数（延）	570	1,039	1,387	（延時間） 1,496	（延日数） 696
		事業費（千円）	3,441	7,052	10,210	7,328	5,461
重度訪問介護		利用時間（延）	—	—	—	325	1,969
		事業費（千円）	—	—	—	531	3,016
児童デイサービス		利用回数（延）	639	1,104	1,417	1,144	1,926
		事業費（千円）	4,014	6,566	8,446	7,303	6,205
療養介護		利用人数（延）	—	—	—	10	30
		事業費（千円）	—	—	—	1,745	6,246
療養介護医療		利用人数（延）	—	—	—	10	30
		事業費（千円）	—	—	—	2,984	2,151
生活介護		利用回数（延）	—	—	—	2,334	7,374
		事業費（千円）	—	—	—	8,444	46,788
施設入所支援		利用人数（延）	—	—	—	110	269
		事業費（千円）	—	—	—	1,840	16,010
ケアホーム		利用人数（延）	—	—	—	57	53
		事業費（千円）	—	—	—	7,465	4,611
旧法施設支援		利用人数（延）	—	—	—	3,580	3,637
		事業費（千円）	—	—	—	327,673	782,895

※　平成１５年度から１７年度までは支援費制度（相互利用分を含む）
※　平成１８年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化
※　ホームヘルプはガイドヘルプサービス分を含めた実績（平成１８年９月まで）

(3)障害者自立支援法に基づく訓練等給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

＜実　績＞

区分 ＼ 年度			15	16	17	18	19
自立訓練		利用回数　（延）	—	—	—	38	424
		事業費　（千円）	—	—	—	243	2,998
就労移行支援		利用回数　（延）	—	—	—	623	3,030
		事業費　（千円）	—	—	—	2,334	20,946
就労継続支援		利用回数　（延）	—	—	—	1,199	7,744
		事業費　（千円）	—	—	—	2,605	31,597
グループホーム	知的障害者	利用人数　（延）	94	144	164	—	—
		事業費　（千円）	7,026	10,803	12,545	—	—
	精神障害者	利用人数　（延）	162	167	171	—	—
		事業費　（千円）	9,671	15,750	11,952	—	—

	計	利用人数　（延）	256	311	335	339	249
		事業費　（千円）	16,697	26,553	24,497	15,317	12,952

※　平成１８年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化
※　グループホームは平成１４年度まで施設に位置づけ

（4）障害者入所系支援施設の決定状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

＜施設概要＞　（平成 20 年 3 月 31 日現在）

種別		決定数（人）	利用施設数
新法	施設入所支援	34	10 施設
	ケアホーム	10	7 施設
	グループホーム	24	12 施設
旧法	身体障害者入所更生施設	5	3 施設
	身体障害者入所授産施設	7	5 施設
	身体障害者入所療護施設	39	14 施設
	知的障害者入所更生施設	141	29 施設
	知的障害者入所授産施設	49	7 施設
	知的障害者通勤寮	9	2 施設
合計		318	85 施設

（5）補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

障害により失われた身体機能を補完又は代償し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図る目的として、交付や修理を行う。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
補聴器	交付件数	30	27	51	43	41
	修理件数	18	30	32	14	16
	金額(千円)	1,809	1,868	3,364	2,708	2,557
義肢	交付件数	14	4	6	11	11
	修理件数	9	14	14	16	15
	金額(千円)	3,866	1,914	3,341	4,845	5,064
車椅子	交付件数	26	32	29	28	26
	修理件数	37	39	35	45	72
	金額(千円)	5,400	5,958	5,502	5,939	6,203
装具	交付件数	57	40	61	29	52
	修理件数	12	18	10	19	15
	金額(千円)	4,765	3,213	4,719	2,186	3,175

安全杖	交付件数	28	20	26	17	21
	修理件数	0	0	0	0	1
	金額(千円)	106	76	93	61	83
その他	交付件数	1,057	1,143	1,197	621	20
	修理件数	24	28	22	29	6
	金額(千円)	23,523	27,037	29,200	15,014	2,081
計	交付件数	1,212	1,266	1,370	749	171
	修理件数	92	129	113	123	125
	金額(千円)	39,469	40,066	46,309	30,753	19,163

※　平成１８年１０月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(6)更生医療の給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
じん臓	件数	1,671	2,578	2,730	2,385	2,929
	金額(千円)	17,940	22,611	22,718	21,435	201,356
心臓	件数	109	208	309	427	220
	金額(千円)	15,620	28,200	32,471	37,563	44,704
その他	件数	51	53	54	62	27
	金額(千円)	7,231	6,014	7,572	4,236	4,389
計	件数	1,831	2,839	3,093	2,874	3,176
	金額(千円)	40,791	56,825	62,761	63,234	250,449

(7)相談支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　　認定・相談担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19
利用件数（延数）	4,967	17,492
事業費（千円）	13,450	25,000
事業所数	4	4

※　平成１８年１０月から実施。

(8)移動支援事業

①移動支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19
延利用時間	4,689	12,455
事業費（千円）	9,352	28,106

※　平成１８年１０月から実施

②身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	16	17	18	19
延利用時間	619	574	410	393
事業費（千円）	805	746	533	511

(9)コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

＜実　績＞

要約筆記奉仕員派遣事業

区分＼年度	18	19
延派遣回数	5	8
事業費（千円）	491	120

手話奉仕員派遣事業

区分＼年度	18	19
延派遣回数	115	193
事業費（千円）	63	855

手話通訳者配置事業

区分＼年度	18	19
延配置時間	148	311
事業費（千円）	267	559

※　平成１８年１０月から実施　　同年９月までは社会参加促進事業で実施

（10）地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分（市10/10），機能強化事業分（国1/2，県1/2市,1/4）

＜目的･事業内容＞

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

＜実　績　Ⅰ型＞

区分＼年度	18	19
延利用回数（延登録者数）	2,798	5,871
事業費（千円）	10,400	20,800
事業所数	2	2

※　平成１８年１０月から実施。

＜実　績　Ⅲ型＞

区分＼年度	18	19
延利用回数（延登録者数）	510	4,101
事業費（千円）	2,950	23,600
事業所数	1	4

※　平成１８年１０月から実施。

（11）日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2，県1/4 市1/4

＜目的･事業内容＞

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

＜実　績＞　　（単位:件）

区分＼年度	15	16	17	18	19
特殊寝台	3	7	4	1	1
盲人用時計	18	6	5	6	9
視覚障害者用ポータブルレコーダー	4	12	7	7	5
入浴補助用具	15	8	9	8	7
聴覚障害者用屋内信号装置	4	1	2	3	2
聴覚障害者用通信装置	3	3	3	6	6
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	—	—	—	1,146	2,365
その他	87	51	41	50	52
合　計	134	88	71	1,227	2,447

※　視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、平成１５年度までは盲人用テープレコーダーでの給付
　平成１８年１０月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(12)日中一時支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19
延利用回数	513	4,738
事業費（千円）	1,447	11,581

※　平成１８年１０月から実施

(13)福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

＜実　績＞

区分＼年度	18	19
延利用回数	9	43
事業費（千円）	268	1,280

※　平成１９年１月から実施

(14)社会参加促進事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2 県 2/3, 市 1/3

＜目的･事業内容＞

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

＜実　績＞

事業名＼年度	15	16	17	18	19
点訳奉仕員養成事業	139	141	145	175	202
朗読奉仕員養成事業	82	91	92	126	130
要約筆記奉仕員養成事業	340	360	236	980	871
手話奉仕員養成事業	292	321	289	501	473
要約筆記奉仕員派遣事業	458	547	140	60	―
手話奉仕員派遣事業	1,533	1,487	1,132	515	―
手話通訳配置事業	552	538	536	280	―
点字・声の広報等発行事業	557	509	503	507	507
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	640	658	545	575	404
生活訓練事業	828	831	790	780	567
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	382	384	348	417	400
福祉機器リサイクル事業	0	37	35	29	8
合　　計　　(千円)	5,805	5,868	4,882	4,951	3,562

※　平成１８年１０月から要約筆記奉仕員派遣事業、手話奉仕員派遣事業、手話通訳配置事業はコミュニケーション支援事業で実施

(15)訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
利用件数（延数）	172	185	167	159	233
業費（千円）	1,720	1,850	1,587	1,454	2,054

(16)更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/2 市 1/4

＜目的･事業内容＞

就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者及び指定旧法施設支援を受けている身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	16	17	18	19
利用件数（延人数）	294	299	218	145
事業費（千円）	1,097	1,120	827	551

(17)巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	－

＜目的･事業内容＞

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的とし、年１回実施している。

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
相談延べ件数	53	61	67	67	56

(18)配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
１日平均利用件数（人）	11	8	7	4	5
実施日数（日）	246	243	245	245	218
延べ配食数	2,272	1,881	1,704	924	848
事業費（千円）	568	470	375	139	128

(19)福祉タクシー料金助成事業　　平成３年１０月より実施

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部（基本料金）を助成することにより日常生活の利便を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
交付人員	565	415	414	442	373
交付延枚数	12,844	9,428	9,474	9,886	8,696
利用延枚数	9,947	7,474	7,691	7,974	7,059
事業費（千円）	5,565	4,181	4,300	4,459	4,023

(20)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	①　福岡県身体障害者相談員業務委託要綱 ②　福岡県知的障害者相談員業務委託要綱 ③　大牟田市身体障害者相談員設置要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	①②県 10/10 ③市 10/10

＜目的・事業概要＞

県知事又は市長より委託を受けた障害当事者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

＜身体障害者相談員名簿＞　（任期　平成 18 年 6 月～平成 21 年 5 月）

区分	氏　名	電　話	ＦＡＸ	備　考
県	阿具根　冨雄	５４－３７２４		
	猪飼　久司	５４－３７１０		
	内倉　照義	５５－９３３８		
	内田　勝巳	５２－３４２９		
	大場　和正	５８－７３２０		
	大山　暁美	５３－２５６８		
	木上　秀夫	５８－０８０１		
	幸田　義勝	５７－８００２		
	堺　盛芳	５８－３０８２		
	高田　九州男	５２－６２４９		
	中川　末義	５４－１６９０		
	西山　文雄	５８－２４４７		～H20.4
	野母　晋平	５２－４４１８		
	蓮尾　元紀		５１－３９３１	
	平川　弘巳	５８－５９３９		
	松尾　サダ子	５６－１６４２		
	矢加部　逸雄	５７－２３４８		H20.6～
市	有松　由里子	５４－７２１２		
	本田　昭子		４３－３０７７	
	古庄　和秀	５２－８１６４		
	塩塚　喜一	５５－２９２７		

＜知的障害者相談員名簿＞　（任期 平成 17 年 10 月～平成 20 年 9 月）

区分	氏　名	電　話
県	大城　茂子	５６－３３６６
	鬼塚　賢慈	５１－１１５８
	河野　紀久子	５８－２７１２
	木村　香代子	５６－４０９２

	福 永　　信 義	５４－５９２３
	増 田　　佳 子	５６－３３０８

(21)在日外国人障害者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人障害者福祉手当支給要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
支 給 人 員	1	1	1	1	1
支 給 額 （千円）	120	120	120	120	120

(22)大牟田市障害者等文化体育施設(サン･アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

＜施設の概要＞

所 在 地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135　㎡
建築面積	1,582.04　㎡
構　　造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開　　設	昭和 59 年 11 月

※　平成１５年度より名称を「大牟田勤労身体障害者教養文化体育施設」から「大牟田市障害者等文化体育施設」 へ変更

＜利用状況＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
開 館 日 数（日）		296	294	294	295	292
利用者	障害者（人）	17,391	17,552	15,760	17,678	16,424
	その他（人）	42,760	36,397	36,828	39,619	36,307
	計（人）	60,151	53,949	52,588	57,297	52,731
障害者利用率（%）		28.9	32.5	30.0	30.9	31.1

※　利用者数は、サン・アビ祭、障害者体育大会等への参加者を含む

(23)心身障害者(児)扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	県 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

＜実　績＞

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分＼年度	15	16	17	18	19
加入世帯数(延)	288	288	287	253	233
扶助世帯数(延)	36	48	71	62	62
扶助料(千円)	186	266	351	225	214

.(24) 心身障害者共同作業所運営費補助

根拠法令等	大牟田市心身障害者共同作業所運営費補助金交付要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	県 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

心身障害者共同作業所の円滑な運営に資するため、その経費の一部を助成し、もって在宅の心身障害者の福祉の増進を図る。

＜実　　績＞

区 分＼年 度	15	16	17	18	19
作　業　所　数	5	5	5	5	1
補　助　額　(千円)	22,336	22,432	22,384	22,336	4,400

＜共同作業所一覧＞

共同作業所名	所　在　地	設置年月日	定員
共同作業所 トライアングル農場	大牟田市大字上内２８９５番地	H11. 4. 1	10

(25) 小規模通所授産施設運営費補助

根拠法令等	大牟田市障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国1/2,県1/4 市1/4

＜目的･事業内容＞

小規模通所作業所の円滑な運営に資するため、その経費の一部を助成し、もって在宅の障害者の福祉の増進を図る。

＜実　績＞

区 分＼年 度	15	16	17	18	19
作　業　所　数	1	1	1	1	1
補　助　額　(千円)	11,000	10,500	10,500	10,000	10,000

＜小規模通所授産施設一覧＞

小規模通所授産施設名	所　在　地	設置年月日	定員

(福)地域福祉を支える会　エンゼル	大牟田市大字新町 343 番地 3	H15. 4. 1	19

(26)重度心身障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課　子育て支援担当	負担割合	県 1/2，市 1/2

＜目的･事業内容＞

重度の心身障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

＜支給対象者＞

- 市内に住所を有するもの
- ３歳以上の重度の身体障害者(児)又は知的障害者(児)
- 国民健康保険又は社会保険に加入している人
- 生活保護法による医療扶助を受けていないこと

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
国保	対象者	2,865	2,907	3,076	3,122	3,061
	件数	68,117	70,269	71,494	75,536	75,848
	金額(千円)	521,253	508,293	524,351	512,021	441,404
社保	対象者	734	719	725	757	744
	件数	15,443	15,286	15,720	16,372	19,488
	金額(千円)	127,006	129,776	120,586	125,022	144,548
計	対象者	3,599	3,626	3,801	3,879	3,805
	件数	83,560	85,555	87,214	91,908	95,336
	金額(千円)	648,259	638,069	644,937	637,043	585,952

(27)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 1/2，県 1/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

＜支給対象者＞

- 精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満である者

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
支給人員	特別障害者手当	1,754	1,652	1,543	1,492	1449
	障害児福祉手当	661	697	715	727	653
	福祉手当（経過措置分）	727	621	527	477	393
	計	3,142	2,970	2,785	2,696	2495
支 給 額 （千円）		66,891	62,869	58,842	56,792	53,354

※　人員は延人員

(28)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当法	所 管 課	福祉課
申請窓口	福祉課　障害サービス担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある２０歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当てを支給する制度。

＜支給対象者＞

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を看護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

＜実　績＞

年 度	15	16	17	18	19
支給人員	135	127	136	133	118

※　特別児童扶養手当（旧法昭和４６年４月１日以前認定分）は、国 100%負担

３　精神保健福祉

(1)精神保健福祉相談･訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課　認定･相談担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

＜実　績＞

①　精神保健相談の状況　　（単位：件）

年 度		精神保健相談								
		実人員	延人員							
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
15	男	88	382	14	254	23	6	10	24	51
	女	88	250	30	100	15	4	1	41	49
16	男	114	313	6	195	15	6	4	41	46
	女	85	188	12	67	4	1	－	27	77
17	男	96	260	5	138	19	0	2	32	57
	女	62	140	12	47	3	0	4	28	46
18	男	69	126	0	56	11	3	0	12	44
	女	38	75	2	34	0	0	1	10	28
19	男	80	257	2	129	12	2	1	39	72
	女	68	152	13	28	1	0	1	37	72

② 精神保健訪問指導の状況

年度		精神保健訪問指導					
		実人員	延人員				
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
15	男	51	244	17	175	6	46
	女	48	153	31	71	6	45
16	男	53	239	―	204	5	30
	女	35	122	3	94	―	25
17	男	37	165	―	128	5	32
	女	27	83	5	41	1	36
18	男	16	45	2	29	0	14
	女	23	43	3	14	1	25
19	男	40	117	11	51	7	48
	女	19	83	2	18	1	62

③心の健康相談 (単位：件)

年度／区分	１５	１６	１７	１８	１９
相談延人員	３０（5）	２４（3）	２８（5）	２６（2）	２５（2）

※（ ）内は、酒害相談を内数で示す。

（2） 精神障害者社会復帰事業(デイケア)

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定･相談担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

回復途上にある精神障害者の社会復帰の促進を図るため､平成１８年度まで実施。

平成１９年度は、医療機関が実施しているデイケアや外来 OT、地域活動支援センターなど精神障害者が利用できる憩いの場・交流の場が整備されつつあることから、デイケアを発展的に解消し、その移行期間として憩いの場・交流の場を提供した。

＜実 績＞

年 度		15	16	17	18	19
実人員	男	15	8	9	8	6
	女	11	6	5	3	1
延人員	男	82	80	85	66	58
	女	52	27	19	18	5

(3)精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定･相談担当	負担割合	市 10/10

①精神保健福祉講演会

・「自殺予防･うつ病予防」をテーマに講演会を実施。　　参加者　１１８人

・「地域で支えていくために～心の病をもった方々への理解とかかわりについて～」をテーマに大牟田市民生委員・児童委員協議会と共催で実施。　　参加者　２５７人

②精神保健福祉講座

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を３回シリーズで実施。　　参加者　計　５０人

第６節　社会・勤労者福祉

１　戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1)戦傷病者、戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者、戦没者遺族等援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

戦傷病者、戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

＜実　績＞

平成１９年度は、第１７回及び第２２回の戦没者等の妻に対する特別給付金、第２３回及び第１３回の戦傷病者の妻に対する特別給付金、第８回の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付を行った。

区分＼年度	15	16	17	18	19
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、ＪＲ乗車券交付等）	19	14	41	45	27
特別弔慰金	0	2	1,782	46	138
特別給付金	185	123	142	49	6
恩給及び援護関係相談	約 800	約 750	約 620	約 700	約 900

(2)戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等	―	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年１１月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
戦没者数（柱）	2,215	2,131	2,056	1,972	1,889
戦災死没者数（柱）	266	252	249	237	226
遺族参加者数	1,070	1,076	641	619	496

(3)引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者に関する特別措置法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

未帰還者留守家族等援護法で、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてその留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

２　災害弔慰金

(1)災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国１/2　県 1/4　市 1/4（災害援護資金の貸付は国 2/3　県１/3）

＜目的･事業内容＞

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

＜支給対象＞

①　災害弔慰金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、市内において５世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族

②　災害障害見舞金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害の場合に、市内において５世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民

③　災害援護資金の貸付対象

・県内で災害救助法が適用された市町村が １ 以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第１０条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主

・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第１０条第１項に掲げる所得要件に該当する者

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
災害弔慰金	対象者	0	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	0	0	0	0	0
災害障害見舞金	対象者	0	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	0	0	0	0	0
災害援護資金の貸付	対象者	0	0	0	0	0
	件数	0	0	0	0	0
	金額(千円)	0	0	0	0	0

※　本市において、平成１５年度から平成１９年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

(2)災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

本市の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう）の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

＜支給対象＞

① 災害見舞金の支給対象

- 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- 現に居住している建物が被害を受けた者

② 災害弔慰金の支給対象

- 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- 災害により死亡、行方不明になった者の遺族及び重傷を負った者

条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第３条に規定する災害弔慰金又は同条例９条に規定する災害障害見舞金の支給を受けてないこと

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
災害見舞金	支給対象世帯	12	14	8	22	14
	金額(千円)	465	543	274	774	531
災害弔慰金	支給対象者	2	0	1	3	3
	金額(千円)	200	0	100	220	230

３　日本赤十字社事業

日本赤十字社福岡県支部と連絡を密にして、次の事業を推進している。

(1)日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

災害救護活動をはじめ医療事業・血液事業・社会福祉事業などの諸事業を実施するために必要な財政的支援基盤を強化するため、赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深め個人及び法人に支援をいただく。

毎年５月の「赤十字社増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
目　標　額（円）	12,354,000	12,354,000	12,354,000	12,354,000	12,354,000

達　成　額（円）	11,919,268	11,350,081	11,058,469	10,769,715	10,270,702
達　成　率（%）	96.5	91.9	89.5	87.2	83.1

※　町内会組織からの脱退による募集体制の変化により年々減少傾向にある。

(2)各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習を広く実施している。

＜実　績＞

平成１９年度は、８月に水上安全法講習を実施した。

(3)災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布・救急セット・日用品セット等）を配布する。また、必要に応じて災害義援金の募集を行う。

＜実　績＞

平成１９年度は被災見舞い　１２件に救援物資を配布。

災害義援金の募集及び、報道発表等６回。義援金送金１７回。

(4)血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

＜実　績＞

区分	献血申込者数			200ml 献血者数			400ml 献血者数			不適者数（人）
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
地域	1,200	1,204	2,404	2	25	27	1,086	790	1,876	501
職域	1,121	483	1,604	0	14	14	1,017	239	1,256	334
学域	203	65	268	0	0	0	185	42	227	41
計	2,524	1,752	4,276	2	39	41	2,288	1,071	3,359	876

※　より安全な血液確保のため献血可能な方の基準が厳しくなり、献血者数は減少傾向である。

４　勤労者福祉

（1）勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所管課	福祉課
相談窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

①労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法律的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐ等問題の解決に向け対応した。

＜対象者＞

中小企業の勤労者等

＜実　績＞

年度 相談内容・件数	15	16	17	18	19
退職に関すること	2	2	1	—	1
解雇に関すること	—	2	1	1	4
求職に関すること	2	2	2	4	2
生活・融資に関すること	2	2	—	—	—
労働条件に関すること	2	2	1	1	4
休業補償に関すること	1	1	—	—	—
雇用保険に関すること	—	1	—	—	—
職場環境に関すること	—	1	1	—	—
その他	—	2	1	—	2
計	9	15	7	6	13

②労働事情調査と情報提供

常用労働者５人以上の民間事業所を対象に労働統計調査を実施し、その結果を「賃金と労働福祉」として作成し、市のホームページ上で公開した。調査事業所４９０事業所のうち回答事業所１５１事業所。

③育児等退職者就業相談（県との共催）

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

④労働関係法令等の改正に伴う周知･啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

（2）勤労者融資機関に対する措置

＜目的･事業内容＞

・労働金庫預託金（10,000 千円、預託利率 0%）

労働者の生活金融として、県下の組織労働者を中心に、未組織労働者を含む労働者の福祉事業体として活動している九州労働金庫大牟田支店に対し、資金の一部としての預託を行い、労働者の生活資

金や住宅資金又は賃金手当等の立替え資金等に貸出されているもので、労働者、労働団体等に対する融資の円滑化を図っている。なお、同預託金については、市の厳しい財政状況の中、平成１９年度をもって廃止した。

＜実　績＞

貸付状況（九州労働金庫大牟田支店取扱い分）　（単位　千円）

資金使途＼貸付等		16		17		18		19	
		期末残高		期末残高		期末残高		期末残高	
		件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額	件数	金　額
団体等	賃金・手当立替資金貸出	1	2,643	1	1,915	1	1,163	2	2,804
個人	住宅資金	553	5,453,307	545	5,913,230	575	6,467,772	599	7,064,102
	不動産担保ローン	8	94,361	7	83,673	7	69,585	6	66,681
	生活資金ローン	4,728	1,643,487	4,524	1,555,819	4,273	1,457,295	4,152	1,361,055
	県提携ローン	6	638	1	9	0	0	0	0
	計	5,295	7,191,793	5,077	7,552,731	4,855	7,994,652	4,757	8,491,838
合　計		5,296	7,194,436	5,078	7,554,646	4,856	7,995,815	4,759	8,494,642

（3）雇用対策

根拠法令等	―	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

①大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

・大牟田公共職業安定所
・大牟田商工会議所
・大牟田労働基準監督署
・連合福岡南筑後地域協議会
・福岡県筑後労働福祉事務所
・大牟田市雇用開発センター
・大牟田高等技術専門校
・大牟田市

＜事業内容･実績＞

・大牟田市ホームページでの企業情報「’０８ポマト」の情報提供
・障害者・高年齢者雇用促進のための優良事業所の表彰
・技能功労者・青年技能優秀者の表彰
・労働問題相談会の開催
・労働に関する諸情報の広報
・久留米地域交流型合同会社説明会の共催
・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の共催
・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の共催
・若者向けハンドブックの作成

②広域的雇用対策

＜事業内容･実績＞

雇用の安定・雇用の創出・開発等について次の会議に出席し、検討・協議を行った。

・筑後ブロック雇用促進会議

・筑後地域雇用労働福祉会議

③雇用促進等のための助成

＜事業内容･実績＞

次の各団体へ補助金を支出し、標記目的達成を図った。

・大牟田市雇用開発センター

・大牟田市シルバー人材センター

④勤労者福祉施設の管理及び連絡調整

＜事業内容･実績＞

雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）による勤労者住宅の設置目的達成のための連絡調整を行っている。なお、国の行財政改革等により、平成１４年度末に産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）を、平成１５年１０月に大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）を譲り受け、以降本市所有施設として管理を行った。平成１８年度からは民間に本施設を貸与し、運営を続けている。雇用・能力開発機構建設施設の譲渡協議については、雇用促進住宅（３宿舎）のみ継続となっている。

・産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）　　（昭和 49 年建設）

・大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）　　（昭和 54 年建設）

・雇用促進住宅宿舎駐車場

白川宿舎駐車場（平成 6 年 10 月設置）

小浜宿舎駐車場（平成１１年７月設置）

大牟田宿舎駐車場（平成１２年３月取得）

(4)若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	県 10/10

＜目的･事業内容＞

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学が困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成１４年度開始)。

①支給対象者は次の全てに該当する人

・本人若しくは保護者が市内に居住し、１９年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは１９年度に高等学校を中退した人

・要綱に掲げる専修学校等に２０年４月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること

・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人

・次のいずれかに該当する世帯

生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の１．５倍以下の世帯

・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人

②市内の主な対象校

・大牟田医師会看護専門学校　看護高等課程・准看護科

・専修学校紫苑学院　家政一般課程・洋裁科

・専修学校麗学園　家政一般課程・洋裁本科

③貸付金額及び期間

・入校支度金…１００，０００円

・修学資金（月額）…専門課程５３，０００円、その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）３０，０００円

・貸付の期間は、修学年限

④返還について

・無利息

・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から

・期間は、貸し付け年限の３倍以内の期間（最長１２年）

＜実　績＞

年度 貸付件数・金額	16	17	18	19
新規（件）	2	2	0	0
継続（件）	2	1	2	0
貸付金額(千円)	1,550	1,280	720	0

(5)大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

＜施設概要＞

開設年月日	昭和５３年６月２日
敷地面積	2,313.85 ㎡
建築面積	1,212.77 ㎡
建築延面積	3,298.80 ㎡
構造	鉄筋コンクリート３階建 （一部４階）
主な施設	中ホール（200 人） 研修室（50 人） 講習室（30 人×2 室） 会議室（30 人、10 人） 和室（10 人×2 室）
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

＜実　績＞

年度 区分	15	16	17	18	19
利用延人数（千人）	82	91	48	57	47
使用料（千円）	10,170	12,864	9,446	13,119	13,129
利用件数	1,939	1,861	1,140	1,551	1,430

第７節　生活保護

１　生活保護

(1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所 管 課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 3/4　市 1/4

＜目的･事業内容＞

憲法第２５条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

①生活保護の概要

保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）、その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

保護の種類と実施手続き

保護の種類は、**生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭**の８種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、保護課相談支援担当で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果にもとづき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等にあたる。

生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等にわけて厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。　大牟田市は 2 級地－2 で標準 3 人世帯(33 歳男、29 歳女、4 歳子)の生活扶助基準は 145,270 円となる。(平成 20 年 4 月 1 日改正：対前年度比 100.0%)

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達にもとづき行う。

②生活保護の動向

これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和３９年度をピークとし、以後５１年度までは減少（年度により横ばい、または微減）の傾向を示していたが、長引く経済不況の影響を受け、昭和５２年度から微増の傾向に転じ、とくに昭和５７年度から６０年度にかけて急増した。その後、昭和６１年度以降は減少傾向が続いた。しかし、平成９年３月に本市の基幹産業である三池炭鉱が閉山し、社会、経済情勢は一層厳しい状況となり、平成９年度中期から平成１５年度までは増加傾向となり、平成１６年度から現在まで微増傾向へと転じてきている。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和５１年度 28.3%、昭和６１年度 20.6%、平成１３年度 10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

平成 19 年度の世帯の状況

保護率は、人口千人に対し約 30.8 人で、県平均の 20.4 人、全国平均 12.2 人と比較すれば高い率を示している。

世帯類型は、高齢者世帯 48.6%、傷病障害者世帯 26.5%、その他の世帯 20.4%、母子世帯 4.5%の順で構成されている。高齢者世帯 48.6%は、全国平均 45.0%（H19.12 生活保護速報）より高く、保護受給期間の長期化傾向を示している。保護開始理由のうち傷病によるものが 41.0%と高い率を占めており、これが傷病障害者世帯 26.5%の比率となっている。母子世帯 4.5%は全国平均の 8.5%より低く、その他の世帯 20.4%は全国平均の 10. 1%と比べ高い率を示している。

働きながら保護を受けている稼働世帯は 10.7%となっている。有効求人倍率は若干上昇しているものの、就労の場が少ないことや、地場賃金が低いこと等の要因があることから、この傾向は今後も継続すると思われる。

＜実　績＞

生活保護の年度推移

○保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区分＼年度		１５	１６	１７	１８	１９
相　談		1,454	1,259	1,361	1,204	940
申　請		359	312	283	271	245
却　下		4	8	6	8	7
開　始	世帯数	313	277	266	244	227
	人員	492	443	444	374	354
廃　止	世帯数	251	261	211	253	217
	人員	371	382	279	362	307

○保護の世帯数人員の推移　　※世帯数・人員は年度の月平均

区分＼年度		１５	１６	１７	１８	１９
生活扶助	世帯数	2,286	2,307	2,319	2.363	2,369
	人員	3,470	3,471	3,337	3,527	3,491
住宅扶助	世帯数	2,018	2,062	2,090	2,121	2,123
	人員	2,962	3,006	2,951	3,071	3,029
教育扶助	世帯数	168	167	165	172	162
	人員	257	258	250	271	251
介護扶助	世帯数	377	386	377	391	402
	人員	389	401	388	404	411
医療扶助	世帯数	2,621	2,670	2,686	2,707	2,704
	人員	3,640	3,683	3,615	3,732	3,699
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	1	2	60	71	83
	人員	1	2	65	77	91
葬祭扶助	世帯数	7	8	8	9	7
	人員	7	8	8	9	7
計	世帯数	2,725	2,756	2,775	2,813	2,808
	人員	4,001	3,999	4,007	4,039	3,988

保護率	(‰)	29.4	29.7	30.1	30.8	30.8

○保護費の推移　（単位　千円）

区分＼年度	１５	１６	１７	１８	１９
生 活 扶 助	2,075,462	2,022,743	1,967,870	1,957,829	1,930,176
住 宅 扶 助	524,308	541,968	556,552	573,744	575,727
教 育 扶 助	19,437	19,271	19,330	20,233	18,691
介 護 扶 助	73,222	84,812	91,245	79,517	87,762
医 療 扶 助	4,515,859	4,354,166	43,78,030	4,419,945	4,197,089
出 産 扶 助	3,033	3,112	1,226	3,052	2,897
生 業 扶 助	818	1,219	13,016	12,424	16,014
葬 祭 扶 助	16,197	18,346	17,096	20,522	16,176
保護施設事務費	7,993	6,414	5,725	3,679	3,724
計	7,236,329	7,052,051	7,050,090	7,090,945	6,848,256

(2)自立支援プログラムに基づく就労支援事業

根拠法令等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱	所 管 課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として２つの就労支援事業を実施している。

ハローワークとの連携で就労支援チームを結成したり、所内に専門的な就労支援相談員を配置したりすることで、これまでの就労指導では就労に結びつけることができなかった被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識の向上支援を行なうもの。

①大牟田市被保護者就労支援事業

「大牟田市被保護者就労支援事業要綱」(H18.8.1 施行)を定め、平成１８年８月より就労支援相談員１人（嘱託員）を配置し、就労支援対象者の選定、就労支援検討会議の議を経て実施している。

②生活保護受給者等就労支援事業

ハローワークの就職支援ナビゲーターによる就労支援を平成１７年９月より、上記事業と同じく就労支援検討会議の議を経て実施している。

＜実　績＞

就労開始者の推移

①大牟田市被保護者就労支援事業

区分＼年度	１７	１８	１９
就労支援対象者　（人）	－	37	57
就労開始者　（人）	－	13	22

②生活保護受給者等就労支援事業

区分＼年度	１７	１８	１９
就労支援対象者　（人）	8	9	5
就労開始者　（人）	4	5	2

第８節　健康増進と疾病対策

１　健康づくり啓発事業

（1）健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して、健康日本 21 に基づいた新しい健康観を普及させ、全世代の健康課題の解決と生活の質（ＱＯＬ）の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

・主な事業内容

① ウエルネスおおむた推進会議の運営

② 健康づくり応援情報誌「ウエルネス通信」の発行

③ 広報誌及びインターネット等を通した普及啓発

④ その他健康づくりの推進につながる事業等

＜実　績＞

①19 年度ウエルネスおおむた推進会議

委員区分	構成委員の組織など
庁内委員 〔14 人〕	市民部：保険年金課 保健福祉部：保健福祉総務課・福祉課・児童家庭課・ 長寿社会推進課・介護保険課・健康対策課 教育委員会：生涯学習課・文化スポーツ課・学務課 市立総合病院：健康推進室 消防本部：警防課
市民委員 〔11 人〕	主任児童委員･食生活改善推進員・栄養士・幼児体育指導者・スポーツ娯楽施設代表 保育所経営者・幼稚園経営者･特定非営利活動法人役員・市職員

②健康づくり応援情報誌「ウエルネス通信」発行実績

年　度	17	18	19
発行回数	4 回	3 回	3 回
発行内容	・ウオーキングの紹介 ・元気な歯で、心もからだも健康に ・子どもの体力が低下している！？ ・健康は毎日の食生活から	・健診は健康づくりの第一歩 ・ウオーキングからはじめよう健康づくり ・早寝早起き朝ごはん国民運動	・「ウエルネスおおむた 21 推進計画」ご存知ですか ・「おおむたウエストサイズストーリー市民と協働 90 日間メタボリックシンドロームチャレンジ」の結果 ・子供のメタボリックシンドローム

(2)大牟田地域健康推進協議会委託事業

根拠法令等	健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

市民と行政との協働のもと、健康づくりに関する関係団体が結集し「健康づくり市民大会」及び「健康展」を実施することで疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

＜実　績＞

健康づくり市民大会及び健康展の開催

年　度		15	16	17	18	19
開催期間		9月6日・7日	9月11日･12日	9月10日･11日	9月9日･10日	9月8日･9日
特別講演 市民大会	講師名	昇　幹夫	青山　英康	鈴木　隆雄	西岡　和男	〔シンポジスト〕中山顯兒・古賀龍夫・東原徹・最所純平・中嶋晃
	テーマ	元気で長生きPPKのコツ	健やかに老いる	高齢期の健康づくりと介護予防	「生活習慣病からメタボリック症候群へ」	「医療崩壊の危機」～大丈夫？有明地域の救急医療～

2　生活習慣病対策（栄養改善対策事業）

(1)栄養教育･栄養改善指導（施設指導含む）

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてＱＯＬの向上のためのライフステージに応じた栄養指導及び食生活の支援を行うとともに、食育の推進を図った。その主な取組みの一環として、17年度に作成した「おおむた健康づくり応援レシピ集～元気になるごはん～」を活用した「健幸（けんこう）料理教室」を実施した。また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施した。

＜実　績＞

項目等＼年度			15	16	17	18	19
栄養教育	栄養・健康増進（健幸料理教室等）	回　数	49	47	32	48	41
		延人員	1,161	1,150	967	1,010	944
栄養改善指導	個別指導		1,828	1,373	1,024	1,058	977
	集団指導		5,089	4,686	4,479	4,330	2553
	給食施設指導		368	393	359	264	207

※　各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

３　生活習慣病対策（成人保健事業）

(1)健康相談事業

根拠法令等	老人保健法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国 1/3　県 1/3　市 1/3

＜目的･事業内容＞

平均寿命の延伸に伴い生活習慣病罹患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
総　合	実施回数	100	73	62	32	33
	被指導延人員	2,413	2,425	1,764	598	1,082
重　点	実施回数	302	280	252	135	58
	被指導延人員	3,062	2,619	2,879	784	602
計	実施回数	448	388	337	167	91
	被指導延人員	5,664	5,159	4,708	1,382	1,684

※　健康相談は、がん検診、成人健康相談・健康よろず相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。
※　平成１８年４月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が６４歳までとなった。
※　平成１８年４月より健康相談の事業区分は、総合健康相談及び重点健康相談となった。

(2)健康教育事業

根拠法令等	老人保健法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国 1/3　県 1/3　市 1/3

＜目的･事業内容＞

健康相談事業に同じ。

＜実　績＞

区分＼年度			15	16	17	18	19
集　団		実施回数	172	138	163	59	44
		被指導延人員	3,323	2,726	3,204	1,060	1,127
個別	高血圧	実施回数	10	10	0	0	0
		被指導実人員	31	33	0	0	0
	高脂血症	実施回数	7	7	7	0	0
		被指導実人員	30	30	30	0	0
	糖尿病	実施回数	16	16	16	18	18
		被指導実人員	22	27	29	29	30
	禁　煙	実施回数	0	5	0	0	0
		被指導実人員	0	8	0	0	0

※　健康教育については、集団教育と個別教育を行い、特に個別健康教育においては、全国的に増加している糖尿病を重点的に実施した。

※　平成１８年４月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が６４歳までとなった。
※　平成１８年４月より健康教育の事業区分は、集団及び個別健康教育となった。

(3)訪問指導事業

根拠法令等	老人保健法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国1/3　県1/3　市1/3

＜目的･事業内容＞

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う糖尿病・脳血管疾患・心疾患等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に２次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
指 導 実 人 員	3,003	2,643	3,034	1,749	2,186
指 導 延 人 員	5,102	4,093	4,182	2,231	2,563

※　近年の食生活の乱れやライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う糖尿病・脳血管疾患・心疾患等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況を改善するために、健康診査を受けた結果を基に、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣改善の必要性が高いものから実施した。
※　平成１８年４月より老人保健法の一部改正に伴い対象者を６４歳までとした。

(4)各種健康診査事業

根拠法令等	老人保健法・健康増進法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国1/3　県1/3　市1/3 (一部は市10/10)

＜目的･事業内容＞

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として４０歳以上（若者健康診査は１８歳から３９歳まで、子宮がん検診は２０歳以上の女性、乳がん検診は４０歳以上の女性）の市民を対象に実施している。

＜実　績＞

区　分	受　診　者　数					要指導・医療・精検者数				
年度	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19
基本健康診査	5,799	5,073	4,318	5,017	5,296	4,742	4,090	3,543	4,106	4,411
若者健康診査	—	—	—	56	52	—	—	—	29	27
肝炎ｳｲﾙｽ検診	537	426	283	502	—	31	12	13	20	—
子宮がん検診	3,278	3,204	2,729	1,630	2,063	36(0)	51(12)	39(4)	22(2)	26(2)
胃がん検診	1,573	1,253	1,370	998	608	206(7)	156(1)	144(1)	88(0)	54(0)
乳がん検診	2,922	3,064	1,139	469	1,000	54(6)	128(9)	104(2)	53(7)	101(3)
大腸がん検診	2,356	1,909	2,432	2,425	2,507	273(5)	182(4)	259(1)	220(2)	215(7)
肺がん検診	2,593	1,870	1,783	1,748	1,472	160(2)	167(2)	185(0)	177(3)	140(3)
前立腺がん検診	60	44	34	41	32	6(2)	3(0)	2(0)	3(0)	5(0)

※　(　)内はがん患者発見数。

※　１４年度から１８年度まで、C型肝炎緊急対策として、基本健康診査に肝炎ウイルス検診を導入した。
※　１６年度より、乳がん集団検診にマンモグラフィ（乳房エックス線撮影）を導入し、精度向上を図った。
※　１８年度より「若者健康診査」を開始した。

４　歯科保健推進事業（母性及び乳幼児に係るものを除く）

（1）成人歯科保健事業

根拠法令等	健康増進法・新健康フロンティア戦略	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

＜実　績＞

年度 区分	15	16	17	18	19
みんなの健康展 〈歯と歯ぐきの健康教室〉	867	877	1,089	831	882

※　「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛生士による歯磨き指導、フッ化物塗布を実施。

（2）歯の衛生週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

＜実　績＞

年度 区分	15	16	17	18	19
歯の衛生週間行事による健診者	590	557	550	604	607

5　難病対策（特定疾患医療受給申請業務）

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

＜目的･事業内容＞

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

＜受給対象者＞

① 市内に住所を有するもの
② 国民健康保険法の規定による被保険者
③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
④ 老人保健法の規定による医療を受けている者
⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

＜実　績＞

番号	疾　患　名	受給者数	番号	疾　患　名	受給者数
1	ベーチェット病	23	23	ハンチントン病	1
2	多発性硬化症	12	24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	12
3	重症筋無力症	23	25	ウェゲナー肉芽腫症	－
4	全身性エリテマトーデス	58	26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	14
5	スモン	6	27	シャイ･ドレーガー症候群	16
6	再生不良性貧血	9	28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	－
7	サルコイドーシス	11	29	膿疱性乾癬	－
8	筋萎縮性側索硬化症	8	30	広範脊柱管狭窄症	5
9	強皮症･皮膚筋炎及び多発性筋炎	49	31	原発性胆汁性肝硬変	18
10	特発性血小板減少性紫斑病	30	32	重症急性膵炎	1
11	結節性動脈周囲炎	7	33	特発性大腿骨頭壊死症	19
12	潰瘍性大腸炎	117	34	混合性結合組織病	5
13	大動脈炎症候群	11	35	原発性免疫不全症候群	2
14	ビュルガー病	12	36	特発性間質性肺炎	4
15	天疱瘡	4	37	網膜色素変性症	30
16	脊髄小脳変性症	34	38	プリオン病	1
17	クローン病	39	39	原発性肺高血圧症	－
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	－	40	神経線維腫症	2
19	悪性関節リウマチ	9	41	亜急性硬化性全脳炎	－
20	パーキンソン病	126	42	バッド･キアリ（Budd-Chiari）症候群	－
21	アミロイドーシス	6	43	特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）	1
22	後縦靭帯骨化症	75	44	ライソゾーム病（ファブリー病[Fabry]病含む）	2
			45	副腎白質ジストロフィー	－

６　結核対策事業

(1)結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			定期外健康診断	国 1/2 市 1/2

＜目的･事業内容＞

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び定期外の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

＜実　績＞　　（単位：人）

区　　分	年度	定期健康診断	定期外健康診断	計
ＢＣＧ接種	15	1,053	0	1,053
	16	1,033	0	1,033
	17	855	0	855
	18	918	0	918
	19	－	－	－
レントゲン間接撮影	15	16,414	0	16,414
	16	6,788	22	6,810
	17	4,853	0	4,853
	18	5,515	0	5,515
	19	5,361	0	5,361
レントゲン直接撮影	15	10,249	1,252	11,501
	16	6,470	552	7,022
	17	6,112	233	6,345
	18	5,917	193	6,110
	19	6,099	137	6,236

※　平成１５年度をもって一般健康診断を廃止したため、レントゲン撮影数が減少。

※　平成１７年４月１日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を６５歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。

※　平成１９年４月１日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのＢＣＧ接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

(2)健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成１７年１２月より、大牟田市結核患者服薬確認（ＤＯＴＳ）事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

＜実　績＞

区分＼年度	15	16	17	18	19
健康相談	637	475	429	324	161
家庭訪問指導	159	124	298	278	439

(3)医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課	
		負担割合	37 条の 2（結核患者）	国 1/2 市 1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		37 条（入院患者）	国 3/4 市 1/4

＜目的･事業内容＞

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請（法第 37 条及び法第 37 条の 2）を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

＜実　績＞

区　分		入院患者 (37 条)	結核患者 (37 条の 2)	計
延医療給付件数 (件)	15	155	1,263	1,418
	16	107	1,168	1,275
	17	47	961	1,008
	18	26	742	768
	19	39	571	610
医療費負担金 (千円)	15	17,527	1,700	19,227
	16	9,557	1,690	11,247
	17	3,658	1,325	4,983
	18	2,101	1,194	3,295
	19	4,927	1,353	6,281

(4)新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

＜実　績＞

区分＼年度	新　登　録 結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
15	61	44.2	1	0	1	4	7	4	6	38
16	31	22.8	0	0	1	2	4	0	5	19
17	25	18.7	1	0	1	0	2	3	5	13
18	26	19.7	0	0	1	2	4	1	4	14
19	35	26.8	0	0	2	1	0	2	8	22

※　罹患率は人口 10 万人対。

7　感染症対策事業

(1)感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。

また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

＜実　績＞　　(単位：件)

	区分＼年度	15	16	17	18	19
一類感染症	ペスト	—	—	—	—	—
	エボラ出血熱	—	—	—	—	—
	クリミア・コンゴ出血熱	—	—	—	—	—
	マールブルグ病	—	—	—	—	—
	ラッサ熱	—	—	—	—	—
二類感染症	細菌性赤痢	1	—	—	—	—
	ポリオ	—	—	—	—	—
	コレラ	—	—	—	—	—
	パラチフス	—	—	—	—	—
	腸チフス	—	—	—	—	—
	ジフテリア	—	—	—	—	—
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	16	1	6	—	—
	合　計	17	1	6	0	0

(2)HIV抗体検査･エイズ相談

根拠法令等	・厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知	所 管 課	健康対策課
	・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	負担割合	国 1/2　市 1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		

＜目的･事業内容＞

ＨＩＶ抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、ＨＩＶや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成 18 年 7 月よりＨＩＶ感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、ＨＩＶ即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後 1 時から 2 時 30 分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前 8 時 30 分から午後 0 時、午後 1 時から午後 5 時までの時間に実施している。

＜実　績＞　　（単位:件）

区分＼年度	15	16	17	18	19
抗　体　検　査	80	81	58	144	179
相　　談	50	61	48	121	110

※　平成19年度は、市民部保険年金課との連携により、12月1日の“World　AIDS　Day”（世界エイズデー）に賛同し、その趣旨を踏まえ、エイズ啓発セット（ポケットティッシュ、パンフレット）を市内の高校7校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等6か所へ配布し、各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。また、12月5日にゆめタウン大牟田店においてエイズ啓発セットを配布し、市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。

6月の第1週に定められたＨＩＶ検査普及週間には、市内の娯楽施設3か所へポスターの掲示及びエイズ啓発セットの設置を行い、保健所で実施しているＨＩＶ検査の周知を行った。

(3)性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2　市1/2

＜目的･事業内容＞

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。ＨＩＶ抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

＜実　績＞

区分＼年度		15	16	17	18	19
被 検 査 者		21	9	8	22	23
内　　訳	男	11	5	5	14	17
	女	10	4	3	8	6

8　予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市10/10

＜目的･事業内容＞

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

＜実　績＞　　（単位：人）

区分＼年度		15	16	17	18	19
急性灰白髄炎（ポリオ）		1,932	2,112	2,059	1,723	1,766
三種混合	ジフテリア 破傷風 百日咳	3,621	4,022	3,530	3,454	3,873

二種混合	ジフテリア破傷風	575	491	444	527	491
麻しん風しん		－	－	－	1,531	1,576
風しん		987	1,040	1,487	－	－
麻しん（はしか）		874	1,074	928	－	－
日本脳炎		3,298	3,291	18	140	847
ＢＣＧ		－	－	－	－	926
インフルエンザ		15,665	16,714	18,493	18,213	19,325
合　　計		26,952	28,744	26,959	25,588	28,804

※　平成１７年７月２９日の予防接種法改正に伴い、日本脳炎の第３期予防接種の廃止。

※　平成１７年８月１日から、「福岡県定期予防接種広域化」が実施され、予防接種対象者の身体状況等を日頃から把握する、かかりつけ医による予防接種を推進し、被接種者が安心して接種が受けられる体制の整備が行われた。

※　平成１７・１８・１９年度の日本脳炎の定期予防接種は、厚生労働省の勧告に基づき、接種の積極的勧奨を差し控える。

※　平成１８年４月１日の予防接種法改正を前に、平成１７年１１月に麻しんと風しん予防接種未接種者に対し、個別通知による接種勧奨を実施した。

※　平成１８年４月１日の予防接種法改正に伴い、麻しん又は風しんの予防接種は、麻しん風しん混合による２回接種制度が導入され、対象者は第１期 生後１２月～２４月未満、第２期 小学校入学前の１年間（５歳～７歳未満）に見直された。

※　平成１９年４月１日の予防接種法改正に伴い、ＢＣＧの予防接種を個別接種で実施した。

９　公害補償

（1）公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	―

＜目的･事業内容＞

事業活動に伴う大気の汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者（被認定者）について、その認定に係る指定疾病がなおっていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

＜実　績＞

①被認定者数

（ア）法関係分　　（単位　人）

区分／年度	実認定者数	転入者数（累計）	失効数　（累計）			
			計	死　亡	治癒等	転　出
15	1,249	18	1,895	1,408	470	17
16	1,192	18	1,952	1,458	476	18
17	1,149	18	1,995	1,497	480	18
18	1,108	18	2,036	1,529	488	19
19	1,063	18	2,081	1,572	490	19

※　法改正により昭和６３年３月以降、新たな認定は行っていない。

（イ）条例関係分　　（単位　人）

区分／年度	実認定者数	失効数　（累計）			
		計	死　亡	治癒等	転　出
15	51	227	135	44	48
16	47	231	139	44	48
17	43	235	143	44	48
18	40	238	145	44	49
19	37	241	147	44	50

※　条例に基づき昭和５６年１月以降、新たな認定は行っていない。

②　認定疾病別の人数（死亡・治ゆ・転出等を除く）

（ア）法関係分　　（単位　人）

区分／年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
15	1,249	486	763	582	186	396	659	294	365	0	0	0	8	6	2
16	1,192	458	734	549	173	376	635	279	356	0	0	0	8	6	2
17	1,149	438	711	528	167	361	613	265	348	0	0	0	8	6	2
18	1,108	416	692	502	153	349	598	257	341	0	0	0	8	6	2
19	1,063	403	660	473	146	327	584	253	331	0	0	0	6	4	2

（イ）条例関係分　　（単位　人）

区分／年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
15	51	17	34	21	5	16	30	12	18	0	0	0	0	0	0
16	47	16	31	19	5	14	28	11	17	0	0	0	0	0	0
17	43	14	29	17	4	13	26	10	16	0	0	0	0	0	0
18	40	13	27	15	4	11	25	9	16	0	0	0	0	0	0
19	37	12	25	15	4	11	22	8	14	0	0	0	0	0	0

（2）補償給付等の支給状況（療養の給付を除く）

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

※「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える（以下同じ）。

＜目的･事業内容＞

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

＜実　績＞

①法関係分　　（単位　千円）

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
15	706,405	285,197	54,510	14,828	326,363	—
16	698,419	293,044	49,453	11,574	308,764	—
17	668,421	279,413	77,377	12,590	293,292	—
18	645,207	271,813	36,350	6,204	284,318	—
19	624,215	251,246	42,887	12,572	271,287	—

②条例関係分　（単位　千円）

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
15	45,480	19,982	10,125	2,878	14,316
16	42,710	26,541	0	1,663	13,136
17	40,754	22,853	11,020	869	12,259
18	34,954	21,994	7,244	1,270	10,499
19	32,345	21,419	3,622	756	10,064

(3)療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10

＜目的・事業内容＞

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付を行うもの。

＜実　績＞

①法関係分　（単位　千円）

年度	診療報酬	調剤報酬	訪問看護報酬
15	845,476	109,350	6,573
16	761,747	105,192	8,026
17	661,007	113,788	4,366
18	625,222	123,624	2,594
19	590,157	119,576	1,335

②条例関係分　（単位　千円）

年度	診療報酬	調剤報酬	訪問看護報酬
15	39,754	4,358	0
16	38,757	3,765	0
17	34,174	4,083	0
18	26,830	4,518	0
19	27,396	4,514	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国 3/4、市 1/4 条例：原因企業 10/10

＜目的・事業内容＞

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、転地療養事業、家庭療養指導事業等を実施している。

＜実　績＞

①法関係分

区分／年度	転地療養事業（参加者数）	リハビリテーション事業（参加（利用）者数）		家庭療養指導事業	療養用具支給事業（空気清浄機）	
	秋季健康教室	ぜん息教室	指定施設利用健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数
15	31	14	139（実数） 1,351（延数）	450	2	1
16	31	39	132（実数） 1,632（延数）	454	2	1
17	29	16	197（実数） 2,015（延数）	450	2	0
18	22	32	177（実数） 1,978（延数）	453	1	0
19	21	24	199（実数） 1,872（延数）	455	1	0

②条例関係分

区分／年度	転地療養事業（参加者数）	リハビリテーション事業（参加者数、利用者数）		家庭療養指導事業	療養用具支給事業（空気清浄機）	
	秋季健康教室	ぜん息教室	指定施設利用健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数
15	1	1	2（実数） 39（延数）	2	0	－
16	1	2	5（実数） 96（延数）	23	0	－
17	1	0	9（実数） 101（延数）	25	1	0
18	1	0	9（実数） 111（延数）	9	1	0
19	1	0	6（実数） 93（延数）	28	1	0

(5)健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国 10/10

＜目的･事業内容＞

法改正（昭和６３年３月１日施行）により新たな被害者の認定は行われないこととなったが、大気の汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業を実施している。

<実　績>

①健康相談事業

年度	名　称	実施回数	延参加者数 （うち個別相談者数）	制度離脱者フォローアップ事業	
				相談者数	家庭訪問 実施件数
15	アレルギー教室	10	249（43）	0	0
16	ぜん息予防教室	7	210（41）	0	0
17	ぜん息予防教室	8	205（12）	0	0
18	ぜん息予防教室	7	118（ 6）	0	0
19	ぜん息予防教室	7	140（ 7）	0	0

②健康診査事業（乳幼児アレルギー問診）

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後の数（アレルギー素因等保有児の数）	指導実施数	健康相談事業への参加につなげた数（延）
15	24	1,016	549		20
16	12	4,019	729	526	33
17	12	3,565	601	259	72
18	12	3,699	714	339	48
19	12	3,624	671	304	52

※　１５年度は、４か月児・３歳児健診（集団健診）の際に問診を行い、アレルギー素因等保有児に対し、健康相談事業（アレルギー教室）への参加を勧めた。

※　１６年度から４か月児・１０か月児・１歳６か月児・３歳児の健診が委託化されたため、その結果をもとにスクリーニング及び指導を行った。

③機能訓練事業（水泳訓練教室、ぜん息キャンプ事業）

年度	水泳訓練教室			ぜん息キャンプ事業（あおぞら教室）		
	参加者数	参加延人数	事業日数	参加者数	参加延人数	事業日数
15	31	134	5 日間	31	182	5 泊 6 日
16	31	69	5 日間	27	162	5 泊 6 日
17	16	59	5 日間	22	88	3 泊 4 日
18	18	76	5 日間	30	120	3 泊 4 日
19	23	99	5 日間	27	81	2 泊 3 日

※１９年度のぜん息キャンプ事業は３泊４日の予定であったが、台風の接近により２泊３日で切り上げた。

第９節　生活衛生

１　食品・生活衛生

(1) 食品取扱施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所 管 課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

飲食店等の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

＜実　績＞

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
15	4,531	2,100
16	4,433	2,484
17	3,339	1,962
18	3,711	1,841
19	3,280	2,008

(2) 食品の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所　管　課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

市内流通食品の収去検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努める。

＜実　績＞

年度	収去検査数	不適件数
15	155	0
16	250	1
17	239	2
18	212	1
19	218	0

(3) 衛生講習会

根拠法令等	食品衛生法	所　管　課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

食品関係営業者や食品取扱い従事者に対し、食品衛生の向上及び食中毒発生防止を目的に、講習会を実施する。

＜実　績＞

年度	実施回数	延べ受講者数
15	17	893
16	18	974
17	16	833
18	29	831
19	31	1,136

(4)生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	理容師法　他９法 １実施要領　１衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10／10

＜目的･事業内容＞

生活衛生関連施設の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

＜実　績＞

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
15	4,544	143
16	4,547	51
17	4,528	56
18	4,519	102
19	4,507	70

(5)プールの衛生対策

根拠法令等	遊泳用プールの衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10／10

＜目的･事業内容＞

プール水の水質検査を行い、衛生的なプールの維持管理に努めるよう指導する。

＜実　績＞

年度	検査数	不適件数
15	20	4
16	20	0
17	20	0
18	9	0
19	4	0

(6)衛生害虫相談

根拠法令等	―	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10／10

＜目的･事業内容＞

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

＜実　績＞

年度	相談件数
15	133
16	123
17	113
18	301
19	273

2　医事・薬事関係事業

(1) 医療施設等監視・指導

①医療施設等監視・指導

根拠法令等	医療法第 25 条第 1 項 臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 5	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

＜目的・事業内容＞

市民が適切な医療を受けることができるよう、市内の病院・診療所・衛生検査所等の施設に対して定期的な監視指導を行い、良質な医療を提供する医療施設等の提供を目的とする。

医療法に基づく診療所等の開設許可申請、その他届出受理業務を行った。

＜実　績＞

	年度 項目	15	16	17	18	19
病　　院	施設数	25	25	25	25	25
	監視数	25	25	25	25	25
	新　規	0	0	0	0	0
	廃　止	0	0	1	0	0
一般診療所	施設数	150	150	147	146	144
	監視数	35	36	36	30	28
	新　規	2	0	1	12	5
	廃　止	1	0	4	13	7
歯科診療所	施設数	81	82	82	82	81
	監視数	16	17	17	14	14
	新　規	2	1	0	3	0
	廃　止	2	0	0	3	1
衛生検査所	施設数	3	3	3	3	3
	監視数	1	2	1	2	1
	新　規	0	0	0	1	0
	廃　止	0	0	0	1	0

※　平成 18 年度からは新規欄及び廃止欄はそれぞれの許可及び届出受理総数（病院、一般診療所及び歯科診療所での法人化又は親子継承等による場合を含む）とした。

②医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、歯科技工士法、視能訓練士法、栄養士法、母体保護法、死体解剖保存法	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士、准看護師、栄養士の免許、受胎調節実地指導員の指定及び死体解剖医認定に関する申請受付並びに免許証等の交付を行う。

＜実　績＞

免許等種別		19 年申請等受付件数				
		新規	籍訂正	再交付	その他	計
厚生労働大臣免許等	医師	3	1	0	1	5
	歯科医師	2	1	0	1	4
	薬剤師	8	4	0	0	12
	保健師	6	6	0	0	12
	助産師	0	2	0	0	2
	看護師	50	45	3	0	98
	診療放射線技師	0	2	2	0	4
	臨床検査技師	5	1	0	0	6
	理学療法士	16	1	0	0	17
	作業療法士	14	0	0	0	14
	歯科技工士	1	0	0	0	1
	視能訓練士	0	0	0	0	0
	管理栄養士	11	1	0	0	12
	死体解剖医	0	0	0	0	0
県知事免許等	准看護師	26	34	10	0	70
	栄養士	19	5	0	1	25
	受胎調節実地指導員	0	1	0	0	1
合計		161	104	15	3	283

(2)休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市　　9/10 高田町 1/10

＜目的･事業内容＞

市民の救急医療に対し、迅速かつ適切な対応をするため、その体制の整備を行う。休日急患対策事業のうち、在宅当番医診療業務及び大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会は昭和５２年度から、また在宅当番

医制運営事業及び病院群輪番制事業を昭和５３年度から、さらに平日時間外小児急患診療業務を平成１４年度から開始した。

＜実　績＞

①休日急患診療件数

年度	開設日数	件数							急患比（%）	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比（%）
15	74	(401) 5,398	(999) 3,258	(872) 4,095	(258) 1,204	(425) 565	(146) 185	(3,101) 14,705	21.1	2,806	19.1
16	73	(393) 4,537	(1,310) 3,880	(809) 3,943	(260) 982	(467) 618	(143) 206	(3,382) 14,166	23.8	2,747	19.3
17	73	(525) 4,944	(1,546) 3,863	(886) 4,181	(275) 1,092	(462) 614	(216) 271	(3,910) 14,965	26.1	2,964	19.8
18	74	(485) 5,089	(1,878) 4,312	(962) 4,135	(294) 1,319	(495) 631	(386) 465	(4,500) 15,951	28.2	3,250	20.3
19	75	(541) 5,124	(1,644) 4,142	(963) 4,257	(308) 1,331	(407) 566	(343) 411	(4,206) 15,831	26.6	3,469	21.9

（　）内は急患数を内数で示す

②平日時間外小児急患診療件数

年度	開設日数	時間帯	年齢	件数			急患比(%)	地域外比(%)
				小児科	その他	計		
18	291	—	—	(695) 2,031	(106) 211	(801) 2,242	35.7	27.0
19	291	午後7時～午後10時まで	0歳～6歳	(531) 1,453	(4) 14	(535) 1,467	36.5	30.6
			7歳以上	(171) 411	(37) 145	(208) 556	37.4	20.5
		午後10時以降	0歳～6歳	(126) 222	(5) 6	(131) 228	57.5	37.3
			7歳以上	(35) 52	(47) 53	(82) 105	78.1	34.3
19年度　計				(863) 2,138	(93) 218	(956) 2,356	40.6	29.0

（　）内は急患数を内数で示す

(3)薬事施設監視・指導

根拠法令等	薬事法、毒物及び劇物取締法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、医薬品の一般販売業及び特例販売業、並びに毒物・劇物販売業について、薬事法及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的な立入検査の実施による監視・指導を行う。

＜実　績＞

年度	医薬品販売業					
	一般販売業			特例販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
15	7	5	6	8	2	1
16	7	8	5	7	3	0
17	7	8	6	7	3	0
18	8	1	7	6	1	6
19	8	19	7	6	5	0

年度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数	年度末施設数	申請等受付件数	立入検査件数
15	56	42	12	11	5	5	11	2	2
16	51	33	8	11	5	4	11	11	2
17	53	26	3	10	2	3	10	4	0
18	56	21	7	9	4	6	8	1	2
19	53	23	2	10	4	4	9	1	1

(4)薬物乱用防止

根拠法令等	「ダメ・ゼッタイ」普及運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

シンナー等の乱用は低年齢化し、依然として跡を絶たない現状にある。高校生のヤングボランティア等を中心に登校時間帯に「ダメ・ゼッタイ」普及運動 6･26 ヤング街頭キャンペーンの実施や薬物乱用防止講演会等で正しい知識を啓発し、薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

＜実　績＞

年度	講演会等		街頭キャンペーン	
	対象者	受講者数	回数	啓発パンフレット配布数
15	小学校１校、高等学校２校	498	1	1,100
16	0	0	1	1,000
17	0	0	1	800
18	高等学校１校	60	1	1,070
19	高等学校２校、　高専１校	1,875	1	1,300

(5)不正大麻･けし撲滅運動

根拠法令等	福岡県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

大麻及びけしに係る事犯の発生は、依然として跡を絶たない現状にある。この運動を通じて、不正栽培及び自生の大麻・けしを全面的に撲滅するため広く市民に対して大麻・けしに関する知識を浸透させる。

＜実　績＞

種別／年度	け　し		大　麻	
	件　数	株　数	件　数	株　数
15	7	950	0	0
16	8	365	0	0
17	8	1,071	0	0
18	10	1,669	0	0
19	13	1,336	0	0

3　動物管理センター

(1)狂犬病予防法及び野犬対策

根拠法令等	狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・返還・処分業務、飼い主への指導・啓発を行なっている。

＜実　績＞

①狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付	咬傷件数	検診数
		保健所	開業獣医			
15	554	3,244	1,364	4,634	7	3
16	599	3,200	1,521	4,721	3	0
17	521	2,987	1,606	4,593	1	0
18	583	2,697	1,933	4,630	5	4
19	622	2,605	2,297	4,902	8	0

②捕獲・返還・処分

年度	捕獲		返還	処分
	箱捕獲	その他		
15	41	30	29	210
16	57	31	23	212
17	30	40	32	187
18	11	33	32	124
19	6	32	36	105

③苦情相談・指導件数

年度	捕獲依頼	放し飼い	環境	その他	問い合せ	合計	指導件数
15	72	93	81	20	708	974	184
16	54	74	138	39	891	1,196	137
17	74	68	73	22	829	1,066	56
18	56	106	158	25	1,565	1,910	175
19	54	100	146	18	1,678	1,996	162

(2)動物愛護法関係

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

犬猫等の引取り、負傷動物の保護収容を行なうとともに、動物苦情相談の受付と指導、動物取扱業等の受付を行なっている。

＜実　績＞

①犬猫等の引取り及び保護

年度	犬の引取り		猫の引取り		動物の保護			負傷動物の保護		
	成犬	小犬	成猫	小猫	犬	猫	その他	犬	猫	その他
15	44	151	19	125	173	112	1	16	22	1
16	50	114	62	147	122	76	2	5	26	2
17	33	65	44	156	151	58	10	17	19	0
18	46	114	89	170	117	102	3	14	29	0
19	48	50	42	172	128	111	11	7	17	1

②犬猫等の保護及び猫等の苦情相談・指導件数

年度	保護依頼	猫等放し飼い	環境	その他	合計	指導件数
15	217	5	12	7	241	16
16	190	11	18	6	225	22
17	181	15	19	10	225	33
18	153	11	18	48	230	66
19	161	28	22	57	268	47

③動物取扱業施設数及び特定動物飼養許可数

年度	動物取扱業施設数	特定動物飼養許可数
15	12	0
16	12	0
17	16	0
18	39	15
19	59	15

(3)動物愛護事業

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律 狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

年少者に対する出張動物ふれあい教室やワンワン交換会の開催、動物飼育相談、訪問調査等により動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に努めている。

- 出張動物ふれあい教室の開催（動物園との共催）
- 犬の譲渡（ワンワン交換会・子犬里親さがし）・動物飼育相談
- 譲渡犬等の調査・指導
- 子犬ふれあい広場の開催
- 動物愛護週間事業(動物慰霊祭)

＜実　績＞

①出張動物ふれあい教室

年度	保育園	幼稚園	小学校	老人ホーム等	合計
15	12	8	16	0	36
16	10	8	16	0	34
17	10	8	13	0	31
18	10	9	18	0	37
19	10	8	17	0	35

②犬の譲渡数（わんわん交換会、子犬里親さがし）・動物飼育相談・失踪犬届出

年度	犬の譲渡数		動物飼育相談件数	失踪犬届出	
	成犬	小犬		失踪犬届出	解決件数
15	16	166	59	220	108
16	25	129	47	226	115
17	24	93	41	240	124
18	29	130	53	226	115
19	40	89	32	233	128

③譲渡犬等の調査・指導

年度	ワンワン交換譲渡犬 適正管理調査	里親さがし譲渡犬 適正管理調査	犬の繁殖 制限指導	狂犬病ワクチン 未注射飼育者指導
15	45	15	42	239
16	47	10	43	410
17	33	29	24	24
18	32	44	23	1,775
19	6	20	9	1,321

4　葬斎場

(1) 大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

＜目的･事業内容＞

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和５８年、５９年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和５９年７月２５日に完成、８月１日から共用開始となった。

人体炉６基、汚物炉１基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約１，７００件で、元旦をのぞき無休で火葬業務を行っている。

＜実　績＞

年度	利用状況											
	合　計				市　内				市　外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
15	1,689	1,623	7	59	1,628	1,579	7	42	61	44	0	17

16	1,763	1,706	5	52	1,677	1,635	4	38	86	71	1	14
17	1,785	1,739	4	42	1,716	1,680	4	32	69	59	0	10
18	1,766	1,723	5	38	1,686	1,652	4	30	80	71	1	8
19	1,755	1,712	2	41	1,684	1,650	2	32	71	62	0	9

５　試験検査

(1)微生物･臨床検査

根拠法令等	・地域保健法 ・大牟田市保健所使用料及び手数料条例 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・結核予防法	所管課	生活衛生課
		負担割合	

＜事業内容＞

- 糞便細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、Ｏ１５７）
- 感染症の届出による検査（腸管出血性大腸菌（Ｏ１５７）他）
- 痰（塗抹）検査（結核菌）
- 血清検査（ＨＩＶ抗体, 梅毒）

＜実　績＞

検査項目＼年度	15	16	17	18	19
病原微生物検査	11,774	11,014	10,433	8,889	8,573
痰（塗抹）検査	0	9	0	0	0
血清検査	100	90	65	167	202
その他	0	0	0	0	0

※　病原微生物検査：糞便細菌培養検査と感染症の届出による検査の合計

(2)食品衛生検査

根拠法令等	・食品衛生法 ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	所　管　課	生活衛生課
		負担割合	

＜事業内容＞

- 一般食品及び乳等検査（微生物学的検査、理化学的検査）
- 食中毒関係検査（微生物学的検査、理化学的検査）

＜実　績＞

検査項目＼年度		15	16	17	18	19
一般食品及び乳類検査	微生物学的検査	193	269	187	172	177
	理化学的検査	49	68	45	45	46
食中毒関係検査	微生物学的検査	165	143	235	65	181
	理化学的検査	0	0	0	0	0

(3)環境衛生検査

根拠法令等	・水道法 ・遊泳用プールの衛生基準について（通知）	所管課	生活衛生課
		負担割合	

＜事業内容＞

- 飲用水検査
- 利用水等検査（プール水）

＜実　績＞

検査項目＼年度		15	16	17	18	19
飲用水	細菌学的検査	422	248	15	18	18
	理化学的検査	395	240	18	18	18
利用水等検査	細菌学的検査	123	10	10	9	4
	理化学的検査	10	10	10	9	4

※　利用水等検査（細菌学的検査）は平成１５年度まで（４）環境保全・廃棄物関連検査の水質検査（細菌検査）を含む

(4)環境保全・廃棄物関連検査

根拠法令等	・環境基本法（公害防止計画） ・大牟田市公害防止協定 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・下水道法	所管課	生活衛生課
		負担割合	

＜事業内容＞

- 大気検査（重金属、降下ばいじん、硫黄酸化物）
- 水質検査（公共用水域、工場・事業場排水）
- 廃棄物関連検査
- その他

＜実　績＞

検査項目＼年度		15	16	17	18	19
大気検査		330	317	318	287	130
水質検査	細菌検査	—	79	79	75	55
	化学検査	259	200	240	270	210
廃棄物関連検査		9	10	14	14	16
土壌・底質検査		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0

第１０節　人権の尊重

（1） 啓発活動の推進

根拠法令等	人権教育及び啓発の推進に関する法律 大牟田市あらゆる差別撤廃のための人権擁護条例	所管課	人権・同和政策課
		負担割合	県 1/2　市 1/2

＜目的･事業内容＞

あらゆる差別を撤廃し、市民の人権意識高揚を図るため同和問題啓発強調月間、人権週間を中心に教育委員会及び関係機関と連携して実施した。

① 人権・同和教育講演会
② 人権問題講演会
③ 広報「おおむた」による啓発
④ 人権作品コンクール
⑤ 街頭啓発

＜実　績＞

① 人権・同和教育講演会

７月の同和問題啓発強調月間に実施している。

年度	15	16	17	18	19
講師	吉谷忠男	原田一郎	藤井輝明	塩山卓司	台風のため中止

② 人権問題講演会

人権週間（１２月４日～１０日）に実施している。

年度	15	16	17	18	19
講師	富安兆子	伊藤実喜	三浦直樹	谷口和子	荘山英一

③ 広報「おおむた」による啓発

平成１９年度は６回の発行を行った。

④ 人権作品コンクール

人権意識高揚のため、市内の小・中学生を対象に「ポスター」「作文」「詩」「標語」の４部門で募集を行い、入賞作品については市役所正面玄関ロビーで展示を行っている。

平成１９年度は４部門で１４２９点の応募があった。また、入選作品を人権作品集として発行し、市内小・中・特別支援学校等に配付している。

⑤ 街頭啓発

同和問題啓発強調月間及び人権週間において、市民への啓発のためＪＲ大牟田駅、ゆめタウン大牟田において実施している。

参加者は市長、議長、教育長、人権擁護委員、県の出先機関の職員等である。

（2） 啓発組織と連携した啓発活動

全市民的な啓発組織である大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会と連携し、毎年、春と秋に「人権フェスティバル」を実施している。

また、大牟田市人権・同和教育研究協議会との共済事業として「人権・同和教育研究実践交流会」、秋と冬に「人権連続講座」を実施している。

（3） 人権の法制度等確立に向けた取り組み

「あらゆる差別撤廃と人権尊重社会実現のための法制度等確立要求大牟田地区実行委員会」との連携により、人権の法制度の確立及び人権政策の確立に向けた要請行動等をおこなっている。

（4） 人権擁護に関する業務

福岡法務局柳川支局及び柳川人権擁護委員協議会と連携した取り組みを行なっている。

（5） 関係団体等への補助金の支出

根拠法令等	部落解放同盟大牟田支部活動運営補助金交付要綱 全日本同和会大牟田支部活動運営補助金交付要綱 柳川人権擁護委員協議会補助金交付要綱 大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会活動運営補助金交付要綱 あらゆる差別撤廃と人権尊重社会実現のための法制度等確立要求大牟田地区実行委員会補助金交付要綱	所管課	人権・同和政策課

啓発活動は行政のみで実施できるものではなく、差別の撤廃や人権意識の高揚のため、其々の立場で活動している団体との連携が重要になってくる。

このため、補助金の交付要綱に基づき、関係団体へ補助金を支出し、支援を行なっている。

第１１節　関連団体

１　財団法人大牟田市雇用開発センター

（1）雇用開発センターの概要

＜設　立＞

法 人 格	財団法人
基 本 金	１千万円（大牟田市）
設立許可	昭和 59 年 10 月 9 日(10 月 14 日登記) (昭和 57 年 1 月 29 日任意団体設立)
所 在 地	大牟田市北磯町 81 番地 2

＜目　的＞

市内に居住する高年齢者、障害のある人及び母子家庭（以下「高年齢者等」という。）に対する雇用の開発と促進を図るとともに、公共施設管理の受託事業等を行うことにより市民の生活安定とコミュニティー活動を促進し、地域の活性化と福祉の向上に寄与する。

＜事業内容＞

（1）高年齢者等に適した仕事に関する情報活動及び調査研究に関すること。
（2）大牟田市障害者等文化体育施設サン・アビリティーズおおむた、その他公共施設の管理運営の受託、及び当該施設の利用増進に関すること。
（3）高年齢者等に対する生涯教育、能力開発、研修及び生きがい対策に関すること。
（4）その他目的を達成するために必要な事業。

＜機　　構＞　　（平成２０年３月３１日現在）

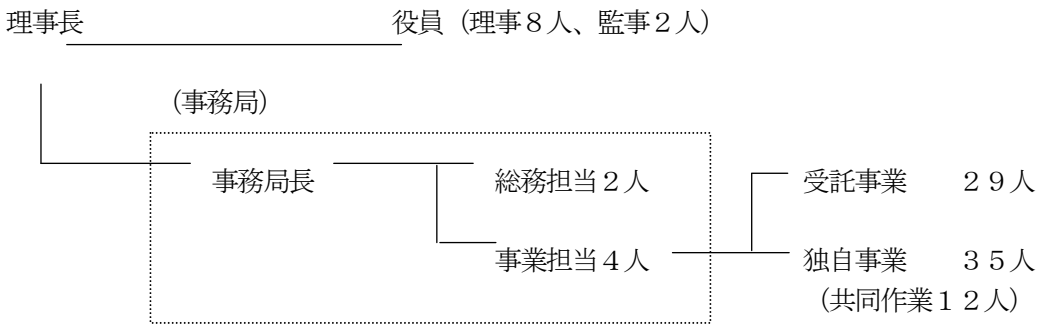

（2） 受託事業

1）施設管理等と雇用実績

（単位：人）

事　業　名	Ｈ１８		Ｈ１９		備　　考
	在職者	退職者	採用者	在職者	
夜　間　警　備	10	10	2	2	保健所、母子生活支援施設
夜　間　管　理	28	8	5	24	学校（19年度採用者のうち1人は、当該年度の中途に退職）
駐 車 場 管 理	5	5	0	0	
施 設 管 理 清 掃	10	10	0	0	
施 設 運 営 管 理	5	4	0	1	労働福祉会館
マイクロバス運転	3	1	0	2	特別支援学校の児童･生徒の送迎
体 育 施 設 整 備	2	2	0	0	
計	63	40	7	29	

2） 高齢者生きがい創造センター管理運営

高齢者がもつ技能や経験を生かしながら、働く機会を提供するとともに健康増進及び地域社会との交流を図り、生きがい活動を推進している。

①おもちゃ病院

おもちゃ病院は高齢者の蓄積した技術と経験を生かし、子どもとふれあうことで高齢者の生きがいを高める。

一方、子どもたちは、おもちゃの構造を知ることで、科学心、創造力を養い、物の大切さを知ってもらうことを目的に実施している。

医師は、市民ボランティア３名及びリサイクル作業所就労者３名の計６名が従事し、毎週水曜日午後１時３０分から４時まで開院している。また、より親しまれるように、子供が休みの日にイベントなどに参加している。

②高齢者いきいき教室

高齢者（６０歳以上の市内居住者）の生きがいづくりと健康維持を目的に、生涯学習の機会を提供し、生活に創造的な豊かさを生みだす活動の場として「いきいき教室」を開催した。

（3） 独自事業

＜機　　構＞　　（平成２０年３月３１日現在）

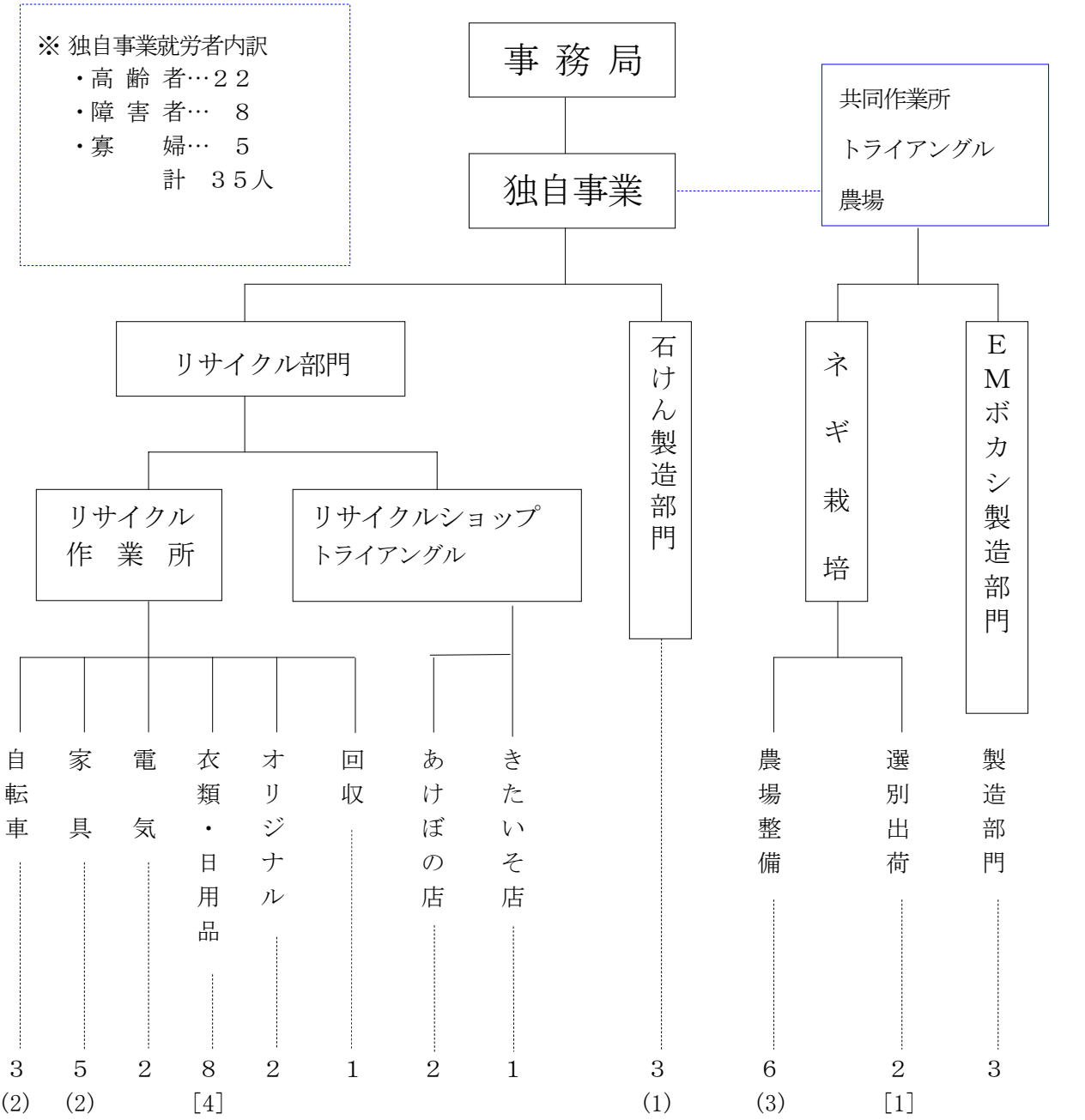

※（　）内の数は障害者数、［　］内の数は寡婦の内数を示す。

1)リサイクル事業の実施

技術や技能を持つ高齢者、社会復帰訓練に励む障害のある人、不用品を無償提供していただく市民の協力により、リサイクル事業を実施している。

不用品の提供については、広報おおむた等により広く市民にＰＲを行っており、回収・配達・再生の作業も効率化を図っている。

愛のバザーやショップの売出し、十日市への出店を行った。廿日市への出店は平成１９年１２月までで修了した。

＜販売実績＞

今年度は３回の主催バザーを開催したが、前年度に比べバザー等の売上は５．０％、ショップ売上で９．０％減少し、売上額全体では前年度に比べ７．７％の減少となった。

主催・協賛のリサイクルバザーは、２６回（延べ２７日）実施した。

2)不用品回収実績と来店者数

不用品回収総件数は、前年度に比べ５件、１．２％の減少となった。来店者数は、直営ショップ２店舗になったため、「リサイクル愛のバザー」の入場者を含め、前年度に比べ５，２６０人、３１．０％の減少となった。

＜回収件数及び来店者数＞

	１８年度	１９年度	前年度比(%)
不要品回収総件数（件）	405	400	98.8
来店者総数（人）	16,956	11,696	69.0

3)石けん製造販売事業

石けんの製造は、高齢者２名、障害者１名で行っている。

製造実績では全体で１．１％増加したが、液体石けん、固形石けん、ＥＭ液体石けんはそれぞれ４．７％、７．８％、４２．３％の減少となった。

販売実績では、前年度に比べショップ、バサー・イベントでの売上は減少したが、全体では前年度と同様であった。

＜製造実績＞

	１８度（Kg）	１９度（Kg）	前年度比（%）
粉石けん	11,118	11,620	104.5
液体石けん	4,992	4,755	95.3
固形石けん	538	496	92.2
ＥＭ液体石けん	111	64	57.7
合　　計	16,759	16,935	101.1

＜販売実績＞

	１８年度（円）	19度(円)	前年度比（%）
直営リサイクルショップ	443,320	439,710	99.2
バザー・イベント	30,060	26,110	86.9
学校給食・公共施設等	2,582,507	2,606,434	100.9

(財)有明環境整備公社	1,260,000	1,260,000	100
合　　計	4,315,887	4,332,254	100.4

4） EM関連販売事業

① EMボカシ販売

生ゴミ用ボカシの販売事業は、家庭から出る生ゴミを良質な堆肥にするもので、使用方法については、直営３店舗、愛のバザーや廿日市等でのパンフレット配布等により啓発を行っている。

販売実績では、前年度に比べボカシは１０．９％の減、ＥＭ関連商品は５．５％の増となった。

② EM発酵液製造販売

ＥＭ発酵液は、家庭生活で水の浄化や消臭等、環境浄化に寄与するもので、発売５年目になるが、販売実績は、２リットル容器で１８２本、前年度に比べ２５．７％減少している。

＜販売実績＞

	１８年度（円）	１９年度（円）	前年度比（%）
ボカシ	388,660	346,300	89.1
ＥＭ関連商品	1,926,357	2,031,683	105.5

＜販売点数内訳＞

	１８年度（点）	１９年度（点）	前年度比（%）
ボカシ	1,784	1,671	93.7
ＥＭ関連商品	1,361	1,449	106.1
※ボカシ専用バケツ	40	23	57.5
※ＥＭ発酵液	245	182	74.3

※ボカシ専用バケツ、ＥＭ発酵液は、ＥＭ関連商品の内数を示す。

（4）就職支援能力開発特別訓練（リサイクル科）の実施

厚生労働省の「就職支援能力開発事業」に基づき、福岡県立大牟田高等技術専門校の委託を受け、次のとおり実施した。

○　訓練科目　　自転車、家具、家電製品の再生、家屋リフォーム
○　訓 練 生　　２０期生　２０人（定員２０人）
○　訓練期間　　平成１９年７月５日～１２月１２日　訓練時間　７３２時間

訓練生は、就職等による退校者２名を除き全員が卒業した。卒業者１８名の出席率は、平均で９４．７％と、昨年同様高い結果となった。

また、就職活動にも意欲的に取り組み、訓練に対しての関心の高さと、再就職への意欲を示すものと思われる。

訓練内容においては、各科目の反復訓練と複合訓練としての応用実技を充実し習熟度を高めた。

＊受託事業の減少や、本市によるセンターへの補助がＨ１９年度をもって廃止されること等取り巻く環境の変化の中、理事会の決議によりＨ１９年度末で解散となった。

２　社団法人大牟田市シルバー人材センター

(1)シルバー人材センターの概要

＜設　立＞

法 人 格　　社団法人

設立許可　　昭和６１年４月１日許可

　　昭和６１年２月２５日任意団体設立

＜目　的＞

働く意欲と能力をもった高年齢者（６０歳以上）に、生きがいづくりの場として臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することによって、高年齢者の能力の積極的な活用を図り、もってその福祉の増進に資するとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

＜事業内容＞

① 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供

② 高年齢者の就業に関する調査研究

③ 高年齢者の就業に関する相談

④ 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢者に対するこれらの就業機会の確保と組織的な提供

⑤ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高年齢者のための無料職業紹介事業

⑥ 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施

⑦ その他高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務及びセンターの目的を達成するために必要な事業の実施

＜機　構＞　　（平成２０年３月３１日現在）

理 事 長 ――――役　　員（理事１５　監事　２）

└――― 事務局長 ┬― 総務係長 ――― 総務担当（２名）

　　└― 業務係長 ――― 業務担当（４名）

(2)平成19年度事業実績及び会員数

①事業実績（職種別）

区　　分	受注件数	就業延人数	事　業　収　入	構 成 比
技　　術	17	216	721,100	0.2%
技　　能	3,108	15,070	69,198,818	23.1%
事務整理	51	297	348,134	0.1%
管　　理	582	25,800	91,374,120	30.5%
折衝外交	20	2,596	3,587,720	1.2%
一般作業	6,567	39,137	96,595,308	32.2%
サービス	772	15,684	38,069,183	12.7%
そ の 他	0	0	0	0.0%
合　　計	11,117	98,800	299,894,383	100%

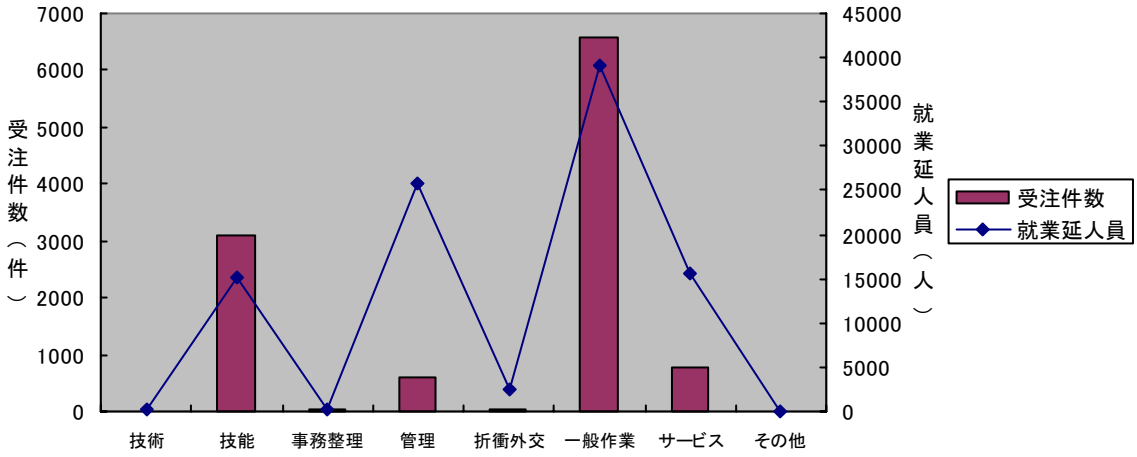

②会員数（希望職種別）

希望職種	男	女	計	構成比
技　　術	1	0	1	0.1%
技　　能	145	14	159	17.7%
事務整理	24	7	31	3.5%
管　　理	292	3	295	32.9%
折衝外交	8	9	17	1.9%
一般作業	156	85	241	26.9%
サービス	35	118	153	17.1%
計	661	236	897	100.0%

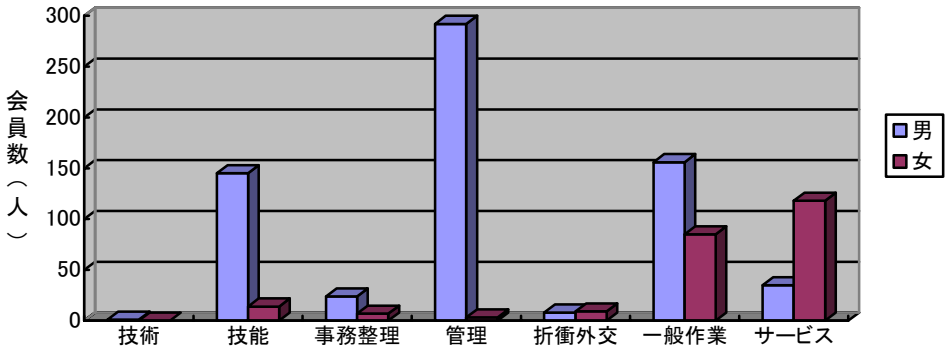

1）事業実績

厳しい経済環境の中、高齢者にふさわしい仕事を受注し、それぞれにあった仕事の提供を行い、高齢者の生きがい、福祉の増進、地域社会の活力に貢献することをめざしたところ、前年度と同様（前年度比 0.5%増）の実績を上げることができた。

2）自主的な組織活動の強化

理事会のもとに６専門委員会を設置し、それぞれの所掌事務について活発な意見交換がなされた。

①総　務　委　員　会・・・会員の福利厚生について
②業　務　委　員　会・・・雇用開発センター終息に伴うリサイクル事業（独自事業）の継承について
③適正就業委員会・・・会員の適正就業基準、就業期限基準等について
④安全・衛生委員会・・・安全就業対策基本計画、安全就業対策推進計画の策定について
安全パトロールの実施
⑤女　性　委　員　会・・・女性会員の就業機会の拡大、子育て支援事業について
⑥広　報　委　員　会・・・会報の編集、普及啓発用リーフレットについて

3）安全・衛生対策

安全・衛生委員会において就業中、途上に関する事故防止と安全確保、健康管理についての対策等を検討。

就業現場への巡回指導を実施。特に、事故が発生した時点で、事故現場での検証を実施すると共に広く会員へ周知することで安全対策に対する意識の高揚と事故防止に努めた。

4）地域への奉仕活動と普及啓発活動

地域への感謝の気持を込め、公共施設の剪定、市内で開催されるイベントへの清掃奉仕活動等、積極的に取り組んだ。

地域の新聞社を通して広報啓発文を掲載し、地域住民へＰＲ活動を行った。

5）生活管理指導員派遣事業

平成１９年度から「軽度生活援助事業」に代わり、市からの委託事業として、自立を支援する必要がある高年齢者を対象とした「生活管理指導員派遣事業」を行い、女性会員の就業拡大に努めた。

6）シニアワークプログラム事業講習会

高齢者の雇用・就業を促進することを目的とし、会員の技能・技術を高めるため、パソコン講習会、筆耕講習を実施した。

３　社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会

根拠法令等	社会福祉法（第 109 条）	所 管 課	保健福祉総務課 地域福祉推進室

（1）社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられ、住民の社会福祉に対する関心と理解を深め、地域における社会福祉の増進に努めるという目的理念のもとに、都道府県市町村の全国すみずみまで設立されている。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という２つの側面をあわせ持った組織で、地域住民による福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施等を行い、地域福祉活動の中心的な役割を担っている。

平成１２年に社会福祉事業法が大幅に改正され社会福祉法となり、その第１０９条では、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であると明記された。

大牟田市社会福祉協議会は、昭和２６年に任意団体として発足し、昭和４７年に社会福祉法人の認可を受け、以来、大牟田市の地域福祉の推進役として住民のニーズにあった様々な事業活動を展開している。

現在は、「地域福祉と住民参加」をキーワードに、地域における様々な生活上の諸問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話合い、協力して解決を図る心ふれあう「誰もが安心して暮すことができるまちづくり」を目指し、校区社会福祉協議会とともに、見守り･相談･援助活動やボランティア派遣など様々な地域福祉活動に取り組んでいる。

（2）社会福祉協議会の機構と組織構成

（平成 20 年 4 月 1 日現在）

評 議 員 会（３９名）　（議決機関）

評議員及び理事選出区分一覧表

区分	所属名	評議員	理事
1	校区社会福祉協議会代表	１８名	５名
2	民生委員・児童委員代表	3	2
3	町内公民館連絡協議会代表	1	1
4	女性代表	0	1
5	社会福祉事業施設代表	2	1
6	福祉団体代表	3	1
7	ボランティア団体代表	2	1
8	社会福祉関係公務員代表	2	1
9	市議会代表	2	2
１０	学識経験者	6	2
合計		３９名	１７名

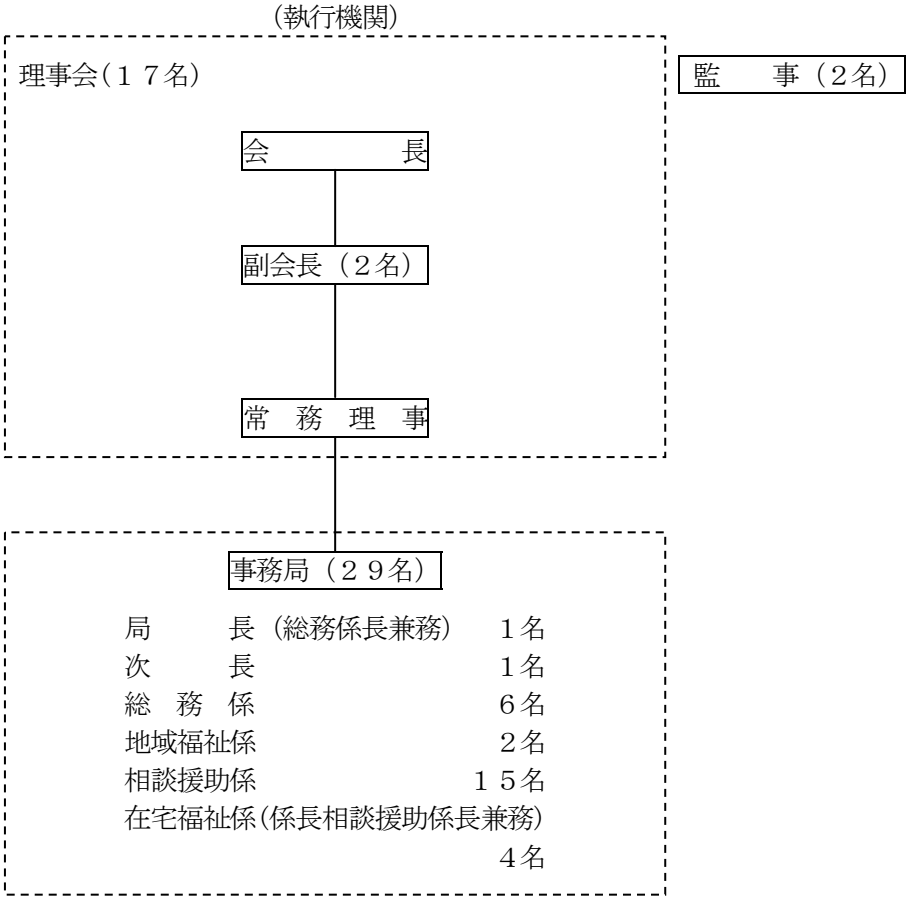

（3）社会福祉協議会の実施事業

大牟田市地域福祉活動計画の３年目に当たる１９年度も、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」まちづくりを理念として策定したこの計画に沿って、地域福祉活動の推進などを軸に取り組んだ。

活動指針１「住民参加による地域福祉活動の活性化」については、多様な福祉課題への迅速な対応を図るため、福祉委員研修会や活動報告会の開催等による小地域ネットワーク活動の推進強化、サロン事業の推進、福祉座談会や住民こんだん会の開催、団塊の世代を対象としたセミナーの開催等、地域を基盤とした福祉活動の支援に取り組んだ。また、ボランティアセンターでは、一人暮らし高齢者等の孤独感の解消などを目的とした傾聴ボランティアの養成を行い、住民のニーズに応じたボランティアの養成に取り組んだ。

活動指針２の「心温まる福祉サービスの提供」については、高齢者、障がい（児）者に対する介護事業をはじめ、児童･母子に対する諸事業や住民の悩みなどを解決に導く総合相談事業、低所得者等に対する貸付事業（県社協受託事業）に取り組みました。また、児童福祉対策事業である学童保育所の運営については、三池・高取・中友・白川の各学童保育所について、公募により市から５年間の指定管理者となった。さらにファミリー・サポート・センター運営事業については、18 年度に引き続き「フレンズピアおおむた」において、市が開設しているつどいの広場との連携により、総合的な子育て支援の拠点として事業を展開した。

活動指針３「本会の基盤強化」については、自主財源確保のために賛助会員の拡大、社協だよりへの広告掲載、福祉基金の活用、大牟田市立総合病院ショップのサービス向上等により増収を図ることができた。また、館内ＬＡＮを構築し、事務のＩＴ化や職員に対し経営状況の周知を図るなど情報の共有化を推進し、より効率的な業務遂行に努めた。

１）地域福祉の推進

①福祉委員制度と小地域ネットワーク活動の強化

平成 18 年度に福祉委員制度を設け、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯、障害がある人など、支援を必要とする人に声かけ・見守りや簡単な生活支援を行うことにより、地域の中での孤立を防ぐために、福祉委員、近所の協力者(ボランティア)や民生委員・児童委員と協力しながら、福祉のネットワークを広げている。

また、福祉委員の任務や活動内容について研修を行った。(研修対象福祉委員数　366 名)

開催日：8 月 17 日（金）　　追加研修：10 月 6 日（土)、2 月 5 日（火）

②「地域福祉活動実施計画」の推進

平成 19 年度から 20 年度までの 2 年間の予定で、羽山台校区をモデル校区に設定し、地域の福祉課題解決のため住民自らが参加し、きめ細やかな福祉活動を展開していくための組織づくりを盛り込んだ「羽山台校区社会福祉協議会地域福祉活動実施計画」を策定している。

③校区社会福祉協議会の支援

各校区社会福祉協議会相互の連携や地域福祉課題の解決と情報交換を目的として、年 6 回開催される連絡協議会を支援した。また、校区社会福祉協議会に対して、地域福祉活動の支援や情報交換を行った。

④住民こんだん会の実施

市内 23 校区を対象として 1 校区を 2～3 分割して開催し、地域住民と「隣近所のかかわり」や「身近な生活環境」等について意見交換を行いながら地域福祉活動への理解を深めた。

(住民こんだん会の実施状況)

校　区	回数	概　　要
上　官	1 回	日時:4 月 21 日(水)　　会場:上官公民館(40 人)
白　川	3 回	日時:5 月 28 日(月)・29 日(火)・30 日(水) 会場:白川中公民館(40 人)・上白川公民館(40 人)・鳥塚西公民館(36 人)
三　池	3 回	日時: 6 月 13 日(水)・20 日(火)・29 日(金)、 会場:大塔公民館(30 人)・平野公民館(50 人)・三池地区公民館(60 人)
川　尻	1 回	日時:7 月 18 日(水)　　会場:川尻小学校(40 人)
平　原	2 回	日時:8 月 20 日(月)・27 日(火)　　会場:くぬぎ(35 人)・たんぽぽ(40 人)
玉　川	1 回	日時:9 月 25 日(火)　　会場:勝立地区公民館(36 人)
駛馬北	1 回	日時:10 月 25 日(木)　　会場:駛馬地区公民館(30 人)
笹　原	1 回	日時:11 月 16 日(金)　　会場:勝立地区公民館(30 人)
手　鎌	3 回	日時:12 月 4 日(火)・5 日(水)・6 日(木) 会場:深浦公民館(40 人)・手鎌小学校(50 人)・手鎌公民館(20 人)
大牟田	2 回	日時:1 月 18 日(金)・29 日(火) 会場:リビング・アエル(35 人)・中央公民館(40 人)
明　治	2 回	日時:3 月 14 日(金)・21 日(金)　　会場:明治会館(35 人)・明治会館(40 人)

⑤団塊の世代を対象とした事業（暮らしと福祉の地域塾～よか余暇ライフセミナー）

地域福祉活動やボランティア活動のきっかけづくりと実践的なボランティア活動を通して地域福祉活動への橋渡しを行い、活動を担う次の世代を養成する講座を開催した。

(セミナーの実施状況)

講　座　名	概　　要
暮らしと福祉の地域塾～ よか余暇ライフセミナー	期　間　：　平成 20 年 1 月 23 日（水)～3 月 26 日（水）　　6 回 会　場　：　総合福祉センター　　受講者　：　　人

回	開 催 日	内　　容	講　　師
1	1 月 23 日（水）	私の身近な福祉 パート① 年金ってどうなってるの？	社会保険労務士 黒田　隆二　氏
2	2 月 13 日（水）	私の身近な福祉 パート② 生活習慣病ってなんだろう？	大牟田市保健所長 西岡　和男　氏
3	2 月 27 日（水）	私の身近な福祉パート③ ご近所の福祉事情はどうなってるの？	久留米大学 文学部 社会福祉学科 教授　松尾　誠治郎　氏
4	3 月 1 日（土） 3 月 2 日（日）	地域のイベントに参加してみよう！	三池初市
5	3 月 12 日（水）	ボランティア活動体験談 いろんなボランティア活動を聞こう	事例発表：　古賀　勝彦　氏 汐待　律子　氏 宮崎　ひとみ　氏 コーディネーター： （株）アーバンデザインコンサルタント　取締役　十時　裕　氏
6	3 月 26 日（水）	私にできることを話し合ってみよう	（株）アーバンデザインコンサルタント　取締役　十時　裕　氏

⑥サロン事業の推進

地域に住む高齢者や子育世代で、支援を必要とする人達が集まる憩いの居場所づくりに努めた。（登録サロン数　35 団体）

⑦ふれあい・にこにこサロンボランティア養成講座

高齢者や子育て世代を支援するための知識を身につけ、地域で活動することができるボランティアの養成講座を開催した。

（講座の実施状況）

1 回目	期　間：平成 19 年 6 月 13 日（水）～6 月 27 日（水） 会　場：総合福祉センター　　受講者：14 人
2 回目	期　間：平成 19 年 11 月 13 日（火）～11 月 27 日（火） 会　場：三川地区公民館　　受講者：16 人

⑧福祉座談会の実施

地域における困りごとや福祉課題について校区社協と市社協がともに考え、情報の共有や活動の相互理解を深めるために 23 校区社協を対象に開催した。

（福祉座談会の実施状況）

月　日	校　区	月　日	校　区	月　日	校　区
5 月 24 日	手　鎌	8 月 30 日	白　川	2 月 7 日	みなと
7 月 10 日	明　治	9 月 8 日	銀　水	2 月 28 日	大　正
7 月 10 日	笹　原	10 月 12 日	川　尻	3 月 11 日	平　原
7 月 12 日	天　道	10 月 20 日	吉　野	3 月 13 日	中　友
7 月 14 日	上　官	10 月 27 日	上　内	3 月 25 日	駛馬北
7 月 17 日	三　池	11 月 2 日	高　取	3 月 28 日	大牟田

7月21日	玉　川	11月 7日	駛馬南	モデル事業振替	羽山台
7月22日	倉　永	11月30日	諏　訪		

⑨災害見舞金の支給

法外援護事業として火災等の被災者に災害見舞金を支給した。

	17年度	18年度	19年度
件　数	10	23	12
支給額	50,000	230,000	120,000

⑩校区連協会長・民児協会長・社協会長合同研修会

校区連協会長・校区民児協会長・校区社協会長・合同研修会を開催し、お互いの連携を図った。

開催日　：　平成19年8月29日(火)
会　場　：　総合福祉センター
内　容　：　・「これからの“まち”のあり方を考える」
　　講師　株式会社アーバンデザインコンサルタント　十時　裕　氏
　　・羽山台校区地域福祉活動モデル事業について(経過報告)
参加者　：　70名

⑪校区社協会長視察研修

校区社協の福祉活動の取組みに反映させることを目的として先進地を視察した。

視察日　：　平成19年11月7日(水)
研修先　：　北九州市若松区　高須地区社会福祉協議会　高須市民センター
内　容　：　高須地区社会福祉協議会のふれあいネットワーク事業について
参加者　：　23名

⑫活動助成

地域福祉の向上を図る次の団体等に対して助成を行った。

・23校区社会福祉協議会
・大牟田市校区社会福祉協議会会長連絡協議会
・大牟田市民生委員・児童委員協議会

2）ボランティアセンター事業の実施

①コーディネート機能の強化（ボランティアの登録・斡旋）

ボランティアが自分の希望する活動を選択できるよう、登録・斡旋に努めた。

(ボランティアセンターの登録状況)

区　分＼年度	17年度	前年比(%)	18年度	前年比(%)	19年度	前年比(%)
グループ(団体)	54	103.8	57	105.5	52	91.2
個　　人(人)	322	112.2	351	109.0	195	55.6

（ボランティアの斡旋状況）

	主な斡旋内容	17年度件数	前年比（%）	18年度件数	前年比（%）	19年度件数	前年比（%）
個　人	散髪、家屋内外の小修理、外出支援等	48	94.1	53	110.5	27	50.9
団　体	散髪、デイサービスでの催事、学童での催事、各種イベント等	102	102.0	195	191.2	149	76.4
学　校	障害者との交流、手話・点字の学習、車いす・アイマスク・高齢者疑似体験	71	101.4	55	77.5	38	69.1

②ボランティア実態調査

ボランティア活動が多種・多様化する中で、よりニーズに合った適確なコーディネートを行うため、ボランティアセンターの登録団体・個人に対してボランティア活動意向と福祉関係団体等に対する受入れについて、実態調査を行い、現在、集計している。

③福祉教育の推進

小・中学校を対象として、福祉教育を推進し社会福祉への理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動と地域福祉活動への参加促進を図った。

・ **福祉教育推進校の指定及び育成**

児童・生徒の福祉教育の推進を目的として、中学校11校、小学校23校を福祉教育推進校に指定し、視覚・聴覚障害者の人などを講師（ゲストティーチャー）として派遣した。

（派遣状況）

	17年度	前年比（%）	18年度	前年比（%）	19年度	前年比（%）
派遣件数	71	101.4	55	77.5	38	69.1

・ **福祉教育推進校連絡会の開催**

福祉教育推進校が相互の連携を図るとともに研修や情報交換を行うため、連絡会を開催した。

④傾聴ボランティア養成講座

コミュニケーションの希薄化から様々な社会問題が生じている中、相手の気持ちに寄り添って話を聴くことの大切さ、話し相手になることの基本や心構えを学び、一人暮らし高齢者等の孤独や不安を解消するボランティアの養成講座を開催した。

（傾聴ボランティア養成講座の実施状況）

講　座　名	概　　要
傾聴ボランティア養成講座	期　間　：　平成19年10月30日（火）～11月20日（火） 4回　午後1時30分～3時30分 会　場　：　総合福祉センター 受講者　：　31人

⑤手話・要約筆記ボランティア派遣

聴覚障害者の社会参加を促進するために、障害者体育大会、福祉活動、文化活動、通院等に手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣した。

（派遣状況）

派遣内容＼年度		17 年度	前年比 (%)	18 年度	前年比 (%)	19 年度	前年比 (%)
手　話	派遣件数	226	83.1	226	100.0	193	85.4
	奉仕員数	281	74.0	282	100.3	227	80.5
要　約	派遣件数	9	34.6	9	100.0	8	88.9
	奉仕員数	21	24.4	21	100.0	19	90.5

⑥ボランティア活動保険の加入状況

地域行事やボランティア活動等を支援するため、ボランティア活動保険の加入受付を行った。

	17 年度	前年比 (%)	18 年度	前年比 (%)	19 年度	前年比 (%)
加入者数	2,675	89.5	2,929	109.5	3,325	113.5

⑦情報提供と啓発

ボランティア活動の活性化を図るために、ボランティアセンターの役割や活動の内容等を掲載したパンフレットの配布や社協だより等により、ボランティア活動の情報提供や啓発に努めた。

⑧ボランティア団体活動助成

ボランティア活動を推進するため、次の団体に対し助成を行った。

・点訳奉仕「大牟田むつき会」
・大牟田手話の会「ありあけ」
・大牟田朗読の会
・大牟田「つくしの会」
・大牟田要約筆記の会のぞみ
・大牟田市ボランティア連絡協議会

３）総合相談事業の実施

①地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助相談）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分なため日常生活に困っている人に対して、生活支援員を派遣し、自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行った。

	17 年度	前年比 (%)	18 年度	前年比 (%)	19 年度	前年比 (%)
人　　数	12	120.0	15	125.0	16	106.7
件　　数	168	146.1	186	110.7	167	89.8

②福祉サービス苦情解決相談

在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合、「第三者委員会」でその解決を図るため設置している。

③心配ごと相談

毎週火曜日に面接と電話による心配ごと相談事業を実施し、住民が抱える生活課題等の悩みの相談に応じた。

	17 年度	前年比 (%)	18 年度	前年比 (%)	19 年度	前年比 (%)
面接件数	78	70.2	41	52.6	52	126.8
電話件数	65	79.3	45	69.2	43	95.6

④法律相談

毎月第 3 水曜日に弁護士による法律相談事業を実施し、複雑多様化する住民の相談に対して、法的な解決、高度な対処法について専門的なアドバイスを行った。

	17 年度	前年比 (%)	18 年度	前年比 (%)	19 年度	前年比 (%)
件　　数	144	101.4	119	82.6	93	78.2

4）高齢者福祉対策の推進

①介護保険事業

訪問介護事業（ホームヘルプサービス）・訪問入浴介護事業（入浴サービス）・居宅介護支援事業（ケアプラン作成）を実施した。

（事業実績・件数）

	17 年度	前年比 (%)	18 年度	前年比 (%)	19 年度	前年比 (%)
訪問介護	10,634	90.5	9,449	88.8	8,004	84.7
訪問入浴介護	420	71.9	528	125.7	470	89.0
居宅介護支援	1,171	93.1	836	71.4	459	54.9

②介護予防・相談センターの運営（市受託事業）

地域包括支援センターのサブセンターとして、上官・平原校区を担当し、介護認定により要支援と認定された高齢者及び配食サービス等の保健福祉サービス利用希望者等に対して、介護予防プランを作成（476 件）するとともに定期的な訪問を行うことにより高齢者の心身の健康保持、生活の安定のために必要な支援を関係機関、サービス実施事業者等と連携して実施した。

③在宅介護者の会の活動支援

在宅介護者に対する情報提供、介護負担の軽減、相互交流を目的とする「在宅介護者の会」（会員数 25 人）の活動支援を行った。

・定例会及び介護相談の開催（月 1 回）
・リフレッシュ事業（年 2 回）

④福祉機器貸与事業（特殊寝台・車イス）

在宅の要援護高齢者等に対して、特殊寝台などを無料又は低額で貸与することにより、日常生活の便宜と介護者の負担軽減を図った。

⑤福祉団体活動助成

高齢者の福祉の増進を目的とする大牟田市老人クラブ連合会に対して助成を行った。

５）障害（児）者対策の推進

①障害者社会参加促進事業（市受託事業）

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手話、朗読、点訳、要約筆記の各奉仕員養成講座の実施や手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣した。

・ 奉仕員養成講座の実施

（各講座の実施状況）

講　座　名		概　　要
手話奉仕員 養成講座	入門	期　間 ： 平成 19 年 5 月 17 日～10 月 18 日　(22 回) 毎週木曜日　午後 6 時 30 分～8 時 30 分 会　場 ： 総合福祉センター 受講者 ： 36 人
	基礎	期　間 ： 平成 19 年 7 月 21 日～12 月 1 日　(17 回) 毎週土曜日　午後 1 時～4 時 会　場 ： 総合福祉センター 受講者 ： 20 人
朗読奉仕員 養成講座		期　間 ： 平成 19 年 5 月 31 日～8 月 2 日　(10 回) 毎週木曜日　午後 1 時 30 分～3 時 30 分 会　場 ： 総合福祉センター 受講者 ： 26 人
点訳奉仕員 養成講座		期　間 ： 平成 19 年 5 月 18 日～7 月 20 日　(10 回) 毎週金曜日　午後 6 時 30 分～8 時 30 分 会　場 ： 総合福祉センター 受講者 ： 11 人
要約筆記奉仕員 養成講座	基礎	期　間 ： 平成 19 年 7 月 28 日～10 月 13 日　(11 回) 毎週土曜日　午後 2 時～5 時 会　場 ： 総合福祉センター 受講者 ： 10 人
	応用	期　間 ： 平成 20 年 1 月 12 日～2 月 23 日　(7 回) 毎週土曜日　午後 2 時～5 時 会　場 ： 総合福祉センター 受講者 ： 8 人

（養成講座の修了状況）

講座名＼年度		17 年度	18 年度	19 年度
手　話	受講者	48	46	56
	修了者	35	35	46
	入会者	13	18	24
朗　読	受講者	18	12	26
	修了者	15	10	17
	入会者	8	8	15
点　訳	受講者	6	11	10
	修了者	3	10	9
	入会者	1	4	9

要約筆記	受講者	7	33	18
	修了者	3	28	15
	入会者	3	11	5

・　**点字・声の広報発行**

視覚障害者が地域生活をするうえで必要な情報などを点訳（点訳奉仕大牟田むつき会）、音訳（大牟田朗読の会）の方法により、定期的に提供した。

②障害者自立支援サービス事業

在宅の身体・知的障害者に対して、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを実施した。

（事業実績）

	17 年度	前年比（%）	18 年度	前年比（%）	19 年度	前年比（%）
ホームヘルプ派遣数	1,662	148.0	1,676	100.8	1,564	93.3
ガイドヘルプ派遣数	1,124	104.7	770	68.5	1,290	167.5

③入浴サービス事業（市受託事業）

在宅の重度障害者に対して、市の委託を受け実施した。

（事業実績）

	17 年度	前年比（%）	18 年度	前年比（%）	19 年度	前年比（%）
入浴サービス	180	97.3	160	88.9	233	145.6

④福祉機器貸与事業

在宅の障害者等に対して、特殊寝台などを無料又は低額で貸与することにより、日常生活の便宜と介護者の負担軽減を図った。

⑤福祉団体活動助成事業

障害（児）者の福祉向上を図る次の団体等に対して助成した。

・大牟田市身体障害者福祉協会連合会
・知的障害（児）者団体
・大牟田市身体障害者相談員協議会
・小規模授産・共同作業所（５ヶ所）

６）児童・母子福祉対策の推進

①放課後児童健全育成事業（学童保育所・指定管理運営）

放課後児童対策として、昼間児童の養育ができない家庭などの児童（小学校 1 年生～概ね小学校 3 年生）に対して、適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図った。

（入所児童数・平成 20 年 3 月 31 日現在）

学童名	児童数	学童名	児童数
三　池	38	みなと	30
高　取	26	白　川	41
中　友	36	大牟田	41

②ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）と子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）との相互援助活動を行った。

・ 協力会員養成講座の開催

第１回	6 月 7 日（木）～7 月 12 日 （木）6 日間（9 人の登録）
第２回	11 月 2 日（金）～11 月 22 日（木）6 日間（9 人の登録）

・ 会員数及び活動状況

（会員数）

	17 年度	前年比(%)	18 年度	前年比(%)	19 年度	前年比 (%)
利用会員	532	144.6	652	122.6	660	101.2
協力会員	104	113.0	107	102.9	103	96.3
利用・協力会員	66	100.0	66	100.0	74	112.1
合　　計	702	133.5	825	117.5	837	101.5

（活動状況）

内　　容	17 年度 件数	18 年度 件数	19 年度 件数
保育所・幼稚園・学校・学童の登園登所前の預かり及び送り	149	80	59
保育所・幼稚園・学校・学童の迎え及び帰宅後の預かり	523	508	453
子供の病気時の援助	53	18	31
子供の習い事等の場合の援助	368	483	378
保育所・学校等休み時の援助	25	17	16
保護者等の短時間・臨時的就労・求職活動中の援助	58	25	47
保護者の冠婚葬祭による外出、他の子供の学校行事の場合の援助	14	9	2
保護者等の外出の場合の援助	79	70	91
保護者の病気、その他急用の場合の援助	44	15	2
その他		9	53
合　　計	1,313	1,234	1,132

③福祉団体活動助成

母子寡婦の福祉向上を目的とする大牟田市母子寡婦福祉会に対して助成した。

７）生活福祉資金貸付事業の実施（県社協受託事業）

低所得者、高齢者や障害者等の世帯に対して、各種資金の貸付を行った。

（貸付状況）　　（単位:千円）

	17 年度		18 年度		19 年度	
	件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額
更　　生	1	967			1	800
福　　祉	1	300	1	1,109	2	1,602

住　　宅						
修　　学	13	18,340	8	17,883	7	17,528
災　　害						
療　　養	1	375				
離職者支援	1	600				
緊急小口	1	50	2	100	4	253
合　　計	18	20,632	11	19,092	14	20,183

8）大牟田善意銀行への預託

（預託状況）　　（単位：円）

		17年度	前年比(%)	18年度	前年比(%)	19年度	前年比(%)
一般寄付金	件数	567	105.2	572	100.9	533	93.2
	金額	11,119,918	111.3	11,389,441	102.4	9,896,934	86.9
指定寄付金	件数	21	46.7	55	261.9	—	—
	金額	1,023,000	64.3	1,223,000	119.6	—	—
計	件数	588	100.7	626	106.5	533	85.1
	金額	12,142,918	104.9	12,612,441	103.9	9,896,934	78.5
物品寄贈件数		36	109.1	34	94.4	21	61.8

9）賛助会員の拡大

地域住民とともに地域福祉を推進していくため、周知と会員の拡大に努めた。

（会員数の推移）

	１７年度	前年比(%)	１８年度	前年比(%)	１９年度	前年比(%)
会員数	303	90.1	410	135.3	412	100.5
金　額	369,000	92.5	605,000	164.0	651,600	107.7

１０）市立総合病院ショップの運営

（事業実績）

	１７年度	前年比(%)	１８年度	前年比(%)	１９年度	前年比(%)
売上金（円）	73,029,968	96.0	72,729,586	99.6	75,698,291	104.1
客　数（人）	193,394	93.0	189,462	98.0	186,285	98.3

１１）共同募金運動の実施

赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい募金運動について、福岡県共同募金会大牟田市支会と連携して取り組んだ。

（募金実績）　　（単位：円）

	17 年度	前年比(%)	18 年度	前年比(%)	19 年度	前年比(%)
赤い羽根共同募金	17,650,065	99.9	17,677,986	100.2	17,583,100	99.5
歳末たすけあい募金	3,448,946	87.0	3,510,291	101.8	3,334,042	95.0

１２）ふれあい福祉まつりの実施

「もしも災害が起きたなら…災害に対する意識を」をテーマに、大牟田市ボランティア連絡協議会との共催で「ふれあい福祉まつり」を開催し、併せて社会福祉事業功労者を表彰した。

開催日　：　平成 19 年 11 月 25 日（日）
会　場　：　大牟田市総合福祉センター
内　容　：　式　　典　社会福祉事業功労者表彰
　　屋内行事　災害に関するパネル展示、ボランティアグループによる催し、地域福祉活動・共同募金関係資料展示
　　屋外行事　地震体験車の乗車、消防体験（AED、人工呼吸法、水消火器）、レストラン・バザーコーナー
参加者　：　約 500 人

（被表彰者）

区分	表彰対象	推薦基準	人数
表彰	ア．市社協役員・評議員	在任期間 4 期以上のもの	0
	イ．校区社協における実践活動者	10 年以上校区における地域福祉推進活動が特に顕著と認めるもの	19
	ウ．優良校区社協	地域福祉活動が他の校区の模範となるもの	1
	エ．ボランティアセンター登録者・団体	登録 10 年以上のもので、ボランティア活動が特に顕著と認めるもの	2
	オ．その他特に認めるもの		0
感謝	ア．市社協役員・評議員	在任期間 2 期以上のもの	0
	イ．校区社協における実践活動者	5 年以上校区における地域福祉推進活動が顕著と認めるもの	57
	ウ．ボランティアセンター登録者・団体	登録 5 年以上のもので、ボランティア活動が顕著と認めるもの	7
	エ．市社協事業運営協力者	登録 5 年以上のもので、市社協事業に協力・貢献したもの	4
	オ．善意銀行高額寄付者	10 万円以上の金品寄贈者	11
	カ．その他特に認めるもの		1
合計			102

１３）機関紙の発行

社協だよりを年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）発行した。また、社協だよりの見直しに取り組み、読者に関心をもってもらうため、記事の内容の一新とカラーページの採用を行った。

１４）総合福祉センターの運営

（利用状況）

	17 年度	前年比(%)	18 年度	前年比(%)	19 年度	前年比(%)
会議室等利用件数	2,257	96.3	1,725	76.4	1,293	75.0
ヘルストロン利用者数	17,142	86.4	15,998	93.3	14,729	92.1
年　間利用者数	51,348	96.3	43,760	85.2	46,349	105.9

１５）各種委員会の開催状況

（大牟田市地域福祉活動計画推進委員会の開催状況）

会　議　名	開 催 日	内　　容
第 4 回推進委員会	2 月 25 日	大牟田市地域福祉活動計画の進捗状況について

（大牟田市社会福祉協議会介護保険事業検討委員会の開催状況）

会 議 名	開 催 日	内　　容
第 4 回検討委員会	3 月 6 日	大牟田市社会福祉協議会介護保険事業の現状について

（表彰審査委員会の開催状況）

会 議 名	開 催 日	内　　容
表彰審査委員会	10 月 22 日	大牟田市社会福祉協議会表彰推薦審査

・大牟田市地域福祉活動計画推進委員会　2 回（6 月 16 日、10 月 30 日）
・表彰審査委員会　1 回（10 月 12 日）

１６）その他

①職員の資質向上のための取組み

情報収集や見識を広げることを目的に、県社協主催をはじめとした外部研修会に参加した。また、館内ＬＡＮを構築し、職員に対し経営状況の周知を図るなど、情報の共有化に努めた。

②福祉バスの運用

校区社会福祉協議会や福祉団体等の活動の推進と利便を図るため、福祉バスを延 86 回貸し出した。

③リフト付バスの運用

交通手段の確保が困難な方を対象に、車いすのまま乗降できるリフト付きバスを貸し出した。

④役員研修会の実施

開催日　：　平成 19 年 7 月 6 日（金）、参加者　：　15 人
内　容　：　小地域福祉活動への期待と福祉のまちづくり
講　師　：　筑紫女学園大学文学部准教授　山﨑安則氏

第３章　　統　計　資　料

1　大牟田市の人口

（1）大牟田市の人口の推移

年　別	世帯数	人口			対前年増加率（%）△印減	備　考
		総　数	男	女		
明治22年	2,017	11,295	…	…	…	町制施行
大正 6年	10,394	67,810	35,594	32,216	9.8	市制施行
昭和 4年	19,421	102,530	51,136	51,394	33.2	三川町編入
10	20,329	106,631	53,022	53,609	4.4	
15	23,338	125,841	62,451	63,390	1.6	
16	34,308	179,338	89,961	89,377	42.5	三池町、駛馬町、銀水村、玉川村合併
20	28,624	127,677	61,574	66,103	△28.9	終戦
25	39,855	191,978	94,818	97,160	3.2	10 月 1 日国勢調査
30	41,228	201,737	98,140	103,597	1.2	〃
35	44,829	205,766	98,301	107,465	△1.5	〃
40	47,024	193,875	91,569	102,306	△2.8	〃
45	47,464	175,143	81,512	93,631	△3.5	〃
50	48,296	165,969	77,119	88,850	△0.4	10 月 1 日国勢調査
55	49,769	163,000	75,997	87,003	△0.3	〃
60	50,669	159,424	73,895	85,529	△0.2	〃
平成　2年	50,333	150,453	68,837	81,616	△1.3	〃
7	50,782	145,085	66,279	78,806	△0.8	〃
8	51,244	144,237	65,860	78,377	△0.6	10 月 1 日推計人口
9	51,365	142,889	65,158	77,731	△0.9	〃
10	51,502	141,487	64,452	77,035	△1.0	〃
11	51,766	140,562	64,073	76,489	△0.7	〃
12	50,980	138,629	63,198	75,431	△1.4	10月1日国勢調査
13	51,173	137,572	62,689	74,883	△0.8	10 月 1 日推計人口
14	51,392	136,168	62,046	74,122	△1.0	〃
15	51,460	134,565	61,212	73,353	△1.2	〃
16	51,437	132,926	60,442	72,484	△1.0	〃
17	50,524	131,090	59,452	71,638	△1.4	10月1日国勢調査
18	50,744	129,553	58,680	70,873	△1.2	10月1日推計人口
19	50,703	127,743	57,887	69,856	△1.4	〃

資料：大牟田市統計年鑑

（２）校区別人口 （住民基本台帳人口）

平成 19 年 10 月 1 日現在

校区	世帯数	人口			１世帯当たり平均人員
		計	男	女	
総数	57,066	130,472	59,835	70,637	2.29
白川	3,397	7,535	3,365	4,170	2.22
平原	2,498	5,506	2,466	3,040	2.20
中友	2,391	4,668	2,124	2,544	1.95
明治	2,514	5,284	2,354	2,930	2.10
大正	2,900	6,335	2,936	3,399	2.18
上官	1,299	2,752	1,208	1,544	2.12
大牟田	3,009	6,675	3,061	3,614	2.22
諏訪	498	1,178	575	603	2.37
川尻	1,922	4,324	1,978	2,346	2.25
手鎌	4,017	10,038	4,741	5,297	2.50
銀水	4,281	10,831	4,977	5,854	2.53
吉野	3,492	8,257	3,809	4,448	2.36
上内	644	1,739	823	916	2.70
倉永	2,483	6,024	2,698	3,326	2.43
羽山台	2,625	6,515	3,048	3,467	2.48
駛馬北	2,289	4,915	2,246	2,669	2.15
駛馬南	1,903	4,449	2,028	2,421	2.34
みなと	3,726	8,216	3,777	4,439	2.21
三池	4,006	9,278	4,298	4,980	2.32
高取	3,047	6,488	2,888	3,600	2.13
天道	708	1,672	747	925	2.36
笹原	1,875	4,318	2,053	2,265	2.30
玉川	1,542	3,475	1,635	1,840	2.25

資料：大牟田市住民基本台帳人口

（３）年齢（５歳階級）男女別人口

平成 19 年 10 月 1 日現在

年 齢	総 数	男	女	年 齢	総 数	男	女
0～4歳	4,662	2,391	2,271	55～59	12,116	5,895	6,221
5～ 9	5,279	2,732	2,547	60～64	8,798	4,064	4,734
10～14	5,740	2,937	2,803	65～69	8,876	4,019	4,857
15～19	6,440	3,287	3,153	70～74	8,613	3,478	5,135
20～24	6,609	3,306	3,303	75～79	7,889	2,912	4,977
25～29	6,496	3,161	3,335	80～84	6,301	2,130	4,171
30～34	7,199	3,538	3,661	85～89	3,446	931	2,515
35～39	6,926	3,433	3,493	90～94	1,491	374	1,117
40～44	6,676	3,154	3,522	95～99	427	94	333
45～49	7,580	3,638	3,942	100歳以上	56	7	49
50～54	8,852	4,354	4,498	**総 数**	**130,472**	**59,835**	**70,637**

資料：大牟田市住民基本台帳人口

（４）大牟田市の人口ピラミッド

平成 19 年 10 月 1 日現在

高齢化率 ： 28.4%

男　59,835人　　女　70,637人

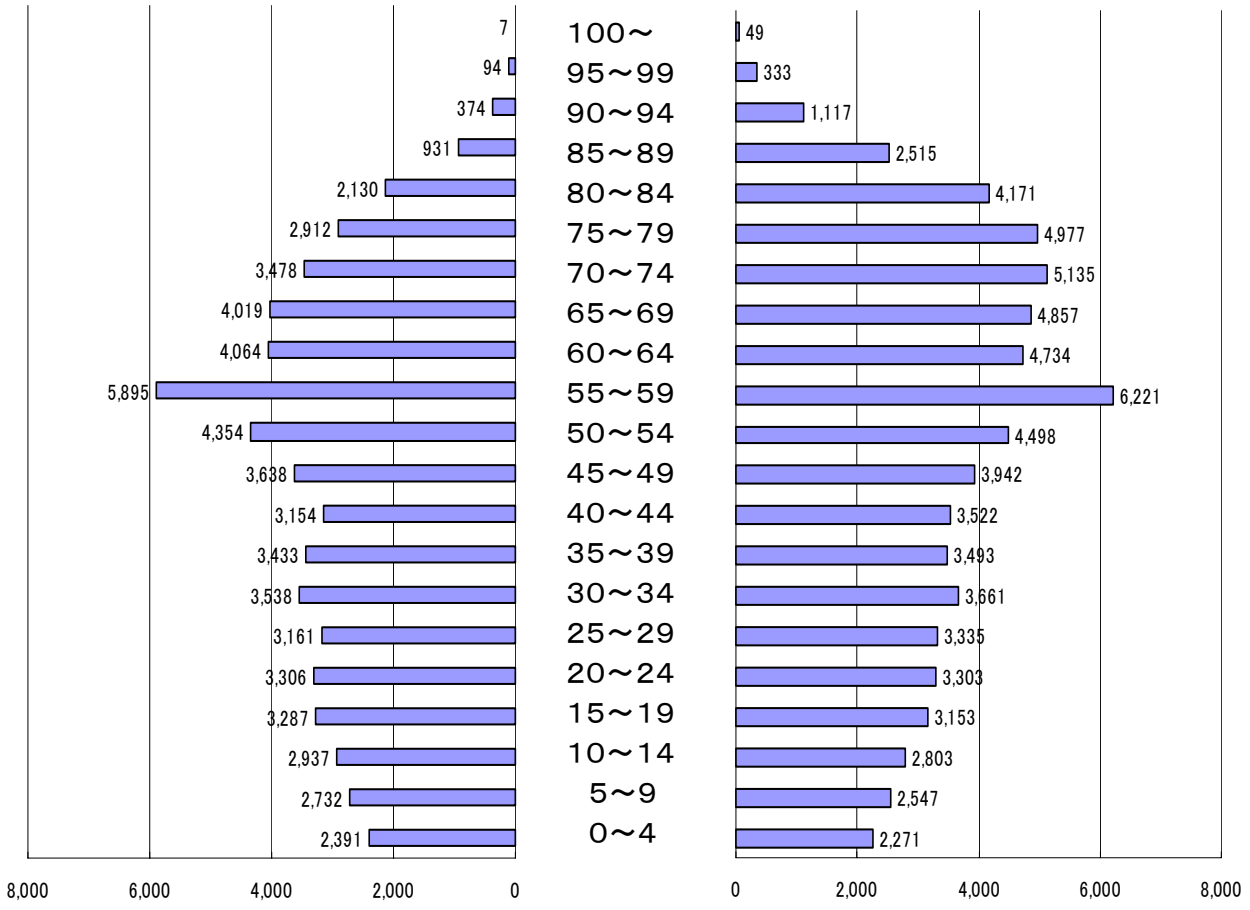

２　人口動態統計

(1)本統計で用いている率の算出方式

○　本統計は、平成19年中に発生した大牟田市に住所地を有するもの（外国人及び日本以外で発生した事件は除く）の事件を集計したものである。率の算出に用いた人口は、平成19年10月1日現在の推計人口である（総数 127,743人、男 57,887 人、女 69,856 人）。率の算出方式は次のとおりである。

１．出生率 ＝ $\dfrac{\text{出生数}}{\text{人口}} \times 1,000$

２．死亡率 ＝ $\dfrac{\text{死亡数}}{\text{人口}} \times 1,000$

３．乳児死亡率 ＝ $\dfrac{\text{乳児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$

４．新生児死亡率 ＝ $\dfrac{\text{新生児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$

５．死産率 ＝ $\dfrac{\text{死産数}}{\text{出産数（出生数＋死産数）}} \times 1,000$

６．婚姻率・離婚率 ＝ $\dfrac{\text{事件数}}{\text{人口}} \times 1,000$

７．自然増加率 ＝ $\dfrac{\text{自然増加数（出生数－死亡数）}}{\text{人口}} \times 1,000$

８．周産期死亡率 ＝ $\dfrac{\text{妊娠満22週以後の死産数＋早期新生児死亡数}}{\text{出産数（出生数＋妊娠満22週以後の死産数）}} \times 1,000$

９．合計特殊出生率 ＝ $\dfrac{\text{15～19歳の母の出生数}}{\text{15～19歳の女子人口}} \times 5 + \dfrac{\text{20～24歳の母の出生数}}{\text{20～24歳の女子人口}} \times 5 + \cdots\cdots + \dfrac{\text{45～49歳の母の出生数}}{\text{45～49歳の女子人口}} \times 5$

○　用語の解説

乳児死亡：生後1年未満の死亡。
新生児死亡：生後4週（28日）未満の死亡。
早期新生児死亡：生後1週（7日）未満の死亡。
死産：妊娠満12週以後の死児の出産をいい、死児とは出産後において心臓拍動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないもの。
自然増加：出生数から死亡数を減じたもの。
周産期死亡：妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡をあわせたもの。
合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、１人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

○　統計表の記号の用法は次のとおりである。

計数のない場合	—
計数不明又は計算を表章することが不適当な場合	……
統計項目のありえない場合	・
表章の単位の２分の１未満の場合	0.0 ， 0.00

(2)平成19年の大牟田市の人口動態概要

◎出生
19年の出生数は937人で、18年の959人より22人減少した。出生率（人口千対）は7.3で、全国の8.6を1.3下回っている。

◎死亡
19年の死亡数は1,650人で、18年の1,707人より57人減少した。死亡率（人口千対）は12.9で、全国の8.8を4.1上回っている。死因順位は、第１位が悪性新生物の500人で死亡総数の30.3％、第２位が心疾患の199人で同12.1％、第３位が肺炎の182人で同11.0％となっており、これらの3つで死亡総数の53.4％を占めている。

◎乳児死亡
19年の乳児死亡数は1人で、18年の3人より2人減少した。乳児死亡率（出生千対）は1.1で、全国の2.6を1.5上回っている。また、19年中に早期新生児死亡（生後１週間未満の死亡）はなかった。

◎婚姻・離婚
19年の婚姻件数は561組で、18年より63組減少し、婚姻率（人口千対）は4.4で、全国の5.7を1.3下回っている。
19年の離婚件数は260組で、18年より26組減少し、離婚率（人口千対）は2.04で、全国の2.02を0.02上回っている。

◎自然増加
19年の自然増加数（出生数から死亡数を減じたもの）は△713人で、18年の△748人より35人増加した。自然増加率（人口千対）は△5.6で、全国の△0.1を5.5下回っている。

◎死産
19年の死産数は40胎で、18年より5胎増加し、死産率（出産（出生＋死産）千対）は40.9で、全国の26.2を14.7上回っている。

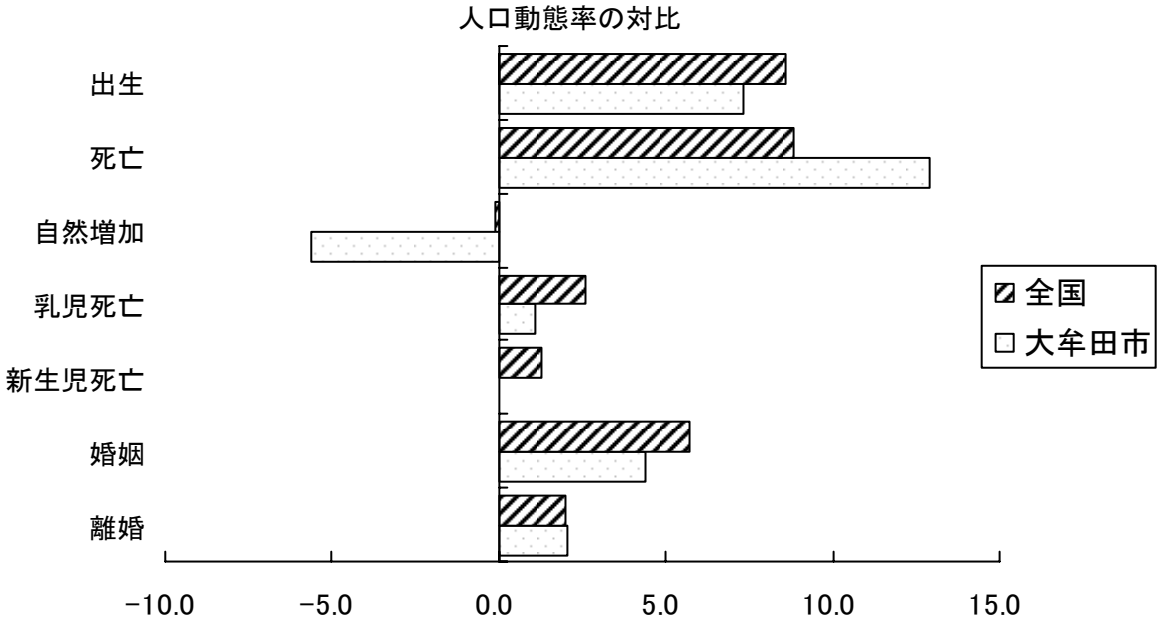

(3)平成19年人口動態総覧

		全国		福岡県		大牟田市	
		総数	率	総数	率	総数	率
平成19年推計人口（10月1日現在）		126,085,000	…	5,016,000	…	127,743	…
出生		1,089,818	8.6	46,393	9.2	937	7.3
合計特殊出生率		…	1.34	…	1.34	…	1.46
死亡		1,108,334	8.8	43,919	8.8	1,650	12.9
再掲	乳児死亡	2,828	2.6	110	2.4	1	1.1
	新生児死亡	1,434	1.3	54	1.2	－	－
自然増加		△18,516	△0.1	2,474	0.5	△713	△5.6
死産		29,313	26.2	1,451	30.3	40	40.9
再掲	自然死産	13,107	11.7	534	11.2	9	9.2
	人工死産	16,206	14.5	917	19.2	31	31.7
周産期死亡		4,906	4.5	202	4.3	－	－
再掲	妊娠満22週以後の死産	3,854	3.5	157	3.4	－	－
	早期新生児死亡	1,052	1.0	45	1.0	－	－
婚姻		719,822	5.7	29,486	5.9	561	4.4
離婚		254,832	2.02	11,115	2.22	260	2.04

資料:人口動態調査

(4)人口動態の推移

① 人口動態実数の推移

年　　別	出　生	死　亡	自然増加	乳児死亡	死　産	婚　姻	離　婚
昭和５１年	2,287	1,225	1,062	20	150	1,120	223
５２	2,141	1,240	901	20	134	1,118	237
５３	2,087	1,260	827	23	147	1,045	219
５４	2,060	1,210	850	18	126	1,017	237
５５	1,986	1,239	647	20	121	1,024	241
５６	1,952	1,319	633	22	123	952	248
５７	1,854	1,333	521	11	140	949	267
５８	1,873	1,349	524	20	12	1,019	272
５９	1,899	1,373	526	10	116	922	329
６０	1,729	1,330	399	10	93	853	302
６１	1,703	1,363	340	7	96	846	293
６２	1,584	1,323	261	10	90	739	253
６３	1,438	1,444	△　6	4	118	742	267
平成　元年	1,380	1,403	△ 23	13	81	734	228
2	1,283	1,449	△166	12	73	684	231
3	1,300	1,477	△177	8	67	680	225
4	1,219	1,479	△260	4	65	692	213
5	1,140	1,549	△409	10	67	673	284
6	1,188	1,585	△397	4	48	704	230
7	1,177	1,614	△437	8	66	717	258
8	1,139	1,525	△386	5	45	711	249
9	1,177	1,560	△383	11	53	685	294
１０	1,191	1,548	△357	10	56	637	316
１１	1,147	1,644	△497	5	56	659	287
１２	1,087	1,564	△477	6	60	702	319
１３	1,041	1,596	△555	7	55	636	320
１４	989	1,561	△572	8	59	626	317
１５	998	1,615	△617	5	59	613	293
１６	976	1,713	△737	6	40	558	295
１７	854	1,687	△833	4	38	565	283
１８	959	1,707	△748	3	35	624	286
１９	937	1,650	△713	1	40	561	260

資料：人口動態調査

② 人口動態率の推移

	出生率		死亡率		自然増加率		乳児死亡率		死産率		婚姻率		離婚率	
	大牟田市	全国	大牟田市	全国	大牟田市	全国	大牟田市	全国	大牟田市	全国	大牟田市	全国	大牟田市	全国
昭和５１年	13.6	16.3	7.3	6.3	6.3	10.0	8.7	9.3	61.5	52.7	6.6	7.8	1.35	1.11
５２	12.7	15.5	7.4	6.1	5.3	9.4	9.3	8.9	58.9	51.5	6.6	7.2	1.44	1.14
５３	12.5	14.9	7.5	6.1	4.9	8.8	11.0	8.4	65.8	48.7	6.2	6.9	1.33	1.15
５４	12.4	14.2	7.3	6.0	5.1	8.3	8.7	7.9	57.6	47.7	6.1	6.8	1.45	1.17
５５	12.0	13.6	8.1	6.2	3.9	7.3	10.1	7.5	57.4	46.8	6.2	6.7	1.48	1.22
５６	12.0	13.0	8.1	6.1	3.9	6.9	11.3	7.1	59.3	49.2	5.9	6.6	1.52	1.32
５７	11.5	12.8	8.3	6.0	3.2	6.8	5.9	6.6	70.2	49.0	5.9	6.6	1.66	1.39
５８	11.7	12.7	8.4	6.2	3.3	6.5	10.7	6.2	60.7	45.5	6.4	6.4	1.70	1.51
５９	11.9	12.5	8.6	6.2	3.3	6.3	5.3	6.0	57.6	46.3	5.8	6.2	2.06	1.50
６０	10.8	11.9	8.3	6.3	2.5	5.6	5.8	5.5	51.0	46.0	5.4	6.1	1.89	1.39
６１	10.8	11.4	8.6	6.2	2.1	5.2	4.1	5.2	53.4	45.3	5.3	5.9	1.85	1.37
６２	10.2	11.1	8.5	6.2	1.7	4.9	6.3	5.0	53.8	45.3	4.7	5.7	1.62	1.30
６３	9.3	10.8	9.4	6.5	△0.04	4.3	2.8	4.8	75.8	43.4	4.8	5.8	1.73	1.26
平成　元年	9.1	10.2	9.2	6.4	△0.15	3.7	9.4	4.6	55.4	42.4	4.8	5.8	1.50	1.29
２	8.5	10.0	9.6	6.7	△1.1	3.3	9.4	4.6	53.8	42.3	4.5	5.9	1.54	1.28
３	8.7	9.9	9.9	6.7	△1.2	3.2	6.2	4.4	49.0	39.7	4.6	6.0	1.51	1.37
４	8.2	9.8	10.0	6.9	△1.8	2.9	3.3	4.5	50.6	38.9	4.7	6.1	1.44	1.45
５	7.8	9.6	10.5	7.1	△2.8	2.5	8.8	4.3	55.5	36.6	4.6	6.4	1.93	1.52
６	8.1	10.0	10.9	7.1	△2.7	2.9	3.4	4.2	38.8	33.5	4.8	6.3	1.58	1.57
７	8.1	9.6	11.1	7.4	△3.0	2.1	6.8	4.3	53.1	32.1	5.0	6.4	1.78	1.60
８	7.9	9.7	10.6	7.2	△2.7	2.5	4.4	3.8	38.0	31.7	4.9	6.4	1.73	1.66
９	8.3	9.5	10.9	7.3	△2.7	2.2	9.3	3.7	43.1	32.1	4.8	6.2	2.06	1.78
１０	8.4	9.6	11.0	7.5	△2.5	2.1	8.4	3.6	44.9	31.4	4.5	6.3	2.24	1.94
１１	8.2	9.4	11.7	7.8	△3.6	1.6	4.4	3.4	46.6	31.6	4.7	6.1	2.05	2.00
１２	7.9	9.5	11.3	7.7	△3.5	1.8	5.5	3.2	51.5	31.2	5.1	6.4	2.31	2.10
１３	7.4	9.3	11.4	7.7	△4.0	1.6	6.7	3.1	50.2	31.0	4.5	6.4	2.28	2.27
１４	7.1	9.2	11.2	7.8	△4.1	1.4	8.1	3.0	56.3	31.1	4.5	6.0	2.28	2.30
１５	7.3	8.9	11.8	8.0	△4.5	0.9	5.0	3.0	55.8	30.5	4.5	5.9	2.12	2.25
１６	7.3	8.8	12.9	8.2	△5.5	0.7	6.1	2.8	39.4	30.0	4.2	5.7	2.22	2.15
１７	6.5	8.4	12.9	8.6	△6.4	△0.2	4.7	2.8	42.6	29.1	4.3	5.7	2.16	2.08
１８	7.4	8.7	13.2	8.6	△5.8	0.1	3.1	2.6	35.2	27.5	4.8	5.8	2.21	2.04
１９	7.3	8.6	12.9	8.8	△5.6	△0.1	1.1	2.6	40.9	26.2	4.4	5.7	2.04	2.02

資料：人口動態調査

(5)出生統計

① 母の年齢と出生児の数

年齢	14歳以下	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳以上
昭和６３年	－	23	225	629	411	132	18	－	－
平成　元年	－	17	203	607	416	124	13	－	－
2	－	23	197	537	383	118	25	－	－
3	－	29	221	495	401	136	18	－	－
4	－	29	242	464	350	111	22	1	－
5	－	30	199	468	326	105	10	2	－
6	－	7	170	402	420	153	34	2	－
7	－	21	205	403	364	150	33	1	－
8	－	33	227	440	337	85	15	2	－
9	1	44	228	442	330	114	18	－	－
１０	－	31	234	428	361	129	8	－	－
１１	－	38	216	431	331	108	23	－	－
１２	－	41	202	381	301	142	19	1	－
１３	－	21	201	394	309	100	16	－	－
１４	－	24	189	349	281	122	24	－	－
１５	－	41	162	367	297	114	17	－	－
１６	－	30	174	335	298	123	16	－	－
１７	－	21	145	294	277	101	15	1	－
１８	－	29	170	311	313	124	12	－	－
１９	－	24	173	293	301	124	21	1	－

資料：人口動態調査

② 母の年齢と出生児の百分比

年齢	14歳以下	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上
昭和６３年	－	1.6	15.6	43.7	28.6	9.2	1.3	－	－
平成　元年	－	1.2	14.7	44.0	30.2	9.0	0.9	－	－
2	－	1.8	15.4	41.9	29.9	9.2	1.9	－	－
3	－	2.2	17.0	38.1	30.8	10.5	1.4	－	－
4	－	2.4	19.9	38.0	28.7	9.1	1.8	0.1	－
5	－	2.6	17.5	41.0	28.6	9.2	0.9	0.2	－
6	－	0.6	14.3	33.8	35.3	12.9	2.9	0.2	－
7	－	1.8	17.4	34.2	30.9	12.8	2.8	0.1	－
8	－	2.9	19.9	38.6	29.6	7.5	1.3	0.2	－
9	0.1	3.7	19.4	37.6	28.0	9.7	1.5	－	－
１０	－	2.6	19.6	35.9	30.3	10.8	0.7	－	－
１１	－	3.3	18.8	37.6	28.8	9.4	2.0	－	－
１２	－	3.8	18.6	35.1	27.7	13.1	1.7	0.1	－
１３	－	2.0	19.3	37.8	29.7	9.6	1.5	－	－
１４	－	2.4	19.1	35.3	28.4	12.3	2.4	－	－
１５	－	4.1	16.2	36.8	29.8	11.4	1.7	－	－
１６	－	3.1	17.8	34.3	30.5	12.6	1.6	－	－
１７	－	2.5	17.0	34.4	32.4	11.8	1.8	0.1	－
１８	－	3.0	17.7	32.4	32.7	12.9	1.3	－	－
１９	－	2.6	18.5	31.3	32.1	13.2	2.2	0.1	－

資料:人口動態調査

③　場所別出生状況（百分比）

年　別	出 生 数	施　設　の　別			自　宅	その他
		病　院	診 療 所	助 産 所		
昭和６３年	1,438	49.5	49.0	1.5	－	－
平成　元年	1,380	49.1	49.9	1.0	－	－
2	1,283	49.2	49.6	1.2	－	－
3	1,300	50.2	49.3	0.4	0.1	－
4	1,219	46.7	52.7	0.6	－	－
5	1,140	43.2	56.2	0.6	－	－
6	1,188	45.0	54.3	0.5	0.2	－
7	1,177	44.4	54.8	0.5	0.1	0.2
8	1,139	45.0	54.5	0.4	0.1	－
9	1,177	48.0	51.3	0.3	0.3	－
１０	1,191	50.8	48.8	0.3	0.2	－
１１	1,147	37.7	61.8	0.4	0.1	－
１２	1,087	21.9	77.4	0.6	0.1	－
１３	1,041	20.7	78.8	0.3	0.2	－
１４	989	22.1	77.5	0.4	－	－
１５	998	22.9	77.0	0.1	－	－
１６	976	21.6	78.3	0.1	－	－
１７	854	19.8	80.0	－	0.1	0.1
１８	959	22.4	77.2	0.3	0.1	－
１９	937	19.4	80.4	0.2	－	－

資料：人口動態調査

④　低体重児の出生状況

年　別	低体重児の計			1,500g未満		1,500g～1,999g		2,000g～2,499g		出生児総数に対する低体重児の割合
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	%
昭和６３年	112	45	67	4	6	5	10	36	51	7.8
平成　元年	103	43	47	10	4	8	3	38	40	7.5
2	81	38	43	3	5	6	4	29	34	6.3
3	114	58	56	6	8	9	10	43	38	8.8
4	97	42	55	4	5	8	8	30	42	8.0
5	91	43	48	5	5	6	6	32	37	8.0
6	89	47	42	5	1	9	3	33	38	7.5
7	93	34	59	5	4	6	3	23	52	7.9
8	90	47	43	5	3	5	7	37	33	7.9
9	108	52	56	10	8	10	6	32	42	9.2
１０	100	38	62	4	6	5	4	29	52	8.4
１１	112	73	39	4	5	7	6	52	28	9.8
１２	110	56	54	7	8	15	3	34	43	10.1
１３	78	39	39	5	－	5	8	29	31	7.5
１４	98	47	51	4	2	7	10	36	39	9.9
１５	109	47	62	4	3	5	7	38	52	10.9
１６	116	57	59	8	6	6	7	43	46	11.9
１７	86	37	49	2	2	5	9	30	38	10.1
１８	125	58	67	4	4	6	8	48	55	13.0
１９	100	57	43	3	2	7	5	47	36	10.7

※　平成１６年までは、段階の刻みをそれぞれ1,500g以下、1,501g～2000g、2,001g～2500gで集計していたが、平成１７年から上のように改めた。

資料：人口動態調査

⑤　母の年齢と出生児の出生順位

	総　　数			14歳以下		15歳～19歳		20歳～24歳		25歳～29歳	
	総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成19年	937	483	454	－	－	12	12	87	86	151	142
第 1 児	413	209	204	－	－	11	11	57	60	75	67
2	349	178	171	－	－	1	1	26	26	49	58
3	134	70	64	－	－	－	－	4	6	21	14
4	30	19	11	－	－	－	－	－	－	4	3
第５児以上	11	7	4	－	－	－	－	－	－	2	－
不　　詳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	30歳～34歳		35歳～39歳		40歳～44歳		45歳以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女
平成19年	164	137	59	65	9	12	1	－
第 1 児	52	51	12	12	2	3	－	－
2	73	56	24	31	5	5	－	－
3	27	25	17	17	－	2	1	－
4	9	3	4	4	2	1	－	－
第５児以上	3	2	2	1	－	1	－	－
不　　詳	－	－	－	－	－	－	－	－

資料：人口動態調査

⑥　母の年齢と出生児の体重

	総　　数			14歳以下		15歳～19歳		20歳～24歳		25歳～29歳	
	総 数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成19年	937	483	454	－	－	12	12	87	86	151	142
1,500g未満	5	3	2	－	－	－	－	－	1	3	－
1,500g～1,999g	12	7	5	－	－	－	－	1	1	1	1
2,000g～2,499g	83	47	36	－	－	1	－	9	7	15	10
2,500g～2,999g	371	168	203	－	－	3	5	35	29	48	70
3,000g～3,499g	388	206	182	－	－	8	6	36	41	65	55
3,500g～3,999g	76	50	26	－	－	－	1	6	7	18	6
4,000g以上	2	2	－	－	－	－	－	－	－	1	－
不　　詳	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	30歳～34歳		35歳～39歳		40歳～44歳		45歳以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女
平成19年	164	137	59	65	9	12	1	－
1,500g未満	－	1	－	－	－	－	－	－
1,500g～1,999g	3	1	2	1	－	1	－	－
2,000g～2,499g	14	9	5	9	3	1	－	－
2,500g～2,999g	54	69	24	22	3	8	1	－
3,000g～3,499g	76	47	19	31	2	2	－	－
3,500g～3,999g	17	10	9	2	－	－	－	－
4,000g以上	－	－	－	－	1	－	－	－
不　　詳	－	－	－	－	－	－	－	－

資料：人口動態調査

（参考）

死因分類等の改正と死因統計への影響について

１. 国際疾病、障害及び死因統計分類の改正

疾病、障害及び死因統計は、保健・福祉行政や医学研究の基礎となる統計である。また、この統計は国際比較にも用いられ、国際的な統一が要請されることから、世界保健機関（WHO）は、国際疾病、障害及び死因統計分類（ＩＣＤ）を定め、これを使用するよう勧告している。

ＩＣＤは、医学・医療の進歩や疾病構造の変化等に対応するため、概ね１０年毎に修正されており、平成２年（１９９０年）に、第１０回修正国際疾病、障害及び死因統計分類（ＩＣＤ－１０）が勧告された。我が国では、ＩＣＤ－１０を平成７年から適用し、併せて死亡診断書の様式の改正も行われた。

２. 死亡原因選択ルールの明確化とその影響

死亡診断書に複数の疾患名が記載されている場合には、その中の一つを原死因として選択し、統計を作成する必要がある。ＩＣＤ－１０では、国際比較を厳密に行えるように、この選択ルールの統一的な解釈・適用がより明確化された。

このことにより、我が国の死因統計において、次のような変化が見られている。

- 肺炎の減少と脳血管疾患の増加
- 糖尿病の増加
- 肝硬変の減少と肝がんの増加
- がんの転移部位リストの新設によるがんの部位別死亡数の変化

３. 死亡診断書の様式の改正による影響

死亡診断書に「疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください」との注意書きが加えられたことにより、心不全の記入が減少し、心疾患全体としての死亡数も減少した。

４．平成７年以降の死因統計に大幅な変化が見られるようになったが、これは、ＩＣＤ－１０の適用及び死亡診断書の様式の改正によるところが大きく、実質的な死亡傾向が急激に変化したものとは考えられない。分類の改正が行われた際にはこのような現象が起こることがあり、死亡の傾向の判断は、新分類による今後の動向によられたい。

(6)グラフでみる死亡統計

平成19年主要死因構成の比較

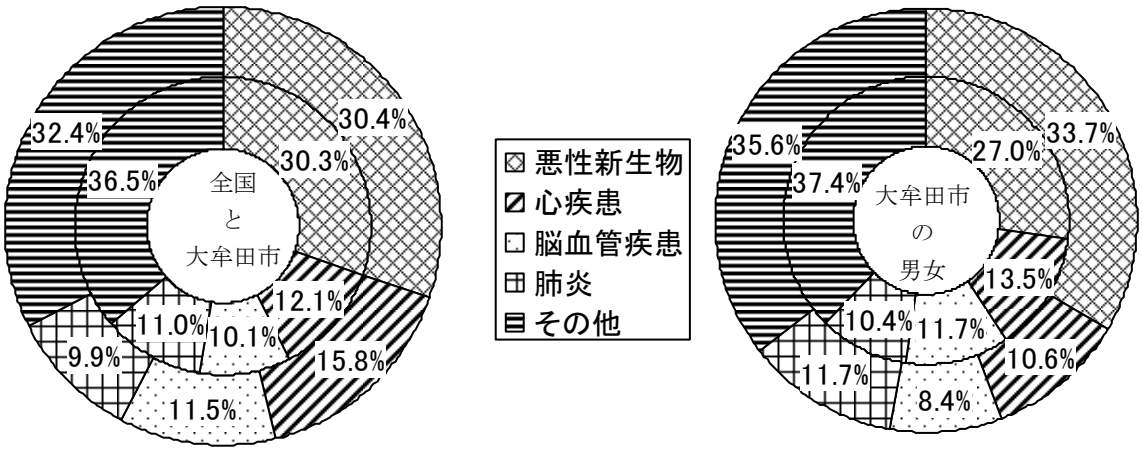

外円－全国 内円－大牟田市　　外円－男　内円－女

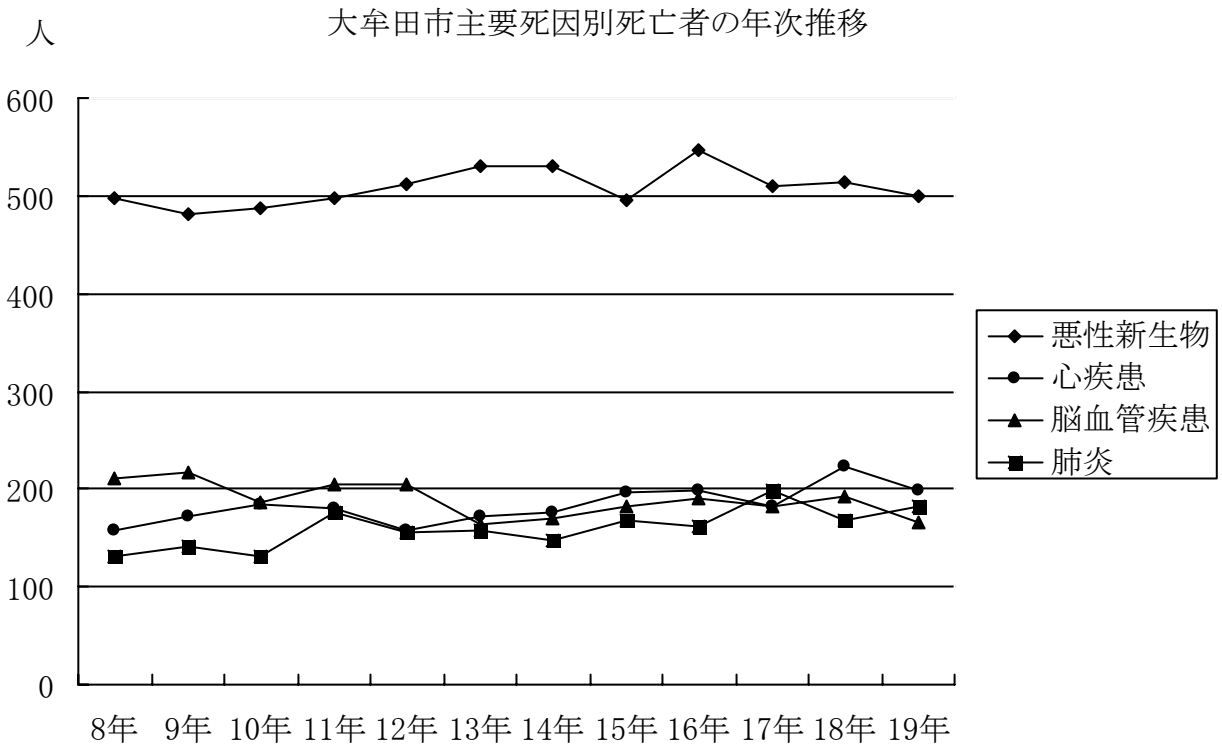

平成19年悪性新生物部位別死亡者数の比較

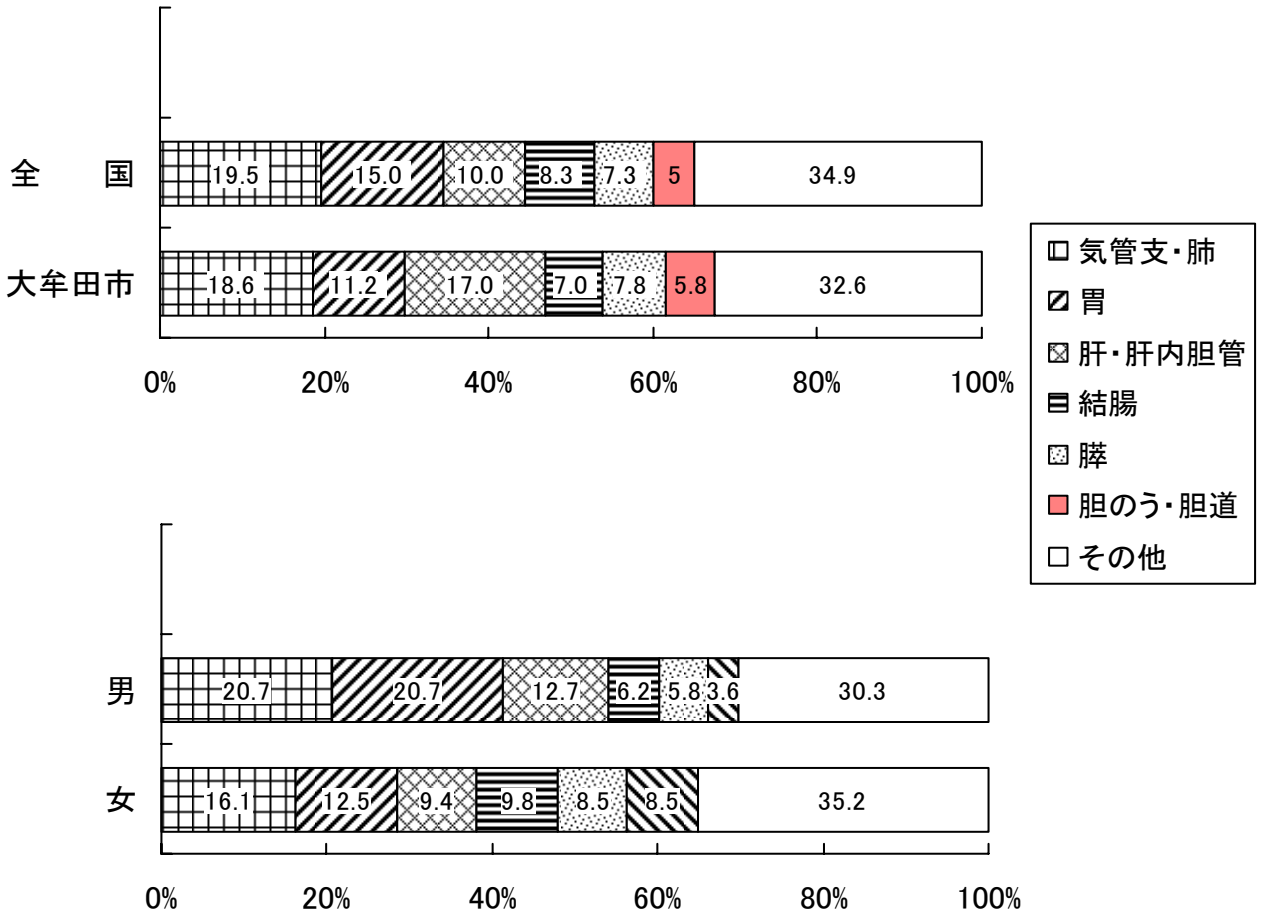

大牟田市悪性新生物部位別死亡者数

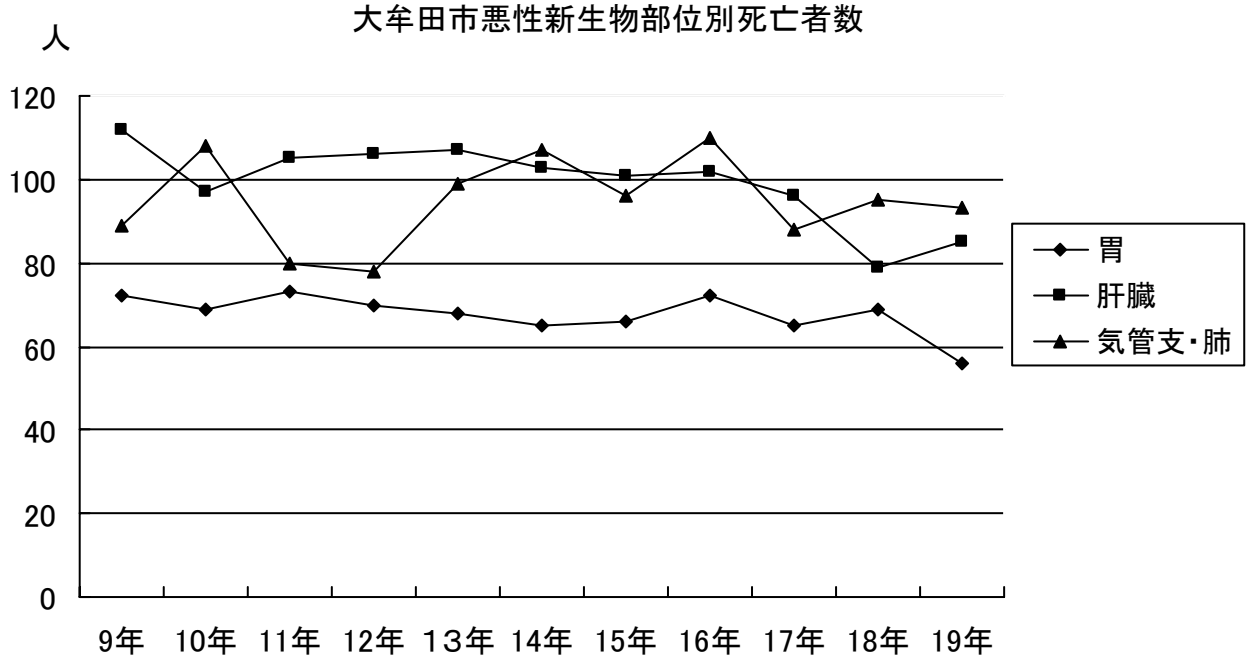

(7)死亡統計

① 死因分類別死亡者数

分類番号	死因別	平成19年		
		合計	男	女
01000	感染症及び寄生虫症	53	30	23
01100	腸管感染症	5	1	4
01200	結核	−	−	−
01300	敗血症	21	13	8
01400	ウイルス肝炎	19	10	9
01500	ヒト免疫不全ウイルス［ＨＩＶ］病	−	−	−
01600	その他の感染症及び寄生虫症	8	6	2
02000	新生物	522	289	233
02100	悪性新生物	500	276	224
02200	その他の新生物	22	13	9
03000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	5	1	4
03100	貧血	2	−	2
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	3	1	2
04000	内分泌、栄養及び代謝疾患	33	19	14
04100	糖尿病	18	10	8
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	15	9	6
05000	精神及び行動の障害	6	1	5
05100	血管性及び詳細不明の痴呆	5	−	5
05200	その他の精神及び行動の障害	1	1	−
06000	神経系の疾患	26	14	12
06100	髄膜炎	−	−	−
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	3	1	2
06300	パーキンソン病	10	7	3
06400	アルツハイマー病	−	−	−
06500	その他の神経系の疾患	13	6	7
07000	眼及び付属器の疾患	−	−	−
08000	耳及び乳様突起の疾患	−	−	−
09000	循環器系の疾患	412	169	243
09100	高血圧性疾患	17	3	14
09200	心疾患（高血圧性を除く）	199	87	112
09300	脳血管疾患	166	69	97
09400	大動脈瘤及び解離	20	7	13
09500	その他の循環器系の疾患	10	3	7
10000	呼吸器系の疾患	286	160	126
10100	インフルエンザ	−	−	−
10200	肺炎	182	96	86
10300	急性気管支炎	2	1	1
10400	慢性閉塞性肺疾患	28	22	6
10500	喘息	6	3	3
10600	その他の呼吸器系の疾患	68	38	30

分類番号	死　因　別	平成19年		
		合　計	男	女
11000	消化器系の疾患	76	39	37
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	5	3	2
11200	ヘルニア及び腸閉塞	12	4	8
11300	肝疾患	25	17	8
11400	その他の消化器系の疾患	34	15	19
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	1	－	1
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	9	3	6
14000	尿路性器系の疾患	63	21	42
14100	糸球体疾患及び腎尿細管質性疾患	10	2	8
14200	腎不全	38	11	27
14300	その他の尿路性器系の疾患	15	8	7
15000	妊娠、分娩及び産じょく	－	－	－
16000	周産期に発生した病態	－	－	－
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	－	－	－
16200	出産外傷	－	－	－
16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	－	－	－
16400	周産期に特異的な感染症	－	－	－
16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	－	－	－
16600	その他の周産期に発生した病態	－	－	－
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	3	1	2
17100	神経系の先天奇形	－	－	－
17200	循環器系の先天奇形	3	1	2
17300	消化器系の先天奇形	－	－	－
17400	その他の先天奇形及び変形	－	－	－
17500	染色体異常、他に分類されないもの	－	－	－
18000	病状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	57	15	42
18100	老衰	44	10	34
18200	乳幼児突然死症候群	1	1	－
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	12	4	8
20000	傷病及び死亡の外因	98	58	40
20100	不慮の事故	63	37	26
20200	自殺	30	19	11
20300	他殺	－	－	－
20400	その他の外因	5	2	3
合　計		1,650	820	830

資料：人口動態調査

② 全国と大牟田市の死因順位の比較（19年）

順位	全国 死因	死亡数	率（人口10万対）	死亡総数に占める割合(%)	順位	大牟田市 死因	死亡数	率（人口10万対）	死亡総数に占める割合(%)
1	悪性新生物	336,468	266.9	30.4	1	悪性新生物	500	391.4	30.3
2	心疾患（高血圧性を除く）	175,539	139.2	15.8	2	心疾患（高血圧性を除く）	199	155.8	12.1
3	脳血管疾患	127,041	100.8	11.5	3	肺炎	182	142.5	11.0
4	肺炎	110,159	87.4	9.9	4	脳血管疾患	166	129.9	10.1
5	不慮の事故	37,966	30.1	3.4	5	その他の呼吸器系の疾患	68	53.2	4.1
6	自殺	30,827	24.4	2.8	6	不慮の事故	63	49.3	3.8
7	老衰	30,734	24.4	2.8	7	老衰	44	34.4	2.7
8	腎不全	21,632	17.2	2.0	8	腎不全	38	29.7	2.3
9	肝疾患	16,195	12.8	1.5	8	その他の消化器系の疾患	34	26.6	2.1
10	慢性閉塞性肺疾患	14,907	11.8	1.3	10	自殺	30	23.5	1.8

資料:人口動態調査

③ 大牟田市の男女別死因順位（19年）

順位	男 死因	死亡数	率（人口10万対）	死亡総数に占める割合(%)	順位	女 死因	死亡数	率（人口10万対）	死亡総数に占める割合(%)
1	悪性新生物	276	476.8	33.7	1	悪性新生物	224	320.7	27.0
2	肺炎	96	165.8	11.7	2	心疾患（高血圧性を除く）	112	160.3	13.5
3	心疾患（高血圧性を除く）	87	150.3	10.6	3	脳血管疾患	97	138.9	11.7
4	脳血管疾患	69	119.2	8.4	4	肺炎	86	123.1	10.4
5	その他の呼吸器系の疾患	38	65.6	4.6	5	老衰	34	48.7	4.1
6	不慮の事故	37	63.9	4.5	6	その他の呼吸器系の疾患	30	42.9	3.6
7	慢性閉塞性肺疾患	22	38.0	2.7	7	腎不全	27	38.7	3.3
8	自殺	19	32.8	2.3	8	不慮の事故	26	37.2	3.1
9	肝疾患	17	29.4	2.1	9	その他の消化器系の疾患	19	27.2	2.3
10	その他の消化器系の疾患	15	25.9	1.8	10	高血圧性疾患	14	20.0	1.7

資料：人口動態調査

④　最近10年間の死因順位

順位	平成10年		平成11年		平成12年		平成13年		平成14年	
1	悪性新生物	488	悪性新生物	498	悪性新生物	511	悪性新生物	531	悪性新生物	531
2	脳血管疾患	186	脳血管疾患	204	脳血管疾患	204	心疾患	171	心疾患	176
3	心疾患	184	心疾患	180	心疾患	157	脳血管疾患	164	脳血管疾患	170
4	肺炎	131	肺炎	176	肺炎	155	肺炎	157	肺炎	147
5	不慮の事故	63	不慮の事故	64	その他の呼吸器系の疾患	55	不慮の事故	71	その他の呼吸器系の疾患	74
6	慢性閉塞性肺疾患	47	その他の呼吸器系の疾患	49	不慮の事故	52	その他の呼吸器系の疾患	58	不慮の事故	50
7	その他の呼吸器系の疾患	37	自殺	41	肝疾患	40	慢性閉塞性肺疾患	41	腎不全	43
8	自殺	34	慢性閉塞性肺疾患	39	腎不全	38	肝疾患	35	慢性閉塞性肺疾患	36
9	肝疾患	33	肝疾患	36	その他の消化器系の疾患	34	その他の消化器系の疾患	35	自殺	35
１０	その他の消化器系の疾患	32	腎不全	29	自殺	10	腎不全	25	老衰	30

順位	平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
1	悪性新生物	495	悪性新生物	546	悪性新生物	509	悪性新生物	515	悪性新生物	500
2	脳血管疾患	196	脳血管疾患	198	肺炎	198	心疾患	223	心疾患	199
3	肺炎	183	心疾患	191	心疾患	182	脳血管疾患	193	肺炎	182
4	心疾患	168	肺炎	162	脳血管疾患	182	肺炎	167	脳血管疾患	166
5	不慮の事故	74	その他の呼吸器系の疾患	81	その他の呼吸器系の疾患	80	その他の呼吸器系の疾患	71	その他の呼吸器系の疾患	68
6	その他の呼吸器系の疾患	58	不慮の事故	61	不慮の事故	71	不慮の事故	51	不慮の事故	63
7	慢性閉塞性肺疾患	36	腎不全	47	腎不全	42	腎不全	43	老衰	44
8	腎不全	34	老衰	34	老衰	38	老衰	39	腎不全	38
9	老衰	33	肝疾患	32	慢性閉塞性肺疾患	34	慢性閉塞性肺疾患	39	その他の消化器系の疾患	34
１０	自殺	28	その他の症状・徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	32	自殺	34	自殺 その他の新生物	30 30	自殺	30

資料：人口動態調査

⑤　死亡者数年齢階級別（平成19年）

合計		0歳～4歳		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29		30～34		35～39		40～44	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
820	830	2	－	－	1	－	－	3	4	4	2	2	1	3	1	4	2	7	5
1,650		2		1		－		7		6		3		4		6		12	
死亡総数に対する割合(%)		0.1		0.1		－		0.4		0.4		0.2		0.2		0.4		0.7	

45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85～89		90歳以上	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
16	6	18	6	53	24	49	19	71	32	96	74	107	107	148	145	122	155	115	246
22		24		77		68		103		170		214		293		277		361	
1.3		1.4		4.7		4.1		6.2		10.3		13.0		17.8		16.8		21.9	

資料:人口動態調査

⑥　悪性新生物死亡者数年齢階級別（平成19年）

合計		0歳～4歳		5～9		10～14		15～19		20～24		25～29		30～34		35～39		40～44	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
276	224	1	－	－	－	－	－	2	－	－	1	－	－	－	1	1	2	－	－
500		1		－		－		2		1		－		1		3		－	
死亡総数に対する割合（%）		0.2		－		－		0.4		0.2		－		0.2		0.6		－	

45～49		50～54		55～59		60～64		65～69		70～74		75～79		80～84		85～89		90歳以上	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
4	3	7	5	21	15	22	10	33	13	44	34	41	36	46	45	32	31	22	28
7		12		36		32		46		78		77		91		63		50	
1.4		2.4		7.2		6.4		9.2		15.6		15.4		18.2		12.6		10.0	

資料:人口動態調査

⑦　平成19年の悪性新生物部位別死亡数と死亡率

部位		死亡者数	粗死亡率	%	部位		死亡者数	粗死亡率	%
合計	計	500	391.4	100.0	皮膚	計	1	0.8	0.2
	男	276	476.8	55.2		男	－	－	－
	女	224	320.7	44.8		女	1	1.4	0.2
口唇、口腔及び咽頭	計	12	9.4	2.4	乳房	計	18	14.1	3.6
	男	9	15.5	1.8		男	－	－	－
	女	3	4.3	0.6		女	18	25.8	3.6
食道	計	11	8.6	2.2	子宮	計	7	5.5	1.4
	男	9	15.5	1.8		男	－	－	－
	女	2	2.9	0.4		女	7	10.0	1.4
胃	計	56	43.8	11.2	卵巣	計	3	2.3	0.6
	男	35	60.5	7.0		男	－	－	－
	女	21	30.1	4.2		女	3	4.3	0.6
結腸	計	35	27.4	7.0	前立腺	計	13	10.2	2.6
	男	16	27.6	3.2		男	13	22.5	2.6
	女	19	27.2	3.8		女	－	－	－
直腸	計	17	13.3	3.4	膀胱	計	15	11.7	3.0
	男	12	20.7	2.4		男	9	15.5	1.8
	女	5	7.2	1.0		女	6	8.6	1.2
肝及び肝内胆管	計	85	66.5	17.0	中枢神経系	計	3	2.3	0.6
	男	57	98.5	11.4		男	3	5.2	0.6
	女	28	40.1	5.6		女	－	－	－
胆のう及びその他の胆道	計	29	22.7	5.8	悪性リンパ	計	13	10.2	2.6
	男	10	17.3	2.0		男	5	8.6	1.0
	女	19	27.2	3.8		女	8	11.5	1.6
膵	計	39	30.5	7.8	白血病	計	12	9.4	2.4
	男	17	29.4	3.4		男	6	10.4	1.2
	女	22	31.5	4.4		女	6	8.6	1.2
喉頭	計	－	－	－	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織	計	6	4.7	1.2
	男	－	－	－		男	2	3.5	0.4
	女	－	－	－		女	4	5.7	0.8
気管、気管支及び肺	計	93	72.8	18.6	その他の悪性新生物	計	32	25.1	6.4
	男	57	98.5	11.4		男	16	27.6	3.2
	女	36	51.5	7.2		女	16	22.9	3.2

資料：人口動態調査

⑧　最近乳児死亡順位

平　成　16　年	平　成　17　年	平　成　18　年	平　成　19　年
・その他の心疾患　2 ・その他の循環器系の先天奇形　2 ・乳幼児突然死症候群　1 ・周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害　1	・周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害　2 ・その他の周産期に発生した病態　1 ・不慮の事故　1	・その他の循環器系の先天奇形　1 ・その他の心疾患　1 ・周産期に特異的な感染症　1	・乳幼児突然死症候群　1

資料:人口動態調査

⑨　月齢別乳児死亡数

年別	総数	1ヵ月未満	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月以上	不詳
昭和63年	4	3	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－
平成元年	13	9	1	－	1	－	－	－	1	－	1	－	－	－
2	12	7	－	1	1	－	－	1	－	－	－	－	2	－
3	8	6	－	－	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－
4	4	3	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
5	10	4	2	1	－	1	1	－	－	－	1	－	－	－
6	4	3	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7	8	2	1	1	1	1	1	－	1	－	－	－	－	－
8	5	3	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
9	11	5	2	3	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
１０	10	9	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－
１１	5	2	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
１２	6	4	－	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－
１３	7	3	1	1	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－
１４	8	7	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
１５	5	1	1	－	1	－	－	1	－	1	－	－	－	－
１６	6	2	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	2	－
１７	4	3	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
１８	3	2	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－
１９	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

資料：人口動態調査

(8)死産統計

① 自然死産の妊娠週数別胎数

年　　別	自然死産数	12～15週	16～19週	20～23週	24～27週	28～31週	32～35週	36～39週	40週以上
昭和63年	46	15	9	12	1	4	1	3	1
平成元年	26	6	6	5	5	2	1	1	－
2	27	4	9	9	2	－	1	2	－
3	24	4	6	12	1	2	－	－	－
4	24	6	5	4	2	1	2	4	－
5	14	4	4	3	1	1	1	－	－
6	21	2	3	6	2	2	3	3	－
7	21	5	8	3	1	1	1	2	－
8	13	5	5	1	1	1	－	－	－
9	17	3	6	5	1	1	－	1	－
10	20	4	7	5	1	1	1	1	－
11	16	6	4	1	1	－	2	2	－
12	13	3	3	2	2	1	2	－	－
13	10	2	6	1	－	－	－	－	1
14	15	5	4	4	－	1	－	1	－
15	18	9	5	－	3	－	1	－	－
16	10	7	2	1	－	－	－	－	－
17	8	1	2	2	1	－	2	－	－
18	16	4	6	5	－	－	－	1	－
19	9	5	3	1	－	－	－	－	－

資料:人口動態調査

② 人工死産の妊娠週数別胎数

年　　別	人工死産数	12～15週	16～19週	20～23週	24～27週	28～31週	32～35週	36～39週	40週以上
昭和63年	72	25	28	19	－	－	－	－	－
平成元年	55	28	19	8	－	－	－	－	－
2	46	20	18	8	－	－	－	－	－
3	43	24	13	6	－	－	－	－	－
4	41	19	16	6	－	－	－	－	－
5	53	21	28	3	－	－	－	－	－
6	27	11	9	7	－	1	－	－	－
7	45	22	16	7	－	－	－	－	－
8	32	14	11	7	－	－	－	－	－
9	36	13	13	10	－	－	－	－	－
10	36	16	15	5	－	－	－	－	－
11	40	13	18	9	－	－	－	－	－
12	47	28	16	3	－	－	－	－	－
13	45	20	18	7	－	－	－	－	－
14	44	22	13	9	－	－	－	－	－
15	41	20	16	5	－	－	－	－	－
16	30	14	9	7	－	－	－	－	－
17	30	12	12	6	－	－	－	－	－
18	19	7	9	3	－	－	－	－	－
19	31	11	14	6	－	－	－	－	－

資料:人口動態調査

③　最近２年間の年齢別死産数

年　齢　別	平　成　18　年			平　成　19　年		
	合　計	自　然	人　工	合　計	自　然	人　工
総　　数	35	16	19	40	9	31
１４　歳　以　下	－	－	－	－	－	－
１５歳～１９歳	2	－	2	4	－	4
２０歳～２４歳	11	6	5	5	－	5
２５歳～２９歳	9	3	6	11	4	7
３０歳～３４歳	7	3	4	8	4	4
３５歳～３９歳	5	3	2	9	1	8
４０歳～４４歳	1	1	－	3	－	3
４５　歳　以　上	－	－	－	－	－	－

資料:人口動態調査

3　保健統計

(1)人工妊娠中絶者年齢別状況

(平成19年度)

年 齢 別	総数	妊　娠　週　数　別					
		7週以前	8週～11週	12週～15週	16週～19週	20週、21週	不　詳
総　　数	548	338	174	21	14	1	－
15歳未満	－	－	－	－	－	－	－
15歳	3	1	1	－	－	1	－
16歳	8	2	6	－	－	－	－
17歳	15	8	5	－	2	－	－
18歳	18	9	8	－	1	－	－
19歳	28	14	12	1	1	－	－
20～24歳	129	68	53	5	3	－	－
25～29歳	122	81	34	4	3	－	－
30～34歳	103	72	26	4	1	－	－
35～39歳	89	58	24	5	2	－	－
40～44歳	32	24	5	2	1	－	－
45～49歳	1	1	－	－	－	－	－
50歳以上	－	－	－	－	－	－	－
不　　詳	－	－	－	－	－	－	－

資料：衛生行政報告例

(2)医療施設関係資料

(平成19年12月末現在)

病院名	開設者	所在地	許可病床数					
			総数	精神	結核	感染症	一般	療養
総数			4,545	1,244	50	－	2,252	999
(医)洗心会倉永病院	医療法人	大字吉野843	307	307	－	－	－	－
大牟田保養院	〃	黄金町1丁目178	280	280	－	－	－	－
(医)静光園第二病院	〃	下池町29	198	198	－	－	－	－
(医)冨松記念会三池病院	〃	大字三池855	263	240	－	－	23	－
不知火病院	〃	大字手鎌1800	219	219	－	－	－	－
国立病院機構大牟田病院	独立行政法人	大字橘1044-1	430	－	50	－	380	－
社会保険大牟田吉野病院	公益法人	大字吉野1063	100	－	－	－	50	50
福岡県済生会大牟田病院	済生会	大字田隈810	196	－	－	－	196	－
(医)静光園白川病院	医療法人	上白川町1丁目146	218	－	－	－	60	158
曽我病院	〃	大字吉野859	180	－	－	－	30	150
(医)恒生堂永田整形外科病院	医療法人	原山町1-1	124	－	－	－	124	－
(医)幸親会有明病院	〃	船津町440-3	65	－	－	－	－	65
三宅病院	〃	東新町2丁目2-5	60	－	－	－	－	60
(医)けんこう兼行病院	〃	大字歴木977-4	70	－	－	－	30	40
大牟田記念病院	その他	大字歴木1841	236	－	－	－	186	50
社会保険大牟田天領病院	公益法人	天領町1丁目100	366	－	－	－	366	－
(医)悠久会大牟田共立病院	医療法人	明治町3丁目7-5	102	－	－	－	36	66
菅原病院	個人	上屋敷町1丁目1-3	60	－	－	－	－	60
米の山病院	医療法人	大字今山2324-1	219	－	－	－	171	48
(医)完光会今野病院	〃	末広町5-2	67	－	－	－	19	48
南大牟田病院	公益法人	臼井町23-1	150	－	－	－	82	68
杉循環器科内科病院	医療法人	大字田隈950-1	81	－	－	－	81	－
(医)東翔会東原整形外科病院	〃	大字田隈830-1	60	－	－	－	20	40
みさき病院	〃	大字岬1230	144	－	－	－	48	96
大牟田市立総合病院	大牟田市	宝坂町2丁目19-1	350	－	－	－	350	－

資料：保健所調べ

（3）医療施設数と従事者

① 医療施設数

（各年12月末現在）

			平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成 19 年
総　　数		施　設　数	256	257	255	254	251
		許可病床数	5,235	5,242	5,136	5,122	5,020
病院	計	施　設　数	25	25	25	25	25
		許可病床数	4,609	4,659	4,609	4,595	4,545
	精 神 病 床	許可病床数	1,244	1,244	1,244	1,244	1,244
	結 核 病 床	許可病床数	150	100	100	100	50
	療 養 病 床	許可病床数	1,196	1,239	1,239	1,141	999
	一 般 病 床	許可病床数	2,019	2,076	2,026	2,110	2,252
一般診療所		施　設　数	150	150	148	147	144
		有床施設数	45	41	38	36	33
		許可病床数	626	583	527	527	475
歯科診療所		施　設　数	81	82	82	82	82

資料：病院（病院報告）、一般診療所・歯科診療所（保健所調）

② 病院における従事者数

（各年10月1日現在）

		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
総数		4,243.8	4,309.0	4,309.0	4,247.3	4,403.8
医師	常勤	251	247	254	243	248
	非常勤	163.2	116	55.1	66.8	70.2
歯科医師	常勤	1	1	0	0	0
	非常勤	0.4	0.5	1.4	0	0.5
薬剤師［常勤換算］		96[91.2]	96[93.1]	97[91.3]	90[86.4]	97[93.9]
保健師［常勤換算］		7[6.5]	8[7.5]	3[2.5]	4[3.0]	6[4.2]
助産師［常勤換算］		15[14.8]	13[13.0]	13[13.0]	14[14.0]	12[12.0]
看護師［常勤換算］		1,468 [1,446.1]	1,429 [1,414.6]	1,532 [1,513.0]	1,542 [1518.2]	1,609 [1579.7]
准看護師［常勤換算］		618[600.4]	621[609.2]	605[589.0]	592[578.4]	564[546.9]
看護業務補助者		557.1	553.4	560.0	516.6	533.5
理学療法士		65.0	72.3	80.4	90.5	106.4
作業療法士		52.5	51.3	58.5	64.7	73.7
視能訓練士		2.0	3.0	3.0	3.0	2.0
言語聴覚士		7.0	11.0	14.0	16.0	19.0
義肢装具士		－	－	－	－	－
歯科衛生士		1.0	1.0	0.9	－	－
歯科技工士		－	－	－	－	－
診療放射線技師		66.9	69.4	70.5	73.2	69.9
診療エックス線技師		2.5	2.0	2.0	1.3	1.2
臨床検査技師		90.2	109.0	109.0	109.7	111.6
衛生検査技師		1.0	2.0	2.0	1.0	2.0
臨床工学技師		13.0	13.0	13.0	14.0	16.0
あん摩マッサージ指圧師		9.0	8.0	8.0	7.0	7.0
柔道整復師		－	－	－	－	－
管理栄養士		41.5	40.3	44.0	43.8	50.0
栄養士		23.0	23.0	17.0	14.0	16.3
精神保健福祉士		20.0	24.0	26.0	29.4	30.0
社会福祉士		8.0	11.0	9.5	11.0	15.0
介護福祉士		37.0	49.0	50.0	41.0	68.0
その他の技術員		61.6	65.5	76.9	86.8	59.0
医療社会事業従事者		28.6	34.6	43.6	39.0	41.6
事務職員		323.2	330.3	334.0	317.1	328.2
その他の職員		310.2	282.9	284.0	258.4	298.0

資料：病院報告

③　市内に勤務する医師・歯科医師の業種別数

（平成18年12月末現在）

区　　分	医　　師	歯科医師
総　　数	433	117
病院の開設者又は法人の代表者	16	－
病院の勤務者（医育機関除く）	238	2
医育機関の附属病院の勤務者	12	－
診療所の開設者又は法人の代表者	120	76
診療所の勤務者	40	37
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	－	－
介護老人保健施設の勤務者	5	－
医育機関の臨床系以外の勤務者又は大学院生	－	－
医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	－	－
行政機関の従事者	1	－
産業医	－	・
保健衛生業務の従事者	－	－
その他の業務の従事者	－	1
無職の者	1	1
不詳	－	－

資料：医師法第6条第3項にもとづく届出、歯科医師法第6条第3項にもとづく届出

④　市内に勤務する薬剤師の業種別数

（平成18年12月末現在）

区　　分	
総　　数	216
薬局の開設者又は法人の代表者	24
薬局の勤務者	67
病院又は診療所で調剤に従事する者	95
病院又は診療所で検査に従事する者	－
病院又は診療所で調剤・検査以外に従事する者	1
大学において研究・教育に従事する者	－
大学院生又は研究生	－
医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他）	1
医薬品販売業（薬種商を含む）	7
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	9
その他の業務の従事者	7
無職の者	5
不詳	－

資料：薬剤師法第9条にもとづく届出

(4)病院における入院及び外来患者数

年　次	在院患者延数					外来患者延数
	計	精神病床	結核病床	その他の病床		
				一般病床	療養病床	
１５	1,421,572	434,244	27,936	639,134	320,258	1,391,541
１６	1,499,417	440,051	28,162	602,047	429,157	1,360,683
１７	1,527,845	435,650	25,716	632,616	433,863	1,290,226
１８	1,487,458	430,940	21,540	639,661	395,317	1,206,817
１９	1,469,263	428,695	16,183	682,194	342,191	1,134,229
１月	125,193	36,582	1,642	56,580	30,389	91,583
２月	115,808	33,214	1,714	54,579	26,301	89,925
３月	126,316	36,565	1,399	59,044	29,308	101,109
４月	120,316	35,345	1,342	55,443	28,186	91,242
５月	123,740	36,403	1,340	56,959	29,038	97,099
６月	120,075	35,221	1,369	55,286	28,199	96,464
７月	123,850	36,626	1,456	57,187	28,581	94,747
８月	125,162	36,446	1,410	58,202	29,104	95,797
９月	121,036	35,172	1,170	56,787	27,907	89,861
10月	123,709	36,211	1,038	57,859	28,601	99,707
11月	120,170	35,017	1,119	56,284	27,750	94,128
12月	123,888	35,893	1,184	57,984	28,827	92,567

資料：病院報告

4　生活保護統計

(1)被保護世帯・人員及び保護率の推移

区　分	大　牟　田　市			福　岡　県			全 国
	世帯数	人 員	保護率	世帯数	人 員	保護率	保護率
3年度平均	2,750	4,776	31.7	32,712	59,827	23.5	7.7
4　〃	2,592	4,324	29.0	30,771	54,460	21.3	7.2
5　〃	2,436	3,933	26.6	29,462	50,909	19.8	7.1
6　〃	2,300	3,587	24.4	28,425	48,059	18.5	7.1
7　〃	2,223	3,376	23.1	27,740	45,922	17.6	7.0
8　〃	2,195	3,297	22.7	27,244	44,428	16.9	7.1
9　〃	2,235	3,335	23.1	27,132	43,599	16.5	7.2
10　〃	2,281	3,358	23.5	27,465	43,679	16.5	7.5
11　〃	2,342	3,457	24.4	28,063	44,591	16.8	7.9
12　〃	2,431	3,583	25.5	28,884	45,802	17.1	8.4
13　〃	2,533	3,759	27.1	29,824	46,940	17.6	9.0
14　〃	2,641	3,916	28.5	31,150	48,953	18.4	9.8
15　〃	2,725	4,001	29.4	32,678	51,274	19.2	10.5
16　〃	2,756	3,999	29.7	33,907	52,873	19.8	11.1
17　〃	2,775	4,007	30.1	34,839	53,707	20.1	11.6
18　〃	2,813	4,039	30.8	35,532	54,231	20.4	12.0
19　〃	2,808	3,988	30.8	35,892	54,128	20.4	12.2

資料：生活保護速報、福祉行政報告例

※　平成１９年度全国保護率については、平成１９年１２月現在
※　保護率は　‰(パーミル)

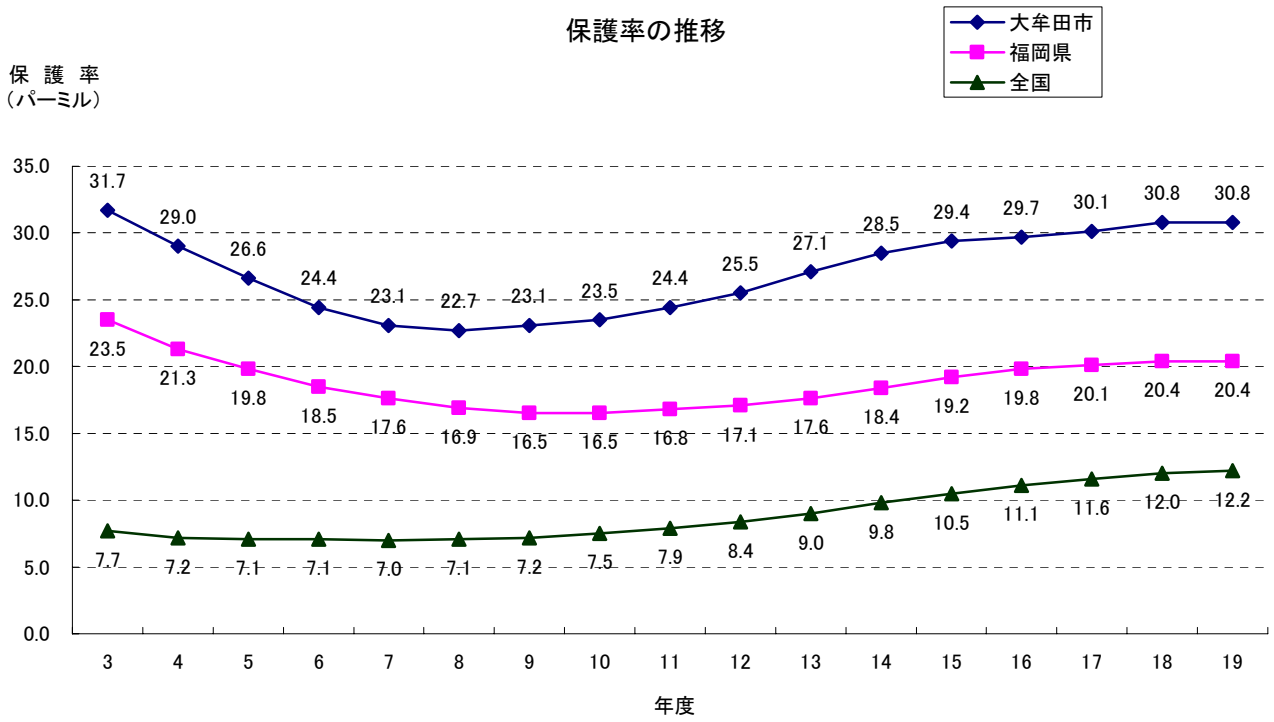

(2)労働力類型および世帯類型（年度平均）

区分＼年度			15		16		17		18		19	
			世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
総　数			2,724	100.0	2,754	100.0	2,774	100.0	2,813	100.0	2,808	100.0
労働力類型	世帯主が働いている世帯	常　用	158	5.8	162	5.9	166	6.0	174	6.2	171	6.1
		日　雇	15	0.6	14	0.5	19	0.7	18	0.6	17	0.6
		内　職	7	0.3	7	0.3	7	0.2	6	0.2	2	0.1
		その他	14	0.5	17	0.6	19	0.7	19	0.7	24	0.8
	世帯員が働いている世帯		97	3.5	91	3.3	98	3.5	95	3.4	86	3.1
	稼働者がいない世帯		2,433	89.3	2,463	89.4	2,465	88.9	2,501	88.9	2,508	89.3
世帯類型	高齢者世帯		1,400	51.4	1,444	52.5	1,304	47.0	1,343	47.8	1,364	48.6
	傷病・障害者世帯		744	27.3	709	25.7	765	27.6	752	26.7	745	26.5
	母子世帯		124	4.5	120	4.4	117	4.2	126	4.5	125	4.5
	その他の世帯		456	16.8	481	17.4	588	21.2	592	21.0	574	20.4

資料：福祉行政報告例

※　生活保護停止世帯を含まない。

※　平成17年度において高齢者世帯の定義見直しにより構成割合が減少し、その他世帯の構成割合が増加している。

労働力類型別構成比(19年度)

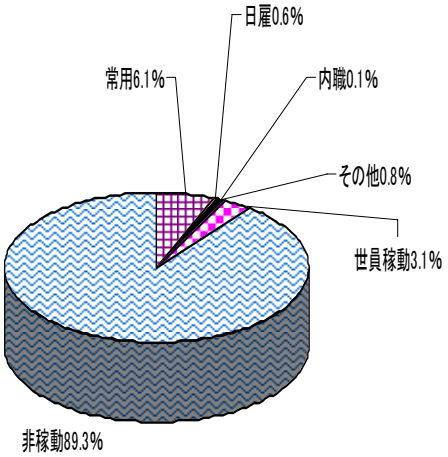

世帯類型別構成比(19年度)

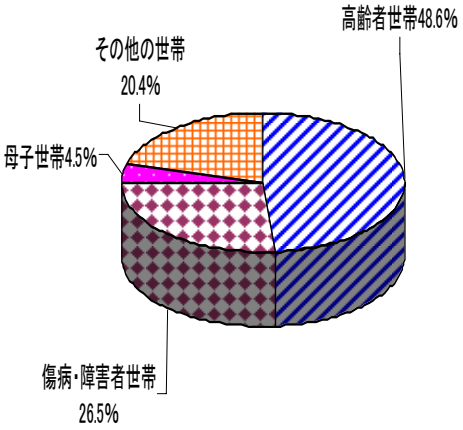

(3)保護決定状況

区　分	申　請	開　始		却　下	取　下	廃　止	
	世帯数	世帯数	人 員	世帯数	世帯数	世帯数	人 員
3年度月平均	13.8	11.1	19.8	0.4	2.8	28.8	58.3
4　〃	16.1	11.4	20.8	0.4	4.3	22.1	41.3
5　〃	16.6	12.1	21.1	1.0	4.6	25.8	46.3
6　〃	16.3	13.4	22.8	0.3	2.8	23.8	41.4
7　〃	19.3	15.9	25.1	0.2	3.5	18.0	27.4
8　〃	20.8	17.4	28.8	0.2	3.3	19.6	29.7
9　〃	22.7	22.2	33.8	0.1	2.9	16.1	23.3
10　〃	25.5	22.1	34.0	0.0	3.7	19.7	27.6
11　〃	29.3	27.2	40.6	0.1	3.7	20.8	28.6
12　〃	30.7	27.8	43.1	0.2	3.5	17.0	22.0
13　〃	31.0	26.9	41.9	0.8	4.0	18.8	25.3
14　〃	30.3	27.9	42.8	0.8	2.6	20.3	28.5
15　〃	29.9	26.1	41.0	0.3	4.8	20.9	30.9
16　〃	26.0	23.1	36.9	0.6	3.3	21.8	31.8
17　〃	23.6	22.2	37.0	0.5	2.0	17.6	23.3
18　〃	22.6	20.3	31.2	0.7	2.3	21.1	30.2
19　〃	20.6	18.9	29.5	0.8	1.1	18.1	25.6

資料：福祉行政報告例

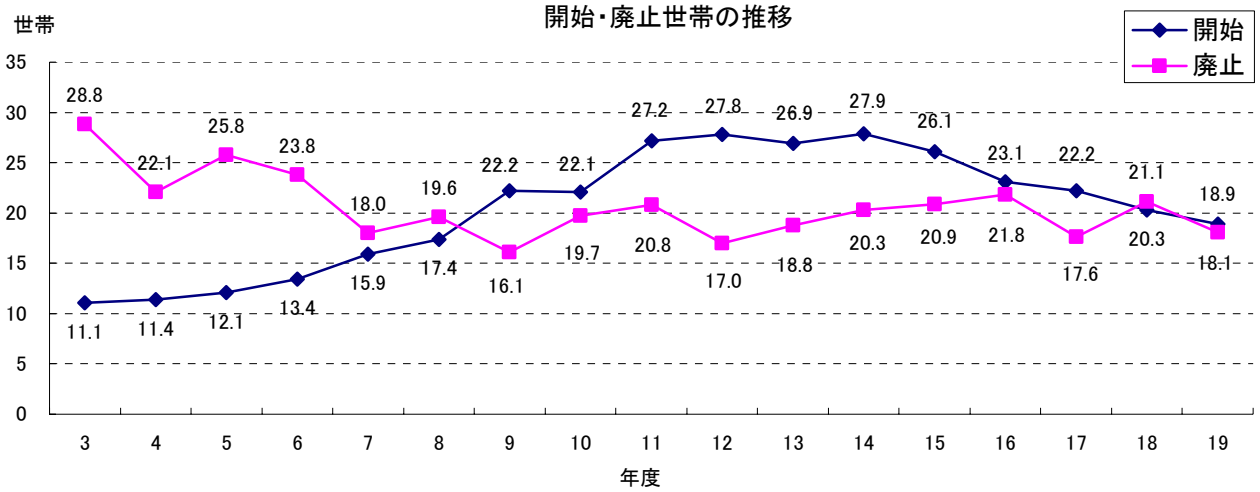

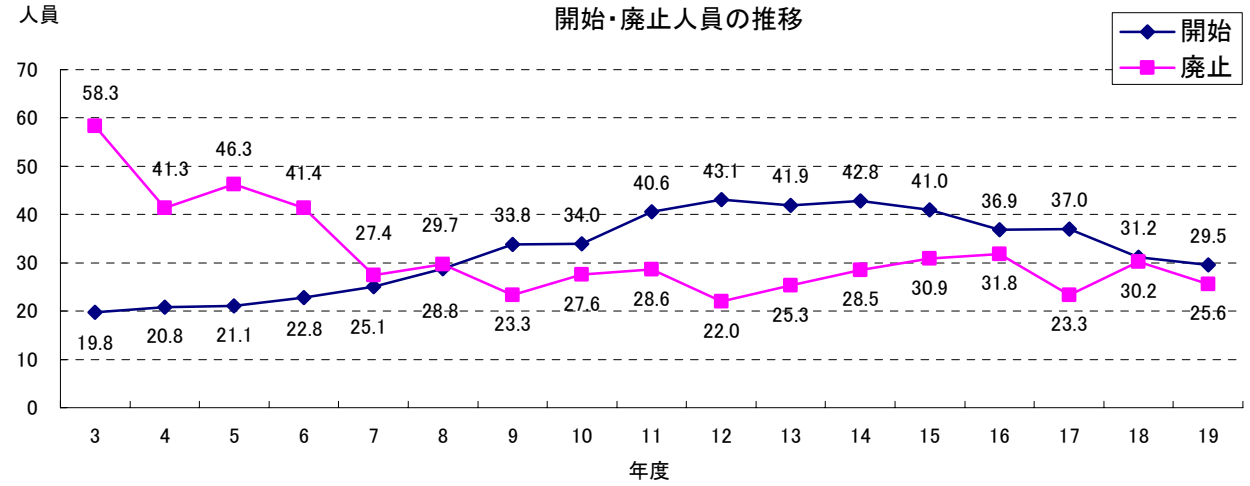

(4)保護の開始および廃止の理由

区分	理由＼年度	15		16		17		18		19	
		世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
総数		313	100.0	277	100.0	265	100.0	244	100.0	227	100.0
開始	世帯主傷病	127	40.5	102	36.8	115	43.4	92	37.7	88	38.8
	世帯員傷病	8	2.6	4	1.4	4	1.5	5	2.0	5	2.2
	勤労収入減少	57	18.2	48	17.3	54	20.4	39	16.0	34	15.0
	年金仕送り等の減少	25	8.0	19	6.9	19	7.2	16	6.6	21	9.2
	世帯主死亡離別不在	11	3.5	14	5.1	13	4.9	6	2.5	7	3.1
	他管内からの転入	3	1.0	7	2.5	8	3.0	10	4.1	5	2.2
	その他	82	26.2	83	30.0	52	19.6	76	31.1	67	29.5
総数		251	100.0	261	100.0	211	100.0	253	100.0	217	100.0
廃止	世帯主傷病治癒	2	0.8	4	1.5	0	0	6	2.4	1	0.4
	世帯員傷病治癒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	死亡	89	35.4	85	32.6	83	39.3	107	42.3	88	40.5
	勤労収入増加	50	19.9	49	18.8	33	15.7	50	19.8	39	18.0
	年金仕送り等の増加	30	12.0	23	8.8	26	12.3	21	8.3	21	9.7
	他管内への転出	13	5.2	20	7.7	12	5.7	17	6.7	16	7.4
	その他	67	26.7	80	30.6	57	27.0	52	20.5	52	24.0

資料：福祉行政報告例

保護開始原因別構成比(H19年度)

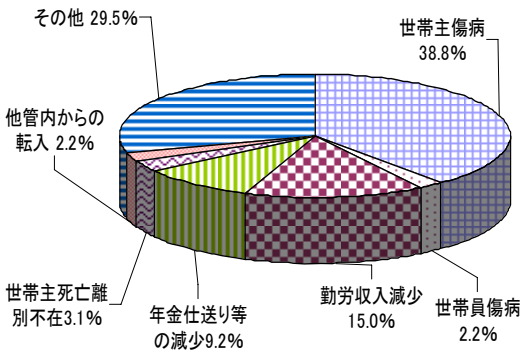

保護廃止原因別構成比(19年度)

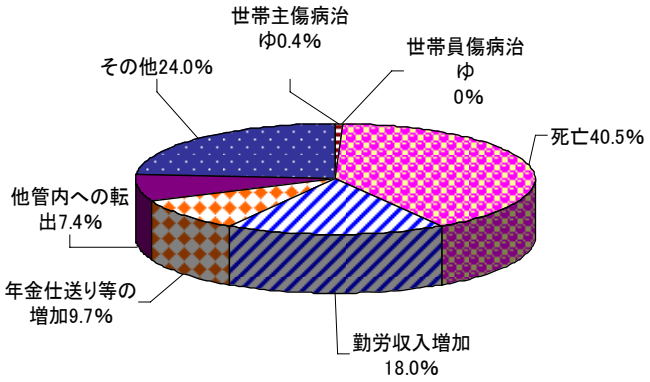

(5)被保護者人員・年齢別構成（平成19年7月）

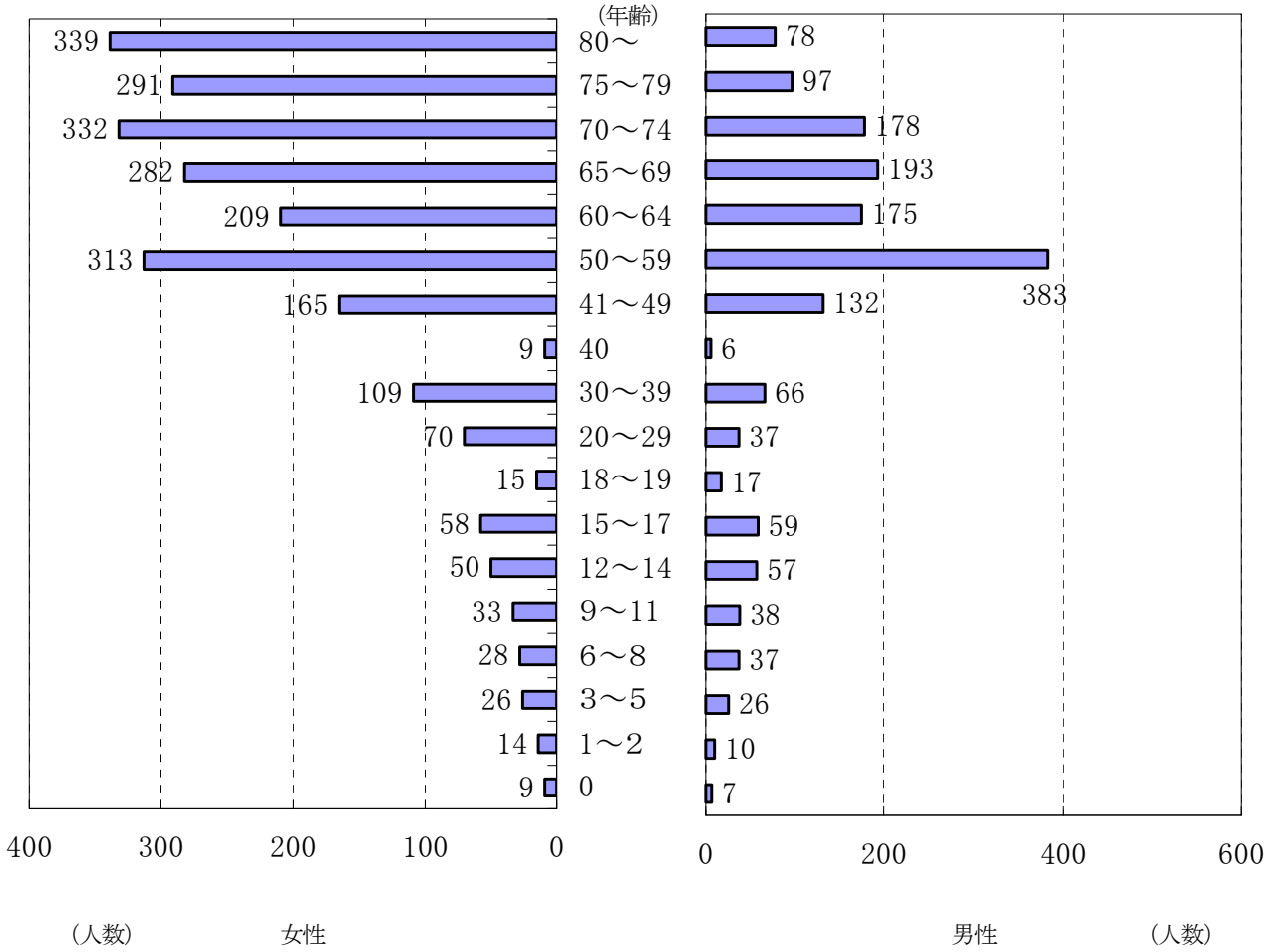

資料 ・ 全国一斉調査

(6)家賃 ・ 間代等の状況（平成19年7月）

区　　分	公営住宅等世帯数	その他の住宅		計
		単身世帯数	その他世帯数	
０～　８，０００円	240	43	5	288
８，００１～１６，０００	248	89	27	364
１６，００１～２２，０００	131	123	37	291
２２，００１～２６，０００	37	170	40	247
２６，００１～３０，０００	1	369	123	493
３０，００１～３６，０００	1	237	112	350
３６，００１～４２，０００	0	29	41	70
４２，００１～	0	17	17	34
合　　計	658	1,077	402	2,137

資料：全国一斉調査

(7)生活扶助基準の年次推移（2級地-2）

標準世帯３人(３３歳男. ２９歳女. ４歳子)

実施年月日	区分	基準額（円）	改定率（%）
61. 4. 1	４２次	115,555	102. 0
62. 4. 1	４３次	117,404	101. 6
63. 4. 1	４４次	117,850	100. 4
1. 4. 1	４５次	120,611	102. 3
2. 4. 1	４６次	122,949	101. 9
3. 4. 1	４７次	126,038	102. 5
4. 4. 1	４８次	129,721	102. 9
5. 4. 1	４９次	132,574	102. 2
6. 4. 1	５０次	134,695	101. 6
7. 4. 1	５１次	136,042	101. 0
8. 4. 1	５２次	136,994	100. 7
9. 4. 1	５３次	140,008	102. 2
10. 4. 1	５４次	141,268	100. 9
11. 4. 1	５５次	141,685	100. 3
12. 4. 1	５６次	141,825	100. 1
13. 4. 1	５７次	146,825	100. 0
14. 4. 1	５８次	146,825	100. 0
15. 4. 1	５９次	145,550	99. 1
16. 4. 1	６０次	145,270	99. 8
17. 4. 1	６１次	145,270	100. 0
18. 4. 1	６２次	145,270	100. 0
19. 4. 1	６３次	145,270	100. 0
20. 4. 1	６４次	145,270	100. 0

※　６１年度までは、２級地。６２年度からは、枝級地制の改定により２級地－２。

※　平成１３年度から「児童養育加算」の適用条件の改正により、４歳児が加算の対象となった。

(8)扶助別生活保護費支給状況

(単位：千円)

年度	総額	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	その他
3	5, 652, 558	1, 943, 022	43, 422	483, 374	3, 168, 153	―	14, 587
4	5, 686, 229	1, 837, 910	38, 806	457, 243	3, 333, 971	―	18, 299
5	5, 623, 213	1, 740, 257	32, 929	427, 013	3, 405, 829	―	17, 185
6	5, 580, 833	1, 639, 674	27, 246	400, 434	3, 495, 842	―	17, 637
7	5, 749, 559	1, 575, 003	23, 832	390, 068	3, 746, 720	―	13, 936
8	5, 475, 702	1, 589, 979	20, 641	391, 636	3, 459, 745	―	13, 701
9	5, 890, 495	1, 648, 617	23, 187	398, 823	3, 803, 286	―	16, 582
１０	6, 137, 098	1, 697, 333	18, 018	395, 363	4, 007, 727	―	18, 657
１１	6, 327, 445	1, 737, 595	19, 598	415, 917	4, 132, 789	―	21, 546
１２	6, 285, 760	1, 819, 828	19, 783	433, 638	3, 957, 305	37, 419	17, 787
１３	6, 713, 588	1, 940, 202	20, 702	472, 445	4, 210, 941	50, 695	18, 603
１４	6, 889, 465	2, 039, 683	20, 847	503, 069	4, 245, 206	58, 151	22, 509
１５	7, 236, 329	2, 075, 462	19, 437	524, 308	4, 515, 859	73, 222	28, 041
１６	7, 052, 051	2, 022, 743	19, 271	541, 968	4, 354, 166	84, 812	29, 091
１７	7, 050, 090	1, 967, 869	19, 330	556, 552	4, 378, 030	91, 245	37, 064
１８	7, 090, 945	1, 957, 829	20, 233	573, 744	4, 419, 945	79, 517	39, 677
１９	6, 848, 256	1, 930, 176	18, 691	575, 727	4, 197, 089	87, 762	38, 811

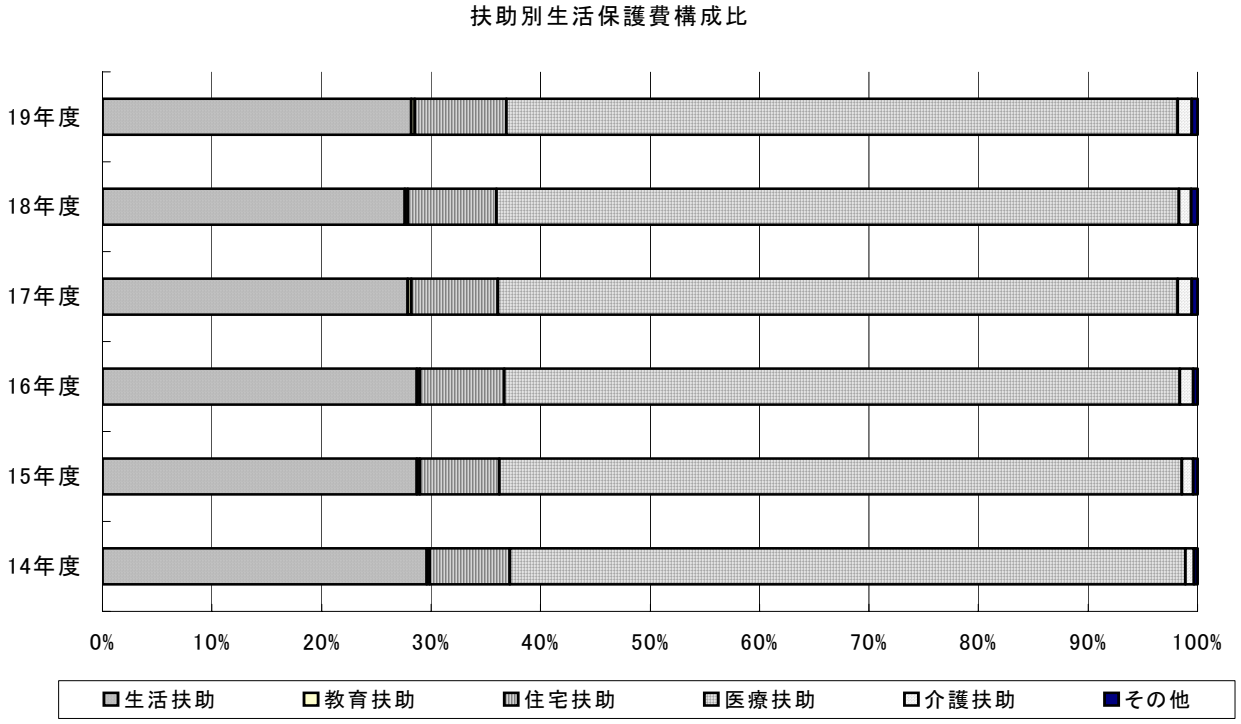

年度	生活扶助	教育扶助	住宅扶助	医療扶助	介護扶助	その他
19	28.2	0.3	8.4	61.3	1.3	0.5
18	27.6	0.3	8.1	62.3	1.1	0.6
17	27.9	0.3	7.9	62.1	1.3	0.5
16	28.7	0.3	7.7	61.7	1.2	0.4
15	28.7	0.3	7.2	62.4	1.0	0.4
14	29.6	0.3	7.3	61.7	0.8	0.3

(%)

第４章　　参　考　資　料

１　大牟田市保健所の沿革

昭和

２２．　９．　５　保健所法制定
２３　　保健所法第一条にもとづき、大牟田医師会館で県営によって事業開始
　　４．　２　保健所法施行令により「保健所を設置する市」に指定
２４．　４．　１　大牟田市保健所設置条例制定（県営から市営へ移管となる）
　　大牟田市保健所使用料および手数料条例制定
２５．　５．１６　大牟田市飲食店営業許可手数料徴収規程制定
　　７．　１　同上規程一部改正（氷雪販売業、魚介類販売業を規定）
　　７．　５　大牟田市保健所運営協議会規定を制定
　　１２．　７　大牟田市飲食店営業許可手数料徴収規程一部改正（犬の登録その他手数料を規定）
　　１２．１８　同上（臨時興行場営業許可手数料を規定）
２６．　７．　３　大牟田市保健所新築（４０４坪、５，４４０千円）
　　９．　１　大牟田市優生保護相談所設置規則制定
　　１２．２４　大牟田市保健所結核審査協議会条例制定
２７．　１．１５　大牟田市保健所処務規程制定（庶務課－庶務係、衛生係、保健課－保健係、予防係）
　　１．１５　大牟田市保健衛生事務委任規則制定
　　１２．　カシンペック病の研究調査開始
２８．　７．１７　大牟田市食品衛生法取扱規則制定
２９．　３．２７　大牟田市予防接種実費徴収規則制定
　　６．　市内１０か所に降下ばいじん計設置、ばいじん量測定開始
３０．　４．　１　福岡県公害防止条例制定
３１．　３．　７　大牟田市狂犬病予防法施行細則を制定
３２．　４．　１　大牟田市保健所庶務規定一部改正（普及、統計を予防係の分掌とする）
３３．　８．　１　千倉化成場（獣骨処理）設置許可
３４．　２．　福岡県大気汚染対策協議会設立、加入
　　５．　市内１０か所に降下ばいじん量及び亜硫酸ガス（ＰｂＯ２法）測定点設置
　　６．　毎月第２週６日間、５地点でバラロザニリン法による亜硫酸ガス観測開始（学校薬剤師会共同）
３５．　１．　Ｋ・Ｙ・Ｓテープエヤーサンプラー１台を大牟田市役所屋上に設置、浮遊ばいじん濃度毎時測定開始
３６．　２．１０　大牟田市公害防止対策委員会規程制定
　　５．　市内燃焼施設及び収塵装置に関するアンケート調査実施
３７．　９．１０　大牟田市未熟児養育医療費徴収規則制定
３８．　８．　５　大牟田市保健所処務規程一部改正
　　総　務　課　－　庶務係、普及係
　　公衆衛生課　－　食品獣疫係、環境衛生係
　　保　健　課　－　保健係、予防係
３８．１０．　大気汚染と疫病統計調査実施（民生部国保課）
３９．　１．２７　千倉化成の悪臭について市民から県に対し公害審査提出
　　４．　１　大牟田市と畜場条例を制定しと畜場運営を衛生部の分掌とする
　　４．２４　市立白川小学校に集団赤痢発生（Ｓ３９．５．２７まで）患者１９８人、保菌者２１１人
　　８．　公害調査のため亀谷町に降下ばいじん計及び二酸化鉛テンピース増設
　　９．　１　ばい煙排出規則に関する法律にもとづき、指定地域となり（Ｓ２９．７．１８付）大牟田市保健衛生事務委任規則の一部改正
　　１１．　大気汚染自動測定記録計２台県より貸与、常時監視体制をひく
４０．　２．　降下ばいじん量及び亜硫酸ガス（ＰｂＯ２法）測定点（青葉町）増設
　　４．１４　大牟田市保健所事務決裁規程を制定
　　４．１５　大牟田市保健衛生事務委任規則全部改正
　　６．　降下ばいじん量及び亜硫酸ガス（ＰｂＯ２）測定点３か所増設、計１５か所とする
　　６．２９　大浦町野犬抑留所新築（住宅共１１８．７７㎡、２，４３８千円）
　　７．２０　健老町野犬抑留所老朽解体（６９．３㎡）

４０．　８．　　大気汚染に関する疫学調査実施（久大医学部、県衛生部共同）
　　１０．１６　大牟田市保健所処務規程一部改正（環境衛生係を公害環境係に改める）
４１．　４．　１　大牟田市保健所処務規程一部改正（医務参事制をおく）
　　４．１９　千倉化成の悪臭に対し作業中止勧告
　　５．　　経済企画庁の委託により大牟田川及び地先海域の水害基準調査開始
　　（久大、県、有明水産、福岡通産局共同）
　　７．　　大牟田川水質調査開始（久大医学山口教授に委託）
４２．　８．　　経済企画庁、厚生省、福岡県共同による水銀含有量及び態様調査実施
　　９．　　大牟田川陥没事故による地下水汚染調査実施
　　１０．　　大牟田、荒尾地区環境大気汚染調査（厚生省、福岡県、熊本県共同）
　　１２．　１　大牟田市予防接種実費徴収規則の一部を改正し、百日咳、ジフテリア混合、急性灰白髄炎の料金を追加
４３．　５．　　ぜんそく患者疫学調査実施
　　７．　　亜硫酸ガス（ＰｂＯ２法）測定点５か所増設
　　８．１０　大牟田市保健所処務規程全部改正
　　（総務課を庶務課に改め、普及係を庶務係に統合、薬務事務を公衆衛生課から庶務課へ移管）
　　９．　　大牟田川陥没事故による地下水汚染調査、川水、井戸水の精密検査を久大依頼
　　１０．　　ぜんそく患者疫学調査実施
　　ライスオイルによる油症患者発生（４世帯１６人）
　　千倉化成悪臭に対する地域住民の意識調査実施
　　１０．１７　カネミライスオイルの販売及び使用禁止
　　１１．　　大牟田、荒尾地区環境大気汚染調査（厚生省、福岡県、熊本県共同）
　　１２．　　三井アルミ工業（株）と福岡県、熊本県、大牟田市、荒尾市の四者との間で公害防止協定書調印
　　（火力発電所関係）
４４．　４．　１　大牟田市保健所使用料及び手数料条例一部改正（レントゲン撮影６×６を１００円に、特殊撮影を定額から除外、その他）
　　４．１５　大牟田市収入証紙条例廃止に伴い収入事務を公衆衛生課から庶務課へ移管
　　大牟田市保健所運営協議会条例改訂（同規程廃止）
　　５．２３　大牟田市未熟児養育医療費徴収規則一部改正（階層別金額改定）
　　６．　１　大牟田市飼犬の管理及び野犬の取締りに関する条例施行規則制定
　　１１．１０　サイクラミンカルシューム、ナトリウム（食品添加物）製造禁止
　　１１．　　大牟田、荒尾地区環境大気汚染調査（厚生省、福岡県、熊本県共同）、県において千倉化成無許可操業を告発
４５．　２．　１　大気汚染防止法の指定地域に荒尾市が一部追加され、大牟田、荒尾地区広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定
　　３．２０　大牟田市予防接種実費徴収規則全部改正（定期分を無料とする）
　　４．　９　市内大手事業所８社９工場の大牟田地区大気汚染防止対策研究会発足
　　５．１９　大牟田地区第１回水質合同調査（通産局、鉱山保安監督局、福岡県、大牟田市）
　　６．　６　大牟田川河口海域における「のり」のカドミウム濃度発表（福岡県）
　　７．　１　福岡県公害防止条例全部改正
　　７．２０　大牟田市保健所処務規程全部改正
　　保健所－庶務課、公衆衛生課（食品獣疫係を環境食品係とし、獣疫係新設）
　　保健課（保健指導係新設）
　　衛生部－庶務課、公害課（新設）
　　９．　１　福岡県公害対策本部設置
　　９．　２　漁業関係者及び新地町住民疫学調査（９月４日まで）
４５．　９．２９　大牟田地区産米等のカドミウム調査結果発表（福岡県）
　　１０．　８　市議会公害調査対策特別委員会発足
　　１０．１３　完全保有米農家家族健康疫学調査（１０月２２日まで）
　　１１．　７　ばい煙等影響調査（１１月１４日まで）（厚生省、福岡県、大牟田市）
　　１１．１２　大牟田地区第２回水質合同調査（通産局、鉱山保安監督局、福岡県、大牟田市）

１１．２５　西新町住民疫学調査（１１月２７日まで）
４５．１１．２７　大気拡散調査（大牟田地区特別地域指定基礎調査）（１２月１日まで）
４６．　１．３０　カドミウム要観察地域指定（明治、手鎌校区など約８Km^2）
２．　１　第２回ばい煙等影響調査（厚生省、福岡県、大牟田市）
３．３１　国設大気汚染測定所設置（市庁舎屋上）
４．２８　市内大手８社と公害防止統一協定調印
７．　１　医師会保険医辞退（健保組合）（８月３１日まで）
８．２３　第１回公害教室開設（２３・２４日）
９．３０　テレメーター施設の設備
１０．　８　大牟田市保健所使用料及び手数料条例一部改正（７０㎜間接撮影、ＢＯＤ試験料金の新設）
１０．１５　大牟田市公害防止対策委員会規程を廃し、大牟田市公害対策審議会条例を制定
１１．　１　医療機関に委託して行う妊婦健康診査並びに妊婦及び乳児精密健康診査実施要領制定
１１．１５　公害防止計画のための大気環境調査（１１月１８日まで）（日本環境センター）
４７．　１．２６　大牟田地域健康推進協議会発足
２．　１　医療費改定に伴い糖、蛋白（定性）、血圧測定を無料とする
医師、歯科医師勤務状況調（免許証確認）
２．２８　４６年度ばい煙等影響調査（３月４日まで）（環境庁、福岡県、大牟田市）
３．　１　南部地区完全保有米世帯員のカドミウムに対する健康調査（３月４日まで）（福岡県、大牟田市）
３．　６　被害者救済法適用申請のための健康被害調査（３月１６日まで）（福岡県、大牟田市）
３．２８　公害総点検調査のため市議会に公害に関する総合調査特別委員会設置
４．　１　大牟田市廃棄物の処理および清掃に関する条例を制定し保健所に環境衛生指導員をおく
大気汚染測定局増設（新地局、中島局）
４．２０　諏訪川、堂面川、白銀川、隈川の４河川に生活環境に係る環境基準の類型指定
５．１４　大牟田地区養豚家協議会発足
５．３０　大牟田地区公害防止計画（基本方針）策定閣議決定
５．３１　公害防止計画の策定指示と基本方針提示
６．３０　真空殺処分機を導入し抑留犬の機械的処分を採用
７．１０　歯科医師法違反事件判決（大牟田地裁）
８．　９　第２回公害教室開設（９日小中学生、１０日高校生以上）
１１．　６　４７年度ばい煙等影響調査（１１日まで）（環境庁、福岡県、大牟田市）
１１．　７　機構改革により保健課を保健予防課に公害課を公害対策室に名称変更
１１．１３　四ツ山地区フッ化水素の人体影響調査（福岡県、大牟田市）
１２．２７　三井アルミ工業（株）との公害防止協定書の一部改正（ＨＦ排出量規制の強化）
４８．　２．１２　被害者救済法適用のための環境大気調査（福岡県、大牟田市）
２．２７　東部地区完全保有米世帯員のカドミウムに対する健康調査
３．　５　被害者救済法適用のための健康被害調査（福岡県、大牟田市）
３．　８　大牟田地域救急医療協議会発足
３．１９　ライスオイルによる油症患者追加認定（油症３人、疑似症１人）
４．　１　大牟田市予防接種実費徴収規則一部改正（インフルエンザの無料化）
５．　１　福岡県環境保全条例制定
５．　海水浴場の水質追跡調査（～４８．９）
６．　８　水俣病類似患者発生
６．２８　有明海沿岸漁民の水俣病に関する第１次疫学調査（７月２０日まで）（福岡県、大牟田市）
７．　１　水俣病類似患者、水俣病でないことの発表（九大ほか）
７．２３　大牟田市性病診療徴収規則制定
大牟田市養育医療及び先天性代謝異常児医療費徴収規則一部改正
８．　１　「公害に係る健康被害救済に関する特別措置法」にもとづき地域指定を受ける
大牟田市公害被害者認定審査会条例制定
９．１２　行財政確立対策本部設置
９．１３　三井アルミ工業（株）との環境保全協定
９．２８　第１３回福岡県結核予防大会開催（大牟田市民会館）

１０．　１　狂犬病予防法施行規則（返還手数料）一部改正
４８．１２．　３　昭和４８年度ばい煙等影響調査（３～８日）（環境庁、福岡県、大牟田市）
１２．　６　保健所改築および運営費補助について県知事に要望書提出
１２．１８　大牟田地域公害防止計画閣議決定（第４次）
１２．２２　地方財政法にもとづく「保健行政に対する意見書」国会並びに内閣へ提出
４９．　１．　ライスオイル患者の追跡調査実施
保健所問題委員会設置
１．２８　性病代用病院設置承認（市立病院）（厚生省収衛第１５号）
４．　８　七浦地区（三西化学、山本化学、五興化成、旭化学）と公害防止協定
４．１１　市立病院と衛生部で「保健医療連絡協議会」を設置
５．　１　保健所健康相談業務一部変更（定期的に成人病相談業務制定）
５．１１　市内３救急告示機関指定取消告示される（福岡県告示第６３２号）
６．　塩ビ入スプレ型殺虫剤の製造販売中止（厚生省）
６．１９　大牟田市公害病認定患者死亡見舞金支給要綱制定（４９．８．３１廃止）
７．　４　第１次大牟田川へドロ浚渫開始（県工事）
７．２９　先天性代謝異常児医療給付委託契約解除（実施主体県指定都市）
９．　１　公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法から公害健康被害補償法に移行
大牟田市健康被害認定審査会条例、大牟田市公害健康被害補償診療報酬審査委員会規則制定
１０．２９　大髄四頭筋短縮症検診
１２．１０　昭和４９年度複合大気汚染健康影響調査（環境庁、福岡県、大牟田市）
１２．２３　大牟田市養育医療費徴収規則一部改正により全額公費負担とする
５０．　１．　公害病認定患者の訪問指導に取り組む
１．３１　市単独年長児種痘接種
３．　６　大牟田市公害病認定患者に対する空気清浄機貸付に関する要綱制定
４．２８　第２次大牟田川浚渫事業開始（県工事）
５．　８　乳腺ガン検診開始
８．２７　心の健康相談日（第４水曜開設）と在宅患者の訪問指導開始
９．　１　大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護要綱制定
１０．２３　三井金属鉱業株式会社と福岡県、熊本県、大牟田市、荒尾市が公害防止協定締結
１０．２９　有明炭鉱（株）、三池運送（株）と大牟田市が石炭運搬に伴う道路構造保全、交通被害防止等に関する覚書締結
三井東圧化学（株）横須工場敷地内に立地する、三井バーディシェ染料（株）と大牟田市が、環境保全協定締結、同時に横須工場群との間に覚書締結
１２．　三井アルミニウム工業（株）工場立入調査（熊本県、福岡県、荒尾市、大牟田市）
５１．　３．　不知火局（自動車排ガス測定用）新設
６．　１　保健医療問題委員会で休日急患対策計画の検討はじまる
７．　１　保健所改築工事着工
８．２７　公衆衛生課に産業廃棄物担当設置による産廃対策強化
９．３０　せいだかあわだち草撲滅運動庁内要綱制定
１０．　７　畜犬センター建設議決される
５２．　３．３１　大牟田市保健所改築（鉄筋コンクリート３階建、延２，４５２㎡）５月１日より業務開始
７．２８　公害健康被害認定患者１５歳未満転地療養事業「第１回あおぞら教室」を実施（３泊４日）
８．　１　大牟田高田地域休日急患診療制度発足
（内科３、外科３、耳鼻科１、眼科１、歯科について９月より１か所）
１０．２２　衛生部及び保健所の機構改革
５３．　１．　１　市独自による「大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例」を制定し公害健康被害者救済地域拡大
４．　１　身体障害児療育指定保健所の指定を受ける
１０．１２　大牟田市予防接種実費徴収規則の一部を改正、高等学校生徒に対するインフルエンザ予防接種を一部有料で開始、中学校３年女子に対し風しんの定期予防接種を開始
５４．　１．　１　麻しん(はしか)の予防接種が法改正により定期接種となり、医療機関へ委託(個別接種)開始

４．　１　ガン検診（胃ガン、子宮ガン）受診者に補助制度実施（５５．４．１から半期補助）
大牟田市養育医療費徴収規則一部改正
５４．　５．１７　日本脳炎予防接種の基礎免疫ができている場合の追加接種を３年に１回に実施方法を変更
８．１７　医療機関に委託して行う妊婦健康診査の所得制限を撤廃、全妊婦が２回までは無料で受診できるようになった
１０．２９　公害健康被害認定患者１５歳以上の転地療養事業を志賀島国民休暇村で実施（３泊４日）
５５．　３．　１　妊婦、乳児検診の強化充実のため、母子管理システムを採用し、自由来所方式を呼び出し方式に改める
３．　「むし歯予防教室」開始。幼児に広くフッ化物塗布を実施するようになる
４．　１　三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）を集団接種から医療機関に委託し個別接種を開始
風しん予防接種の対象者を中学３年女子から中学２年女子に変更し接種前に衛生教育を行う
５．２５　公害健康被害認定患者１５才以上のリハビリテーション実施
１２．３１　大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例の認定申請締切メ切(申請者数272名)
５６．　４．　心の健康相談日に酒害相談を始める
１２．　母子保健連絡協議会発足
５７．　３．３１　テレメーターシステムの更新（一部新設）により、１２測定局の全測定項目（８１項目）のテレメーター化とデータ処理装置及び状況表示装置を設置
若宮病院（伝染病棟）を廃止し、柳川市外二市六町伝染病院組合に加入
４．　乳ガン検診を月１回定期的に行うようになった
８．　９　福岡県で９月９日を救急の日と定めこの日を含む１週間を救急医療週間とする
１１．　６　産廃担当が公衆衛生課から公害対策室になる
１１．１０　５７年度福岡県精神衛生大会（労働福祉会館）
５８．　２．　１　老人保健法の施行に伴い、大牟田老人保健連絡協議会を発足させる
１２．２７　老人医療の担当を社会福祉部福祉課から保健所保健予防課へ移し、老人保健法の推進体制を一本化
５９．　１．２７　大牟田市葬斎場改築工事着手
２．　７　第１９回福岡県成人病結核予防大会（労働福祉会館）
４．　１　毎月２５日を「がん予防の日」と定め、５９．１０．２５街頭キャンペーンを行う
５．　母子管理システムの一環として毎月１回「発達クリニック」を新設(同年１２月から月２回へ)
７．２５　大牟田市葬斎場竣工（８月１日より供用開始）
１０．　保育所、幼稚園児に対するインフルエンザ予防接種を集団接種から個別接種に切り替える
６０．　１．　生後６か月経過した新生児に神経芽細胞腫を実施
３．　老人保健法にもとづく一般健康診査を施設健診として始める
７．　６１．１．１以降を出産予定日とする妊婦に対してＢ型肝炎母子感染防止事業を実施
９．２１　畜犬管理センターに犬魂碑を建立
９．２８　大牟田・高田みんなの健康まつりを実施（市民会館）
９．３０　大牟田市浄化槽法施行細則制定
１０．１８　大牟田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例制定
６１．　１．　１　浄化槽法施行に伴い（財）有明環境整備公社設立
１．　二種混合ワクチンの接種の開始(小学６年生に対してⅢ期にジフテリア破傷風混合トキソイドを接種)
３．　公害健康被害認定患者に対して第１回目の禁煙教室を実施
３．３１　（財）有明環境整備公社が法定検査の水質検査機関として県知事の指定を受ける
４．　１　大牟田市養育医療費徴収規則の一部改正
６．　８　環境週間記念植樹行われる
９．２３　動物フェスティバル開催される（動物愛護週間中）－以後毎年開催
１０．　１　結核対策特別促進事業の実施
１１．　１　寝たきり病人の実態調査を実施
６２．　１．　１　結核・感染症サーベイランス事業開始
簡易専用水道に関する検査機関が保健所から水道局へ移管される
１．３１　公害地域の指定解除について時期尚早との意見書を内閣総理大臣に提出
３．　６　エイズ相談窓口（検査を含む）の設置
４．　１　大牟田市養育医療費徴収規則の一部改正

９．２６　「公害健康被害補償法」が大幅に改正され、題名が「公害健康被害の補償等に関する法律」となる（昭和６２年９月２６日法律第９７号公布、６３年３月１日施行）
１０．　インフルエンザの予防接種を被接種者及び保護者の意向を問診票により配慮し実施
６３．　１．３０　環境庁主催「スターウォッチング…星空の街」に大牟田市（主管公害対策室）が選ばれる
２．２９　公害健康被害補償法の改正に基づく地域指定解除に伴う認定申請締切（法改正後の申請者数９９４）
６３．３．　アメニティー計画策定
４．　１　合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱制定
大牟田市養育医療費徴収規則の一部改正
１歳６か月児精密健康診査実施
精神障害者社会復帰事業（デイケア）開設
５．１１　吉野、原団地造成中カドミウムに汚染された土、煉瓦が投棄されカドミウムが隈川へ流出
５．２４　公害健康被害の補償等に関する法律の制度離脱者フォローアップ事業実施
６．１１　「環境美化行動の日」街頭清掃、記念植樹、自然教室を実施（１，５００名参加）
７．　１　大牟田市保健衛生事務委任規則の一部改正（精神衛生法の一部改正）
寝たきり者等に対する訪問指導事業開始（試行）
８．　１　大牟田市あき地の美化に関する指導要綱制定
８．１８　大牟田地域、公害防止計画延長の内示
１１．　１　食品台帳管理のＯＡ化、パーソナルコンピューター導入
平成元．２．　７　大牟田市赤ん坊大会廃止
３．　老人保健法による「歯と歯ぐきの健康教室」開始
４．　１　ＭＭＲ（麻しん・風しん・おたふくかぜ混合ワクチン）予防接種の個別接種開始
大牟田市保健所使用料及び手数料条例施行規則の一部改正
６．　１　乳がん及び子宮体部がんの施設検診導入（年間３か月実施）
大牟田市老人保健事業費徴収規則の一部改正（乳がん及び子宮体部がん検診）
１０．　１　小学校、中学校及び高校の児童、生徒に対するインフルエンザ予防接種を集団接種から個別接種に切り替え、全面的に個別接種方式で実施
１０．１４　大牟田市と畜場廃止
１１．　１　日仏アメニティー会議大牟田会議開催
ＭＭＲ予防接種副反応問題で一時中止
１１．１３　医療系ガイドラインが厚生省より示される
１１．２０　福岡県産業廃棄物広域処理推進協議会設立
２．　３．　環境改善事業で新地市住、右京市住、明治小に植樹
４．　１　ＭＭＲ予防接種再開
４．　９　九州三井アルミニウム（株）との公害防止協定を締結
５．１６　未就学児及び高校生以上に対する日本脳炎、予防接種を集団接種から個別接種に切り替え
９．　３　機構改革により、総務課を衛生総務課に公害対策室を公害対策課に名称変更
９．　８　第２６回福岡県成人病結核予防大会（大牟田文化会館）
１１．　１　「在宅療養看護教室」開始（以後年２回）（平成12年度で終了）
３．　３．２０　大字吉野の農業用水路で礫間接触による水路浄化実験開始（５月まで）
３．２５　環境改善事業で、諏訪小、天道小、船津中、白光中に植樹
３．２８　筑後地区産業廃棄物広域処理推進協議会設立総会、県南八市公害対策連絡協議会（大牟田ハイツ）
４．　健康被害予防事業　健康診査事業開始（乳幼児アレルギー相談）
４．　１　大牟田市飲用井戸等衛生対策実施要領制定
大牟田市浄化槽取扱要領の一部改正
４．　３　老人保健法による「成人歯科健康診査」開始
４．　８　３歳児健康診査に視聴覚検査導入
４．１０　環境保健事業の健康診査事業（乳幼児アレルギー相談事業　月１回）開始
４．２４　「心の健康相談」に痴呆相談窓口を併設
６．２８　脳卒中情報システム事業開始
７．　寝たきり者等に対する訪問相談事業本格実施
発達クリニック月２回から月１回へ

１１．１７　機能訓練教室開始（以後年２～３回）
１１．１８　国のモデル事業「成人歯科保健推進事業」における成人歯科保健推進協議会設置
１２．　２　精神障害者社会復帰訓練作業試行開始（週１回）
１２．　３　国のモデル事業「成人歯科保健推進事業」において１歳６か月児親子歯科健診開始
１２．１０　衛生部・保健所安全衛生委員会発足
３．１２．２７　「大牟田市産業廃棄物処理施設の設置にかかる紛争の予防及び調整に関する要綱」告示
４．　１．１０　福岡県環境保全公社設立
３．　環境改善事業で、羽山台小、三川小、老人福祉センターに植樹
３．３１　堂面川流域が生活排水対策重点地域に指定
４．　健康被害予防事業　（健康相談事業開始）
４．　１　大牟田市保健所使用料及び手数料条例及び施行規則の一部改正
国のモデル事業「８０２０運動推進対策事業（県）の成人歯科保健事業」を実施（「成人歯科保健推進事業」の名称変更）
４．　精神障害者社会復帰訓練作業開始（週１回）
６．　１　成人病検診の一般健康診査にかわり基本健康診査の実施
大牟田市老人保健事業費用徴収規則の一部改正（基本健康診査）
日本脳炎予防接種を集団接種から個別接種に切り替える
小学生及び中学生に対する日本脳炎の予防接種を集団接種から個別接種に切り替え全面個別接種で実施
９．　１　大牟田市老人保健事業費用徴収規則の一部改正（胃がん及び大腸がん検査）
９．　堂面川筋保全等整備事業工事開始
５．　３．　環境改善事業で、大牟田小、白川小に植樹
テレメーターシステムの更新
３．３１　堂面川流域生活排水対策推進計画書作成
４．　１　エイズ抗体検査の検査料無料化
地域保健推進特別事業の「母親歯科健康相談事業」として母親歯科健診を開始（１歳６か月児親子歯科健診の名称変更）
大牟田市生涯歯科保健推進協議会設置（大牟田市成人歯科保健推進協議会の名称変更）
４．２７　ＭＭＲ予防接種中止
６．　１　エイズ抗体検査の毎週実施
大牟田市老人保健事業費用徴収規則の一部改正（一部負担金）
６．　６　環境週間記念植樹
７．　１　熊本県医師会及び荒尾市民病院と妊婦健康診査委託を開始
合併処理浄化槽補助対象の拡大
９．１１　三池小学校区堂面川清掃美化行動
１０．　１　乳幼児健康診査を月３日から月２日へ
６．　２．　９　スターウォッチング実施（８月９日も実施）
環境改善事業で歴木中に植樹
３．　３　産業廃棄物調整専門委員会議
３．　７　大牟田地域公害防止計画承認
３．２３　大牟田市生涯歯科保健推進協議会開催（大牟田市成人歯科保健推進協議会の名称変更）
４．　県南地域でヒ素汚染井戸が相次いで確認される。汚染の原因は自然的要因によるものであり、健康について医学的所見は認められなかった
５．２８　ほたる生息調査
６．　５　「ごみ散乱防止条例」施行
さわやか大牟田クリーンキャンペーン実施（諏訪公園）
６．３０　「大牟田市空き地等の雑草等の除去に関する条例」施行
７．　１　予防接種法及び結核予防法の一部改正が行われ、予防接種について「義務接種」から「努力接種」への変更や対象疾病の変更が行われた
８．　４　諏訪川水生生物教室
８．１７　予防接種法及び結核予防法関係政令、省令の公布により、日本脳炎が定期の予防接種となる等の改正

８．２５　「予防接種実施要領」改正により予防接種を、個別接種を原則とする等の改正
９．　１　フロン回収モデル事業（～９月末日、１２月も実施）
９．１０　堂面川清掃美化行動（白川小学校区、三池小学校区）
７．　２．　１　風しん（中学２年生女子）と二種混合（ジフテリア・破傷風－小学６年生）の予防接種を集団接種から個別接種に切り替える
４．　健康被害予防事業　機能訓練事業として水泳教室を開始
４．　１　狂犬病予防法の一部改正により犬の登録が生涯登録となる。
７．４．　１　予防接種法施行令改正にともない、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎の予防接種の対象者を変更
Ｂ型肝炎母子感染防止事業の改正にともない、健康保険法上の給付の対象となったため妊婦ＨＢｓ検査のみ実施
歴木局廃止
４．　４　工場（三井東圧、九州電力、三池火力、清掃工場）煙道測定
５．　特別養護老人ホームサンフレンズで委託による機能訓練事業を開始
５．３０　ほたる生息調査
６．　大牟田市で福岡県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を開始
６．　４　さわやか大牟田クリーンキャンペーン
６．１０　荒田比愛蛍会ほたるの里指定
６．１９　市内ごみ散乱実態調査
７．２５　こどもエコクラブ発会式
８．　１　大牟田市老人保健事業費用徴収規則の一部改正（一部負担金）
８．　３　諏訪川水生生物調査
８．２２　星空ウィーク、スターウォッチング
８．３０　大牟田市廃棄物不適正処理防止連絡協議会発足
９．　地域精神保健対策促進事業（新規）開始
９．　９　堂面川河川敷クリーンアップ作戦（三池小学校区及び白川小学校区）
９．２５　家庭用廃油の処理に関するアンケート調査
１０．　１　肺がん検診の施設検診導入（年間６か月実施）
精神障害者保健福祉手帳制度の発足
１０．２０　子どもの家庭看護教室開始
１１．　１　婦人の健康診査事業を導入
１１．　５　列島クリーンキャンペーン
１１．　７　大牟田地区アルコール関連問題等研究協議会開始
８．　１．１８　スターウォッチング（これより地球環境問題のビデオを放映）
１．２７　手鎌野間川魚大量変死
２．２１　福岡県フロン回収処理推進協議会発足
２．２２　産業廃棄物調整専門委員会（福岡市）
２．２４　こどもエコクラブ交流会
３．２２　ほたるの里交流会
３．２６　「精神障害者むつごろう共同作業所」開設
４．　老人保健施設ハッピーランドで委託による機能訓練事業を開始
４．　１　吉野測定局を廃局
マリーナ光洋、天道小学校、駛馬南小学校測定所を廃止
駛馬測定局に二酸化鉛法を追加
勝立測定局に降下ばいじんを追加
４．２３　大牟田市環境審議会
４．２６　フロン回収事業開始
４．２９　堂面川で魚大量死
５．　７　諏訪川、関川、流域市町会議
５．２５　ホタル講演会
６．　２　第３回さわやかおおむたクリーンキャンペーン

６．　８　こどもエコクラブ発会式
６．１０　老人医療担当が保健予防課から高齢サービス課へ移管
７．２１　家庭廃油回収モデル事業開始（毎月第３日曜日）三池地区、吉野地区公民館
７　　７地区公民館でＯ－１５７等食中毒予防講習会実施
８．　６　腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定
９．　　３５歳以上の妊婦に対する超音波検査の実施開始
９．１４　堂面川クリーンアップ作戦（三池小、白川小校区）
１０．１９　畜犬センター地震で被害を受ける（Ｈ１０．３補修）
８．１１．　９　こどもエコクラブ生涯学習フェスタ参加（～１０日）
１２．１３　福岡県廃家電品適正処理協会協議会よりフォークリフトを無償供与
９．　３．３１　予防接種実費徴収規則廃止
４．　　合併処理浄化槽補助額改定
　　市の単独事業として「母親歯科健康診査」継続
４．　１　地域保健法の全面施行
　　医療法、薬事法等の一部改正により診療所、助産所、医薬品一般販売業、医薬品特例販売業等の権限が保健所設置市である本市に移譲
　　衛生部、保健所の組織変更
　　衛生総務課の経理担当、庶務担当、試験検査担当より管理担当、医事薬事担当、試験検査担当に変更
　　保健予防課に健康推進担当・老人保健担当を設置
　　伝染病防疫員の設置
　　公衆衛生課、害虫駆除業務を廃止
４．２０　家庭用廃油回収モデル事業開始（毎月第３日曜日、吉野・三池公民館）
４．２１　赤ちゃん広場開始（２ヶ月に１回）
５．２０　三井金属公害防止協定の件で行政四者会議
５．２０　ホタル観察会（荒田比）
５．２７　諏訪川・関川流域市町会議
６．１８　廃棄物処理法の一部改正
７．　　市内高等学校９校を対象にエイズ啓発映画「秋桜」の上映（～Ｈ１０．３）
７．　１　衛生部内に環境リサイクル産業推進室を設置（４名体制）
７．　８　諏訪川・関川流域市町会議
７．１５　堂面川水系生活排水対策推進協議会
７．２３　夏の星空観察会
８．　８　こどもエコクラブ油山自然観察会
８．１７　家庭用廃油回収モデル事業（手鎌公民館）追加
８．１８　こどもエコクラブ海辺の生活教室
８．２２　こどもエコクラブ酸性雨学習会
８．２５　こどもエコクラブ樹木の大気浄化能力実験
９．１３　堂面川河川敷クリーンアップ事業
９．２０　第２０回福岡県健康づくり県民大会と第２０回大牟田市健康づくり市民大会の同時開催
１１．　１　サウンドスケープ「いい音探そう」一般公募
１１．　７　水生生物教室（三池小５年生）
１１．　９　列島クリーンキャンペーン（新栄町）
１１．１６　四ケホタルの里活動開始
１１．１７　福岡県地下水汚染判明時の緊急対策マニュアル制定
１１．２６　第１回大牟田市エイズキャンペーン「秋桜」映画上映
　　（大牟田市保健所、大牟田市国民健康保険、大牟田市職員健康保険組合共催）
１２．　１　廃棄物処理法及び大気汚染防止法に該当する施設のダイオキシン規制施行
１２．　４　環境・リサイクル産業シンポジウム’９７開催
１２．２６　回収フロン破壊処理
１０．　１．　　乳幼児健康診査のうち１０ヶ月児健康診査を医療機関に委託
１．２１　「乳児歯科健康相談」を開始

３．３１　母子栄養管理事業（牛乳の支給）を廃止
３．３１　Ｂ型肝炎母子感染防止事業を廃止
４．　１　福岡県精神科救急医療システムの実施（H10.12.1～、大牟田市稼動）
５．　１　特定疾患治療研究事業制度改革により一部自己負担導入
１０．　１　機構改革
衛生部と福祉部を統合し保健福祉部を設置
公害対策課と環境リサイクル産業推進室の業務を環境部に移管
公衆衛生課の浄化槽関係、空地対策関係業務を環境部に移管
衛生総務課の庶務経理業務を保健予防課に移管
公衆衛生課と衛生総務課を統合し生活衛生課を設置
保健予防課の老人保健担当の業務を高齢サービス課に移管
１０．１０．　１　保健所　　保健予防課（庶務経理担当・保健予防担当・保健指導担当・公害医療担当・健康推進担当）
生活衛生課（衛生指導担当・医務薬務担当・試験検査担当・獣疫担当）となる
１２．　２　第２回大牟田市エイズキャンペーン　山本華世講演、「マイフレンド・フォーエバー」映画上映
１１．　３．　３　「大牟田市生涯歯科保健推進協議会」終了

３．３１　有明伝染病センター廃止
４．　１　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
９．　「ウエルネスおおむた２１～大牟田市健康づくり推進基本計画～」策定
１０．　１　精神障害者訪問介護試行的事業実施
１０．３１　柳川市外二市六町伝染病院組合解散
１１．　年少児精神発達判定事業「３歳児健康診査事後指導」を終了
１２．　１　第３回大牟田市エイズキャンペーン　山本華世講演、「フィラデルフィア」映画上映
１２．　３．　「 乳児歯科健康相談」を廃止
３．　「アレルギー健診」事業を「アレルギー教室」事業へ発展統合
４．　受胎調節普及事業の定期的窓口開催廃止
４．　１　毒物及び劇物取締法に係る販売業の登録等の権限が保健所設置市である本市に委譲
５．　「１歳児歯科健康診査」開始
７．２８　離乳食教室開始
１２．　１　「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「福岡県動物愛護管理条例」施行
これに伴い権限が保健所設置市である本市に移譲
１２．　５　第４回大牟田市エイズキャンペーン　児童生徒学習体験発表
１２．１３　幼児食教室開始
１３．　４　１歳６か月児健診（身体面）医療機関に委託
4.　「1歳6か月児歯科健康診査」は、保健所において実施
４．　１　保健予防課の公害医療担当を公害補償担当に名称変更
４．２６　心理面接を「ことばとこころの相談」に名称変更
５．　９　地域公民館すくすく広場開始（２ヶ月に１回）
６．　パパママ専科（日曜日の両親学級）　年２回
６．　１　ＨＣＶ 抗体検査をＨＩＶ抗体検査と同時実施（H13.6.1～ ）
９．　１　第２４回大牟田市健康づくり市民大会　特別講演、広島大学教授吉澤浩司氏「Ｃ型肝炎対策のために」
１１．　７　予防接種法改正（インフルエンザを二類疾病に規定）
１１．１５　予防接種法改正に伴い６５歳以上の高齢者を対象にインフルエンザ予防接種を定期接種として実施
１２．１２　第５回大牟田市エイズキャンペーン　児童生徒エイズ教育学習体験発表　「ＫＹＯＫＯ」映画上演
１４．　１．　４　予防接種法改正に伴い１４歳以上２２歳未満を対象に風しんの予防接種実施
３．　ウエルネスおおむた 21 推進計画策定
４．　１　生活衛生課の獣疫担当を動物愛護担当に名称変更、畜犬管理センターを動物管理センターに施設名変更
７．２３　精神障害者居宅介護等事業実施に伴うホームヘルパー養成研修会実施
７．２７　精神保健福祉事業「ひきこもり」講演会実施　１回目
８．　「親と子のきずな」おっぱい教室開始　２ヶ月に１回開催　（妊婦や育児中の保護者等を対象）

８．　３　精神保健福祉事業「ひきこもり」講演会実施　２回目
９．１１　精神保健福祉講演会(家族教室)　１回目　実施
１２．　１　大牟田市精神障害者居宅介護等事業　開始
１２．１１　第６回大牟田市エイズキャンペーン　児童生徒エイズ教育学習体験発表　「マイ・フレンド・フォーエバー」映画上映
１５．　４．　産婦・新生児訪問指導　福岡県助産師会筑後支部へ委託
４．　ママのほっとスペース開始（育児相談や保護者同士の交流を目的として１回/月開催）
４．１６　精神保健福祉講演会(家族教室)　２回目　実施
６．２４　精神障害者居宅介護等事業実施に伴うホームヘルパー養成研修会実施（～２５日）
６．２８　精神保健福祉事業「ひきこもり」講演会実施　１回目
７．　５　精神保健福祉事業「ひきこもり」講演会実施　２回目
１６．　２．　１　神経芽細胞腫（小児がんの一種）検査の休止（福岡県）
２．２１　精神障害者ホームヘルパー研修会 実施
１０．　うつ病予防講演会　年２回
３．　「母親歯科健康診査」廃止
３．３１　一般健康診断廃止
３．３１　すくすく広場・親子遊び教室廃止
４．　１　「ウエルネスおおむた応援事業」登録事業開始
４．　１　４か月児健診、３歳児健診(身体面)医療機関へ委託
4.　「3 歳児歯科健康診査」は、保健所において実施
４．　１　すこやか育児相談開始
４．　１　不妊治療等支援事業開始(福岡県)
６．１９　ウエルネスおおむた推進会議（子どもの歯のグループ）作成のむし歯予防啓発ポスターを大牟田歯科医師会に配布
１１．１５　「ウエルネスおおむた応援事業」登録事業の対象範囲を市民団体・ＮＰＯ法人・企業等に拡大
１２．　精神保健福祉講演会（家族教室）　年２回
１７．　３．３１　水の飲用適否検査廃止
３．３１　「むし歯予防教室」廃止
４．　１　「ベビーマッサージ教室」開始
保健福祉部の経理一元化、保健予防課の経理業務を保健福祉総務課へ移管
１０．　１　保健福祉部機構改革実施
保健予防課から健康対策課へ名称変更
保健予防課の母子保健業務を新設の児童家庭課へ移管
保健予防課の精神保健福祉業務を福祉課へ移管
高齢サービス課の老人保健事業を健康対策課へ移管
生活衛生課の人口動態及び国民生活基礎調査に関する業務を保健福祉総務課へ移管
１０．３１　障害者自立支援法　成立
１２．１９　大牟田市結核患者服薬確認（ＤＯＴＳ）事業実施
１８．　１．　障害者自立支援法に係る申請等手続の開始
２．　おおむた健康づくり応援レシピ集「元気になるごはん」発行
２．　殺そ剤の配布終了
３．２０　石綿による健康被害の救済給付に係る受付業務の開始
３．　「両親学級」廃止
３．　ウエルネスおおむた推進計画中間とりまとめ作成
４．　１　西岡和男保健所長就任
４．　基本健康診査における６５歳以上を対象とした介護予防健診の開始
４．　１　予防接種法改正に伴い、麻しん又は風しんの予防接種の対象者を変更
６．２７　「ウエルネスおおむた健康ウオーキングコース」（１５コース）を認定
７．　HIV 抗体即日検査開始
８．　１　「若者健康診査」の開始
１０・２４　「ウエルネスおおむたわんぱく公園」（１３公園）を選定

１９．　３．３１　結核予防法廃止
　　３．３１　精神障害者社会復帰事業（デイケア）廃止
　　４．　１　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律改正
　　４　　１　結核予防法の廃止に伴い、感染症の診査に関する協議会内に「結核の診査に関する専門部会」を設置
　　４．　１　ＢＣＧの予防接種を集団接種から個別接種に切り替え
　　４．　基本健康診査（個別方式）の通年実施を開始
　　４．　集団出前がん検診サービスの開始
　　４．　集団がん検診御用聞きサービスの開始
　　４．　胃がん検診（個別方式）の休止
　　４．　成人健康相談・成人歯科健康診査の廃止
　　４．　乳幼児健診の委託料単価の見直し
　　４．　「妊婦歯科健健康診査」を「妊婦歯科健康相談」に変更する
　　４．　国保節目年齢(40歳・50歳・60歳・70歳)健診未受診者に対する訪問事業を開始
　　６．　大牟田市制９０周年記念事業「おおむたウエストサイズストーリー～市民と協働９０日間メタボチャレンジ～」の実施
　　９．　民生委員連絡協議会との連携事業である「こんにちは赤ちゃん訪問」の開始
２０．　２．　１　緊急肝炎ウイルス検査の開始
　　３．　支援を必要とする子どものための「サポートノート」を作成し、関係機関へ周知
　　３．　「1 歳児歯科健康診査」廃止
　　３．　「すこやか育児相談」廃止
　　４．　がん検診(個別方式)の通年実施を開始
　　４．　インターフェロン治療費助成事業の開始
　　５．　大牟田市食育推進委員会を設置
　　７．２２　生活保護受給者等を対象とした健康診査事業の開始

２　関係団体名簿

【保健衛生・医療関係】

（平成20年4月1日現在）

団 体 名	所 在 地	電話番号	代表者 職 氏名
大牟田医師会	大牟田市不知火町３丁目 104 番地	53 - 2673	会長 蓮沢　浩明
大牟田歯科医師会	大牟田市不知火町２丁目 149 番地	55 - 2211	会長 吉田　治國
大牟田薬剤師会	大牟田市有名町１丁目３番地３ 大薬センター内	52 - 2316	会長 安藤　寛治
福岡県看護協会	福岡市東区馬出 4-10-1 ナースプラザ福岡	092 - 631 - 1141	会長 神坂登世子
日本栄養士会福岡県筑後支部 大牟田分会	大牟田市上白川町１丁目 146	53 - 4173	分会長 黒田　恵
福岡県放射線技師会筑後支部	久留米大学病院 画像診断センター内	0942 - 35 - 3311	支部長 前田　孝
福岡県臨床衛生検査技師会	福岡市中央区赤坂１丁目 14 - 5 財）福岡県看護等研究研修センター内	092 - 713 - 5920	会長 長迫　哲郎
福岡県歯科衛生士会南支部	久留米市上津町 1391－72	0942－21－5581	支部長 天本　和子
福岡県助産師会筑後地区	大牟田市天領町１丁目 49 番地	55 - 6110	地区理事 内田　美知代
福岡県獣医師会筑後支部大牟田分会	大牟田市中白川町１丁目 102	53 - 3210	分会長 吉田　滋
大牟田市食生活改善推進協議会	大牟田市不知火町１丁目５番地１ 大牟田市保健所健康対策課内	41 - 2669	会長 山田　惠子
大牟田市食品衛生協会	大牟田市不知火町１丁目５番地１ 大牟田市保健所生活衛生課内	41 - 2668	会長 長田　貞之
福岡県公衆浴場生活衛生同業組合 大牟田支部	大牟田市新地町６ - ２	52 - 7034	代表 田河　一二
大牟田市衛生協力連合会	大牟田市不知火町１丁目５番地１ 大牟田市保健所生活衛生課内	41 - 2668	会長 杉野　栄一

【福祉関係】

（平成20年4月1日現在）

団 体 名	所 在 地	電話番号	代表者 職 氏名
社会福祉法人 大牟田市社会福祉協議会	大牟田市瓦町９番地３	57 - 2519	会長 永松　建次
社団法人 大牟田市シルバー人材センター	大牟田市北磯町 81 番地２	53 - 2319	理事長 一ノ瀬　清
大牟田市遺族連合会	大牟田市有明町２丁目２番地 19	52 - 2855	会長 中島　清俊
日本傷痍軍人会大牟田支部	大牟田市藤田町 471 番地２	55 - 9338	会長 内倉　照義
大牟田原爆被爆者の会	大牟田市東萩尾町 254 番地１	53 - 6839	会長 神川　浩
特定非営利活動法人 大牟田市母子寡婦福祉会	大牟田市新地町９番地１	51 - 3328	理事長 森島　ヨシエ
大牟田市保育所連絡協議会	大牟田市有明町２番地３ 市児童家庭課内	41 - 2661	会長 大戸　誠興
大牟田市民生委員・児童委員協議会	大牟田市瓦町９番地３ 総合福祉センター内	57 - 2519	会長 塚本　千草
特定非営利活動法人「ともしび会」 （精神障害者の家族の会）	大牟田市原山町 187 番地２	54 - 2131	会長 谷川　老子
大牟田市身体障害者福祉協会連合会	大牟田市瓦町９番地３ 総合福祉センター内	54 - 2434	会長 内田　勝巳
大牟田市雇用問題協議会	大牟田市有明町２丁目３番地 市福祉課内	41 - 2663	会長 古賀　道雄
大牟田市愛の献血推進協議会	大牟田市有明町２丁目３番地 市福祉課内	41 - 2663	会長 古賀　道雄
特定非営利活動法人 大牟田市障害者協議会	大牟田市新栄町 16 番地 11 の１	57 - 7161	理事長 内田　勝巳
大牟田市老人クラブ連合会	大牟田市瓦町９番地３ 総合福祉センター内	54 - 2422	会長 杉野　益己
大牟田市介護サービス事業者協議会	大牟田市有明町２－３ 中央地域包括支援センター内	41 - 2676	会長 蓮澤　浩明
大牟田市介護支援専門員連絡協議会	大牟田市有明町２－３ 中央地域包括支援センター内	41 - 2676	会長 安藤　寛治

３　社会福祉施設等一覧

（1）児童福祉施設

①助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて助産を受けさせることを目的とする施設。　　ー児童福祉法第36条ー

施設名	開　設 年月日	所在地	電話	定員	設置主体
大牟田市立総合病院 助産施設	H9.4.1	大牟田市宝坂町２丁目 19番地１	53-1061	1	市

②乳児院

乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合にはおおむね２歳未満の幼児を含む）を入所させて、これを療育することを目的とする施設。　　ー児童福祉法第37条ー

施設名	開　設 年月日	所在地	電話	定員	設置主体
甘木山乳児院	S46.6.1	大牟田市大字甘木1158	58-0205	20	社会福祉法人

③母子生活支援施設

配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立の促進の為にその生活を支援する。　　ー児童福祉法第38条ー

施設名	開　設 年月日	所在地	電話	定員	設置主体
大牟田市 母子生活支援施設	S23.3.31	大牟田市小浜町44番地５	52-2460	20 世帯	市

④養護施設

施設名	開　設 年月日	所在地	電話	定員	設置主体
甘木山学園	S31.10.　1	大牟田市大字甘木1158	58-0205	90	社会福祉法人

⑤保育所

日々保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設。

ー児童福祉法第39条ー

施設名	所在地	電話	定員	認可年月	設置主体
天領保育所	大牟田市天領町１丁目113番地６	52-4142	80	S32.10.　1	市
歴木保育所	〃　大字歴木824番地１	52-7511	90	S23.　7.　1	
白鷺保育所	〃　大字岬2907番地３	51-5777	60	S57.　4.　1	社会福祉法人
小鳩保育園	〃　駛馬町52番地	52-7457	90	H 6.　4.　1	
久福木保育所	〃　大字久福木352番地	52-5169	90	S51.　4.　1	
萩尾保育園	〃　萩尾町１丁目316番地１	53-4955	80	S57.　4.　1	
白銀保育所	〃　大字白銀967番地29	58-0818	180	S53.　4.　1	
みずほ保育園	〃　通町２丁目２番地10	52-4762	130	S43.　5.　1	
竹の子保育園	〃　三川町２丁目85番地	56-0006	90	S58.　4.　1	
高取保育園	〃　大字歴木４番地32	56-5240	90	S53.　7.　1	
小浜保育所	〃　小浜町42番地28	53-5419	150	S25.12.13	

日の出保育所	〃　下白川町 2 丁目 18 番地 2	54-1081	180	S50. 11. 1	
不知火保育園	〃　南船津町 1 丁目 2 番地 2	53-6174	90	S26. 4. 1	
青龍保育所	〃　大字倉永 117 番地 2	58-0231	90	S30. 4. 1	個人
緑保育所	〃　右京町 45 番地	53-5659	90	S25. 12. 13	
光円寺保育園	〃　浜田町 12 番地 3	54-6362	90	S29. 3. 31	
上官保育園	〃　上官町 1 丁目 7 番地 6	51-5778	90	S25. 12. 13	
笹原保育所	〃　新勝立町 5 丁目 4 番地	52-8936	60	S30. 12. 1	
中町保育園	〃　中町 2 丁目 9 番地 5	52-4585	90	S31. 8. 1	
くるみ園	〃　沖田町 234 番地	52-8104	90	S30. 4. 1	
三池保育園	〃　大字新町 185 番地	52-5510	120	S26. 4. 1	
草木保育園	〃　大字草木 363 番地	52-2015	120	S31. 3. 31	

⑥学童保育所

施設名	所在地	電話	定員
三池学童保育所	大牟田市大字新町 289 番地 三池小学校内専用建物	51-7986	40
高取学童保育所	大牟田市大字歴木 1807 番地 58 高取小学校内余裕教室	51-7987	40
中友学童保育所	大牟田市中友町 1 番地 20 中友小学校内余裕教室	52-4362	40
みなと学童保育所	大牟田市上屋敷町 2 丁目 3 番地 1 みなと小学校内専用建物	51-7988	40
白川学童保育所	大牟田市中白川町 1 丁目 183 番地 白川小学校内余裕教室	54-4722	40
銀水学童保育所	大牟田市大字田隈 175 番地 12 専用建物	53-1690	40
吉野学童保育所	大牟田市大字白銀 959 番地内 専用建物	50-1388	40
笹原学童保育所	大牟田市萩尾町 1 丁目 313 番地 1 民立児童館	53-4956	40
大牟田学童保育所	大牟田市笹林町 1 丁目 1 番地 3 大牟田小学校内余裕教室	54-8881	40
手鎌学童保育所	大牟田市大字唐船 383 番地 1 専用建物	57-0600	40
駛馬北学童保育所	大牟田市馬場町 17 番地 駛馬北小学校内余裕教室	53-0091	40
羽山台学童保育所	大牟田市大字草木 587 番地 3 羽山台小学校内専用建物	57-0505	40
明治学童保育所	大牟田市明治町 2 丁目 21 番地 1 明治小学校内余裕教室	57-2335	40
大正学童保育所	大牟田市大正町 5 丁目 5 番地 9 大正小学校内余裕教室	55-0303	40

⑦知的障害児施設

知的障害の児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。　　ー児童福祉法第 42 条ー

施設名	開　設 年月日	所在地	電話	定員	設置主体
あけぼの学園	S40. 5. 1	大牟田市萩尾町 1 丁目 389	53-0122	10	社会福祉法人

⑧知的障害児通園施設

知的障害児の児童を日々保護者のもとから通わせてこれを保護するとともに、独立自立に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。 ―児童福祉法第42条の2―

施設名	開　設 年月日	所在地	電話	定員	設置主体
りんどう学園	S41．5．1	大牟田市大字今山755	53-8204	30	社会福祉法人

⑨重症心身障害児施設

重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せもつ児童が入所して、医学的管理の下に療育を受ける施設。

―児童福祉法第43条の4―

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
独立行政法人 国立病院機構 大牟田病院	H18．10．1	大牟田市大字橘1044番地1	58-1122	80	国

⑩児童遊園

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設。

―児童福祉法第40条―

施設名	竣工年月日	所在地	面積(㎡)
明治児童遊園	S35．4．1	大牟田市明治町2丁目61番地1	853
小浜児童遊園	S35．4．1	〃　小浜町3丁目2番地13	911
浪花児童遊園	S36．4．1	〃　浪花町115番地	505
上官児童遊園	S37．4．1	〃　上町2丁目4番地2	1,254
深倉児童遊園	S38．4．1	〃　大字深倉1280番地	1,200
白銀児童遊園	S39．4．1	〃　大字白銀765番地	1,154
高砂児童遊園	S45．3.31	〃　高砂町32番地4	3,396
西浜田児童遊園	S47．4．1	〃　西浜田町500番地	896
樋口児童遊園	S48．4．1	〃　汐屋町9番地	2,343
宮原児童遊園	S51．4．1	〃　黄金町1丁目512番地	1,758
沖田児童遊園	S52．4．1	〃　沖田町2番地	670
今山第一児童遊園	S53．4．1	〃　大字今山1209番地9	891
平野山児童遊園	S53．4．1	〃　大字歴木1807番地683	579
平原児童遊園	S55．4．1	〃　龍湖瀬町10番地1	591
ひばりケ丘児童遊園	S56．4．1	〃　大字勝立67番地4	2,168
笹原児童遊園	S57．4．1	〃　笹原町2丁目87番地1	1,918
鳥塚児童遊園	S58．4．1	〃　鳥塚町86番地	8,540
坂井児童遊園	S62．4．1	〃　大字岩本1551番地2	510

(2)老人福祉施設

①養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設。 ―老人福祉法第20条の4―

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
吉野園	H18.4.1	大牟田市大字吉野2156番地2	58-0139	90	社会福祉法人 博愛福祉会

※ 大牟田市で設置運営していたものを、平成18年3月31日をもって上記社会福祉法人へ委譲したもの。

②軽費老人ホーム

比較的健康で、身の回りのことはある程度できる60歳以上の者が、家庭環境や住宅事情により居宅において生活することが困難な場合に、低額な料金で入居できる施設。　　－老人福祉法第20条の6－

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
久福木サン荘	S55.6.16	大牟田市大字久福木1169番地	51-1411	80	社会福祉法人 原交会福祉会

③ケアハウス

身の回りのことはある程度できる60歳以上の者が、身体機能の低下または高齢のために独立して生活するには不安があり、居宅において生活することが困難な場合に、低額な料金で入居できる施設。

－老人福祉法第20条の6－

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
やぶつばき	H5.6.1	大牟田市青葉町130番地2	55-6666	50	社会福祉法人 木犀会
シニアライフ久福木	H5.3.7	〃　大字久福木885番地3	55-2011	30	社会福祉法人 原交会福祉会
サンフレンズ	H7.2.20	〃　沖田町510番地	43-1223	15	社会福祉法人 東翔会
ま・めぞん	H17.11.1	〃　中町1丁目5番地1	41-5335	20	社会福祉法人 それいゆ

④老人福祉センター

老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。　　－老人福祉法第20条の7－

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
老人福祉センター	S47.6.27	大牟田市若宮町2番地1	54-9073	160	大牟田市

（3）障害者福祉施設

①障害者支援施設

障害者自立支援法に基づき、生活介護等を受けている障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う施設。

－障害者自立支援法第5条－

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
大牟田恵愛園	S58. 4. 12	大牟田市大字今山4368番地2	51-8750	50	社会福祉法人

②療養介護施設

一定の障害状況にある障害者に対し、病院での長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を行うことで、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図ることを目的とする施設。

－障害者自立支援法第5条－

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
独立行政法人 国立病院機構　大牟田病院	H18. 10. 1	大牟田市大字橘1044番地1	58-1122	80	国

③身体障害者授産施設（旧法指定施設）

身体障害者であって雇用されることが困難なもの又は生活に困窮するもの等を入所（通所）させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させることを目的とする施設。

ー障害者自立支援法附則第41条ー

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
恵愛ワークセンター（通所）	H3．4．1	大牟田市大字今山4368番地3	43-1202	20	社会福祉法人

④知的障害者更生施設（旧法指定施設）

１８歳以上の知的障害者を入所（通所）させ、保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う施設。

ー障害者自立支援法附則第58条ー

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
有明ホーム（入所）	S50．7．1	大牟田市大字櫟野2771番地	57-2130	66	社会福祉法人
あけぼの苑（入所）	H15．4．1	大牟田市萩尾町1丁目389番地	53-0122	70	社会福祉法人

⑤知的障害者授産施設（旧法指定施設）

１８歳以上の知的障害者であって雇用されることが困難なものを入所（通所）させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設。

ー障害者自立支援法附則第58条ー

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
大牟田ワークショップセンター（入所）	S62．5．1	大牟田市大字櫟野2824番地	56-7512	50	社会福祉法人
大牟田授産センター（通所）	S58．4．1	大牟田市大字櫟野2771番地5	51-5705	40	社会福祉法人

⑥知的障害者通勤寮（旧法指定施設）

就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立自活に必要な助言及び指導を行う施設。

ー障害者自立支援法附則58条ー

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
有明通勤センター	S51．4．1	大牟田市萩尾町1丁目410番地	53-4156	22	社会福祉法人

⑦共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設。

ー障害者自立支援法第5条ー

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
希望の家	H16．8．1	大牟田市大字新町343番地3	59-3033	4	社会福祉法人
希望ヶ丘荘	H9．4．1	大牟田市下池町29番地	52-8881	5	医療法人
さくらｶﾞｰﾃﾞﾝﾊｲﾂ	H15．4．1	大牟田市下池町37番地	52-8805	6	医療法人

⑧共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設。

ー障害者自立支援法第5条ー

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
希望の家	H16．8．1	大牟田市大字新町343番地3	59-3033	4	社会福祉法人

⑨福祉ホーム

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする施設。

ー障害者自立支援法第77条ー

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
つくしんぼ小浜	H19.1．1	大牟田市小浜町98番地12	51-8750	9	社会福祉法人

（4）精神障害者社会復帰施設

①生活訓練施設（援護寮）

家庭での日常生活に支障がある精神障害者に対し、生活の場として居室を提供し、生活訓練及び指導等を行い、社会復帰及び自立の促進を図ることを目的とする施設。

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
アプリコットハウス	H11．4．1	大牟田市萩尾町１丁目２番地１	52-0022	20	医療法人

②精神障害者授産施設

就職が困難な精神障害者に対し、必要な訓練を行い、就業につなげて自活させることを目的とする施設。

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
森の工房「どんぐり」（通所）	H14．4．1	大牟田市下池町31番地２	52-7575	30	医療法人

③精神障害者福祉ホーム

住居を求めている精神障害者に対し、生活の場として居室を提供し、社会復帰及び自立の促進を図ることを目的とする施設。

施設名	開設年月日	所在地	電話	定員	設置主体
サン・フラワー	H13．4．1	大牟田市大字三池878番地	59-7066	20	医療法人

４　介護保険施設一覧

（1）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（特別養護老人ホーム）

65 歳以上の者であって身体上または精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設。　　－老人福祉法第 20 条の 5－

（介護老人福祉施設）

特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とする施設をいう。　　－介護保険法第 8 条第 24 項－

施設名	指　定 年月日	所在地	電話	定員	設置主体	デイ 併設	校区
天光園	H12. 2. 1	大牟田市宮崎 1695-2	58-2835	110	社会福祉法人 天光会	○	倉永
延寿苑	H12. 2. 1	大牟田市今山 4345-1	51-2942	50	社会福祉法人 福因寺福祉会	○	高取
サン久福木	H12. 4. 1	大牟田市久福木 894	55-2011	96	社会福祉法人 原交会福祉会	○	銀水
サンフレンズ	H12. 4. 1	大牟田市沖田町 510	43-1223	50	社会福祉法人 東翔会	○	駛馬南
こもれび	H12. 4. 1	大牟田市中町 1 丁目 4-1	55-5066	50	社会福祉法人 それいゆ	○	明治
美さと	H14. 10. 15	大牟田市南船津町 1 丁目 10	57-3310	50	社会福祉法人 けんこう	○	みなと
サンホリデー	H17. 10. 1	大牟田市岬 2860-2	43-5077	50	社会福祉法人 グッドタイムズ	－	手鎌
昌普久苑	H18. 10. 15	大牟田市上白川町 2 丁目 31-3	57-7378	40	社会福祉法人 大牟田市福祉事業協会	○	白川

（2）介護老人保健施設

要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る）に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として都道府県知事の許可を受けたもので、病状が安定した者に機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の支援を行う。　　－介護保険法第 8 条第 25 項－

施設名	指　定 年月日	所在地	電話	定員	設置主体	通所 リハ	校区
大牟田 ライフケア院	H12. 4. 1	大牟田市田隈 808-1	52-8899	80	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 福岡県済生会	○	銀水
サンファミリー	H12. 4. 1	大牟田市甘木 1158	58-7722	100	社会福祉法人 甘木山学園	○	手鎌
くろさき苑	H12. 4. 1	大牟田市岬 1254-1	54-9639	100	医療法人 親仁会	○	手鎌
ハッピーランド	H12. 4. 1	大牟田市宮部 171-2	51-0556	100	医療法人 福寿会	○	銀水
さんぽ	H12. 4. 1	大牟田市三池 866	53-1001	80	医療法人 冨松記念会	○	三池
はなぞの	H12. 4. 1	大牟田市花園町 64-5	52-8600	80	医療法人 信和会	○	上官

(3)介護療養型医療施設

療養病床等（療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟）を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等（当該療養病床等のうちその治療の必要性の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）において、常時医学的管理が必要で療養が長期間にわたる高齢者等に対し、施設サービス計画に基づく療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うことを目的とする施設。

ー介護保険法第8条第26項ー

施設名	指　定 年月日	所在地	電話	定員	設置主体	校区
重藤外科医院	H12.4.1	大牟田市日出町3丁目1-21	57-2211	6	個人	白川
白川病院	H12.4.1	大牟田市上白川町1丁目146	53-4173	60	医療法人静光園	白川
曽我病院	H12.4.1	大牟田市大字吉野859	58-1234	90	医療法人曽我病院	吉野
木村内科医院	H12.4.1	大牟田市大字手鎌830	51-7680	16	医療法人寿心会	手鎌
今野病院	H12.4.1	大牟田市末広町5-2	52-5580	24	医療法人完光会	駛馬北
西村クリニック	H12.4.1	大牟田市大字白川18-35	54-5457	4	医療法人恵愛会	羽山台
大牟田共立病院	H12.4.1	大牟田市明治町3丁目7－5	53-5461	46	医療法人悠久会	明治
岩井外科胃腸科医院	H12.4.1	大牟田市大字久福木82-1	52-6565	6	医療法人 岩井外科胃腸科医院	銀水
有明病院	H14.1.1	大牟田市船津町440-3	52-5245	57	医療法人幸親会	みなと

5　地域密着型サービス事業所一覧

(1)夜間対応型訪問介護

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行う。

ー介護保険法第8条第15項ー

事業所名	指　定 年月日	所在地	電話	設置主体	校区
こもれび	H19.3.15	大牟田市中町1丁目4-1	55-5066	社会福祉法人こもれび	明治
サンフレンズ	H19.3.15	大牟田市沖田町510	43-1223	社会福祉法人東翔会	駛馬南
大牟田医師会	H19.3.15	大牟田市不知火町2-144	41-9502	社団法人大牟田医師会	大牟田

(2)認知症対応型通所介護

要介護又は要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 ―介護保険法第8条第16項、第8条の2第15項―

事業所名	指　定 年月日	所在地	電話	定員	設置主体	校区
ゆず	H18.4.1	大牟田市橘1494-1	50-0844	11	社会福祉法人 天光会	吉野
ブルーム	H18.4.1	大牟田市歴木479-37	53-8050	12	有限会社 ブルーム	羽山台
ふぁみりえ	H18.6.1	大牟田市沖田町510	43-1223	3	社会福祉法人 東翔会	駛馬南
ふらねコパン	H19.8.1	大牟田市新地町14-7	55-5802	12	社会福祉法人 それいゆ	中友
なかまちの家	H19.8.1	大牟田市中町1丁目5-2	41-5315	3	社会福祉法人 それいゆ	明治
せせらぎ	H20.2.1	大牟田市上白川町1丁目246	53-4184	12	医療法人 静光園	白川
ぷらいえ	H20.5.1	大牟田市田隈827-1	53-8721	12	医療法人 東翔会	銀水
美さと	H20.5.1	大牟田市南船津町2丁目9	31-5770	12	社会福祉法人 けんこう	みなと

(3)小規模多機能型居宅介護

要介護者又は要支援者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにする。 ―介護保険法第8条第17項、第8条の2第16項―

事業所名	指　定 年月日	所在地	電話	定員			設置主体	校区
				登録	通い	泊まり		
ひらばるの家	H18.8.1	大牟田市歴木990-19	53-5270	12	6	5	医療法人 完光会今野病院	平原
あおぞら	H18.8.1	大牟田市神田町257	56-2373	18	9	5	医療法人 完光会今野病院	駛馬南
もも	H18.8.1	大牟田市歴木1807-275	51-1612	18	9	3	有限会社 美里	高取
いまやまの家	H18.9.1	大牟田市今山1184-23	59-3606	20	12	4	医療法人 親仁会	三池
わたぜ	H18.11.1	大牟田市倉永1652-1	58-1111	25	15	5	株式会社 銀水会	倉永
マイラポールハウス（明治校区）	H19.1.1	大牟田市城町2丁目51-4	51-8899	25	15	8	NPO法人 蘭藷ｸﾞｯﾄﾞｹｱｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ	明治
ぷらいえ	H19.5.1	大牟田市田隈827-1	55-8721	25	15	8	医療法人 東翔会	銀水
リビングアエル	H19.8.1	大牟田市正山町127-1	85-6543	25	15	6	やまなみ介適生活 株式会社	大牟田

ひだまり	H19.11.1	大牟田市上白川町 1 丁目 246	53-4186	25	15	9	医療法人 静光園	白川
花ごよみ	H19.11.1	大牟田市黄金町 1 丁目 237-1	52-4624	24	12	8	医療法人 信和会	駛馬北
てつお	H19.11.1	大牟田市手鎌 897	51-7681	25	15	7	医療法人 寿心会木村内科医院	手鎌
恵愛の里	H19.11.1	大牟田市白川 18-31	55-3616	20	12	5	医療法人 恵愛会	羽山台
ふかうらの家	H20.2.1	大牟田市岬 1202-1	41-1121	20	15	9	医療法人 親仁会	手鎌
みえあむ	H20.5.1	大牟田市沖田町 491	43-1223	25	15	6	社会福祉法人 東翔会	駛馬南
美さと	H20.5.1	大牟田市南船津町 2 丁目 9	31-5770	20	12	6	社会福祉法人 けんこう	みなと
槐	H20.8.1	大牟田市三里町 1 丁目 4-4	41-9077	18	9	7	医療法人 吉田クリニック	みなと
くぶき	H20.8.1	大牟田市久福木 398	41-8188	25	15	6	株式会社 銀水会	銀水
桜の家	H20.8.1	大牟田市橘 1494-1	50-0844	25	15	7	社会福祉法人 天光会	吉野
たけとんぼ	H20.8.1	大牟田市櫟野 3260-102	53-7778	24	12	5	医療法人 静光園(第二病院)	玉川
つぼみ	H20.11.1	大牟田市下池町 36-1	85-0185	24	12	4	医療法人 静光園(第二病院)	笹原
よしの	H20.11.1	大牟田市吉野 2138	58-1186	12	6	4	社会福祉法人 博愛福祉会	倉永

(4)認知症対応型共同生活介護

要介護者又は要支援者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

－介護保険法第 8 条第 18 項、第 8 条の 2 第 17 項－

事業所名	指　定 年月日	所在地	電話	定員	設置主体	校区
青葉	H18.4.1	大牟田市青葉町 12-11	55-0777	18	医療法人 完光会今野病院	駛馬北
ユウワ	H18.4.1	大牟田市出雲町 1-15	55-1117	18	株式会社 ゆうわ	大牟田
総健	H18.4.1	大牟田市鳥塚町 10-1	41-9222	8	医療法人 光輪会	白川
ふぁみりえ	H18.4.1	大牟田市沖田町 492	43-1223	27	社会福祉法人 東翔会	駛馬南
フェニックス苑	H18.4.1	大牟田市新町 395	56-5588	9	医療法人 光輪会	三池
天光園	H18.4.1	大牟田市宮崎 1710－３	58-2835	9	社会福祉法人 天光会	倉永
ひまわり	H18.4.1	大牟田市西浜田町 15-3	56-3733	9	医療法人 親仁会	中友

虹の家きなっせ	H18.4.1	大牟田市吉野1364-1	59-9540	9	筑後保健生活協同組合	倉永
なかまちの家	H18.4.1	大牟田市中町1丁目5-2	41-5315	18	社会福祉法人それいゆ	明治
ファミーユ	H18.4.1	大牟田市野添町20-19	41-1171	18	財団法人大牟田医療協会	駛馬南
いろは	H18.4.1	大牟田市三池163	53-3168	18	医療法人冨松記念会	三池
ふれあい	H18.5.1	大牟田市田隈766-5	41-8210	9	有限会社ふれあい	銀水
やまぼうし	H20.8.1	大牟田市櫟野3260-102	53-7788	9	医療法人静光園(第二病院)	玉川
きらめき	H20.11.1	大牟田市上白川町1丁目246	53-4185	9	医療法人静光園	白川

(5)地域密着型特定施設

地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

ー介護保険法第8条第19項ー

事業所名	指定年月日	所在地	電話	定員	設置主体	校区
有料老人ホーム杏	H18.4.1	大牟田市倉永76-1	58-0398	11	有限会社うえだ	倉永
すまいるホームいまやま	H18.4.1	大牟田市今山2200-1	41-4800	20	有限会社ｼｬｲﾆﾝｸﾞﾗｲﾌ	三池
ケアハウスま・めぞん	H18.4.1	大牟田市中町1丁目5-1	41-5335	20	社会福祉法人それいゆ	明治

(6)地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

ー介護保険法第8条第20項ー

事業所名	指定年月日	所在地	電話	定員	設置主体	校区
たちばな	H20.8.1	大牟田市橘1494-1	50-0844	20	社会福祉法人天光会	吉野

６　介護予防拠点・地域交流施設一覧

介護予防拠点・地域交流施設とは、高齢者等の介護予防の拠点として、また薄れてきた地域の人と人とのつながりを持てる場、世代を超えて交流ができる場として、地域の誰もが利用できる施設です。

普段は、地域のために開放されていますので、自由に利用することができます。サークル活動や各種会合に利用できる施設もあります。

また、週に１回は健康づくり、閉じこもり防止、世代間交流などを目的とした「介護予防事業」が実施され、体操教室、栄養教室、レクリエーション、地域の子供たちとの交流事業等が行われます。

施設名	開設月	所在地	電話	設置主体	校区
よらんかん	H18.5	大牟田市築町2-9	59-8630	築町商店街振興組合	大牟田
ふれあい交流館	H18.5	大牟田市藤田町365-3	53-7282	有限会社 エヴァアソシエーション	駛馬南
延寿苑	H18.7	大牟田市歴木1807-1291	51-4340	社会福祉法人 福因寺福祉会	高取
やぶつばき地域交流センター	H18.7	大牟田市青葉町130-2	51-8880	社会福祉法人 木犀会	駛馬北
地域サポートネットたかとり	H18.8	大牟田市歴木4-48	56-0999	社会福祉法人 あらぐさ会	高取
コムーネ	H18.9	大牟田市田隈820-1	57-6636	医療法人 東翔会	銀水
あじさい地域交流広場	H18.9	大牟田市今山1184-18	59-3606	医療法人 親仁会	三池
いろは	H18.9	大牟田市三池160-1	53-3168	医療法人 冨松記念会	三池
集いの場　わたぜ	H18.11	大牟田市倉永1652-1	58-1111	株式会社 銀水会	倉永
ひばり	H18.11	大牟田市不知火町2-144	41-5330	社団法人 大牟田医師会	大牟田
たんぽぽ	H19.1	大牟田市八本町100-9	51-8807	社会福祉法人 キリスト者奉仕会	平原
いこい	H19.3	大牟田市黄金町1-237-9	52-8600	医療法人 信和会	駛馬北
かめざき	H19.3	大牟田市宮崎1710-3	58-2835	社会福祉法人 天光会	倉永
すまいる	H19.3	大牟田市明治町2-16-4	53-5467	医療法人 悠久会	明治
くぬぎ	H19.4	大牟田市歴木977-4	54-0055	医療法人 けんこう	平原
美さとひろば	H19.4	大牟田市南船津町2-9	57-3310	社会福祉法人 けんこう	三里
済生会　大牟田地域支援センター	H19.4	大牟田市田隈808-1	52-8899	社会福祉法人 恩賜財団済生会	銀水
あそぼーい	H19.4	大牟田市三里町2-10-10	55-5500	株式会社 丶（てん）元氣	三里
春日	H19.6	大牟田市一浦町6-3	56-5432	医療法人 春日医院	大牟田

リビングアエル	H19.8	大牟田市正山町 127-1	85-6543	やまなみ介適生活 株式会社	大牟田
サンフレンズ・きてみてテラス	H19.9	大牟田市沖田町 491	43-1223	社会福祉法人 東翔会	駛馬南
じゃんぐるジム	H19.9	大牟田市中町 1 丁目 4-1	41-5321	社会福祉法人 それいゆ	明治
しらかわ	H19.11	大牟田市上白川町 1 丁目 246	53-4186	医療法人 静光園	白川
くすのき	H19.11	大牟田市手鎌 897	51-7681	医療法人寿心会 木村内科医院	手鎌
恵愛の里	H19.11	大牟田市白川 18-46	54-5457	医療法人 恵愛会	羽山台
ふれあいセンター尾尻	H19.11	大牟田市橘 166-2	58-2719	尾尻ネットワーク見守り隊	銀水
アザレア地域交流広場	H20.2	大牟田市岬 1202-1	41-1121	医療法人 親仁会	手鎌
地域の縁がわ ひらばる	H20.6	大牟田市亀甲町 30	85-5079	NPO 法人 コレクティブ	平原
槐	H20.8	大牟田市三里町 1 丁目 4-4	41-9077	医療法人 吉田クリニック	みなと
集いの場　くぶき	H20.8	大牟田市久福木 398	41-8188	株式会社 銀水会	銀水
和	H20.8	大牟田市橘 1494-1	50-0844	社会福祉法人 天光会	吉野
かたらいの森 ひばりヶ丘	H20.8	大牟田市櫟野 3260-102	53-7778	医療法人 静光園(第二病院)	玉川
サロン・すいせん	H20.10	大牟田市野添町 1-8	57-2000	財団法人 大牟田医療協会	駛馬南
さくら並木 ささはら	H20.11	大牟田市下池町 36-1	85-0185	医療法人 静光園(第二病院)	笹原
よしの	H20.11	大牟田市吉野 2138	58-1186	社会福祉法人 博愛福祉会	倉永

7　救急医療関係施設一覧

救急告示医療機関名	所在地	電話
福岡県済生会大牟田病院	大字田隈 810	53-2488
米の山病院	大字今山 2324-1	51-3311
（医）恒生堂永田整形外科病院	原山町 1-1	53-3879
大牟田記念病院	大字歴木 1841	53-5071
杉循環器科内科病院	大字田隈 950-1	56-1119
落合脳神経外科医院	大字吉野 2013-1	41-3711
社会保険大牟田天領病院	天領町 1-100	54-8482
南大牟田病院	臼井町 23-1	57-2000
大牟田市立総合病院	宝坂町 2-19-1	53-1061

8　相談機関・窓口一覧

（1）保健所で行っている相談

相談内容	受付曜日	受付時間	問い合わせ先	電　話	備　考
エイズ抗体検査・相談	毎月曜日	13:00～14:30	健康対策課 結核感染症担当	41－2669	無料、匿名で受付、結果は当日説明
エイズ相談	月～金	8:30～12:00 13:00～17:00	健康対策課 結核感染症担当	41－2669	匿名で受付
石綿健康被害救済給付申請受付・相談	月～金	8:30～12:00 13:00～17:00	健康対策課 結核感染症担当	41－2669	申請受付は労災補償以外の健康被害者及びその遺族
ママのほっとスペース	原則 第 3 火曜	10:00～11:30	児童家庭課 母子保健担当	41－2661	乳幼児の相談（育児・栄養）
			健康対策課 健康増進担当	41－2669	
赤ちゃん広場	第 4 水曜	13:30～15:30	児童家庭課 母子保健担当	41-2661	乳幼児の相談（育児・歯科・栄養）
			健康対策課 健康増進担当	41-2669	
妊婦健康相談	第 1 金曜 第 3 金曜	13:00～14：00	児童家庭課 母子保健担当	41－2661	母子健康手帳の交付・歯科・保健・栄養相談など
ことばとこころの相談	不定期 月に５回		児童家庭課 母子保健担当	41－2661	予約制 専門家による相談や助言
発達クリニック	第 4 火曜	9:00～15:00	児童家庭課 母子保健担当	41－2661	予約制 専門医師による診察や助言
心の健康相談 （思春期、酒害含む）	第 4 水曜	13:00～14:00	福祉課 認定・相談担当	41－2663	予約制 医師による相談

(2)障害福祉や悩み事などの相談

施設名・所在地	電話番号	相談受付内容等	受付時間
福祉課	41－2663	身体・知的・精神に障害がある方の相談全般	月～金8：30～17：00
ハーツ	59－0803	身体・知的・精神に障害がある方の生活支援相談	月～金9：00～18：00 土曜　9：00～13：00 転送電話にて24時間対応
サンローレル	53－0122	身体・知的・精神に障害がある方の生活支援相談	月～土9：00～17：00
あじさい	55－8555	身体・知的・精神に障害がある方の生活支援相談	9：00～19：00
潮	41－8733	身体・知的・精神に障害がある方の生活支援相談	8：30～19：00

(3)高齢者の保健福祉サービスや家庭介護に関する相談

施設名		所在地	電話	備考
地域包括支援センター	中　央	大牟田市役所本庁舎1階	41-2676	(担当校区) 大牟田、大正 上官、平原、白川、中友
	北　部	手鎌地区公民館内	59-6020	(担当校区) 手鎌、明治 吉野、上内、倉永
	東　部	三池地区公民館内	41-5506	(担当校区) 三池、銀水 羽山台、高取
	南　部	駛馬地区公民館内	41-2020	(担当校区) みなと、諏訪 駛馬北、駛馬南、笹原 川尻、天道、玉川
介護予防・相談センター	大牟田市社会福祉協議会	大牟田市瓦町9番地3 大牟田市総合福祉センター内	57-2541	(担当校区) 上官、平原
	天光園	大牟田市大字宮崎1695番地2	50-0844	(担当校区) 吉野、倉永、上内
	サン久福木	〃　大字久福木894番地	55-2035	(担当校区) 銀水、羽山台
	延寿苑	〃　大字歴木1807番地1291	51-4340	(担当校区) 三池、高取
	サンフレンズ	〃　沖田町510番地	43-1272	(担当校区) 川尻、駛馬南、笹原
	やぶつばき	〃　青葉町130番地2	51-8880	(担当校区) 玉川、天道、駛馬北
	大牟田医師会	〃　不知火町2丁目144番地	41-5446	(担当校区) 大牟田、大正
	こもれび	〃　中町1丁目4番地1	41-5321	(担当校区) 明治、手鎌
	済生会ライフケア院	〃　田隈810番地	53-2491	(担当校区) 白川、中友
	美さと	〃　南船津町1丁目10番地	57-3310	(担当校区) みなと、諏訪
長寿社会推進課		大牟田市役所本庁舎1階	41-2683	(旧介護保険課)
			41-2672	

あんしん介護相談員の会	大牟田市新栄町 16-11 新栄町商店街内 まちかど福祉・人の駅「ほっとかん」	57-7202	毎週水・土曜日 午前 10 時～午後 3 時
在宅介護者の会	大牟田市瓦町 9 番地 3 大牟田市総合福祉センター内	57-2519	

(4)子どもの相談

施設名・所在地	電話番号	相談受付内容等	受付時間
児童家庭課	41-2661	子育てや子どもの健康や発達に関すること、歯科保健に関すること	平日 8:30～17:00
大牟田市児童家庭相談室 (児童家庭課内)	41-2684	子どもについての悩み事	平日 8:30～17:00
つどいの広場 (子育て支援センター)	52-5656	子育てに関する相談	火曜～土曜 8:30～17:00
赤ちゃん１１０番 (甘木山乳児院)	58-0952	子育てに関する相談	指定なし
福岡県大牟田児童相談所	54-2344	子どもについてのあらゆる心配ごとや悩みごとの相談 面接、訪問可	平日 8:30～17:00 電話のみ 24 時間対応

(5)健康・医療の相談

施設名・所在地	電話番号	相談受付内容等	受付時間
児童家庭課	41-2661	重度心身障害医療、母子家庭等医療、乳幼児医療	平日 8:30～17:00
生活衛生課	41-2668	医療や医療施設についての相談・問合せ	平日 8:30～17:00
健康対策課	41-2669	生活習慣病、難病（特定疾患)、原子爆弾被爆者等についての相談・問合せ	平日 8:30～17:00

(6)仕事・就労の相談

施設名・所在地	電話番号	相談受付内容等	受付時間
ハローワーク大牟田 （大牟田公共職業安定所）	53-1551	就職に関する相談	平日 8:30～17:15
シルバー人材センター	53-2319	高齢者の雇用に関する相談・支援	平日 8:30～17:00
大牟田労働基準監督署	53-3987	労働問題に関する相談	平日 8:30～17:15
母子家庭等就労巡回相談 (会場：県大牟田総合庁舎)	41-2661 （児童家庭課）	母子家庭の就労相談 (予約は児童家庭課)	毎月第 1 火曜日 10:00～14:00

平成20年版　大牟田市の保健福祉

発行／平成20年12月
大牟田市保健福祉部保健福祉総務課
〒836-8666　福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
電話　0944-41-2660　ファクス　0944-41-2675
電子メール　chiikifukushi@city.omuta.lg.jp
ホームページ　http://www.city.omuta.lg.jp/